



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
[主要国農業戦略]
研究資料 第3号

平成25年度カントリーレポート

アメリカ, 韓国, ベトナム,
アフリカ

平成26年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成 19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが、平成 25（2013）年度からは、研究の枠組みが 3 年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。

プロジェクト研究「主要国の農業戦略等に関する研究」においては、主要国の農業・農政に係る情報の収集・提供を引き続き行うとともに、我が国農業・農政への含意を得ることを目的として、対象国の個々の政策の把握にとどまらない、その背景にある戦略や固有の事情にまで踏み込んだ分析を行うことを目指している。

その目標がどこまで達成できているか、はなはだ心許なく、いまだ不十分な点多々あるかと思うが、カントリーレポートは今後とも継続して充実を図るつもりであるので、お気づきの点については御指摘を賜れば幸いである。

【参考】 平成 19 年～24 年度カントリーレポート

（平成 19 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 1 号 中国，韓国
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 2 号 ASEAN，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 3 号 インド，サブサハラ・アフリカ
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 4 号 オーストラリア，アルゼンチン，
EU 油糧種子政策の展開

（平成 20 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 5 号 中国，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 6 号 オーストラリア，アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 7 号 米国，EU
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 8 号 韓国，インドネシア

（平成 21 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 9 号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 10 号 中国，インド
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア，ニュージーランド，
アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU，米国，ブラジル
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国，タイ，ベトナム

(平成 22 年度所内プロジェクトカントリーレポート)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 1 号 アルゼンチン, インド
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 2 号 中国, タイ
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 3 号 EU, 米国
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 4 号 韓国, ベトナム

(平成 23 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, 韓国 (その 1)
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 タイ, ベトナム
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 米国, カナダ, ロシア及び
大規模災害対策 (チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 EU, 韓国, 中国, ブラジル,
オーストラリア

(平成 24 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, タイ
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 ロシア, インド
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 カナダ, フランス, ブラジル,
アフリカ, 韓国, 欧米国内食料援助

アメリカ，韓国，ベトナム，アフリカ

目 次

第 1 章 アメリカ 2014 年農業法の概要について

－農業経営安定対策を中心に－

(吉井邦恒) ……1

- 1. 2014 年農業法制定の背景と論点 …… 1
- 2. 2014 年農業法の概要 ……14

第 2 章 米国の経営安定政策の変遷とその背景

(勝又健太郎) ……37

- 1. はじめに ……37
- 2. 価格所得政策の変遷とその背景 ……37
- 3. リスク管理政策（農業保険及び災害援助支払）の変遷とその背景 ……53
- 4. おわりに ……59

第 3 章 韓国の農林水産予算と基金 －貿易自由化への対応－

(樋口倫生) ……61

- 1. はじめに ……61
 - 2. 農林水産部門の財政支出 ……61
 - 3. 市場開放と農業財政 ……79
 - 4. おわりに ……91
- 付録 FTA に対する国内対策 ……92

第 4 章 カントリーレポート：ベトナム

(岡江恭史) ……109

- はじめに …… 109
- 1. ベトナムの歴史と農村社会 …… 112

2. 農政動向	125
3. 農業生産・貿易動向	137
おわりに	143

第5章 カントリーレポート：アフリカ

	(草野拓司)	150
1. はじめに		150
2. 北アフリカにおける穀物需給の特徴－輸入依存型の北アフリカー		150
3. 事例分析：エジプト		166
4. まとめ		176

第1章 アメリカ2014年農業法の概要について

－農業経営安定対策を中心に－

吉井 邦恒

アメリカの2014年農業法（The Agricultural Act of 2014）は、紆余曲折の末、2014年2月7日に大統領の署名を経てようやく成立した。本稿では、2014年農業法制定の背景となった財政および農家経済に関する事情、各政策プログラムの運営状況等を整理した上で、農業経営安定対策を中心に2014年農業法の概要をとりまとめる⁽¹⁾。

1. 2014年農業法制定の背景と論点

（1） 財政事情

農業法の検討に当たって、連邦政府の財政事情が問題になったケースは何度もあるが、新農業法においては、かつてないほど財政赤字が非常に大きな制約要因となった。

2002年農業法、2008年農業法および新農業法の検討過程における財政事情について、第1図により、比較してみよう。

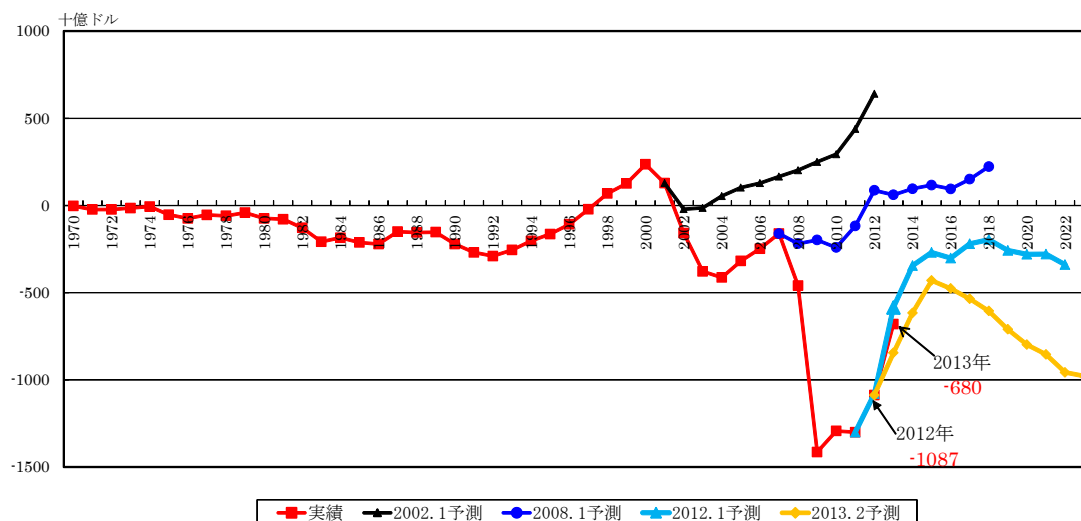
2002年農業法の検討が進められていた2002年1月の時点では、2001年度は財政黒字であり、2002年度と2003年度はごく小幅の赤字となるが、2004年度以降、財政黒字への転換が予測されていた。また、2008年農業法の検討当時の2008年1月予測では、財政赤字からの回復過程にあり、数年間は赤字は続くものの、その後黒字に転ずると見込まれていた。2002年農業法および2008年農業法は、足下こそ財政は赤字であったが、その水準は歴史的にみても決して大きなものではなく、いずれは財政黒字となるとの予測の下で審議が行われたのである。

しかしながら、2009年度には財政赤字は史上最大の1.4兆ドルに達し、その後も1兆ドルを超える赤字が続いた。2011年8月には、連邦政府のデフォルト（債務不履行）を回避するため、2011年予算管理法が制定され、議会に財政赤字削減のための超党派委員会（Supercommittee）が設置されたが、適切な対策を打ち出すことができなかった。

2012年農業法の起草が間近に迫った2012年1月の予測では、赤字幅は縮小していくとはいえ、今後10年間は赤字の状態が続くと見込まれた。このような財政事情の中で、2012年内に農業法の起草を行う作業は、下院での調整がつかず断念された。

財政事情は2013年に入っても好転せず、2013年2月時点では、2012年1月予測よりもさらに財政赤字は悪化することが予測され、2013年10月1日には、連邦政府の一部機関が閉鎖（shutdown）される事態となった。このように、前2回の農業法制定時と比

べてはるかに厳しい財政状況の下で、2012 年農業法の起草作業が始まり、その名称を 2013 年農業法に変えて、ようやく下院と上院を農業法案が通過したが、両院間の歳出削減への姿勢と対応にはきわめて大きな隔たりがあり、2013 年内には法案は成立には至らなかった。



第 1 図 連邦政府の財政収支の推移（実績と予測）

資料：CBO, *The Budget and Economic Outlook*.

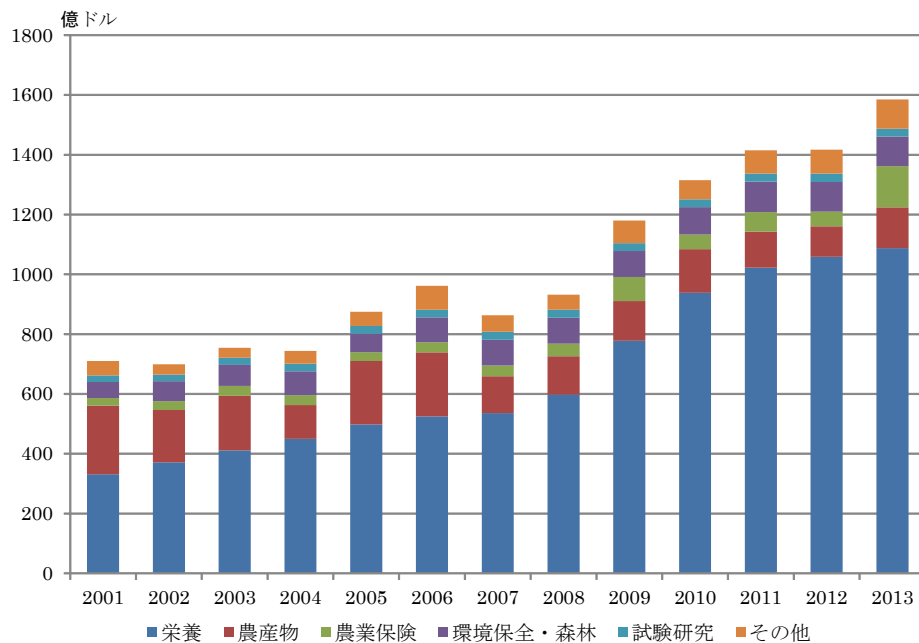
では、農業分野において、歳出額を大幅に削減するとすれば、どの分野が削減対象となるのであろうか。

農務省のプログラム別の歳出額の推移をみると、第 2 図に示すとおり、2001 年度には歳出額のうち 5 割未満（47%）であった栄養プログラムへの支出が、2012 年度には 75 %を占めるまでに増大している⁽²⁾。金額でも、栄養プログラムへの歳出額は、2001 年度の 331 億ドルから 2013 年度の 1,088 億ドルへと、3.3 倍に増加している。これに対して、2001 年度には 230 億ドル、歳出額の 32 %を占めていた農産物プログラムに対する支出は、2013 年度には 136 億ドル、9 %（2012 年度は 102 億ドル、7 %）にまで低下している。

2008 年農業法の制定過程でも、財政赤字と高水準の農産物価格という組合せの下で、農業歳出の削減が議論となり、そのターゲットとなったのは農産物プログラムであった。農家戸数で 1 割の大規模農家が支払総額の 6 割を受け取っていることや大都市に住む不在地主に多額のプログラム支払いが交付されていること等、農産物プログラムによる助成の公正さに関する問題点が強く指摘された。

新農業法において、直接支払い等農産物プログラムへの風当たりは相変わらず強かったものの、第 2 図から明らかなように、もはや農産物プログラムだけで、財政赤字の克服に寄与するための削減額を拠出することは不可能な状況であった。農業歳出を相当程度削

減するためには、聖域とされてきた栄養プログラムの支出削減が不可避となったのである。しかしながら、オバマ政権とそれを支える民主党は、栄養プログラムの削減には極めて消極的で、同プログラムへの支出の大幅削減を主張する共和党、特に Tea Party を支持母体とする勢力と激しく対立した。2 の（1）で述べるように、共和党が制する下院においては、2013 年農業法案は栄養プログラムへの支出の削減をめぐる紛糾し、下院の本会議では栄養プログラムとそれ以外の部分を分けた 2 本の法案が可決され、栄養プログラムに関して大幅な歳出額の削減が提示された。



第 2 図 プログラム別の農業歳出の推移

資料：USDA, *Budget Summary and Annual Performance Plan*.

注. Outlays のうち、相殺受取額と利息を除いた金額である。

（2） 農家経済の状況

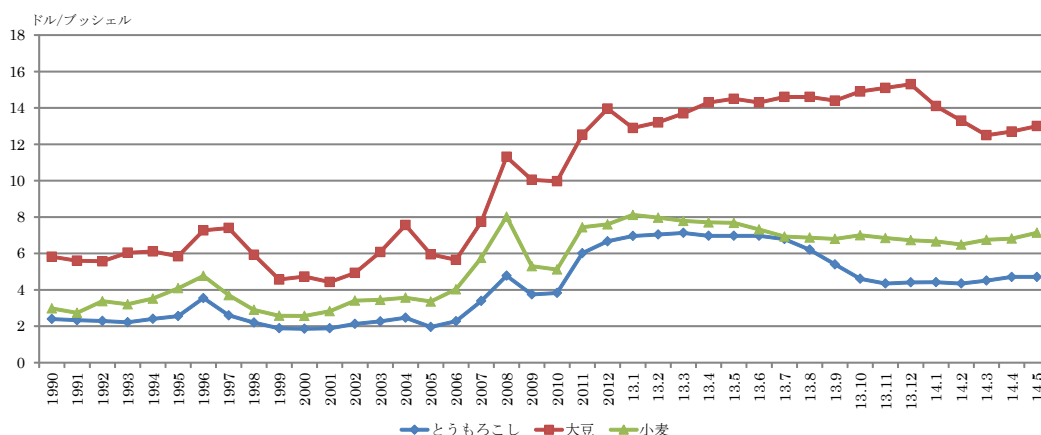
2002 年農業法や 2008 年農業法の制定時と比べてきわめて厳しい財政事情の下、新農業法の制定を前に、農家経済はどのような状況だったのであろうか。

主要農産物の販売価格の状況を第 3 図によりみておこう。とうもろこし、大豆、小麦等の価格は、2008 年中頃にピークを迎え、2006 年には 2 ドル/ブッシェル台であったとうもろこしの価格は 5.5 ドルとなり、同じく 5 ドル台だった大豆は 13 ドル、4 ドル台だった小麦は 10 ドルを超えた。それ以降 2010 年の前半にかけて各農産物ともに価格は低下した。

しかしながら、2010 年後半からは再度上昇に転じ、とうもろこしについては 2013 年 3

月に 7.1 ドル、大豆については 2013 年 12 月に 15.3 ドルと販売価格の最高値を更新した。小麦についても、2008 年の最高値には達しなかったものの高い価格水準が維持された（なお、2014 年に入って価格は低下基調にあり、特に、とうもろこしは 4 ドル台となった）。

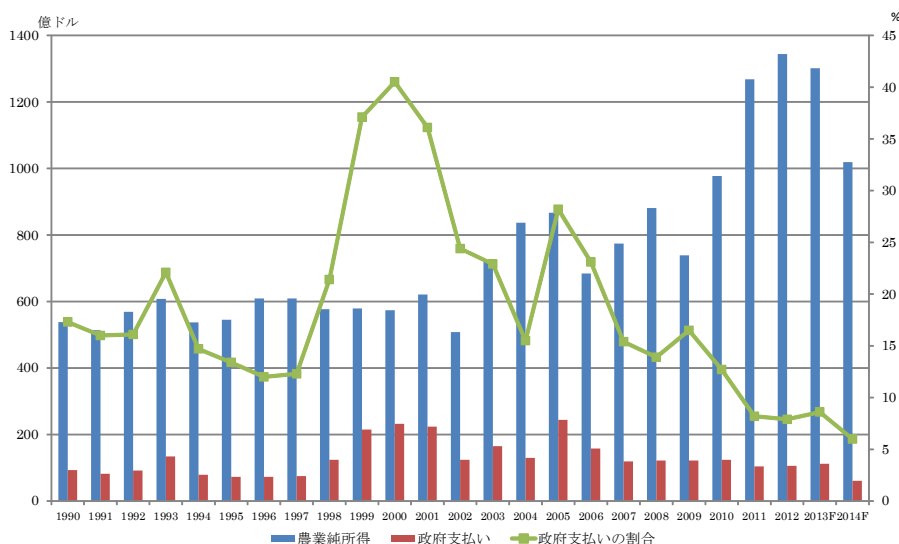
このような 2010 年後半からの好調な農産物価格を受けて、第 4 図の棒グラフで示すように、2012 年度の農業純所得は史上最高となり、2013 年度も高い水準を維持している。これに伴い、価格・収入を補てんする農産物プログラムがほぼ発動されない状況となり、第 4 図の折れ線グラフのように、農業純所得に対する政府支払い（government payment）の割合は、最も高かった 2000 年度の 41 %から 2012 年度には 8 %台にまで低下している。



第 3 図 主要農産物の農家受取価格の推移

資料：USDA/NASS, *Monthly Prices Received*.

注. 2012 年までの価格は、12 ヶ月の農家受取価格を単純平均したものである。



第 4 図 農業純所得と政府支払い

資料：USDA/ERS, *Net Cash Income*.

注. 政府支払いの割合は、政府支払いの金額を農業純所得で割ってパーセント表示したものである。

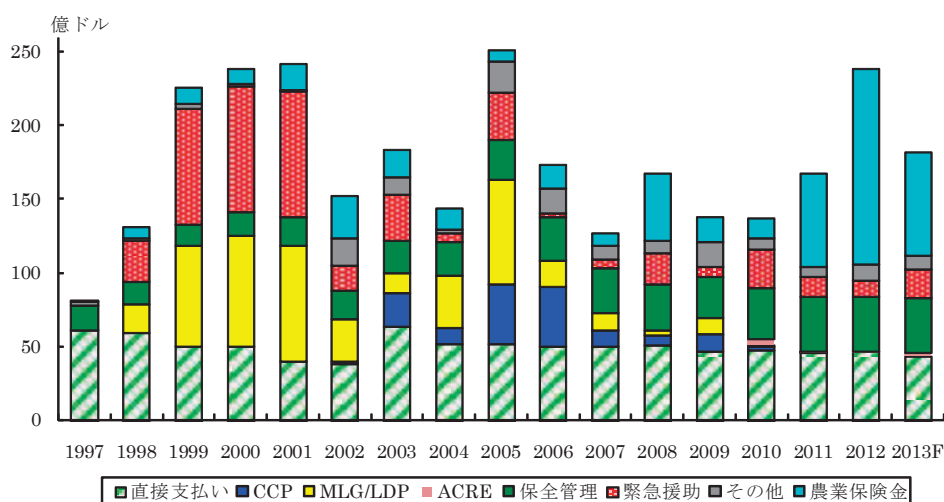
(3) 2008年農業法に基づくプログラムの実施状況

次に、2008年農業法に基づくプログラムの実施状況を分析し、それらのプログラムが抱える問題点等について、整理してみよう。

1) 政府からの支払いの状況

第5図は、政府から農業者に直接支払われた金額（政府支払いに農業保険金を加えたもの）の推移を示したものである。これをみると、直接支払い（Direct Payment）として、1997年から毎年約50億ドルが支払われてきた。これに対して、1999年から2002年には、マーケティング・ローン・ゲイン（MLG：Marketing Loan Gain）やローン不足払い（LDP：Loan Deficiency Payments）と直接支払いに上乗せされた緊急援助による支払い、2005年にはMLG/LDPとCCP（Counter Cyclical Payment）による支払いが多額になっており、これらのプログラムが価格の低下時期（第3図参照）に機能していたことが確認できる⁽³⁾。

2007年以降、農産物価格が高騰したため、低価格に対応したMLG/LDPとCCPによる支払いが減少するとともに、2008年農業法において鳴り物入りで導入されたACRE（Average Crop Revenue Election：収入減少に対応した支払いプログラム）による支払いもほとんど行われていない。2011年から2013年までの直近3年間をみると、直接支払いと農業保険が農業者への支払いの大半を占めている。また、土壌浸食を起こしやすい農地や環境的に脆弱な農地の所有者に支払われる保全管理プログラム（CRP：Conservation Reserve Program）により近年では30億ドルを超える額が継続して支払われており、CRPは中小・零細規模の農業者の収入確保の手段としても活用されている。



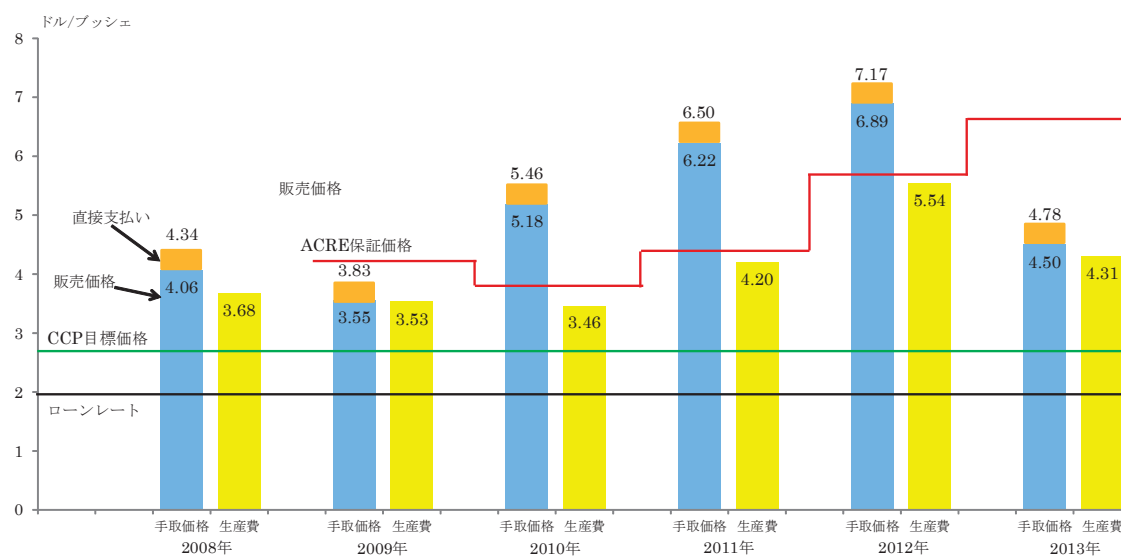
資料：USDA/ERS, *Direct government payments by program* 及び USDA/RMA, *Summary of Business Reports*.

注．農業保険金は、保険金から加入者保険料を除いた純保険金である．

2) 直接支払い, CCP及びACRE

直接支払いについては、農産物価格や農業所得が高水準に留まるようになったため、価格の高低にかかわらず毎年約 50 億ドルを継続して支払う合理的な根拠を示すことがむずかしい状況となっていた。このため、直接支払いの存続のための根拠として、WTO 農業協定において削減対象外の緑の政策に該当する点がわずかにコメントされた程度で、議会や農業団体等も、早い段階で直接支払いの廃止はやむを得ないものとして容認していた。また、価格の低下に対応して発動される CCP や収入の減少に対応するための ACRE については、2010 年には CCP により 2 億ドル、ACRE によって 4 億ドル支払われたものの、2011 年はそれぞれ 2 千万ドルに満たない水準、2012 年に至っては支払いがゼロと見込まれる等、ほとんど機能しておらず、それらに代わるより実効性のある新たなセーフティネット政策の導入が強く望まれるようになった。

直接支払い, CCP および ACRE の意義について、具体的に価格の状況を踏まえて考えてみよう。第 6 図に、とうもろこしに関する販売価格および生産費並びに 2008 年農業法に基づく農産物プログラムの発動基準の関係を示した。とうもろこしの場合、販売価格は、収穫年の 9 月から翌年の 8 月までの平均受取価格である。図中の手取価格は、販売価格に直接支払いを加えたものである。



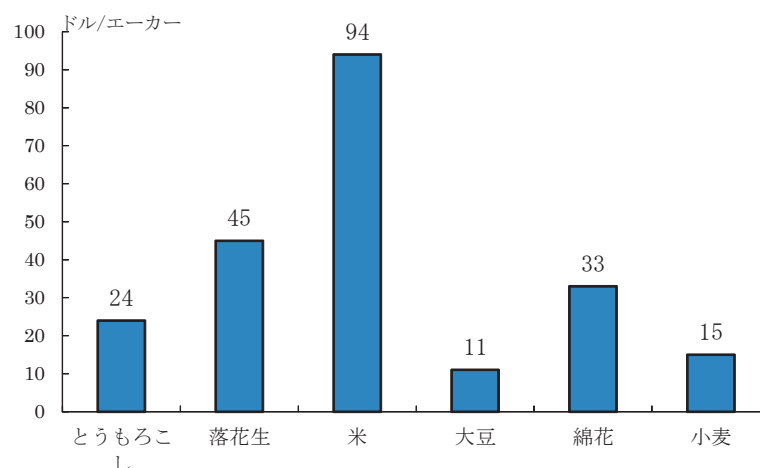
第 6 図 とうもろこしの販売価格・生産費と政府支払い発動基準

資料 : USDA/ERS, U.S. corn production costs and returns per planted acre, excluding Government payments, USDA/NASS, Price Received.

第 6 図をみると、販売価格は、2008 年から 2013 年まで一貫してローンレートや CCP 目標価格を上回っており、また、2010 年から 2012 年には ACRE 保証価格も上回っている。このように、とうもろこしについていえば、MLG/LDP はもとより、CCP や ACRE

による支払いも実施されない状況であった。さらに、2010 年から 2012 年までの販売価格が生産費を大きく上回っている中で支払われるブッシェル当たり 0.28 ドルの直接支払いは、政策的に意義のあるものとはいえなかったであろう。なお、2013 年後半からの価格の低落によって、2011 年及び 2012 年の高い販売価格に基づき算定される ACRE 保証価格の方が 2013 年の販売価格よりも高くなったため、とうもろこしの 2013 年の収入減少に対して ACRE による支払いが行われる見込みである。

ところで、直接支払いの支払単価は作物別にどの程度異なっているのでしょうか。第 7 図に主要作物別の単位面積当たりの直接支払額を試算したものを示した。これをみると、米、落花生および綿花の単価が高く、とうもろこし、小麦および大豆はそれらよりも低いことがわかる。米、落花生および綿花は、アメリカ南部が主産地となっており、これに対して、とうもろこし、小麦および大豆はアメリカ北部が主産地である。したがって、直接支払いを廃止した場合の影響を考えると、高い農産物価格を享受している北部よりも、主要な農産物の価格が北部ほど上昇していない南部の方が大きな打撃を受けることが予想された。このため、政治的な配慮から、直接支払いの廃止等による南部への影響を緩和するための対策を検討する必要性が主張されたのである。



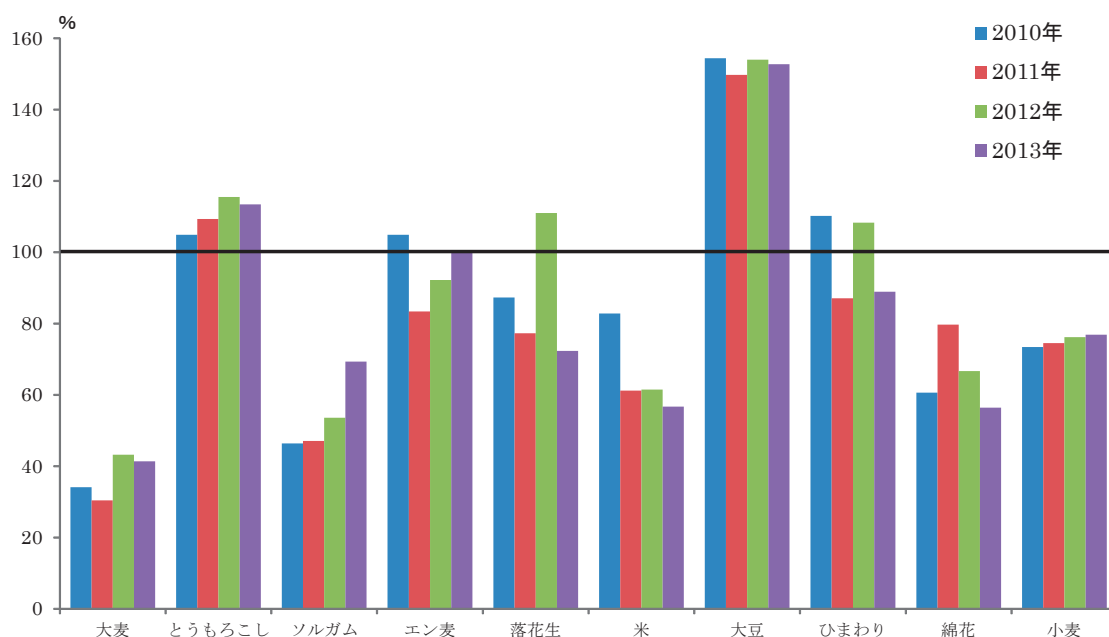
第 7 図 主要作物の直接支払いの単価

出典:USDA/FSA の各種資料から筆者が計算。

直接支払いは、いわゆるデカップルされた支払いであって、現在作付けしている作物の作付面積ではなく、過去に作付けした作物に係る基本面積 (base acre) に対して第 7 図に示した単価を乗じた金額が支払われる。そして、直接支払いプログラムの下では作付けの自由が認められているので⁽⁴⁾、過去に作付けしていた作物の基本面積に応じた支払いを受け取りながら、毎年農業者は自らの意思に基づき収益性の高い作物を選択して作付けすることができる。

このような作付けの自由化によって、どの程度作物の生産シフトが起こっているのだろうか。生産シフトの程度は、作物ごとに基本面積と現在の作付面積を比較し、その増減によっておおよそ把握することができる。第 8 図は、主要作物の作付面積を基本面積で割った値を示したものである。この図において、100 %を超えていれば、現在の作付面積が基本面積よりも大きいこと、すなわち、他の作物から当該作物への作付転換が進んでいることを表している。逆に 100 %より小さい場合、当該作物から他の作物への転換が行われていることになる。第 8 図によると、とうもろこしや大豆は 100 %を超えており、他作物からの転換が進んでいる一方で、大麦、米、綿花、小麦等は 100 %を大きく下回り、現在の作付面積の方が基本面積よりも小さくなっている。このような状況は、作付転換が可能な耕地条件を前提とすると、米や綿花に係る高い面積単価の直接支払いを受け取りながら、高価格のとうもろこしや大豆を作って、より収益を上げるように生産者が行動していることを意味している。

なお、直接支払い、CCP および ACRE の受給者には、保全や湿地保護のクロス・コンプライアンスの義務が課せられている。環境保護団体等からは、これらのプログラムが廃止された場合の環境保全活動への影響を懸念する声があがっていた。



第 8 図 主要作物別の基本面積に対する作付面積の割合

資料 : USDA/FSA, DCP/ACRE State Enrollment Data, USDA/NASS, Planted Acres.

3) 農業保険

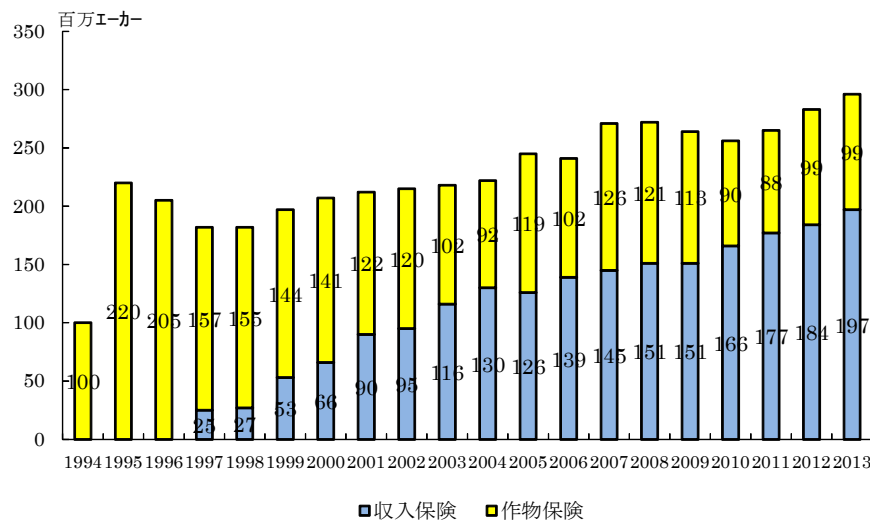
アメリカでは、第 1 表に示すとおり、農業保険として、自然災害等による収量の減少を保証する作物保険プログラムと収量の減少または価格の低下による収入の減少を保証する収入保険プログラムが任意加入制により実施されている。

第 1 表 農業保険プログラムの対象リスクと対象品目

プログラム	保険対象リスク	保険対象品目
作物保険 (収量保険)	自然災害等による収量の減少 ・干ばつ、凍霜害、湿潤害、暴風雨、洪水、 病害、虫害、獣害、火災、噴火等	・穀物・油糧種子、果樹、野菜、工芸 作物、牧草、養蜂、養殖等
収入保険	上記自然災害等による収量の減少、価格の低下のいずれか、または、その両方による収入の減少	・とうもろこし、グレインソルガム、 小麦、大麦、米、大豆、なたね、 ひまわり、綿花、ポップコーン ・豆類 ・果樹等（チェリー、いちご、ネーブル、 ペカン等）

出典：筆者作成。

農業保険の加入面積は、第 9 図に示すとおり、1997 年から 2008 年まで増加し、その後多少減少したが、2010 年から再び増加しており、農業保険の面積加入率は 85 %を超えているといわれている。収入保険の加入面積はほぼ毎年増加しており、加入面積に占める収入保険の割合は 3 分の 2 となっている。第 2 表に示すとおり、主要 4 作物についても、面積加入率は 85 %を超え、加入面積に占める収入保険シェアも 8 割を超えており、農業保険、特に収入保険は農業者にとってきわめて重要なリスク管理手段となっている。



第 9 図 農業保険加入面積の推移

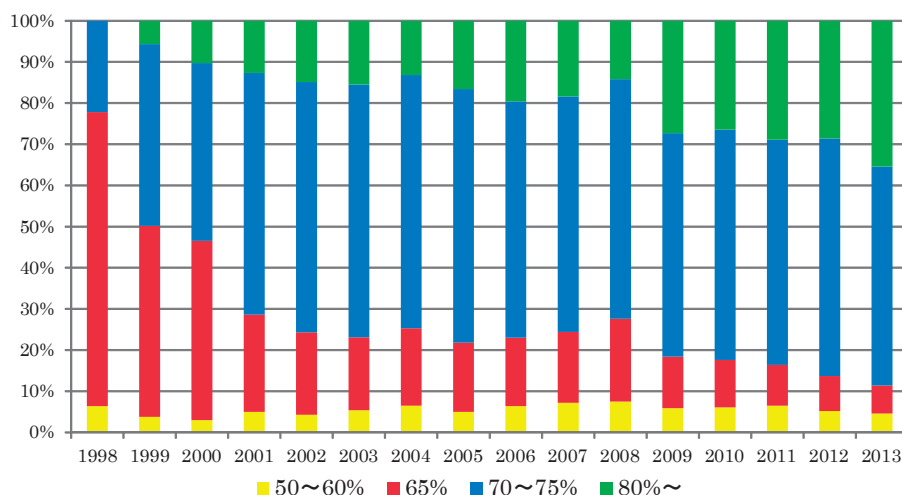
資料：USDA/RMA, *Summary of Business as of 05-12-2014*。以下、第 2 表、第 10 図および第 11 図において同じ。

第2表 主要作物の面積加入率と収入保険シェア

(単位：％)

	2010年		2011年		2012年		2013年	
	面積加入率	収入保険 シェア	面積加入率	収入保険 シェア	面積加入率	収入保険 シェア	面積加入率	収入保険 シェア
とうもろこし	83.4	84.3	85.1	86.7	83.8	88.2	88.8	90.9
綿花	94.7	70.6	95.0	67.9	94.6	74.4	96.2	78.2
大豆	84.5	83.0	84.9	84.9	84.5	86.4	88.0	89.2
小麦	85.9	76.8	88.0	80.2	83.5	83.0	86.4	84.8

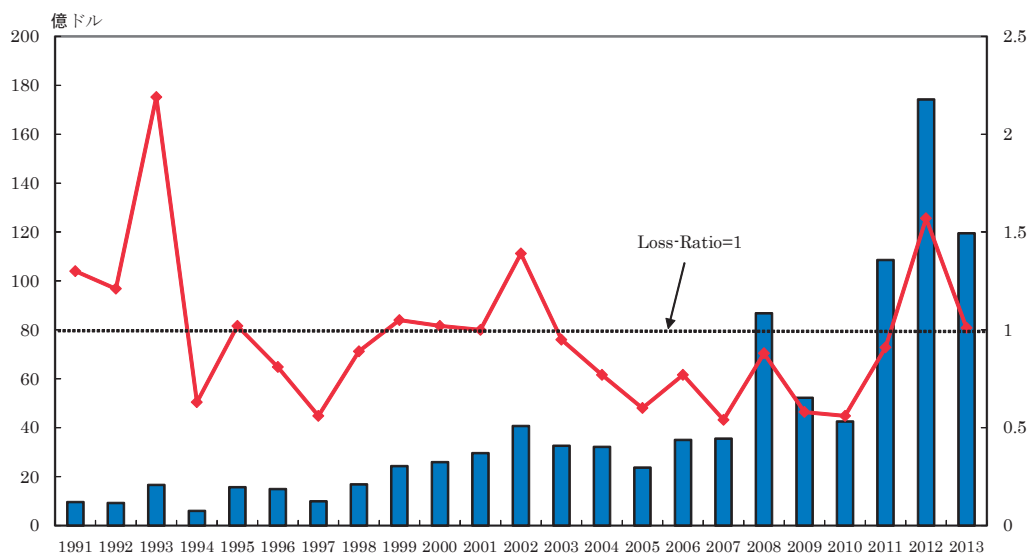
では、農業保険、特に収入保険によって、収入が減少した場合の減少分がどの程度まで保証されているのであろうか。第10図に、保証水準別の収入保険加入面積割合の推移を示した。2000年の制度改正により保険料補助率が大幅に引き上げられる以前は、保証水準65％（控除割合、いわゆる足切り割合が35％）が保険料率と保険料補助率のバランスからみて最も有利であったため、1998年には、加入面積の7割以上で65％の保証水準が選択されていた。しかし、保険料補助率が引き上げられた2001年以降は70％以上の保証水準を選択する割合が高まっている。2013年には、70～75％を選択する割合が53％、80％以上を選択する割合が35％となっており、選択保証水準の平均は74％である。したがって、収入保険加入者はある年の収入が基準収入の26％を超えて低下した場合に保険金が支払われるものの、基準収入の26％に相当する足切り部分の収入の減少に対しては加入者自らが負担しなければならない。



第10図 保証水準別の収入保険加入面積の割合

次に、支払いの状況を、第11図によりみておこう。2003年から2011年まで Loss-Ratio（保険金を保険料で割ったもの）は1を下回り、保険収支は良好な状態で推移してきた。しかしながら、2012年、2013年と連続して Loss-Ratio は1を超えている。特に、2012年は、大干ばつ等による収穫量の減少に加えて収穫時の先物価格が高騰し、「価格上昇に伴い収入保証額が増加する」というアメリカの収入保険に特有な仕組みのため、収入保険

の支払額が増大した結果、174 億ドルにのぼる保険金が支払われ、Loss-Ratio も 1.57（収入保険の Loss-Ratio は 1.72）となった。また、2013 年にも収穫時の農産物価格が低下したため、120 億ドルの保険金が支払われた。



第 11 図 保険金と Loss-Ratio の推移

このように、収穫量や収入の状況に応じた保険金の支払いが迅速に行われていることから、近年農業保険に対する農業者の評価は高まっている。一方で、2013 年の保険金額は、10 年前の 2004 年の 2.6 倍の水準にまで増加しており、自然災害の頻発や価格の乱高下は、多額の保険金支払いに直結するため、保険会社にとって再保険の重要性が増してきている。

4) 栄養プログラム

栄養プログラムは、子供や低所得の成人に対して、食料や食料購入手段の提供、栄養教育を行うために実施されている。2013 年度には 15 の栄養・食料プログラムに対して 1,087 億ドルが支出されており、実にアメリカ人の 5 人に 1 人が 1 つ以上のプログラムに参加しているといわれている。15 のプログラムのうち、補完的栄養援助プログラム (SNAP : Supplemental Nutrition Assistance Program)、全国学校昼食プログラム、女性・乳児・幼児のための特別補完的栄養プログラム、子供・成人ケア食料プログラム及び学校朝食プログラムの 5 つで支出総額の 95 % を占める。第 3 表に、この 5 つのプログラムの 2013 年度の実績を示した。

受給者数および支出額が最も多い SNAP は、1964 年創設されたフードスタンプ・プログラムが 2008 年農業法において名称変更されたものである。SNAP は、低所得層の栄養状態改善のため、食料購入に充てる給付金を EBT (Electronic Benefit Transfer) カードにより交付する制度である。全国 24.6 万店（うちコンビニエンスストア 40%、スーパー

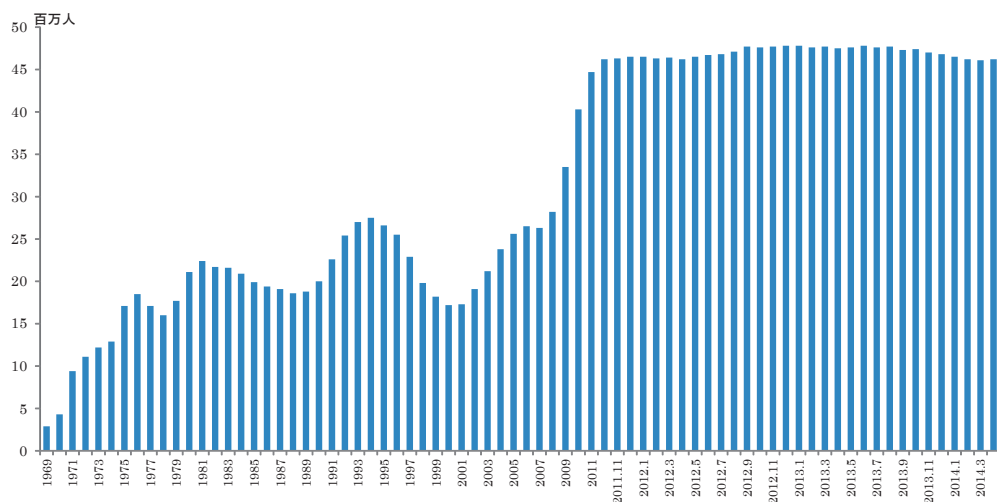
マーケット 15%) で食料品 (酒・タバコ・薬品・外食は対象外) を購入することができる。

第 3 表のとおり, 月額 1 人当たり給付額は 133 ドル, 1 世帯当たりでも 275 ドルと金額的に大きいものではないが, 対象者が 4,700 万人以上いるため, 支出額が 799 億ドルに達している。SNAP の受給者数は, 第 12 図に示すとおり, 2008 年 9 月のリーマンショックによって急増し, 2012 年 12 月には 4,779 万人にまで増加したが, それ以降横ばいあるいは微減で推移し, 2014 年 7 月には 4,649 万人となっている。それでも国民の 7 人に 1 人は SNAP の受給者ということになる。

第 3 表 主な栄養プログラムの実績

補完的栄養援助プログラム	月平均参加者数 1 人当たり月平均給付額 1 世帯当たり月平均給付額 年間支出額	4,764万人 133ドル 275ドル 799億ドル
女性・乳児・幼児のための特別補完的栄養プログラム	月平均参加者数 1 人当たり月平均給付額 年間支出額	866万人 43ドル 65億ドル
全国学校昼食プログラム	1 日平均参加者数 年間支出額	3,067万人 122億ドル
学校朝食プログラム	1 日平均参加者数 年間支出額	1,320万人 35億ドル
児童・成人ケア食料プログラム	参加者数 年間支出額	367万人 30億ドル

資料: USDA/FNS, <http://www.fns.usda.gov/data-and-statistics>. 第 12 図において同じ。



第 12 図 SNAP受給者数の推移

栄養プログラムについては, 支出額の水準に加えて, SNAP における trafficking と呼ばれる不正 (EBT カードによる給付金を現金で受け取ること。たとえば他人へのカードの譲渡や購入した食料品の売却等の方法がある。) やプログラムの重複等も問題となっている。また, 栄養プログラムといいながらも, 果たして健康状態の改善にどの程度役立つ

ているのか、たとえば、どれだけ肥満が抑制されているのかといった政策効果の検証は必ずしも十分とはいえない状況であると思われる。

５） 保全プログラム

アメリカの保全プログラムは、耕作地の拡大等による土壌流出、農薬の多投による地下水の汚染等により浮上してきた環境問題に対処するため、1985 年農業法において初めて導入された。

現在実施されているプログラムを分類すると、農地活用型（Working land）と農地休耕型（Land retirement）の 2 つのタイプが中心となっている。このうち、農地活用型の代表的なプログラムは、EQIP（Environmental Quality Incentives Program）と CSP（Conservation Stewardship Program）である。EQIP は、自発的に土壌、水質、大気等の環境保全的農業を実施する者と契約（1 ～ 10 年間）を締結し、契約者に奨励金と費用（75% まで）を支払うもので、1 戸当たり総受取額の上限は 6 年間で 30 万ドルである。支出額の 60% は畜産農家向けに留保される。

また、CSP は、土壌、水質、大気、エネルギー、動植物の生息地およびその他の保全と改善を推進する農業活動に係る技術支援と費用負担を行うもので、実施期間は 5 年間でその間の受給上限額は 20 万ドルである。CSP の採択に当たっては、既に一定の保全活動を行っており、さらに 1 つ以上環境に配慮した保全活動を行う必要がある。

農地休耕型の代表は CRP である。CRP は、土壌浸食を起こしやすい農地や環境的に脆弱な農地の所有者と、10 ～ 15 年間の保全的利用契約を結び、所有者に対して、借地料の支払い、土壌保全経費の一部（50 % 以下）助成を行う制度である。先に述べたように、CRP は、中小・零細規模の農業者の安定的な収入源となっている。

（４） 2014 年農業法制定の背景のまとめ

農業歳出に対する削減圧力がかつてないほど強い中で、新農業法の検討に当たって、農業者・農業関係者や議会は、歳出削減のため、直接支払いの廃止を決断する代わりに、強力なセーフティネットの構築を最優先課題に据えた。というのも、農業者・農業関係者は高水準の農産物価格を長期わたって維持できるかどうかについて非常に懐疑的であり、何とか現在の高い収入水準を確保するための手段を確保したいと考えたためである。そのためには、現行プログラムの CCP や ACRE では不十分であると判断し、それらに代わる制度が検討された。

検討の前提として、農業保険が最も優先順位の高いセーフティネットとして支持を受けた。その理由として、①高い加入率の下、迅速な保険金支払いや資金借り入れの担保機能を通じて、経営安定に寄与していること、②農業保険は歳出削減に貢献済みであること（既に 10 年間で合計 120 億ドルの削減を決定）があげられる。しかしながら、農業保険の平均的な保証水準は 74 % であり、保険ではカバーできない軽微な収入損失への対

応が強く求められた。このような農業保険を中心としたセーフティネットの構築は、主にとうもろこしや大豆の生産を中心とした北部の考え方であった。

これに対して、安定した収入を保証する助成措置であった直接支払いが廃止され、主要作物の綿花、米および落花生について高価格を享受できない南部の農業者には、一定の価格を保証するタイプのセーフティネットが選好された。さらに、WTO パネルの裁定に対応して、南部の主要作物である綿花に関するプログラム改革を 2014 年農業法で実施することがブラジルの報復措置を回避するために不可欠であった。

特筆すべきは、2014 年農業法案の審議に当たっては、下院の共和党を中心に、栄養プログラムの大幅な削減が強硬に主張されたことであり、聖域とされた SNAP についても歳出削減が不可避な状況となった。

2. 2014 年農業法の概要

(1) 2014 年農業法をめぐる審議の状況

2008 年農業法の期限が 2012 年 9 月 30 日であったが、厳しい財政事情中で、当時の下院農業委員会のピーターソン(C.Peterson)委員長（民主党・ミネソタ州）が農業法案の起草ため、いち早く動き始めた。農業法の慣例として、上院と下院の農業委員長が交互に法案起草の主導的な役割を果たすこととなっており、2012 年農業法については下院が主導する立場であった。ピーターソン委員長は 2011 年中の農業法起草を目指しており、下院は、2010 年 4 月下旬から意欲的に公聴会を開催した。上院もそれに続いて 6 月下旬から公聴会を開始した。

しかしながら、2010 年 11 月の中間選挙により、上院では民主党がかりうじて過半数（51 議席）を維持したものの、下院では厳格な歳出削減を掲げる Tea Party が支持する議員が躍進する等共和党が過半数を大きく上回った（共和党は 179 議席から 242 議席、民主党は 256 議席から 193 議席）。

その結果、両院の農業委員長が交代することになり、下院農業委員長には共和党のルーカス(F.Lucas)議員（オクラホマ州）、上院農業委員長には、民主党のスタベナウ(D.Stabenow)議員（ミシガン州）が就任した。そして下院農業委員会には、農業にはそれほど知見を有していない多数の新人共和党委員が配置された。

下院では、ルーカス委員長の下で、2011 年 4 月 21 日から政策効果を検証するためのヒアリング(Audit hearing)を 11 回実施する等農業法起草に向けての準備を行っていたが、同委員長は 2012 年には財政状況が変化する可能性もありうるとの期待から 2012 年に農業法を起草する意向であるとみられていた。これに対して上院も 5 月 26 日からヒアリングを 7 回実施開始し、スタベナウ委員長の方は 2011 年中に農業法を起草することを考えていたようである。

2012 年に入って、第 4 表のとおり、2012 年農業法の審議は上院から開始された。4 月 26 日に農業委員会を通過後、本会議の審議では多くの修正案が提出されたものの、6 月 21 日に法案が可決された。本会議の採決では、反対票を投じた 35 名のうち 30 名は共和党であり、また、南部選出議員 34 名のうち 20 名が法案に反対し、歳出削減や直接支払いの廃止に対する共和党議員あるいは南部選出議員の不満が現れた投票結果となった。

一方、下院では、7 月 12 日に法案が農業委員会で可決されたものの、2008 年農業法が期限切れとなる 9 月 30 日までに、本会議で農業法案の審議・採決を行うことができなかった。このため、2008 年農業法は 10 月 1 日から 12 月 31 日まで短期間延長され、さらに、2013 年 1 月 2 日、両院において、同法が 1 年間延長されて、2013 会計年度および 2013 年産作物に対して 2008 年農業法が適用されるように措置された。

2013 年になって、まず 5 月 14 日に上院農業委員会で、翌 15 日に下院農業委員会で、それぞれ 2013 年農業法案が可決された。その後、上院では 6 月 10 日に本会議で法案 (S.954) が可決されたものの、6 月 20 日の下院本会議では、農業法の歴史で初めて、賛成 195、反対 234 で農業法案 (H.R.1947) が否決された。下院では、否決された H.R.1947 から栄養プログラムを除いた部分の法案 (H.R.2642) が 9 月 19 日に可決され、さらに、栄養プログラムへの歳出を大幅に削減する法案 (H.R.3102) が可決されたが、いずれも、賛成と反対の票数差はわずかであった。

両院協議会で両院の法案の調整を行うため、H.R.2642 と H.R.3102 が統合された H.R.2642 を下院案とし、上院案の S.954 との調整が開始された。しかしながら、両院協議会による協議の内容が全く公表されないまま年を越え、ようやく 2014 年 1 月 27 日に両院協議会の合意案が公表され、下院本会議において 1 月 29 日、上院本会議では 2 月 4 日に超党派による賛成多数で 2014 年農業法案が可決された。ただちに大統領に送付され、2 月 7 日の大統領の署名をもって、2014 年農業法が成立した。2010 年 4 月の最初の公聴会から成立まで約 4 年が経過したことになる。

第 4 表 2014年農業法の主な審議状況

上 院		下 院	
2012. 4.26	農業委員会可決：S.3240 (16対5)	2012. 7.12	農業委員会可決：H.R.6083 (35対11)
2012. 6.21	本会議可決：S.3240 (64対35)		
2013. 1. 2	2008年農業法を1年延長	2013. 1. 2	2008年農業法を1年延長
2013 .5.14	農業委員会可決：S.954 (15対5)	2013. 5.15	農業委員会可決：H.R.1947 (36対10)
2013. 6.10	本会議可決：S.954 (66対27)	2013. 6.20	本会議否決：H.R.1947 (195対234)
		2013. 7.11	本会議可決：H.R.2642 (栄養条項除く) (216対208)
		2013. 9.19	本会議可決：H.R.3102 (栄養条項) (217対210)
		2013. 9.28	H.R.2642とH.R.3102をH.R.2642へ統合
2014. 1. 27 両院協議会がS.954とH.R.2642を調整した合意案を公表			
2014. 2. 4	本会議・両院協議会案可決 (68対32)	2014. 1.29	本会議・両院協議会案可決 (251対166)

出典：CRS (14) を参考に筆者が作成。

(2) 2014年農業法の構成と支出予測

2014 年農業法は、第 5 表に示すように、12 章から構成されており、財源としての租税関係の規定等が置かれていた 2008 年農業法の特別な構成から、従来ベースの構成に戻ったといえる。

第 5 表 2014年農業法の構成

章	2002年農業法	2008年農業法	2014年農業法
1	農産物プログラム	農産物プログラム	農産物プログラム
2	環境保全	環境保全	環境保全
3	貿易	貿易	貿易
4	栄養プログラム	栄養プログラム	栄養プログラム
5	信用	信用	信用
6	農村開発	農村開発	農村開発
7	試験研究	試験研究	試験研究
8	森林	森林	森林
9	エネルギー	エネルギー	エネルギー
10	その他	園芸作物及び有機農業	園芸作物
11		家畜	農業保険
12		農業保険	その他
13		商品先物	
14		その他	
15		貿易及び税に関する規定	

出典：筆者作成。

では、歳出削減への貢献が強く求められた 2014 年農業法によって、2014 年から 2023 年までの 10 年間でどの程度歳出が削減されることになったのであろうか。第 6 表は、議会予算局（CBO）が作成した 2013 年 5 月時点でのベースライン（現行の 2008 年農業法が継続した場合の支出予測）と 2014 年農業法の施行による歳出予測額を比較して、歳出削減額を求めたものである。

両院協議会で合意された 2014 年農業法の下では、10 年間でベースラインに対して、165 億ドルの歳出が削減されると見込まれている。これに対して、合意前の下院案および上院案による歳出削減額は、それぞれ 518 億ドル及び 178 億ドルであり、下院案と上院案の削減額には大きな開きがあった。これは、最大の争点であった栄養プログラムの削減額の違いを反映したものであり、下院案の栄養プログラムの削減額が 390 億ドルであるのに対して、上院案の削減額はわずか 39 億ドルにすぎなかった。合意案では栄養プログラムの削減額は 80 億ドルとなり、上院案に近い形で決着した。

一方で、農産物プログラムと農業保険に対する対応は、下院、上院ともにほぼ同じである。第 6 表に示すように、下院案、上院案ともに、直接支払い、CCP および ACRE の廃止により生み出された「財源」の半分（下院案 463 億ドルのうち 234 億ドル、上院案 471 億ドルのうち 237 億ドル）を新しいセーフティネット・プログラムの創設に活用し、残りを歳出削減のための財源や農業保険の拡充に用いることが提案されていた。合意案で

は、新しいセーフティネット・プログラムに係る歳出額が下院案や上院案よりも多くなっている（272 億ドル）。

以下では、2014 年農業法のうち、農業者の経営安定のための農産物プログラムと農業保険を中心にその概要を整理する。

第 6 表 2014年農業法の歳出予測

(単位：億ドル)

	CBO	CBOベースラインとの比較		
	ベースライン	下院案	上院案	合意案
農産物プログラム	588	-187	-174	-143
直接支払い・ CCP・ACREの廃止		-463	-471	-471
新しいセーフティ ネットの創設		234	237	272
環境保全	616	-48	-35	-40
栄養	7,644	-390	-39	-80
農業保険	841	89	50	57
その他	40	18	21	40
支出合計	9,729	-518	-178	-165

資料：CBO (10) ,CRS (12) および CRS (13) .

注. 歳入に係る分は除く.

(2) 農産物プログラム

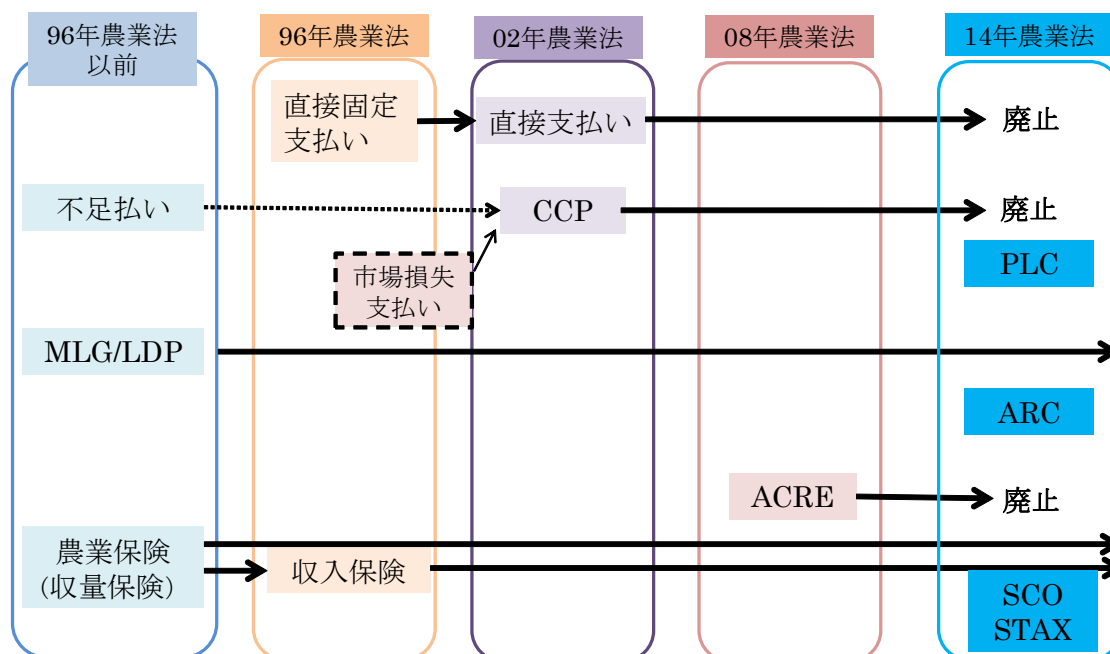
1) プログラムの廃止と新設

第 13 図に 1996 年農業法以降の主な経営安定対策の変遷を示した。2014 年農業法では、1996 年農業法で導入された直接支払い、2002 年農業法から実施されてきた CCP、そして 2008 年農業法で創設された ACRE は廃止された。そして、新たなセーフティネット・プログラムとして、PLC (Price Loss Coverage) と ARC (Agricultural Risk Coverage) が創設され、農業保険においても、PLC とリンクした SCO (Supplemental Coverage Option) が導入された。

これまで綿花は、穀物・油糧種子と同様に、直接支払い、CCP および ACRE の対象である「covered commodity」として取り扱われてきた。しかしながら、ブラジルの WTO 提訴問題に対応するため、綿花は PLC および ARC の対象となる covered commodity から除外された。その代わりに、2014 年農業法の下で、綿花については、従来からの MLG/LDP と、新たに導入された綿花のための農業保険である STAX (Stacked Income Protection Plan) によって経営安定が図られることになった。

また、酪農関係では、生乳不足払いが廃止され、代わりに保険方式に類似した酪農マージン保護が導入されることになった。

このほか、2008 年農業法で導入された 5 つの災害プログラムは、2012 年 9 月 30 日（2011 会計年度末）に期限切れとなっていたが、SURE（Supplemental Revenue Assistance Payments）は廃止されたものの、畜産等に対する 4 つの災害プログラムが、恒久プログラムとして 2014 年農業法に規定された。



第 13 図 アメリカの主要な経営安定対策の推移

出典：筆者作成。

2) PLC

PLC は、対象作物の販売年度の平均価格（MYA 価格）が基準価格（Reference Price）を下回るとき、支払いが行われる不足払い型のプログラムであり、従来の CCP と類似した価格変動に対応する制度である。

PLC の支払額は、基準価格と MYA 価格の差を支払率（Payment Rate）とすると、支払率に支払単収と支払面積を乗じて得られる額である。支払率は、基準価格から、MYA 価格とローンレートのいずれか大きい方を引いて計算される。

基準価格は、第 7 表のとおり対象作物ごとに農業法において全国一律に定められており、2008 年農業法の CCP の目標価格よりは高く設定されている。MYA 価格は、当該作物の販売年度の 12 ヶ月間の全国平均価格である。たとえば、とうもろこしや大豆の 2014 販売年度は 2014 年 9 月から 2015 年 8 月までであり、作物ごとに販売年度は異なっている。

支払率を求める式から明らかなように、PLC においては、ローンレートが MYA 価格の下限となっていることから、MYA 価格がどんなに低下しても、最大支払率は基準価格とローンレートの差となる。たとえば、とうもろこしのローンレートは 1.95\$/bu なので、

とうもろこしに関する PLC の最大支払率は、 $3.70-1.95=1.75\$/bu$ である。

第 7 表 主な作物のPLC基準価格

	CCP 目標価格(A)	PLC 基準価格(B)	B/A (%)
とうもろこし (bu)	2.63	3.7	141
大豆 (bu)	6.0	8.4	140
小麦 (bu)	4.17	5.5	132
米 (cwt)	10.5	14.0	133
ソルガム (bu)	2.63	3.95	150
大麦 (bu)	2.63	4.95	188
ピーナツ (short ton)	495	535	108
レンズ豆 (cwt)	12.81	19.97	156
ひよこ豆 (cwt)	10.36	19.04	184

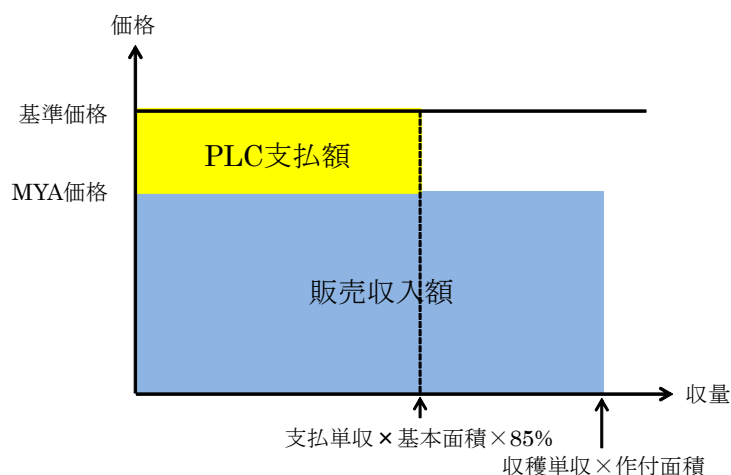
出典：筆者作成.

支払単収については、農場所所有者が、2008 年農業法の CCP の支払単収をそのまま適用するか、2008 年から 2012 年まで 5 年間の平均単収の 90%に更新するかのをいずれかを選択し、選択した方の単収が用いられる。また、支払いに係る面積については、当該作物の作付面積ではなく、基本面積の 85 %が用いられる。

PLC の支払額は、これらの支払要素を用いて、

$$\text{支払額} = \text{支払率} \times \text{支払単収} \times (\text{基本面積} \times 85\%)$$

となる。この式のうち、支払率に上限があり、支払単収と基本面積は一定であるから、計算される支払額にも上限があることになる。PLC による支払いのイメージを第 14 図に示した。



第 14 図 PLCの支払いイメージ

出典：筆者作成.

3) ARC

ARC は、実際の収入が基準収入の 86%よりも低下するような軽微な収入減少 (shallow loss) に対して、基準収入の 10%を上限に補てんするプログラムで、郡ベースの補てん方式と個人ベースの補てん方式のいずれかを選択することができる。2008 年農業法の ACRE に類似した収入変動に対応した制度であるが、州ベースと農業者ベースの両方の基準を満たさなければ支払いが行われず支払機会が少ないこと、支払額の計算も複雑でわかりにくかったこと等、ACRE について指摘されていた問題点がかなり改善された仕組みとなっている。

(i) 郡ベース ARC

郡ベース ARC は、作物別 (commodity by commodity) に加入し、作物ごとの郡ベースの実収入額が基準収入額の 86%を下回るときに、支払いが行われる。なお、郡ベースの ARC が作物別に加入できることから、ある農場に複数の対象作物が生産されている場合には、作物ごとに PLC か、郡ベース ARC かを選択することができる。

郡ベース ARC の基準収入額は、MYA 価格の 5 中 3 年平均に、郡単収の 5 中 3 年平均を乗じた額である⁽⁵⁾。このとき、ある年の MYA 価格が PLC の基準価格を下回るときには、当該 MYA 価格は基準価格に置き換えられる。このため、ARC の基準収入額を設定する場合に、PLC の基準価格が最低価格として機能することになる。また、ある年の郡単収が T 単収×70%を下回るときは、当該郡単収は T 単収×70%に置き換えられる。T 単収とは農務省によって定められた当該郡の平均単収である。

このように、ARC の基準収入額は、過去 5 年間のうち 2 年以上大幅な価格や収量の低下が生じた場合であっても、大きく落ち込まないように措置されている。基準収入額の計算事例を第 8 表に示した。

第 8 表 郡ベースARCの基準収入額の計算事例（とうもろこし）

年度	MYA価格 (ドル)	郡単収 (ブッシェル)
2009	3.70	186.0
2010	5.18	169.5
2011	6.22	159.6
2012	6.89	109.5
2013	4.50	188.0
5中3年平均	5.30	171.7
基準収入額	910	

出典：Coppess (16) から引用。

注. 太字は 5 中 3 年平均の計算に用いたデータを示す。なお、2009 年度の MYA 価格は 3.55 ドルで、PLC の基準価格を下回っていたので、基準価格の 3.70 ドルに置き換えられている。

郡ベース ARC では、実収入額は郡の収穫単収に当該年度の MYA 価格を乗じた額である。

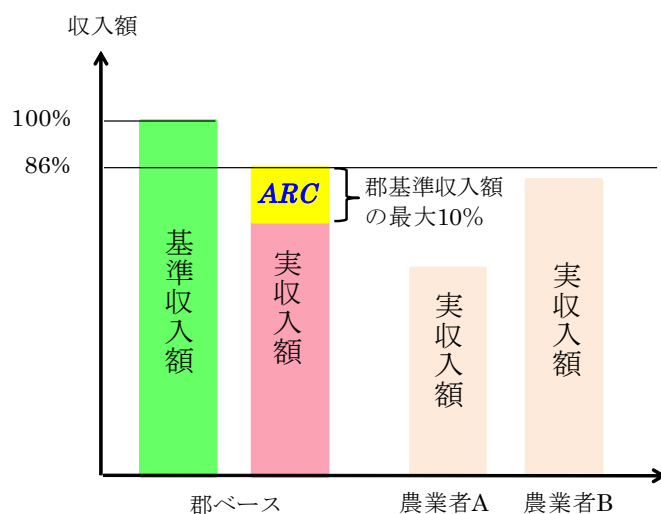
基準収入額の 86 %を収入保証額とすると、郡ベース ARC の単位面積当たりの支払率（金額）は、「収入保証額－実収入額」と「基準収入額× 10 %」のいずれか小さい方の額となる。したがって、実収入額が大きく減少した場合には、基準収入額の 10 %が支払率の上限となる。

郡ベース ARC の支払対象面積は、基本面積の 85 %であるから、

$$\text{支払額} = \text{支払率} \times (\text{基本面積} \times 85\%)$$

によって計算される金額が支払われる。支払率に上限があり、基本面積は一定だから、PLC の場合と同様に、ARC の支払額にも上限がある。

第 15 図に郡ベース ARC の支払いのイメージを示した。支払率，すなわち基本面積当たり ARC 支払額は、当該郡の郡ベース ARC の加入者全員について同じである。農業者 A については、実収入額が低く、ARC による支払いを受け取っても、十分な収入額が確保できるとは限らない。農業保険に加入する等によって、別途収入の補てんを図る必要がある。農業者 B については、ARC の支払いを受け取ることによって、郡の基準収入額の 86 %を超える収入を確保することができる⁽⁶⁾。



第 15 図 郡ベースARCの支払いのイメージ（基本面積当たり支払額）

出典：筆者作成。

（ii）個人ベースARC

個人ベース ARC は、当該農場で作付けしているすべての対象作物について加入する whole-farm 方式である。したがって、作物ごとに PLC や郡ベース ARC を選択することはできない。

個人ベース ARC では、全作物からの実収入額の合計が基準収入額の 86%を下回るとき

に支払いが行われる。

個人ベース ARC の基準収入額は、上述の郡ベース ARC と同様の手順で作物別の基準収入額を計算し、それを当該年の各作物の作付面積でウェイトづけして合計したものである。ある作物について、ある年の MYA 価格が PLC の基準価格を下回るときには、当該 MYA 価格は基準価格に、ある年の単収が T 単収 ×70%を下回るときには、当該単収は T 単収 ×70%に置き換えられる。

具体的な手順は以下のとおりである。

- ① 対象作物ごとに、個人単収 × MYA 価格により過去 5 年分の収入額を求め、5 中 3 年平均の収入額を計算する。
- ② 当該作物の作付面積を全作物の作付面積で割って、当該作物のウェイトを計算する。
- ③ 作物ごとに、①で求めた 5 中 3 年平均の収入額に、②で求めた作付面積ウェイトを乗じたものを計算し、全作物について合計して、個人ベース ARC の基準収入額を求める（基準収入額 = Σ （5 中 3 年平均収入 × 作付面積ウェイト））。

とうもろこしを 60 エーカーと大豆を 40 エーカーを生産する農業者が個人ベース ARC を選択した場合の基準収入額の計算事例を第 9 表に示した。

第 9 表 個人ベースARCの基準収入額の計算事例

	とうもろこし(60エーカー)			大豆 (40エーカー)		
年度	MYA価格 (ドル)	個人単収 (ブッシェル)	収入額 (ドル)	MYA価格 (ドル)	個人単収 (ブッシェル)	収入額 (ドル)
2009	3.80	186.2	708	9.59	54.0	518
2010	5.20	171.3	891	11.30	58.5	661
2011	6.25	160.6	1,004	12.50	56.0	700
2012	6.87	110.7	761	14.40	52.3	753
2013	4.56	189.3	863	12.70	57.0	724
5中3年 平均収入額			838			695
基準収入額	$838 \times 0.6 + 695 \times 0.4 = 781$					

出典：Coppess（16）の事例を筆者が一部修正して作成。

注．太字は 5 中 3 年平均の計算に用いたデータを示す。

個人ベース ARC の実収入額は、

作物ごとの実収入額 = 収穫単収 × MYA 価格
に作付面積ウェイトを乗じて合計した

実収入額 = $\Sigma \{ (\text{収穫単収} \times \text{MYA 価格}) \times \text{作付面積ウェイト} \}$
である。

基準収入額の 86 %を収入保証額とすると、個人ベース ARC の単位面積当たりの支払率（金額）は、「収入保証額－実収入額」と「基準収入額 × 10 %」のいずれか小さい方

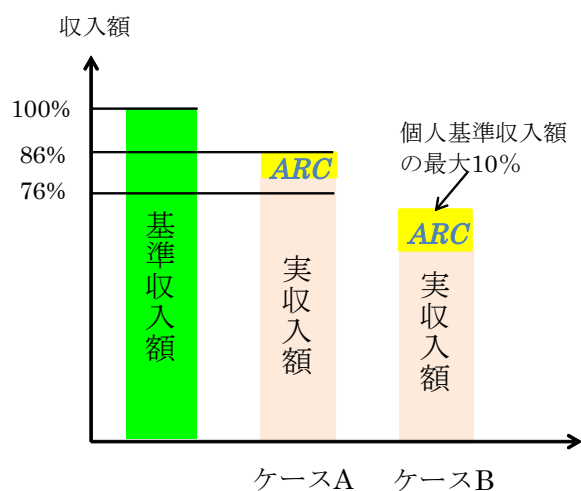
の額である。郡ベース ARC と同様に、実収入額が大きく減少した場合には、基準収入額の 10 %が支払率の上限となる。

個人ベース ARC の支払対象面積は、基本面積の 65 %であるから、

支払額＝支払率×支払単収×（基本面積× 65%）

によって計算される金額が支払われることになる。

第 16 図に個人ベース ARC の支払いのイメージを示した。ケース A では、実収入額が基準収入額の 86 %を下回っているが、76 %を上回っているので、支払率は、収入保証額と実収入額の差である。この支払いによって、支払単収に基本面積の 65 %を乗じた数量に対しては、基準収入額の 86 %の収入が保証される。これに対して、ケース B では、実収入額が基準収入額の 76 %をかなり下回る水準にまで低下している。この場合、支払率は上限の基準収入額の 10 %となる。このようなケースでは、図からも明らかなように、個人ベース ARC の支払いだけでは、十分な収入補てんが図ることができない。このため、たとえば保証水準 75 %以上の収入保険に加入する等により、別途収入減少対策を講じておく必要があろう。



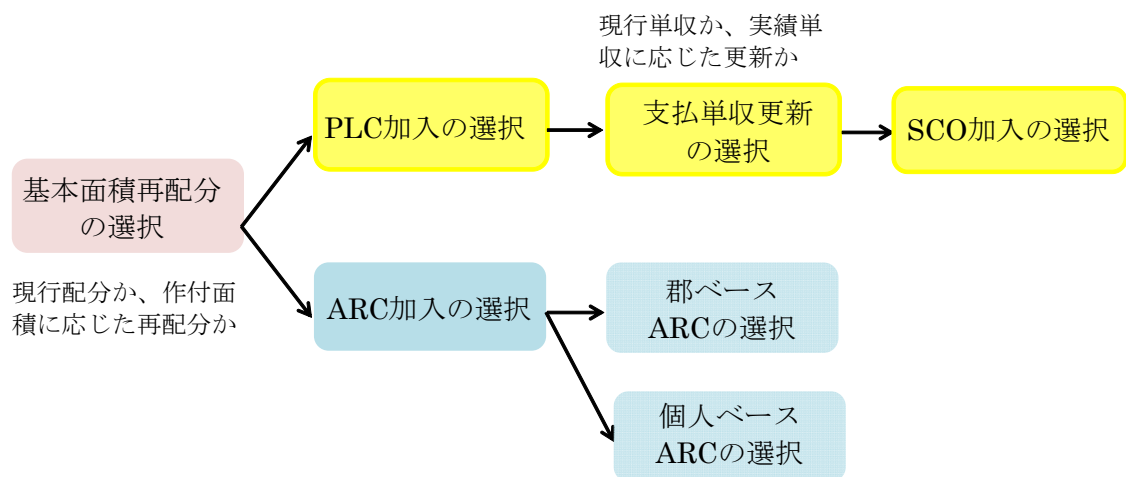
第 16 図 個人ベースARCの支払いのイメージ（基本面積当たり支払額）

出典：筆者作成。

4) PLCとARCの加入選択等に係る意思決定

2014 年農業法の下で、農業者は、2014 年 11 月 17 日から 2015 年 3 月 31 日までに、PLC か ARC のどちらに加入するかを選択しなければならない。その選択は 1 回限りで、2014 年農業法の適用期限内は、選択したプログラムを変更することができない。

ここでは、2) や 3) の記述と重複するものの、PLC と ARC の加入選択等に係る意思決定の流れについて、第 17 図に基づきまとめておくことにする。



第17図 プログラム選択に関する農業者の意思決定フロー

出典：Outlaw（20）の図を参考に筆者が作成。

（i）基本面積の再配分に関する選択

これまでの直接支払いにおいては、現在作付している作物にかかわらず、過去に作付した作物に関する基本面積に応じて支払いが行われてきた。これは、直接支払いがデカップル支払いであるため、当然の取り扱いであった。

ところが、PLCとARCは、基本的には、現在作付けしている作物について、価格の低下や収入の減少が生じたときに支払いを受けるために加入するプログラムであり、支払額の計算には、当該作物の基本面積が用いられる。もしも過去に小麦だけを作付けしており、基本面積のすべてが小麦である農業者は、現在とうもろこしと大豆を作付けしていたとしても、とうもろこしと大豆の基本面積はゼロであるから、PLCに加入していようと、ARCに加入していようと、支払いを受け取ることはできない。

このため、2014年農業法は、2014年9月29日から2015年2月27日までの間に、1回限りで、基本面積の再配分を選択することを認めた。農場所有者は合計の基本面積を増加させることはできないが、

- ① 対象作物ごとの基本面積の現行の配分を維持すること
- ② 対象作物ごとの基本面積を2009年から2012年の作付面積割合に応じて再配分すること

のいずれかを選択することができる。

この基本面積の再配分を考える上で、今後の農産物価格の動向も考慮する必要がある。というのも、農産物価格次第で、2009年から2012年の作物・作付構成とは異なる構成、たとえば現行の基本面積配分と同様の作物・作付構成を採用した方が有利になる可能性があるためである。

なお、綿花はPLCやARCの対象作物ではなくなったため、従来の綿花の基本面積は、

"Generic Base"と称され、基本的にはゼロとカウントされる。しかしながら、プログラムの対象作物が作付けされている場合に限り、当該作物の基本面積にカウントできることとされた。

(ii) 参加プログラムの選択

PLC か ARC のいずれかを選択するときには、FSA（アメリカ農家サービス庁）の農場番号ごとに、生産者（所有者、経営者、地主、小作人等当該農場の利害関係者）が全員一致で、どのプログラムに加入するかを決定しなければならない。期限内に全員一致で選択できない場合には、価格低下や収入減少が生じても 2014 作物年の支払いは行われず、2015 作物年からすべての作物に PLC が適用される。

PLC を選んだ場合には、農場所有者は、2014 年 9 月 29 日から 2015 年 2 月 27 日までの間に、1 回限りで、支払単収の更新を行うかどうか選択しなければならない。さらに、PLC 加入者は、農業保険に関する追加保証の SCO に加入することを選択してもよい。一方、ARC を選んだ場合には、郡ベースか、個人ベースかの選択を行う。

なお、先に述べたとおり、PLC と ARC の選択に当たって、作物別に異なる選択、とうもろこしについては PLC、大豆について郡ベース ARC という形の選択を行うことが可能である。ただし、個人ベース ARC を選択する場合、当該農場の全作物について個人ベース ARC に加入しなければならない。したがって、PLC と郡ベース ARC の同時選択（適用作物は異なる）は可能であるが、個人ベース ARC と PLC または郡ベース ARC を同時に選択することはできない。

このような PLC と ARC の選択に当たっては、価格の低下を重視するのか、あるいは収入減少を重視するのかという観点に加えて、SCO 活用のメリットにも留意する必要がある。

5) 酪農

2014 年農業法では、酪農に関する経営安定プログラムが抜本的に変更された。これまで実施されてきた飲用乳価不足払い（MILC : Milk Income Loss Contract）と乳製品買上制度（Dairy Product Price Support Program）は廃止され、その代わりに酪農生産者マージン保護プログラム（MPP : Dairy Producer Margin Protection Program）と乳製品供与プログラム（DPDP : Dairy Product Donation Program）が創設された。

(i) MPP の概要

MPP は、乳価の大幅な下落、飼料コストの上昇、その両方の要因によるマージン（全国乳価から飼料コストを差し引いたもの）の低下を補てんするため、加入者の実際のマージンが選択された保証マージンを下回るときに、そのマージン低下分に基準乳量の一定割合を乗じた額を支払うプログラムである。

まず、用語を説明しておこう。飼料コスト（給餌指標）は、とうもろこし価格、大豆ミ

ール価格およびアルファルファ乾草価格を農務省がウエイト付けして計算したものである⁽⁷⁾。基準乳量については、実施初年度の基準乳量は、2011 年、2012 年、2013 年のうち最も多い乳量とし、それ以降は、毎年、前年の基準乳量に全国生産乳量の平均増加率を乗じたものが当該年の基準乳量となる。

加入者は、基準乳量の 25%から 90%までの範囲で MPP の保証対象となる乳量を決定するための保証割合を選択するとともに、100 ポンド当たり 4 ドルから 8 ドルまで、0.5 ドル刻みで保証マージンを決める。

MPP に加入していれば、2 ヶ月ごと（1-2 月、3-4 月、5-6 月、7-8 月、9-10 月、11-12 月）の全国平均マージンが選択された保証マージンを下回るときに支払いが行われる。このとき支払われる額は、

支払額＝（保証マージン－全国平均マージン）×（基準乳量× 1/6）×保証割合
となる。支払額の計算に当たり、1/6 が乗じられているのは、2 ヶ月ごとに支払いの有無が判断されるためである。

MPP の保証を受けるために、加入者は第 10 表に示した保険料（Premium）を支払わなければならない。保証マージンとして 4 ドルを選択した場合の保険料はゼロである。4 ドルを超える保証マージンを選択すると、保証マージンが高くなるにつれて保険料も上昇する。また、基準乳量 400 万ポンドまでは低い保険料、400 万ポンド超の部分に対しては高い保険料が適用される。保険料は、2014 年農業法の適用期限内は変更されないため、「保険数理上公正な保険料」とはいえない（not actuarially fair）。このため、MPP は保険に近いプログラムではあるが、厳密には保険の定義には該当しない。加入者は、毎年、保険料のほか、管理手数料として 100 ドルを納入しなければならない。

第 10 表 MPPの保険料

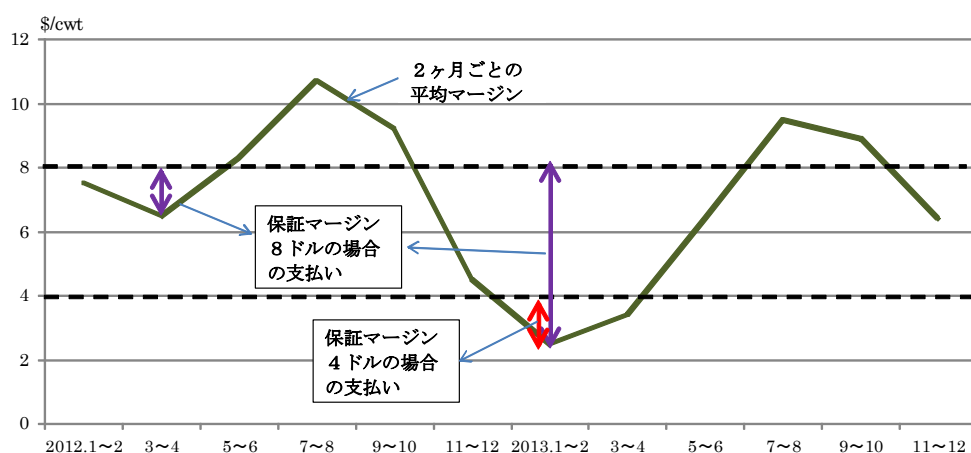
保証マージン (ドル)	保険料 (ドル)	
	400万 ポンド以下	400万 ポンド超
4.0	0	0
4.5	0.010	0.020
5.0	0.025	0.040
5.5	0.040	0.100
6.0	0.055	0.155
6.5	0.090	0.290
7.0	0.217	0.830
7.5	0.300	1.060
8.0	0.475	1.360

出典：筆者作成。

注．2014 年及び 2015 年の 400 万ポンド以下の保険料に対して 25 %割引が適用される。

第 18 図に、MPP による支払いイメージを示した。保証マージンが 4 ドルの場合と 8 ドルの場合では、支払い機会が大きく異なることがわかる。加入者は、平均マージンの推

移と保険料の水準を考慮しながら、自らの経営にとって最も適切な保証マージンを選択する。



第 18 図 MPPの保証マージンと支払いのイメージ

出典：筆者作成。

(ii) DPDPの概要

MPP の下では、保証対象乳量を制限していないため、加入者が乳価の下落は MPP で補てんされることを前提に乳量を大幅に増加させるというモラルハザードが生じる可能性がある。モラルハザードによるものを含め過剰生産による乳価下落対策として、MPP の導入を推進してきた上院案では、過剰が発生する可能性がある場合には、供給制限を実施できる仕組みも合わせて提案されていた。しかしながら、供給管理に批判的な下院側の反対により⁽⁸⁾、供給制限に代わる乳価下落対策として、DPDP が実施されることになった。

DPDP は、2 ヶ月続けて全国平均マージンが 4 ドル未満に低下した場合に、マージンが 4 ドル以上に回復するまで、または 3 ヶ月を超えない期間、農務省が乳製品の買上げを行う仕組みである。

買い上げられた乳製品は低所得者等ため、フードバンクか NPO 組織に供与されることになっており、農務省が在庫として保有することはできない。また、乳価への影響を避けるため、フードバンク等は、供与された乳製品を転売してはならないこととされている。

(3) 農業保険

農業保険については、連邦作物保険法に基づく恒久プログラムであるが、2014 年農業法により、新たに SCO と STAX が創設されるとともに、直接支払い、CCP および ACRE の廃止に伴い、クロス・コンプライアンスが保険料補助の受給要件とされた。

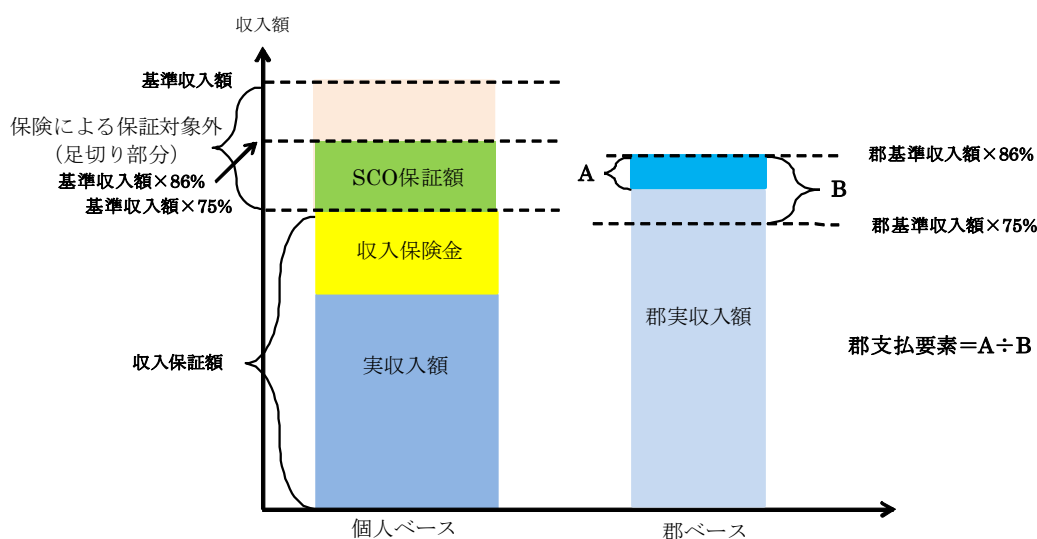
1) SCOの概要

SCO は、農業者が加入する農業保険の控除部分（足切り部分）に対して、地域単位の保険⁽⁹⁾により補てんする仕組みである。

SCO を選択することにより、個人で加入している収入保険または作物保険の保証水準が 86 %まで引き上げられる。そして、郡ベースの実収入または実単収が、郡ベースの基準収入額または基準単収の 86%を下回るとき、最大で 86 %から個人が加入する保険の保証水準までの範囲内で、その減少の程度に応じて、個人ベースで支払われる保険金に加えて、SCO による保険金が支払われる。

SCO の仕組みについて第 19 図により具体的にみておこう。図は、保証水準が 75 %の収入保険の加入者が SCO を選択した場合の保証と保険金の支払いのイメージを示したものである。加入者は、SCO を選択することにより、収入保険の保証水準が 75 %から 86 %に引き上げられる。すなわち、収入保険による保証対象外にまで保証が拡大されるのである（図中「SCO 保証額」）。

まず、個人ベースでみて、実収入額が基準収入額の 75 %より減少しているので、その減少分に対して「収入保険金」が支払われる。



第 19 図 SCOによる保証と支払いのイメージ

出典：筆者作成。

次に、郡ベースの収入の状況を見ると、郡実収入額が郡基準収入額の 86 %を下回っているので、SCO に基づく保険金が支払われることになる。SCO 保険金の額は、SCO 保証額に郡支払要素を乗じた額である。

郡支払要素は、

$$\text{郡支払要素} = \{86\% - (\text{郡実収入額} \div \text{郡基準収入額})\} \div \{(86\% - \text{保険選択保証水準})\}$$

により算出される。選択保証水準は、加入者の収入保険の保証水準であり、この場合 75 %である。郡支払要素は、図中の A を B で割ったものに等しく、1 を上回るときは、1 となる。

SCO による支払額の計算事例を第 11 表に示しておこう。この農業者は、単収と価格の低下による収入減少に対して、保証水準 75 %の収入保険から収入保険金として 1,500 ドル、これに加えて SCO 保険金として 2,187 ドルの合計 3,687 ドルを受け取る。実収入額の 19,560 ドルに 3,687 ドルを加えた 23,247 ドル、基準収入額 (28,080 ドル) の 82.8 %を確保することができる。

SCO は 2015 年から実施され、PLC の加入者だけが選択可能である。選択する場合には、通常の収入保険や作物保険と同様に、保険会社から購入することになる。また、SCO に関する保険料に対しては、65 %の保険料補助率が適用される。

SCO は、実際に加入している農業保険への上乗せ保証となるが、既に高い保証水準 (80 %や 85 %) を選択している農業者にとっては、SCO による上乗せ部分が小さくなる。このため、農業者が、現在加入している保証水準を引き下げた上で、SCO に加入するという行動を取ることも予想される。しかしながら、あくまで SCO は、地域ベースの収量や収入の減少の程度に応じて支払いが実施されるかどうか、そして支払いの水準が決定されることから、個人ベースで収量や収入が減少しても、地域ベースの SCO では保険金が支払われないケースが生じうる。また、SCO の保険料は、地域ベースとはいえ 86 %という高い保証水準に応じたものであるため高額になる可能性もある。このように、地域ベースの収量・収入変動と個人ベースの収量・収入変動の相関関係、さらには SCO の保険料水準を考慮すると、SCO の導入が個人ベースの農業保険の選択保証水準に影響を与えるかどうかについて一概に判断することはできないものと考えられる。

第 11 表 SCOによる保険金支払い事例(保証水準75%の収入保険の場合)

個人生産データ	小麦 基準単収 40ブッシェル/エーカー、 収穫単収 30ブッシェル/エーカー、 作付面積 100エーカー
郡生産データ	小麦 基準単収 38ブッシェル/エーカー、 収穫単収 32ブッシェル/エーカー
価格データ	作付前価格 7.02ドル/ブッシェル、 収穫時価格 6.52ドル/ブッシェル
収入保険による保証	保証水準75%
収入保証額	$40 \times 7.02 \times 0.75 \times 100 = 21,060$ ドル
実収入額	$30 \times 6.52 \times 100 = 19,560$ ドル
収入保険金	$21,060 - 19,560 = 1,500$ ドル
SCOによる保証	
郡基準収入額×86%	$38 \times 7.02 \times 100 = 26,676$ ドル
郡実収入額	$32 \times 6.52 \times 100 = 20,864$ ドル
SCO保証額	$40 \times 7.02 \times (0.86 - 0.75) \times 100 = 3,089$ ドル
郡支払要素	$\{(0.86 - (20,864 \div 26,676)) \div (0.86 - 0.75)\} = 0.708$
SCO支払額	$3,089 \times 0.708 = 2,187$ ドル

出典：USDA (26) の数値例を加工して、筆者が作成。

2) STAXの概要

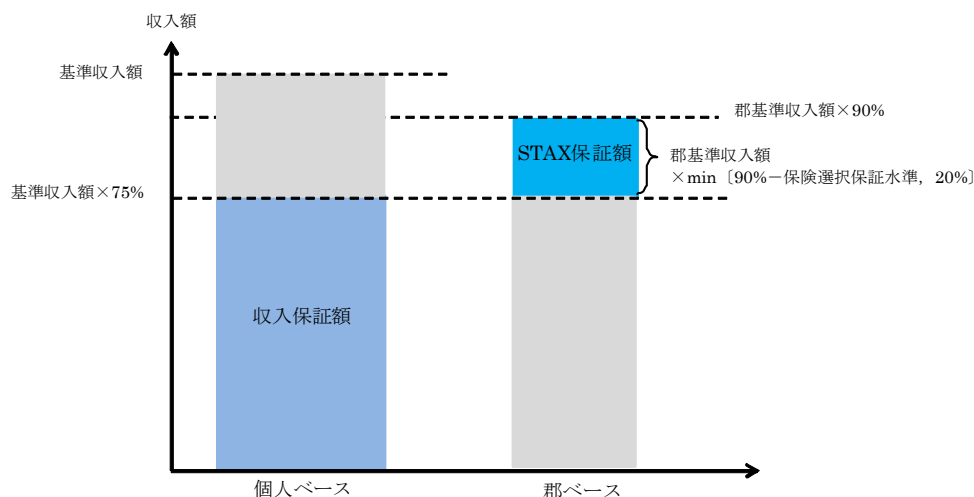
STAX は、綿花を対象とした保険プログラムで、地域ベースの基準収入額が 90 %を下回るときに、最大で基準収入額の 20 %を限度に、支払いが行われる地域単位保険である。STAX 単独で加入することも、既存の収入保険や作物保険と組み合わせて加入することもできる。

STAX の保証のイメージを第 20 図に示した。

STAX による保証額は、郡の基準収入額(単位面積当たり)、保証範囲(coverage range)、保護要素(protection factor)、作付面積を用いて、

STAX 保証額＝郡基準収入額×保証範囲×保護要素×作付面積
により求められる額である。

このうち、単位面積当たりの郡の基準収入額は、郡の基準単収に作付前先物価格を乗じた額である。保証範囲は、「90 %－保険選択保証水準」と 20%のいずれか小さい方の割合となる。仮に保証水準が 75 %の収入保険と組み合わせて加入する場合の STAX の保証範囲は 15 %となり、保険に保険に加入しない場合または保険選択保証水準が 70 %以下である場合には保証範囲は 20 %となる。保護要素は、郡の基準収入額と農業者個人の基準収入額とのギャップを埋めるために、農業者が、0.8 から 1.2 の範囲内で選択できる乗数である。仮に、保護乗数として 1.2 を選択すれば、郡の平均的な STAX 保証額(単位面積当たり)よりも 20 %高い保証額が得られる。STAX の保険料補助率は 80 %であるから、保険料負担や自らの収入と郡収入との関係を考慮しながら、農業者自らが保護要素を自由に選択することができる。



第 20 図 STAXの保証のイメージ

出典：筆者作成。

STAX に加入した場合の保険金の支払い事例を第 12 表により示しておこう。ここでは、保証水準 75 %の収入保険に加入しているケースを取り上げた。この事例では、収入保険

金は支払われない。STAX の支払額は、STAX 保証額に、SCO の場合同様に算出される郡支払要素、

$$\text{郡支払要素} = \{90\% - (\text{郡実収入額} \div \text{郡基準収入額})\} \\ \div \{(90\% - \text{保険選択保証水準})\}$$

を乗じて得られた額である。第 12 表の事例では、STAX の支払額は、8,206 ドルとなる。

第 12 表 STAXによる保険金支払い事例(保証水準75%の収入保険加入の場合)

個人生産データ	綿花 基準単収 660ポンド/エーカー、 積 100エーカー	収穫単収 580ポンド/エーカー、 作付面
郡生産データ	綿花 基準単収 690ポンド/エーカー、	収穫単収 520ポンド/エーカー、
価格データ	作付前価格 0.78ドル/ポンド、	収穫時価格 0.8ドル/ポンド
収入保険による保証	保証水準75%	
収入保証額	$660 \times 0.78 \times 0.75 \times 100 = 38,610$ ドル	
実収入額	$580 \times 0.8 \times 100 = 46,400$ ドル	
収入保険金	収入保証額<実収入額のため、保険金支払いはなし	
STAXによる保証		
郡基準収入額	$690 \times 0.78 \times 100 = 53,820$ ドル	
郡実収入額	$520 \times 0.8 \times 100 = 41,600$ ドル	
保護要素	1.2	
STAX保証額	$53,820 \times (0.9 - 0.75) \times 1.2 = 9,688$ ドル	
郡支払要素	$\{(0.9 - (41,600 \div 53,820)) \div (0.9 - 0.75) = 0.847$	
STAX支払額	$9,688 \times 0.847 = 8,206$ ドル	

出典：USDA (25) の数値例を加工して、筆者が作成。

STAX は 2015 年から実施されるが、それまでの間、綿花は PLC や ARC の対象作物ではないことから、セーフティネット・プログラムの代わりとして、2014 年に関して、綿花の基本面積の 60 %に対して 1 ポンド当たり 9 セントの移行支払い (transition payment) が行われる。2015 年に STAX が実施できない場合には、2015 年に関して、基本面積の 36.5 %について移行支払いが実施されることになっている。

(4) その他のプログラム

1) 栄養プログラム

栄養プログラムは、農業法における議論の中で、歳出削減に関して最も風当たりが強い分野であったが、結局、受給資格要件等制度の根幹に関わる部分の変更は行われなかった。その代わりに、SNAP の抜け穴の一つといわれていた「Heat and Eat」問題への対応等により 10 年間で 80 億ドルの削減を行うことで決着した。

「Heat and Eat」問題とは、低所得家庭エネルギー援助プログラム (LIHEAP : Low-Income Home Energy Assistance Program) の対象者は SNAP からの支給額がかさ上げされる仕組みになっている点から生じたものである。ごく少額、たとえば 1 ドルでも LIHEAP に基づく支払いが行われていれば、当該対象者は、SNAP から通常より多額の支払いを受け取ることができる。17 の州で、わずかな LIHEAP 支払いで SNAP 支給額

を増加させてきたことから、SNAP 支給額の計算方法の見直しが行われることになった。

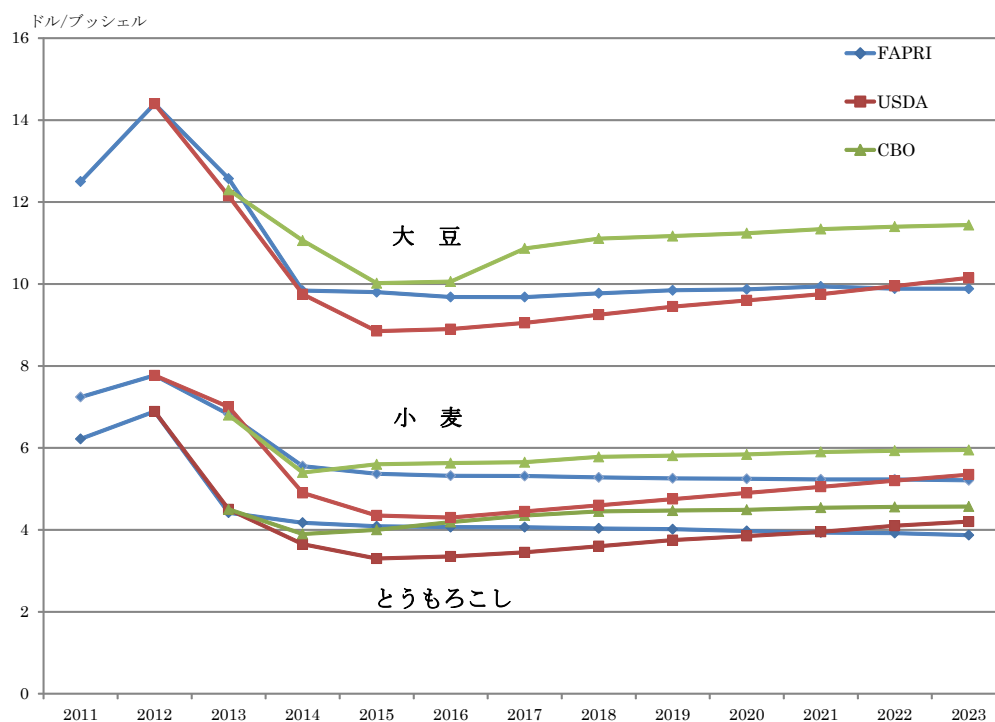
一方で、注目すべき試みとして、新たに SNAP 受給者が職業訓練を受けるための助成措置が講じられた。

2) 保全プログラム

既存の保全プログラムが 23 にまで拡大していたため、それらを 13 に統合するとともに、農地活用型のプログラムを拡大し、農地休耕型のプログラム、特に、CRP の加入面積の上限を引き下げることにした。これらの結果、10 年間で 40 億ドルの歳出削減が見込まれている。

(5) 2014 年農業法に基づく経営安定対策に関する若干の考察

FAPRI (Food and Agricultural Policy Research Institute), 農務省 (USDA) および CBO の 2014 年から 2023 年まで 10 年間の主要農産物に関する価格予測を第 21 図に示した。これをみると、各機関共通して、2014 年、2015 年と価格は低下し、その後持ち直すことが見込まれている。



第 21 図 主要農産物の価格予測

資料：CBO (11), FAPRI (19) および USDA (27)。

ここでは、各機関の中ではほぼ中庸な予測を行っている FAPRI のシミュレーション分析の結果に基づき、PLC, ARC および農業保険による支出額の予測を紹介しておきたい。FAPRI では、特に、PLC と ARC の支払い予測に当たって、両プログラムに対する作物

別の加入率を第 13 表のように仮定している⁽¹⁰⁾。

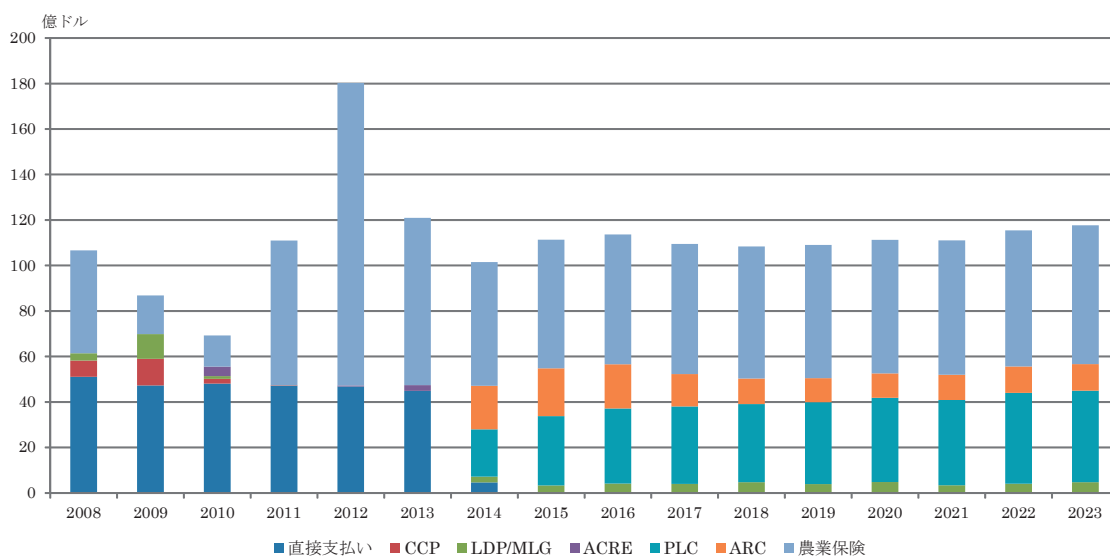
第 13 表 PLCとARCの選択率と支払額の予測

	PLC選択率	ARC選択率	PLC支払額 (億ドル)	ARC支払額 (億ドル)
とうもろこし	50.0%	50.0%	41.5	39.0
大豆	40.0%	60.0%	11.4	21.9
小麦	70.0%	30.0%	36.8	9.5
米	90.0%	10.0%	9.2	0.2
落花生	90.0%	10.0%	3.5	0.1

資料：FAPRI (19)。

これをみると、作物によって PLC と ARC の選択割合がかなり異なっており、南部の主要作物の米や落花生については、PLC が選択される割合が高く、PLC の基準価格に対して予測価格が上回っているとうもろこしや大豆については PLC よりむしろ ARC の選択が多くなると見込まれている。

このようなプログラム選択の結果、どの程度の支払いが予想されるのか、過去の支払実績と対比してみよう、第 22 図は、2008 年から 2013 年までの政府プログラムの支払実績と 2014 年以降の支払予測を示したものである。これをみると、今後のプログラム支払いは、農業保険と PLC のウエイトが大きいこと、また、PLC と ARC を合わせた新しいセーフティネット・プログラムの支出額は、かつての直接支払いと同水準程度であると予測されていることが読み取れる。



第 22 図 FAPRIの政府支払い予測

資料：FAPRI (19), USDA/ERS, *Direct government payments by program*, USDA/RMA, *Summary of Business Reports*.

*

*

*

*

*

最後に、2014 年農業法に基づく経営安定対策に関する現段階での筆者の考えを簡単にまとめておきたい。

- ① 基本面積に応じた支払い、あるいは地域ベースのデータに基づく支払いが新しい経営安定対策の基本となっており、想定される程度の価格低下が生じて、財政支出の増大はある程度抑制できるものと考えられる。また、作付面積や収穫量からデカップルされた支払方法になっており、プログラムの生産歪曲性は比較的小さいと判断される。
- ② 1つのプログラムを全国の全対象農業者に適用するという考え方から、2008 年農業法で導入された農業者の必要に応じたプログラムを提供し、農業者の選択に委ねる方向が一層明確になったと思われる。PLC と ARC は、CCP と ACRE に比べると、基準価格の引き上げや支払基準の単一化等によって、農業者にとってはかなり改善された仕組みになっている。しかしながら、農業者は PLC や ARC の選択に当たっては、プログラムの内容を理解した上で、将来の価格や収穫量の予測、SCO 評価等を行わなければならない。州立大学等の意思決定支援ソフトが提供されているとしても、比較的短期間のうちに重い決断を下さざるを得ない。
- ③ 最も優先順位が高いセーフティネットとされた農業保険本体の見直しは行われなかったが、PLC および ARC が一定の価格低下や収入変動の緩和対策として有効であるためには、一定水準の農業保険への加入が前提になっていると考えられる。

注 (1) 本稿に先行して刊行されている邦文の引用文献は〔1〕から〔5〕に示した。特に、〔5〕は本稿よりも農業法の各プログラムについて網羅的に記述している。

(2) 2013 年度の栄養プログラムの支出割合は 69%に低下しているが、これは主に 2012 年に発生した干ばつのため農業保険金の支払いが多額にのぼったことによるものである。

(3) 会計年度でみると、価格低下時期と支払時期にズレが生じる。

(4) 一部の例外を除き、果樹、野菜、ワイルドライスの作付けは制限されている。

(5) 価格に関する 5 中 3 年に該当する 3 ヶ年と収量に関する 5 中 3 年に該当する 3 ヶ年は、第 8 表に示すとおり、一致していなくてもよい。

(6) もちろん、B 自身の基準収入が郡ベースの基準収入より高い水準にあるとすれば、その場合には ARC の支払いが B によって十分であるかどうかは判断できない。

(7) とうもろこし価格 1.0728、大豆ミール価格 0.00735、アルファルファ乾草価格 0.0137 の割合でウエイト付けする。

(8) 供給制限は、「ソビエト的」という表現で批判された。

(9) SCO の「地域ベース」とは原則として「郡」であるが、データの利用可能性からもう少し広い地域の場合もありうるが、以下では、説明の便宜上地域の範囲を郡として記述する。

(10) 2014 年になって、とうもろこしや大豆の価格が低下してきており、これらの前提よりも、とうもろこしや大豆について PLC の加入率が高まる可能性がある。

[引用文献]

- [1] 井樋三枝子(2014), 「【アメリカ】2014年農業法」, 『外国の立法』, 国立国会図書館。
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8562403_po_02590102.pdf
- [2] 成田喜一(2014)「アメリカの農政改革」, 『農業と経済』2014年3月号, pp9-18。
- [3] 服部信司(2014), 「アメリカの農業政策はどう決まるか」, 『農業と経済』2014年4月臨時増刊号, pp101-110。
- [4] 平澤明彦(2014), 「米国で「2014年農業法」が成立」, 『調査と情報』第41号, 農林中金総合研究所, pp6-7。
- [5] 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社(2014), 「第1章 米国」, 『平成25年度海外農業・貿易事情調査分析事業 海外農業・貿易事情調査分析(米州)』, 農林水産省, pp1-58。
http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/pdf/h25america-us.pdf
- [6] 吉井邦恒(2012), 「アメリカの2012年農業法をめぐる最近の動き」, 『農林水産政策研究所レビュー』, No.49, pp.4-5。
- [7] Bolen, E., Dorothy Rosenbaum, and Stacy Dean(2014), *Summary of the 2014 Farm Bill Nutrition Title: Includes Bipartisan Improvements to SNAP While Excluding Harsh House Provisions*, <http://www.cbpp.org/files/1-28-14fa.pdf>
- [8] Campiche, J., J. Outlaw, and H. Bryant(2014), "Agricultural Act of 2014: Commodity Programs", *Choices*, 29(2), pp1-4.
- [9] The Committee of Conference(2014), *Joint Explanatory Statement of the Committee of Conference*, <http://docs.house.gov/billsthisweek/20140127/CRPT-113hrpt-HR2642-SOM.pdf>
- [10] Congress Budget Office(2014), *Effects on direct spending and revenues of the conference agreement on H.R. 2642*, http://www.cbo.gov/sites/default/files/hr2642LucasLtr_0.pdf
- [11] Congress Budget Office(2014), *CBO's April 2014 Baseline for Farm Programs*
<https://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/attachments/44202-2014-04-USDA.pdf>
- [12] Congress Research Service(2013), *Budget Issues Shaping a Farm Bill in 2013*, R42484.
- [13] Congress Research Service(2014), *The 2014 Farm Bill: A Comparison of the Conference Agreement with the Senate-Passed (S. 954) and House-Passed (H.R. 2642) Bills*, R43076.
- [14] Congress Research Service(2014), *The 2014 Farm Bill (P.L. 113-79): Summary and Side-by-Side*, R43076.
- [15] Congress Research Service(2014), *Farm Commodity Provisions in the 2014 Farm Bill (P.L. 113-79)*, R43448
- [16] Coppess, J(2014), *Farm Programs in the 2014 Farm Bill*
http://www.farmdoc.illinois.edu/webinars/downloads/PDF/050314_farm_bill_2014_Coppess.pdf
- [17] Coppess, J.(2014), *Evaluating Commodity Program Choices in the New Farm Bill*
<http://farmdocdaily.illinois.edu/2014/02/evaluating-commodity-program-choices-in-new-farm-bill.html>

- [18] Coppess, J. and N. Paulson(2014), *Agriculture Risk Coverage and Price Loss Coverage in the 2014 Farm Bill*, <http://farmdocdaily.illinois.edu/2014/02/arc-and-plc-in-2014-farm-bill.html>
- [19] Food and Agricultural Policy Research Institute (2014), *U.S. Baseline Briefing Book*, FAPRI-MU Report #02-14.
- [20] Outlaw, J., *Commodity Title Overview of the Agricultural Act of 2014*, <https://afpc.tamu.edu/pubs/7/647/new%20file.pdf>
- [21] National Milk Producers Federation(2014), *Margin Protection Program*
<http://www.futurefordairy.com/sites/default/files/pdfs/Margin-Protection-Program-Narrative-082814.pdf>
- [22] Paulson, N. and J. Coppess (2014), *2014 Farm Bill: The Supplemental Coverage Option*
<http://farmdocdaily.illinois.edu/2014/02/2014-farm-bill-the-supplementa.html>
- [23] Paulson, N. and J. Coppess (2014), *2014 Farm Bill: Reallocating Base Acreage*
<http://farmdocdaily.illinois.edu/2014/03/2014-farm-bill-reallocating-base-acreage.html>
- [24] Paulson, N., J. Coppess and T. Kueth(2014), *2014 Farm Bill: Updating Payment Yields*
<http://farmdocdaily.illinois.edu/2014/04/2014-farm-bill-updating-payment-yields.html>
- [25] USDA(2014), *Stacked Income Protection Plan Training Presentation*
<http://www.rma.usda.gov/news/currentissues/stax/SCOtraining.pdf>
- [26] USDA(2014), *Supplemental Coverage Option Training Presentation*
<http://www.rma.usda.gov/news/currentissues/stax/SCOtraining.pdf>
- [27] USDA(2014), *USDA Agricultural Projections to 2023*
<http://www.ers.usda.gov/media/1279470/oce141.pdf>

(最終アクセス:2014 年 11 月 17 日)

第2章 米国の経営安定政策の変遷とその背景

勝又 健太郎

1. はじめに

2014 年農業法が同年 2 月に成立した。新農業法における新たな農家の経営安定政策を明瞭に理解するためには、その前提として、これまでに経営安定政策が、どのような背景のもとに、どのような政策意図をもって導入され、どのような役割を果たしてきたのかについて把握することが必要不可欠である。

そこで、本稿においては、主に価格所得政策とリスク管理政策（農業保険、災害支援支払）から構成されてきた米国の農家の経営安定政策について、創設から現在に至るまでの重要な転換点ごとにその背景となる要因とともに政策意図を体系的に解明することとする。

2. 価格所得政策の変遷とその背景

価格所得政策は、農産物の市場価格が、生産コストを賄えない程度にまで低下した場合に、農産物の農家受取単価を一定水準に支持することにより、農家の経営を持続可能にしようとする政策である。

（1）1933 年農業法 ―価格所得政策の設立―

1) 1933 年農業法⁽¹⁾

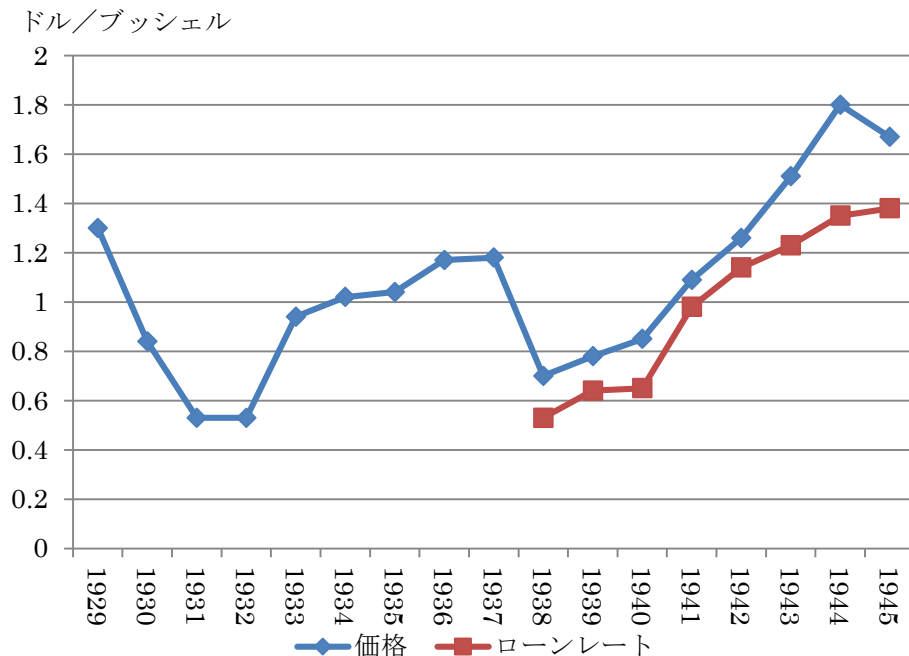
1929 年、ニューヨーク証券取引所での株価の暴落に端を発した所謂「大恐慌」の下で、農産物価格が暴落し、1932 年の農家所得が 29 年に比べて 3 分の 1 以下になった。一般物価水準が約 30% 下落したのに対し、農家手取価格は 50% 以上も下落した（第 1 図、第 2 図）。

そのため、ルーズベルト大統領によるニューディール政策の一環として 1933 年農業調整法が 5 月に制定され、農業分野で初めて価格所得政策が設立された。

1933 年農業調整法においては、他産業従事者と見合う購買力を農家に与えることを目的として、1909 年～1914 年時点の購買力を与える農産物の価格水準を実現することが目的とされた。1909 年～1914 年が基準に選ばれたのは、当該期間に農業と他産業の購買力が安定的に均衡していたと考えられたからである。この目的とされる価格水準は、後に 1938 年改正農業調整法において「パリティ価格」として規定されることとなった。

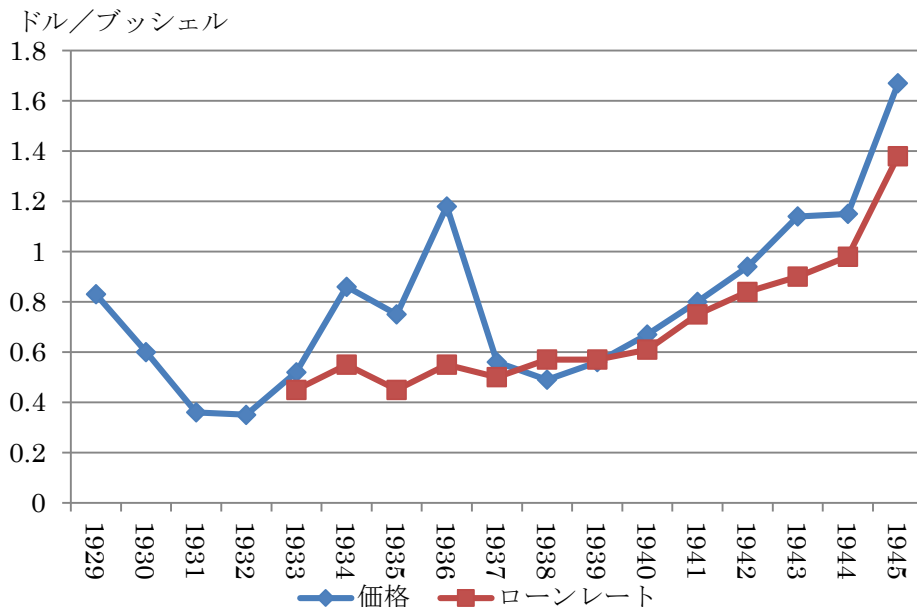
1933 年農業調整法において農産物のパリティ価格を実現するための政策手段として、生

産過剰を防止する生産調整プログラムと当該プログラム参加者に対する奨励金が規定された。また、当該法の対象として、小麦、とうもろこし、綿花、コメ、豚肉、生乳・乳製品、タバコが規定された。（その後、大麦、ライ麦、ピーナッツ、牛肉等に拡大されていった。）



第1図 小麦の価格とローンレートの推移

資料：Shepherd (1947)より筆者作成.



第2図 とうもろこしの価格とローンレートの推移

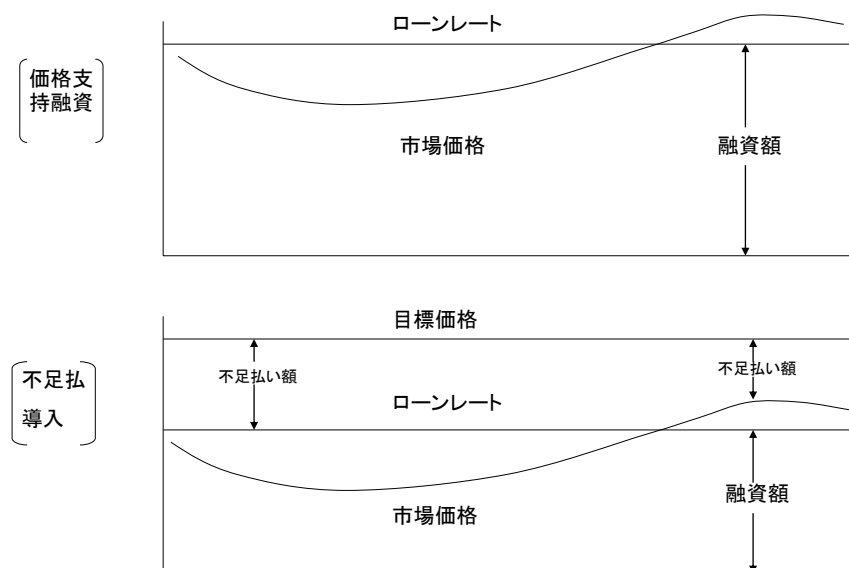
資料：Shepherd (1947)より筆者作成.

2) 価格支持融資の設立経緯⁽²⁾

1933 年農業調整法の施行段階では、まず、綿花で問題が起こった。綿花は、既に作付けが終わっていたために、生産調整は、作付けされた綿花を掘り起こすことによって実施された。総作付面積の約 4 分の 1 にあたる綿花が掘り起こされた。このような負担の大きい生産調整を行ったにもかかわらず、天候等の理由で綿花は豊作となり生産量が減少しなかった。綿花の価格は急落し、綿花業界からの綿花価格をパリティ価格水準に固定する要望が強まった。

この要望に対応するため、綿花を担保とする「返済請求なし融資 (non-recourse loan)」を行うことにより価格を支持する「価格支持融資」が開始されることとなった。融資の実施機関として 1933 年 10 月の大統領令により、商品金融公社 (Commodity Credit Corporation: CCC) が設立された。⁽³⁾

価格支持融資は、収穫直後の市場価格は一般に低いので、①政府が農家に農産物を担保として短期間の融資を提供、②融資期間中に価格が融資単価 (ローンレート) より高くなれば農家は農産物を市場で販売して融資を返済、③一方、価格がローンレート以下に低迷したままの場合は、担保農産物を政府に引き渡すこと (質流れ) により融資の返済が免除されるという制度である。質流れした農産物が市場から隔離されることになるので、市場価格がローンレートの水準に支持されることとなる。(第 3 図 (上))。⁽⁴⁾



第 3 図 価格支持融資 (上) と不足払い (下) の仕組み

資料：筆者作成。

以上のような経緯で「価格支持融資」が、綿花において初めて導入されることとなった。その後、1933年には、とうもろこしにも適用され、価格支持政策として有効に機能したため、1938年農業調整法の改正により、小麦等に対象作物を拡大し、価格支持融資が農業法レベルに規定されることとなった。

以上のように1933年農業調整法によって、以下のような価格支持によって農家所得を支持する価格所得政策の原型ができ上がった。

- ①融資により農産物価格を支持する「価格支持融資」が新設され、支持水準となるローンレートは他産業従事者と見合う購買力を農家に与えるための「パリティ価格」を基準に設定。
- ②融資とそれに伴う農産物の在庫管理等の実施機関として「商品金融公社(CCC)」を設置。
- ③「生産調整」が価格支持融資を受ける要件とされた。

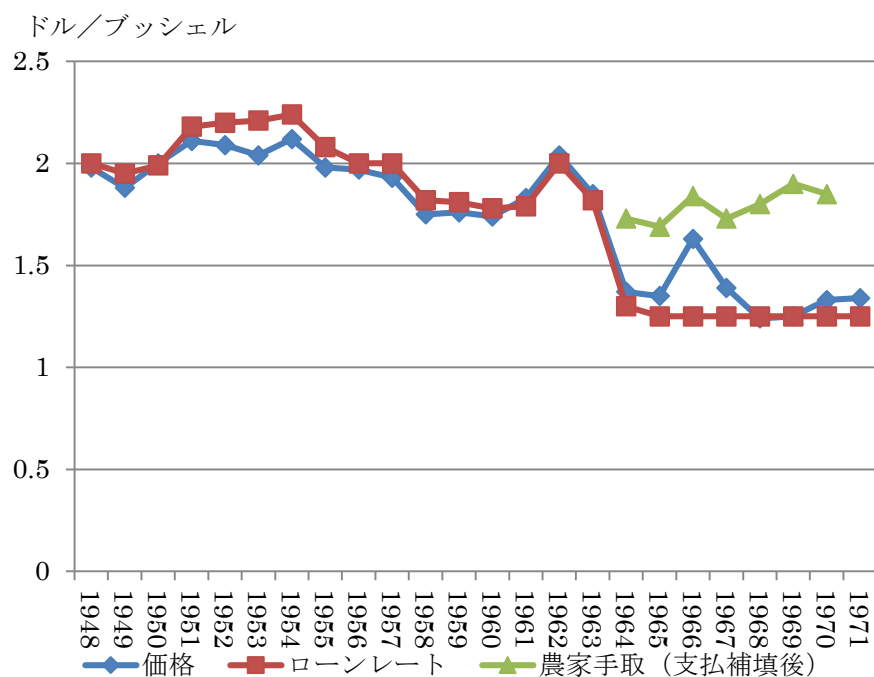
高水準のローンレートの下での価格支持融資の実施の結果、価格下落が防止され農家の所得は望ましい水準に回復した(第1図, 第2図)。

(2) 1973年農業法 ―不足払の設立―⁽⁵⁾

1) 背景

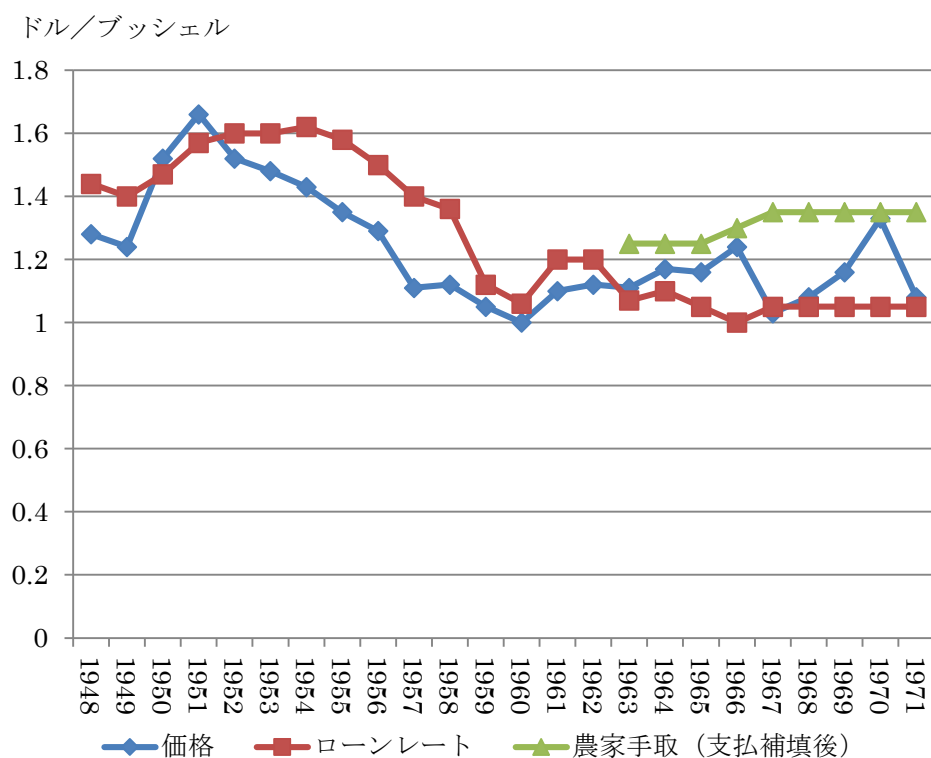
1950～60年代初頭にかけてローンレートを高水準に維持したことにより、米国の国内市場価格は、生産コストの低いカナダ、オーストラリアと比較して高くなり、米国の農産物の国際市場における価格競争力の低下により輸出シェアが減少し、米国内において過剰生産とCCC在庫の急増がもたらされた。

これらの問題に対処するため、ローンレートを大幅に引き下げて米国の市場価格を国際市場価格の水準まで低下させなければならなかった。1963年には、とうもろこしのローンレートを国際市場価格の水準まで大幅に引き下げ、1964年には、小麦のローンレートも同様に大幅に引き下げ、また、価格低下に伴う農家所得の損失を補填するために直接支払が導入された。当該直接支払いの額はパリティ価格を基準として算定された(第4図, 第5図)。



第4図 小麦の価格、ローンレートと農家手取（支払補填後）の推移

資料：USDA/ERS Data Sets より筆者作成。



第5図 小麦の価格、ローンレートと農家手取（支払補填後）の推移

資料：USDA/ERS Data Sets より筆者作成。

2) 1973 年農業法による不足払い制度の設立

以上のような 1960 年代の価格所得政策を継続・発展させる形で 1973 年農業・消費者保護法において「不足払」が確立された。

不足払とは、

①農家所得を保証する価格として「目標価格」を設定する。

②市場価格が、目標価格未満に低下した場合には、目標価格と市場価格（市場価格がローンレートを下回る場合には、ローンレート）との差額を農家に支払う

というものである（第 3 図（下））。

60 年代に導入された価格低下に伴う農家所得の損失を補填するための直接支払額が、パリティ価格を基準に算定されたのに対し、目標価格は、生産コストを賄う水準として毎年算定されることとなった。60 年代の政策においては、あらかじめ支払額が決定されたが、不足払では、市場価格の動向に応じて、支払額が変化することとなった。

また、過剰生産対策としての生産調整も不足払の支払い要件として継続された。

なお、不足払は、1974 年から小麦、とうもろこし、綿花等を対象に実施された。

以上のことから、不足払は、より市場志向型になった価格支持政策を補完するための所得支持政策として導入されたものと理解できる。

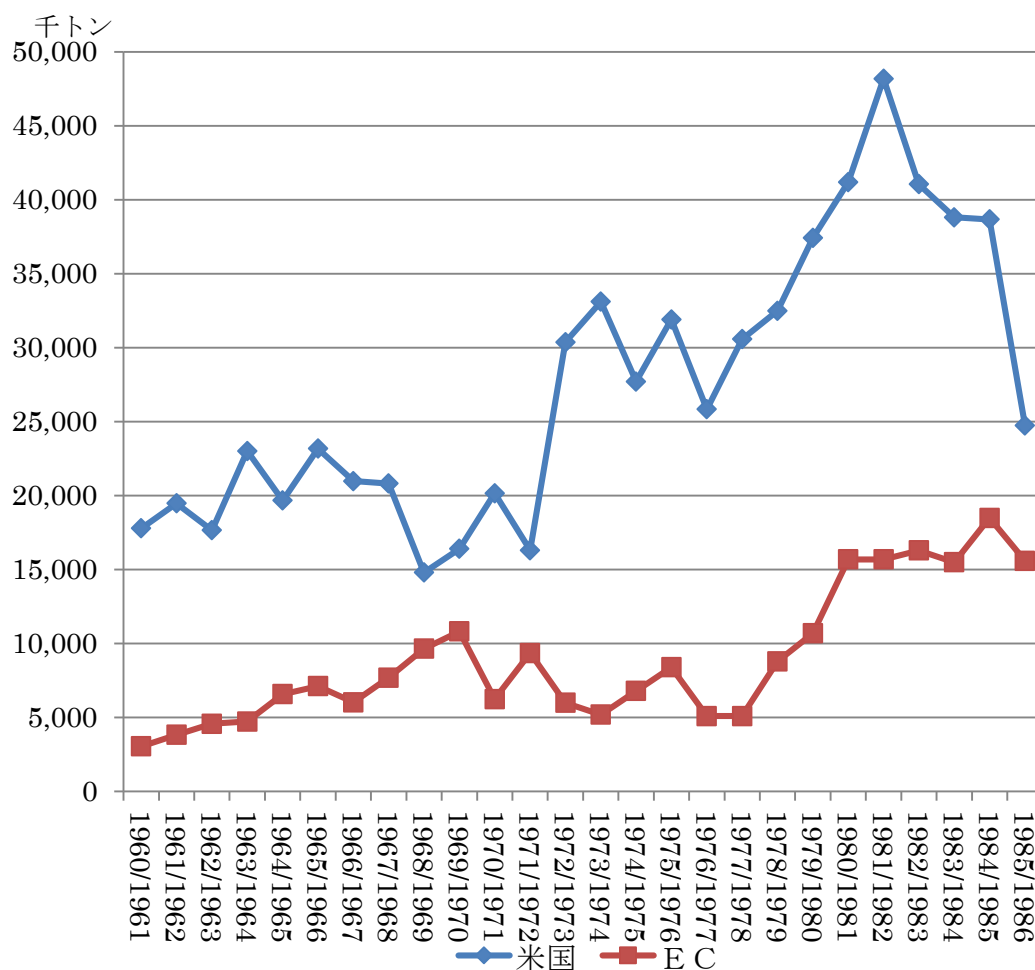
（3）価格支持融資から販売支援融資へ（1985 年農業法、1990 年財政調整法）⁽⁶⁾

1980 年代初頭になると過剰生産問題を抱える EC が、輸出補助金を乱用した農産物輸出を展開し、純輸出国に転じた。それに伴い、米国の農産物輸出が 80 年代前半に減少した（第 6 図）。

そこで、米国の農産物の輸出促進のために、従来の価格支持融資の返済に関して「販売融資（Marketing Loan）」という任意制度（農務長官の裁量で発動）が規定された（1985 年食料安全保障法）。

これは、市場価格がローンレート未満の場合に、その水準で融資を返済できる制度である。ローンレート未満の市場価格で販売することが可能となり、農家にとってローンレートと返済単価（市場価格）の差額分は輸出補助金の効果を持つこととなる。

1986 年に開始されたガット・ウルグアイラウンド農業交渉が 1990 年に行き詰まった。これは、EC が輸出補助金の廃止等に関して妥協しなかったことも大きな要因の一つと言われている。そうした中で、米国は EC の輸出補助金に対抗するために、1990 年財政調整法において、1992 年 6 月 30 日までにガット・ウルグアイラウンド農業交渉が合意に至らない場合は、任意制度である販売融資の発動を義務づける旨規定され（ガット・ウルグアイラウンド農業交渉は、1993 年 12 月に合意されることとなる）、販売融資制度は、現在に至っている（2014 年農業法では「販売支援融資（Marketing Assistance Loan）」として規定されている）。



第6図 米国とE Cの小麦の輸出量の推移

資料：USDA/FAS, PSD Online より筆者作成。

(4) 1996 年農業法 ―不足払いの廃止と直接固定支払いの導入―⁽⁷⁾

1) 背景

1980年代から米国の単年度の財政赤字額が1970年代に比べて桁違いに増加し、90年代前半には過去最高に達した(第7図)。1995年には、米国議会で「7年後に単年度の財政赤字をゼロにする」という大幅な財政支出削減を行うという財政決議が成立した。

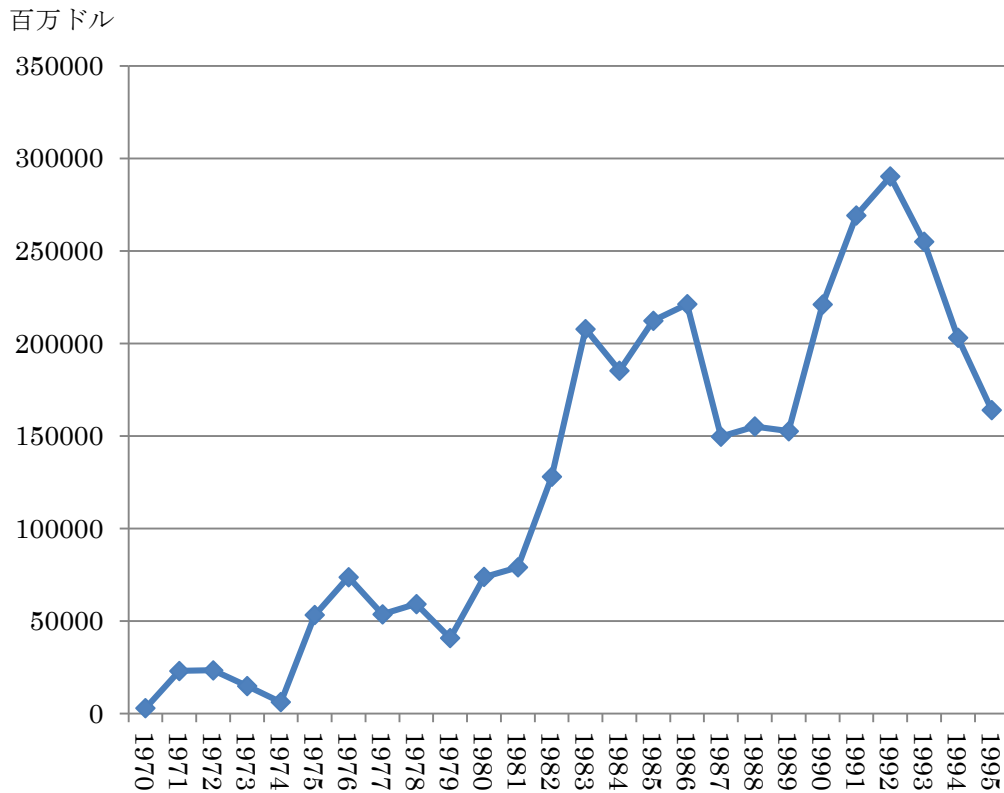
その中で農業分野における価格所得政策関係の削減額は、96年から7年間で134億ドルとされた。これは、議会予算局による価格所得政策の同7年間の予測支出額の約24%に相当する額である。このため、1996年農業法の制定過程においては、価格所得政策において、この大幅な支出削減をどのように実現するのが主要なテーマとなった。

不足払は、市場価格の動向により支出額が大きく変動するため、計画的な支出削減にそぐわないと考えられ、将来の支出額を固定する所得政策への転換が望まれた。

また、1990年代に入り、農産物価格の上昇傾向が続き、1995年には過去最高の水準に達

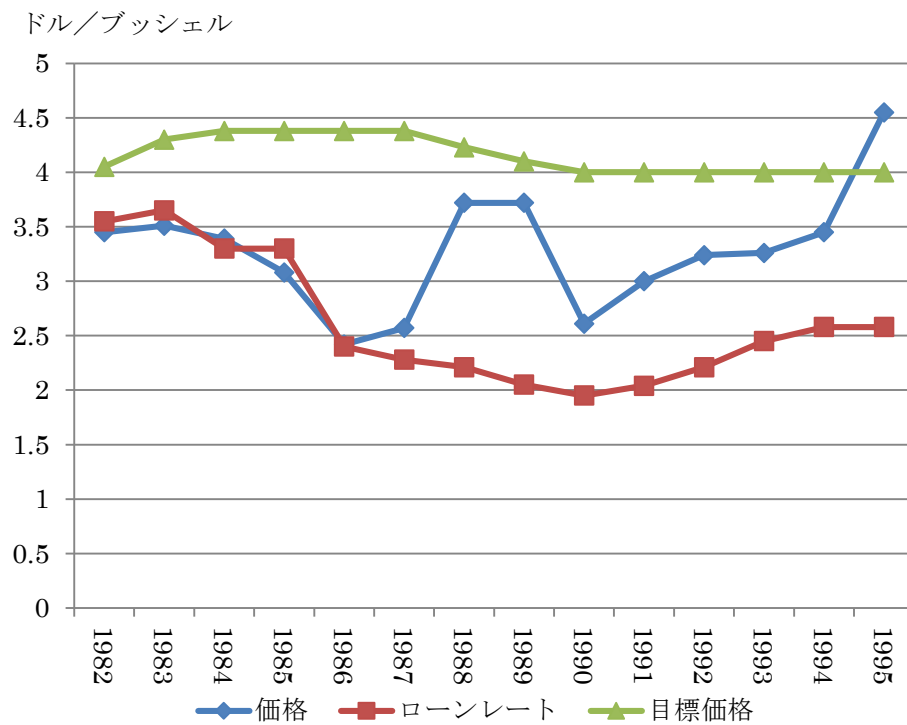
した（第8図，第9図）。このような目標価格を上回る高価格の下では，価格の動向に関係なく固定額が支払われる政策の方が，不足払より好都合であると農家に受けとめられた。

さらに，農産物価格の高騰により農家による生産調整廃止と作付け自由化の要求が高まった。

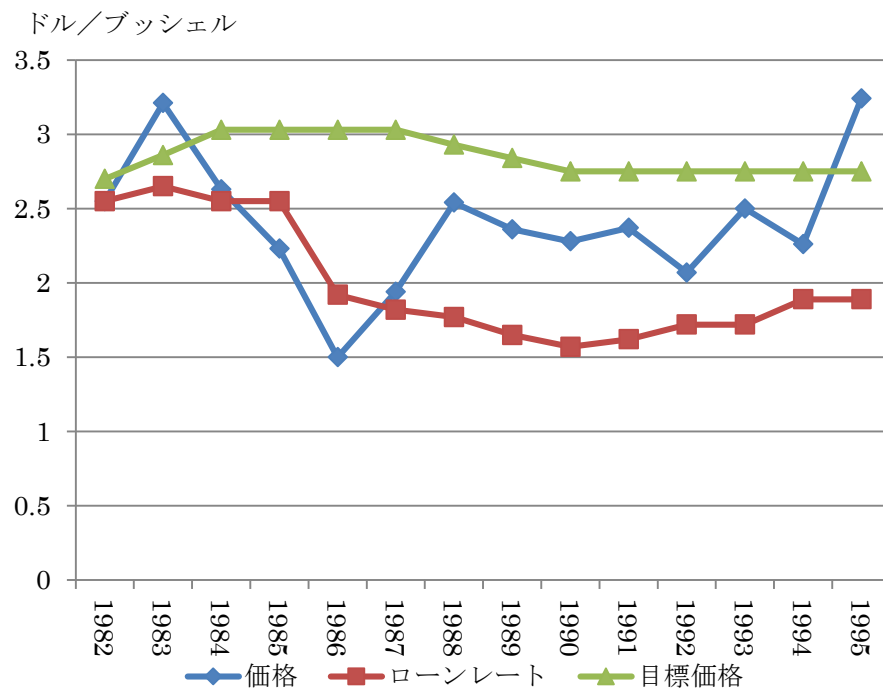


第7図 米国の財政赤字（単年度）の推移

資料：Council of Economic Advisers より筆者作成。



第8図 小麦の価格・ローンレートと目標価格の
資料: U.S.D.A./E.R.S. 田井たけり筆 作成.



第9図 とうもろこしの価格・ローンレートと目標価格
資料: U.S.D.A./E.R.S. 田井たけり筆 作成.

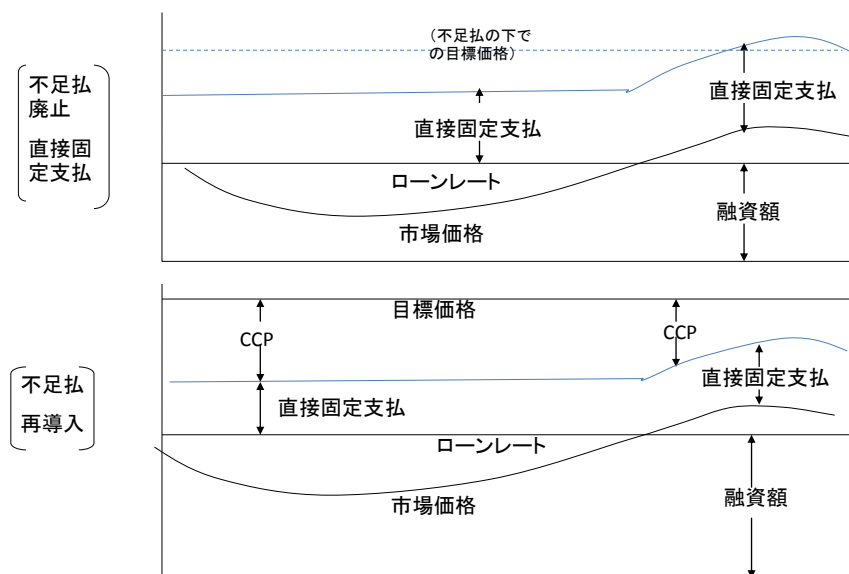
2) 1996 年農業法

以上のことを背景として 1996 年連邦農業改善改革法において、価格所得政策は以下のように変更された（第 10 図（上））。

- ①不足払を廃止し、固定的な直接支払いを導入する。
- ②価格暴落時のセーフティネットとして価格支持融資を継続する。
- ③生産調整を廃止し、作付けを自由化する。

直接固定支払額は、価格がローンレート水準まで下落した場合に農家所得が、不足払の目標価格水準の約 80% となる水準となった。生産調整が廃止されたことにより、生産過剰による価格低下の可能性が増大したので、生産コストを賄う水準に農家所得を補償するという観点から見れば、不足払より脆弱な価格所得政策になったと理解できる。

なお、不足払から直接固定支払への変更は、主に価格所得政策の支出削減の必要性からなされたものであるが、WTO 農業協定の国内支持の区分けで言えば、生産調整を前提とする「青の政策」である不足払から、現在の生産量と切り離されて過去の基準期間に基づいて支払額が固定されるデカップル支払である「緑の政策」に移行したこととなった。



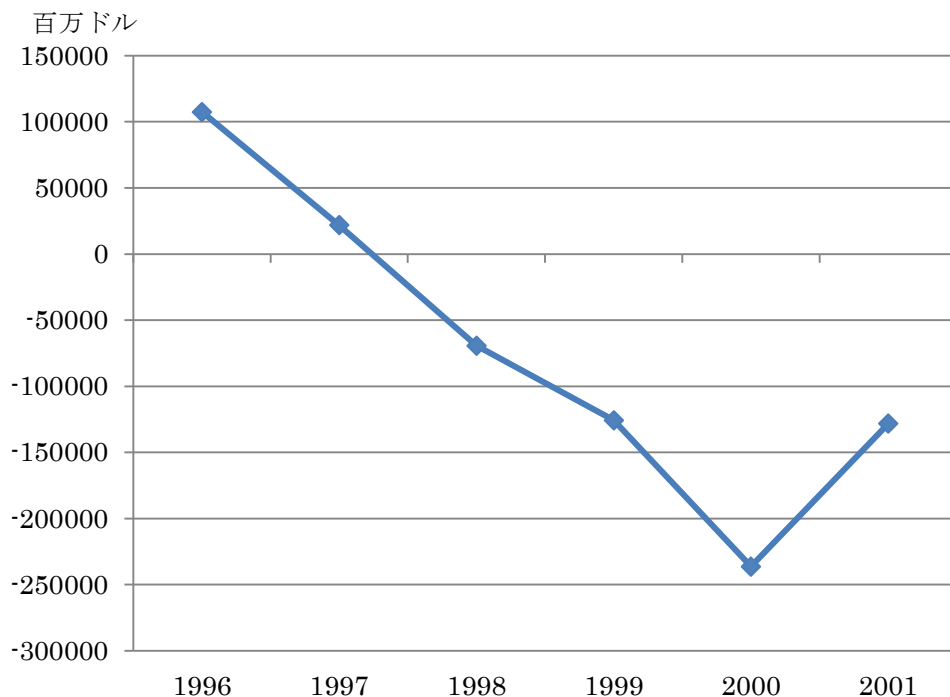
第 10 図 直接固定支払（上）と CCP（下）の仕組み

資料：筆者作成。

（５）２００２ 年農業法　－不足払（CCP）の再導入－^{（８）}

１）背景

農産物価格は 1990 年代に上昇傾向が続いていたが、1996 年以降、下落し始め、1998 年に支持価格水準（ローンレート）にまで低下した。このため、直接固定支払を加算した農家所得は、以前の不足払制度の下での目標価格の水準の約 80%にまで減少した（第 1 2 図、第 1 3 図）。一方、米国の単年度の財政収支は、1998 年以降、黒字に転じた（第 1 1 図）。

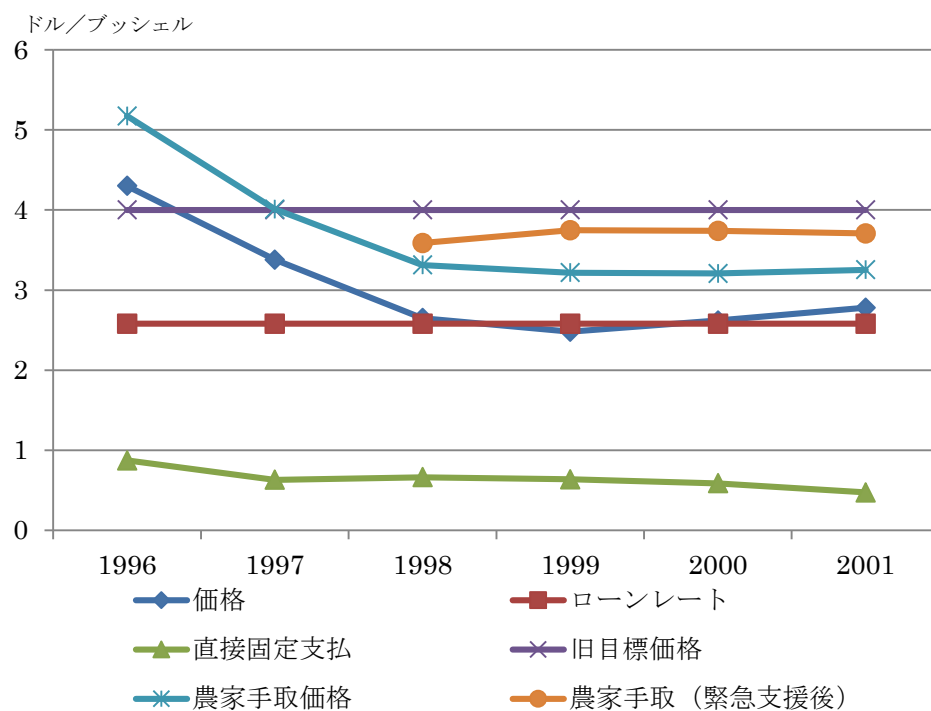


第 1 1 図　米国の財政赤字（単年度）の推移

資料：Council of Economic Advisers より筆者作成。

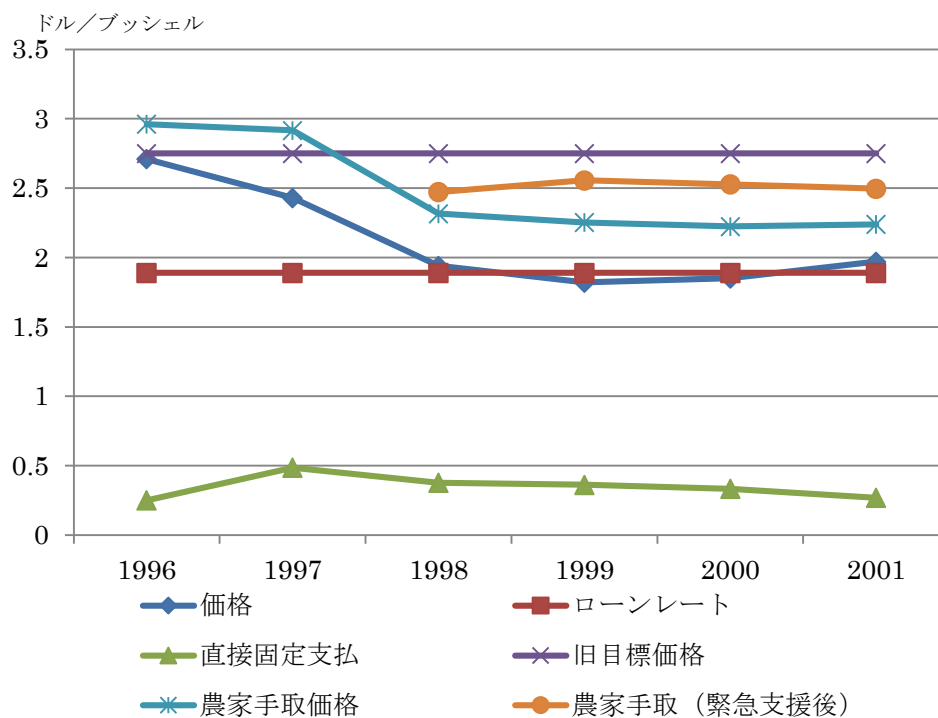
このような状況下において農家所得を維持するため、1998 年には追加的な支払である緊急支援が実施された。以後、2001 年にかけて毎年、同様の農家緊急支援が実施された。

農家緊急支援により、旧目標価格の約 80%にまで減少した農家所得は、90%以上の水準にまで引き上げられることとなった（第 1 2 図、第 1 3 図）。



第 1 2 図 小麦の価格と所得の推移

資料：USDA/ERS Data Sets, 吉井(2011)より筆者作成.



第 1 3 図 とうもろこしの価格と所得の推移

資料：USDA/ERS Data Sets, 吉井(2011)より筆者作成.

2) 2002 年農業法

以上のことを背景として、2002 年農場安定・農村投資法において、価格がローンレートの水準まで下落した場合でも農家所得を生産コストが賄える水準（旧目標価格水準付近）に維持させるため、新たな不足払が、価格支持融資と直接固定支払という 1996 年農業法で導入された価格所得支持政策に追加する形で再導入された。

「価格変動型支払（Counter-Cyclical Payment: CCP）」として規定された新たな不足払は、1973 年農業法と同様に目標価格が設定され（新目標価格は、1995 年目標価格の約 95%水準である）、不足払額は、価格の動向に従って以下のとおりとなる（第 10 図（下））。

①価格が、ローンレート未満の場合は、目標価格とローンレートと直接固定支払の合計額との差額

②価格が、ローンレート以上で価格と直接固定支払の合計額が目標価格未満の場合は、目標価格と当該合計額の差額

③価格が、ローンレート以上で価格と直接固定支払の合計額が目標価格以上の場合は、ゼロ（不足払は実施されない）

CCP は、WTO 農業協定の国内支持の区分けで言えば、現在の生産に係る価格に基づいて支払額が算定されるので「黄色の政策」となるが、米国は、CCP は、品目特定のでない助成であり、助成額が農業総生産額の 5%未満である「最小限の政策（デミニミス）」として WTO に通報しており、削減対象である国内助成合計量（AMS）から除外した。

なお、2002 年農業法においても 1996 年農業法から始まった作付けの自由化については、そのまま継続された。

（6）2008 年農業法 ―平均作物収入選択プログラム（ACRE）の導入―⁽⁹⁾

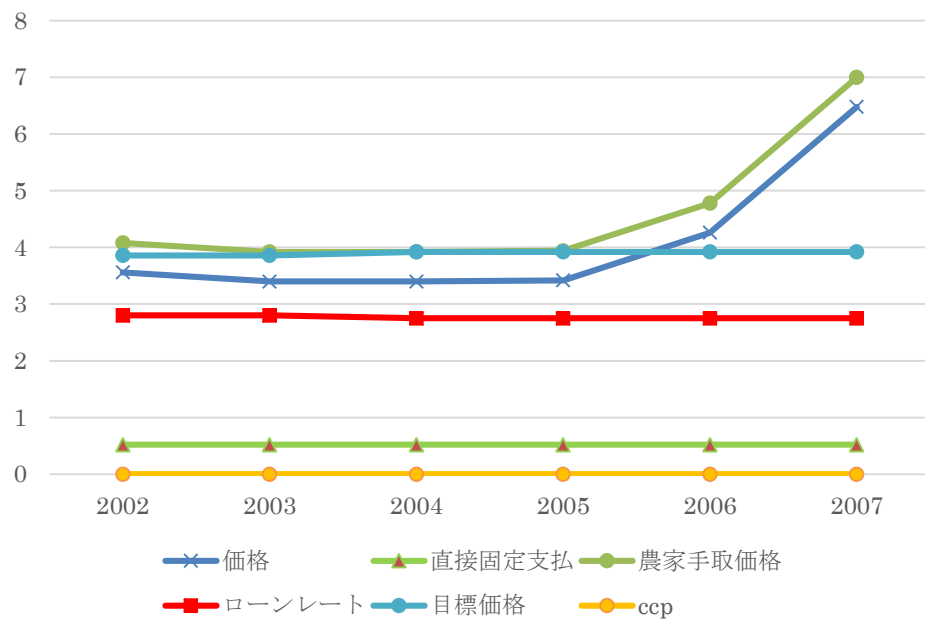
1) 背景

農産物価格は、2000 年代前半にかけて目標価格以下に低迷していたが、とうもろこしのエタノール生産用の需要の拡大や豪州における干ばつによる小麦の生産量の減少により、世界的な需給が逼迫したため、2006 年秋以降から高騰し、2007 年の価格は、2005 年に比べて、小麦、とうもろこしともに約 2 倍に上昇した（第 14 図、第 15 図）。

このような目標価格を超えた高価格の下でも、直接支払は固定的に受給されていることや 1996 年農業法制定時に高価格の下で不足払を廃止したために、当該農業法の実施段階において農産物価格の下落による農家の所得減少分を価格所得政策で補償しきれなかったという苦い経験を踏まえれば、不足払は維持しなければならないという認識が、農業団体及び議会においてあり、価格所得政策については、現状を維持するべきという機運が高かった。

一方で、価格の低下がたとえ目標価格以上にとどまった場合でも生産コストの上昇によりコスト割れする可能性もある中では、CCP が十分に機能しない場合にでも現状の高水準の収入を補償する政策の必要性も認識され始めていた⁽¹⁰⁾。

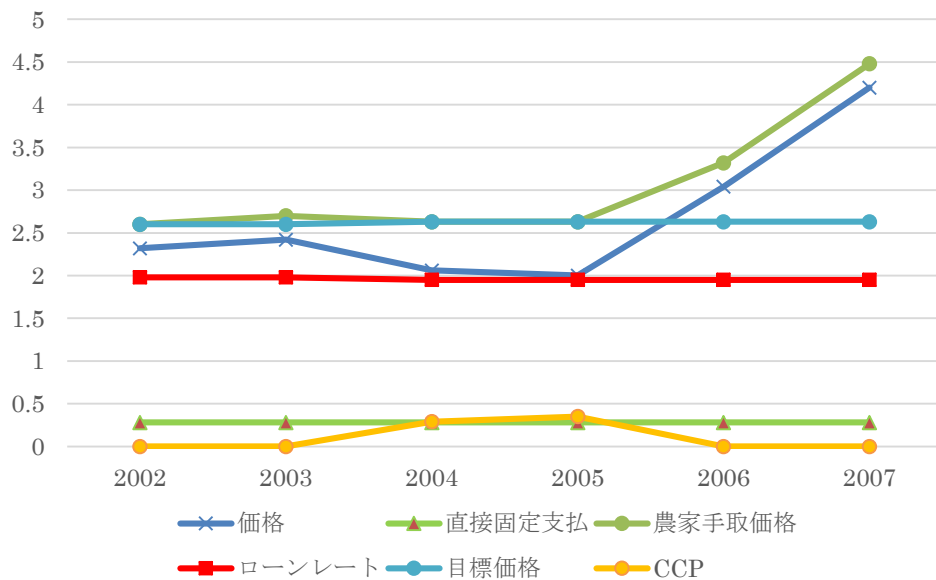
ドル／ブッシェル



第 1 4 図 小麦の価格と所得の推移

資料：USDA/ERS Data Sets, 吉井(2011)より筆者作成.

ドル／ブッシェル



第 1 5 図 とうもろこしの価格と所得の推移

資料：USDA/ERS Data Sets, 吉井(2011)より筆者作成.

2) 2008 年農業法

以上のことを背景として、2008 年食料・保全・エネルギー法においては、2002 年農業法の価格所得政策の仕組みを維持しつつ、新たに以下のような収入変動対応型の支払である「平均作物収入選択プログラム (Average Crop Revenue Election: ACRE)」を CCP のオプションとして導入した（ただし、ACRE を選択した場合は、直接固定支払は 20%減額され、ローンレートは 30%引き下げられる）。

ACRE は、作物ごとの農家の実収入が収入実績（直近 5 中 3 年の平均収量 × 直近 2 年間の全国平均販売価格）を下回った場合に発動され、支払額の算定方法は、以下のとおりである。

$$\text{ACRE 支払額} = \text{支払単価} \times (\text{農家基準単収} / \text{州基準単収}) \times 85\% \times \text{作付面積}$$

①支払単価

= 州ベースの過去の収入実績の 90% (保証単価) - 州ベースの実収入 (面積当たり)

②支払単価の上限は、保証単価の 25%。つまり、州ベースの過去の収入実績の 22.5% が上限。

③農家基準単収が考慮されており、支払額には個別農家の生産実績が反映される。

ACRE は、価格所得政策に初めて発動要件が価格ベースでなく、収入ベースである仕組みが導入するものであり、価格のみならず、生産量の変動による収入（所得）の減少に対応できることとなり、価格所得政策としての合理性（機能性）が上昇したと評価できる。

また、ACRE の支払単価は、農家の収入単価の 67.5%～90%部分をカバーするものであり、農業保険ではカバーされない浅い損失 (shallow loss) を補償する政策であることから、現状の高価格下での収入水準を維持で飽きるようにする政策であると評価できる。

(7) まとめ

価格所得政策は、1930 年代の大恐慌において農産物価格が暴落した際に、ニューディール政策の一環として、農産物の市場価格を支持するという形（価格支持）で開始された（1933 年農業法）。

その後、米国の農産物の輸出競争力を強化するため、支持価格を国際価格並みに大幅に引き下げ、同時に、低価格下でも農家経営が維持できるように生産コストを賄える価格水準として「目標価格」を設定し、目標価格と市場価格の差額を不足分として農家に支払う「不足払」を導入した（1973 年農業法）。

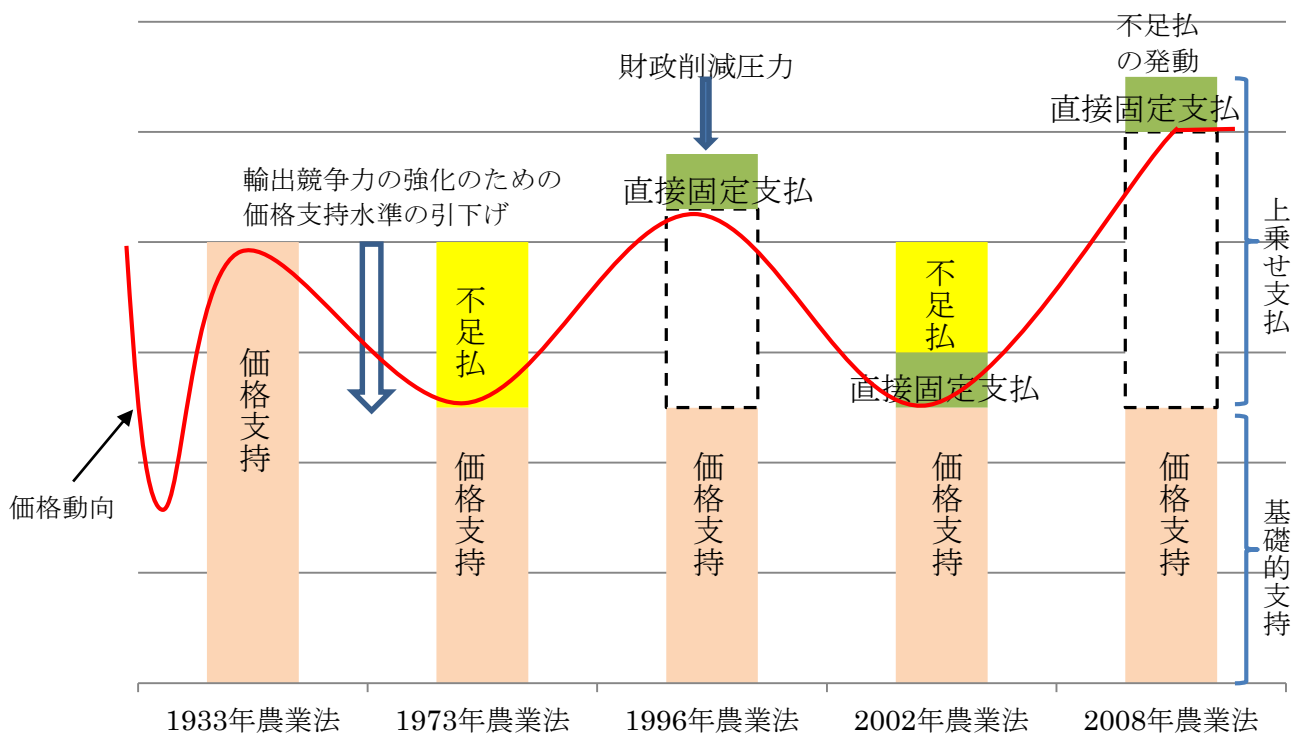
これによって、価格所得政策は、価格支持の基礎的部分と農家への上乗せ支払部分の二重構造となり、価格動向や財政事情に応じて主に上乗せ部分を変更させ、農家の所得を維持してきている。

1980年～90年代初頭にかけて米国の財政赤字が急増し、赤字削減の圧力が強まる中で穀物価格が高騰した。農家に不足払が支払われない状況となる一方、価格所得政策に係る支出削減を計画的に実施するために、不足払は廃止され、価格の動向に関係なく固定額が農家に支払われる直接支払が導入された（1996年農業法）。

1996年以降、穀物価格が下落し始め、直接固定支払だけでは農家経営を維持することができなくなったため、上乗せ支払い部分に追加する形で新たな不足払が再導入された（2002年農業法）。

2006年秋以降から農産物価格が高騰したため、不足払が十分に機能しない場合にでも現状の高水準の収入を補償できる直近の収入実績を基準とした収入変動型支払を導入した（2008年農業法）。

第16図は、以上の価格所得政策の変遷と背景を概念図として示したものである。



第16図 価格所得政策の変遷と背景

資料：筆者作成。

注：2002年農業法で再導入された不足払は、「価格変動型支払（Counter-Cyclical Payment: CCP）」であり、また、2008年農業法においては、収入変動対応型の支払である「平均作物収入選択プログラム（Average Crop Revenue Election: ACRE）」が CCP のオプションとして導入された。

3. リスク管理政策（農業保険及び災害援助支払）の変遷とその背景

干ばつ、暴風雨、病虫害等の自然災害の影響により、農産物の市場価格が低下しなくとも農家が経済的損失を受けた場合のリスク管理政策として、農業保険と災害援助支払が実施されてきた。

現行の農業保険は、自然災害の影響で作物の収穫量が減少して農家の収入が低下した場合に、保険契約時の農家の「期待収入額」と「補償率（50～85%）」に基づいて算出された「保険補償額」と実収入の差額を保険金として受け取ることで損失を補填する制度である。保険金の支払いの要件が、収量の減少である「収量保険」と収入の減少である「収入保険」の主に二種類の形式があり、政府から農家に保険料の補助と保険会社に運営費の補助が与えられている。⁽¹¹⁾

（1）農業保険と災害援助支払の創設⁽¹²⁾

米国における農業保険については、1899年から1920年にかけて、いくつかの民間の保険会社によって提供されていたが、その試みはいずれも採算が見合わず失敗に終わっていた。

前述の通り、ニューディール政策の一環として1933年農業法により、価格所得政策が開始されていたが、1934年と36年に発生した干ばつ被害により、多くの農家が経済的損失を被ったため、農業保険についても国の政策として実施する気運が高まり、1938年連邦作物保険法の制定により、農業保険が収量保険の形式で創設された。

創設当初は、小麦のみを対象として、地域も限定されて開始された。収量補償水準は、50%～75%の間に決定することとされた。その後、綿花、とうもろこし、大豆等の主要作物を対象を拡大していったが、地域を限定した試験的運用にとどまった。また、農家にとって保険料が高すぎると判断されたこともあり、農業保険は、広範には利用されなかった。このため、大規模な自然災害が発生した場合に多くの農家経営が危機にさらされたことから、1973年農業法により災害援助支払が制度化された。

（2）1980年連邦作物保険法 ―本格的実施の開始―⁽¹³⁾

災害援助支払は、農家が経営のリスク管理の手段として自主的に加入する農業保険と違い、農家が積立金等の負担をする必要のない政府からの直接支払である。

災害援助支払が制度化されたことにより、農家は自然災害による経済的損失が発生したとしても、災害援助支払により所得が支持されることを見込めることとなり、わざわざ農業保険に加入する必要がなくなった。つまり、災害援助支払が、実質的には保険料なしの農業保険の代替措置として機能したために、農業保険の作付面積ベースでの参加率は10%にも満たない状況が続き、災害援助支払の財政負担が増加した。

1974 年から 1980 年にかけて、災害援助支払の財政負担額は約 34 億ドルであり、これは、同期間の農業保険金の支払額の約 4 倍に相当したため、災害援助支払いへ批判が高まっていた。

以上のような状況に対処し、農業保険を自然災害時の農家の所得支持の主要な政策に位置づけるために、1980 年連邦作物保険法において以下のように制度が改正され、農業保険政策の本格的実施が始まった。

①自然災害による経済的損失を補填する所得支持政策を農業保険のみにするために、原則的に災害援助支払を廃止した。

②農業保険加入に係る農家の経済的負担軽減のために農業保険に保険料補助を導入した(第 1 表)。

③農業保険の加入者数を増加させるために対象地域を大幅に拡大した。

④農業保険の販売力を高めるため、これまで限定的にしか認めていなかった民間保険会社の保険業務参入を全面的に認め、保険業務に関する管理運営費の補助を開始した。

また、議会において、今後 10 年間で農業保険の作付面積ベースでの参加率を 50%まで増加させるという目標が掲げられた。

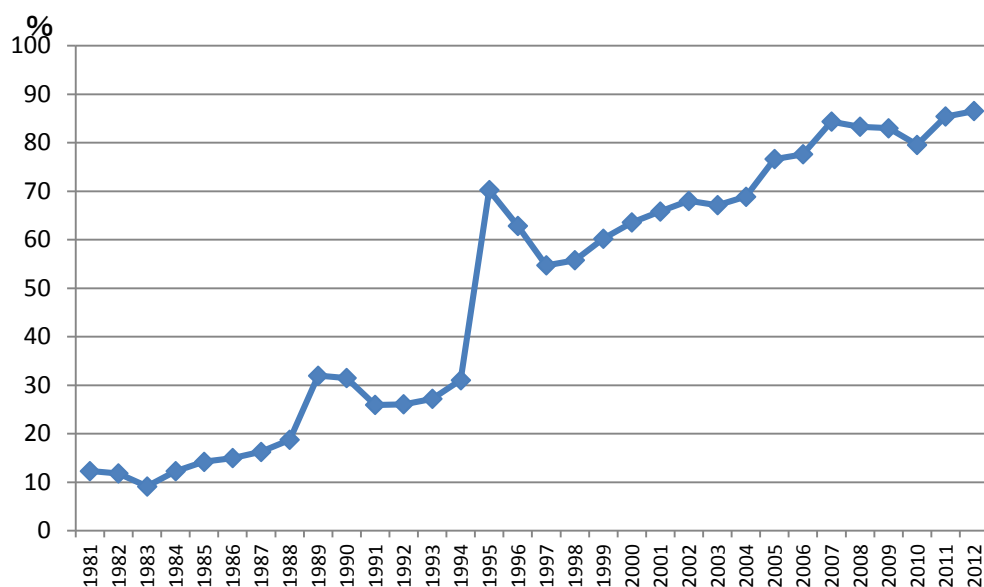
第 1 表 農業保険料の補助率（％）の推移

補償水準	1980 年連邦作物保険法	1994 年連邦作物保険改革法	2000 年農業リスク保護法
5 5 %	3 0 . 0	4 6 . 1	6 4 . 0
6 5 %	3 0 . 0	4 1 . 7	5 9 . 0
7 5 %	1 6 . 9	2 3 . 5	5 5 . 0
8 5 %	—	1 3 . 0	3 8 . 0

資料：Glauber, J.W. and Collins, K.J.(2002)より筆者作成.

（３）1994 年連邦作物保険改革法等によるさらなる奨励対策 ⁽¹⁴⁾

以上の普及対策による農業保険の本格的実施にもかかわらず、農業保険の参加率（作付面積ベース）は、徐々に増加はしたものの 1990 年代前半になっても議会の当初（1980 年）の目標としていた 50%とはかけ離れたものだった。（第 1 7 図）

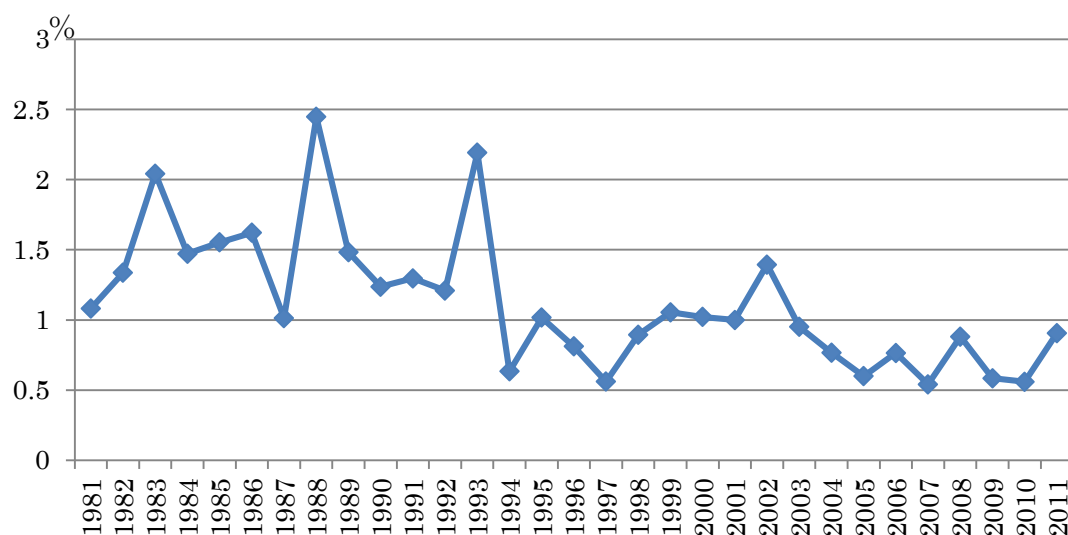


第 17 図 農業保険の参加率の推移

資料：USDA/ERS Data Sets, USDA/RMA, Federal Crop Insurance Corporation, Summary of Business Reports and Data より筆者作成。

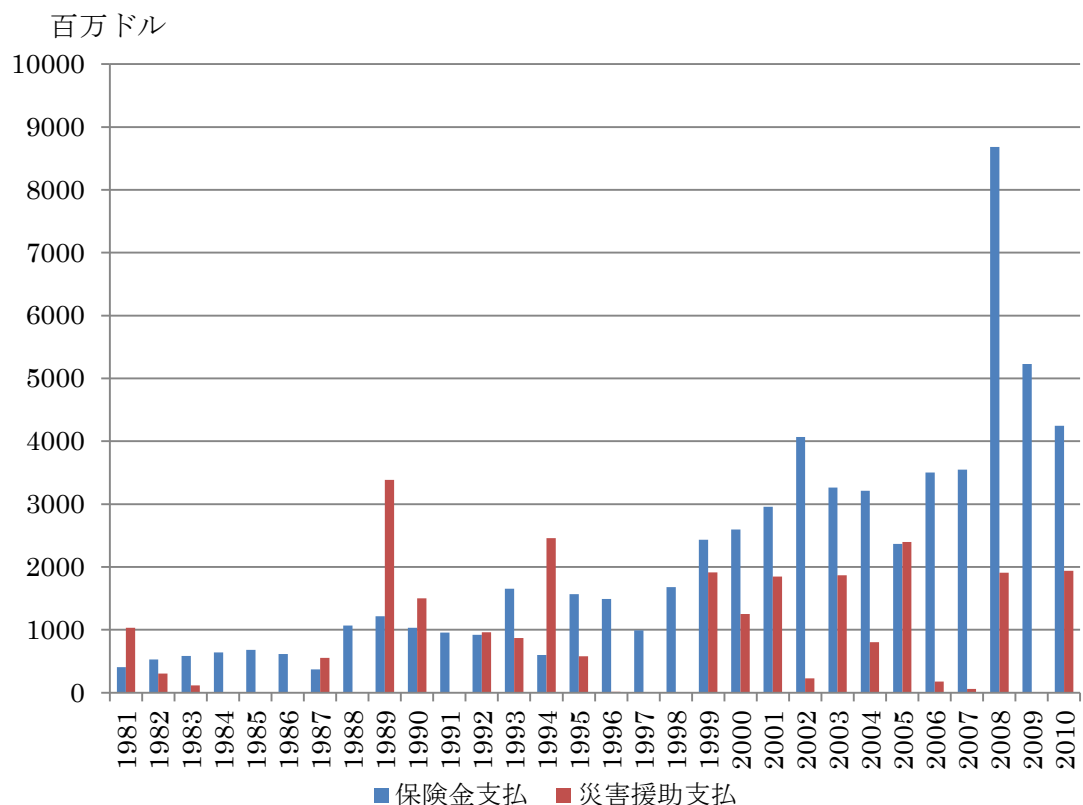
注．参加率＝農業保険の加入面積／全収穫面積により，筆者が算出した概算値である。

農業保険運営に係る損害率（保険料徴収額／保険金支払額）も 1 以上の状態が続いた（第 18 図）。また，同期間中には，臨時の特別立法による災害援助支払が暫時実施され，保険金よりも多額の支払いがされることもあった（第 19 図）。



第 18 図 農業保険の損害率の推移

資料：USDA/RMA, Federal Crop Insurance Corporation, Summary of Business Reports and Data より筆者作成。



第 19 図 農業保険金と災害援助支払の支払実績

資料：USDA/RMA, Federal Crop Insurance Corporation, Summary of Business Reports and Data, Glauber.(2013),(2004), Glauber and Collins より筆者作成.

以上のような状況に対処し，農業保険政策を一層普及されるために，1994 年連邦作物保険改革法，1996 年農業法，2000 年農業リスク保護法において以下のような一連の奨励対策が実施された。

(1994 年連邦作物保険改革法)

①農家により農業保険に慣れ親しんでもらうために，以下のような基礎的保険プログラムである大災害作物保険（Catastrophic (CAT) coverage）を創設した。

- 1)平均収量の 50%を越えた損失部分に対して，作付時の予測価格の 60%水準で補償する（収量補償水準 50%）。
- 2)保険料は全額政府が負担する（保険料補助 100%）。
- 3)ただし，作物ごとに年間契約料 50 ドルを支払う。
- 4)CAT 加入を価格所得政策プログラムの参加要件とする（当該要件については，CAT の利益が年間契約料ほどないという多数の農家からの批判に応じて 1996 年に廃止された）。

②さらに，既存の保険プログラム（CAT より高い補償水準をカバーする保険）の保険料

補助率を増加させた（第1表）。

（1996年農業法）

新たに収入保険を創設し，農業保険プログラムの農家への選択肢を増やした。

（2000年農業リスク保護法）

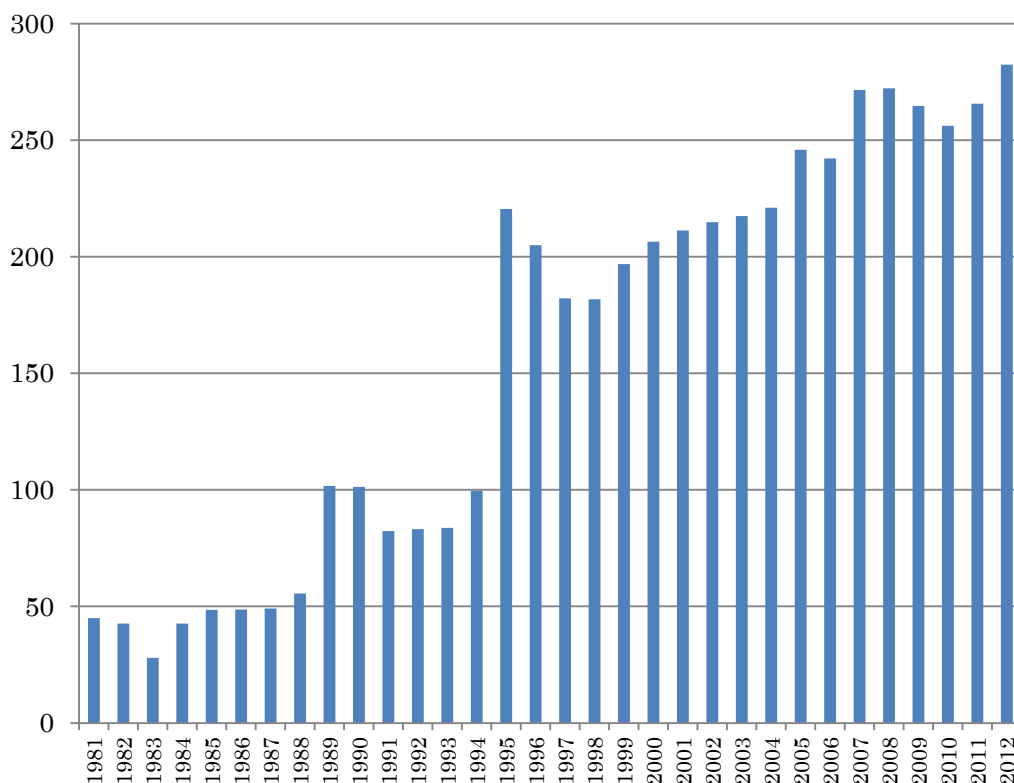
①保険料補助率を大幅に引き上げる等の措置を実施した（第1表）。

②民間保険会社が研究開発した新しい種類の農業保険が，政策プログラムとして採用された場合には，それに係る研究開発費を補填することとした。

その結果，農業保険の参加率及び参加面積は，1995年に一気に上昇し，その後も現在に至るまで直実に上昇傾向が続いている（第17図，第20図）。

また，農業保険運営に係る損害率についても，1994年以前は，殆ど1以上であったが，1995年以降は，概ね1未満になってきている（第18図）。

百万エーカー



第20図 農業保険の参加農地面積の推移

資料：USDA/RMA, Federal Crop Insurance Corporation, Summary of Business Reports and Data より筆者作成。

（４）災害援助支払の効率的実施^{（１５）}

以上のように農業保険への参加率も上昇し、運営状況も改善されてきたが、2000年代においても臨時の特別立法による災害援助支払が随時実施されてきた（第19図）。

そこで、2008年農業法により災害援助支払を効率的に実施するために「補完的収入援助支払」が創設された。

これは、災害援助支払額の算定方法を以下のように規則化するものであり、農業保険の加入が当該支払の要件とされた。

$$\text{災害援助支払額} = (\text{援助補償額} - \text{農家収入}) \times 0.6$$

$$\text{①援助補償額} = \text{保険補償額} \times 1.15$$

（ただし、農家の期待収入額の90％が上限）

②農家収入には、売上額のほか、価格所得政策からの支払、農業保険金等も含まれる。

つまり、補完的収入援助支払は、災害がなければ受け取っていたであろう農家の期待収入額の90％を上限として、農業保険や価格所得政策による支払がカバーしていない浅い損失部分（Shallow loss）について、その60％を補填する農家経営単位のリスク管理政策である。

（５）まとめ

米国の自然災害の影響による農家が経済的損失を受けた場合の所得支持政策は、1930年代に発生した干ばつ被害に対応するために農業保険（収量保険）という形式で開始された。

当初は、対象作物と地域を限定して試験的に実施され、保険料が高すぎると農家に判断されたこともあり、広範には利用されなかった。このため、大規模な自然災害が発生した場合に多くの農家経営が危機にさらされたことから、1973年農業法により、災害援助支払が創設された。

災害援助支払は、農家が積立金等の負担をする必要のない直接支払であり、実質的には保険料なしの農業保険として機能したために、災害援助支払の財政負担が増加したことから、1980年に原則的に災害援助支払を廃止するとともに、保険料補助の導入等の農業保険の普及対策を実施した。1996年には収入保険を創設し、2000年には保険料補助率を引き上げる等の措置を実施した。

その結果、農業保険はかなり普及したが、その後も臨時の特別立法による災害援助支払が随時実施された。そこで、2008年農業法により災害援助支払を効率的に実施するために「補完的収入援助支払」が創設された。

以上のように、米国における農業保険と災害援助支払の変遷は、農業保険を自然災害時の農家の所得支持の主要な政策に位置づけ、災害援助支払を農業保険の代替政策から補完政策へ転換させる制度的な改革のプロセスと理解することができる。このことは、農業保険と災害援助支払の支払実績の推移からも確認できる（第19図）。

4. おわりに

以上のように米国の経営安定政策については、農産物価格の動向、財政事情、自然災害の発生状況に応じて制度変更が行われてきたが、制度の内容がどのようなものであれ、価格所得政策とリスク管理政策を総合的・機動的に実施して一貫して農業者の所得を維持し続けてきた。

2014年農業法においては、農業保険に基礎的な役割を与える経営安定政策が新たに導入されたところである。本稿の米国の農家の経営安定政策の創設から現在に至る変遷とその背景に関する分析を新しい経営安定政策の理解の一助として頂きたい。

注（1）この点については、USDA/ERS(1984)を参照。

（2）この点については、Conrad, Perkins(1969), USDA/ERS(1984)を参照。

（3）この点については、逸見他(1987)を参照。

（4）この点については、USDA/ERS(1985a), コクレン他(1980)を参照。

（5）この点については、USDA/ERS(1985a, b, c), コクレン他(1980), 服部信司(1997, 2005, 2009, 2010)を参照。

（6）この点については、Moyer and Josling, 服部信司(2005)を参照。

（7）この点については、USDA/ERS(1985a, b, c), コクレン他(1980), 服部信司(1997, 2005, 2009, 2010)を参照。

（8）この点については、USDA/ERS(1985a, b, c), コクレン他(1980), 服部信司(1997, 2005, 2009, 2010)を参照。

（9）この点については、服部信司(2009, 2010), 吉井(2011)を参照。

（10）この点については、吉井(2011)を参照。

（11）この点については、CRS Report(2012), 吉井(1998)を参照。

（12）この点については、Benedict(1966), Goodwin and Smith(1995), Hueth and Furtan(1994)を参照。

（13）この点については、Glauber(2004, 2013), Glauber and Collins(2002), Goodwin and Smith(1995), Hueth and Furtan(1994)を参照。

（14）この点については、Glauber(2004, 2013), Glauber and Collins(2002)を参照。

（15）この点については、CRS Report(2010a, b)を参照。

[引用文献]

英語文献

- Benedict, M.R. (1966) *Farm Policies of the United States 1790-1950* Octagon Books Inc.
- CRS Report (2010a) RS21212 “Agricultural Disaster Assistance”.
- CRS Report (2010b) R40452 “A Whole-Farm Crop Disaster Program: Supplemental Revenue Assistance Payments (SURE)”.
- CRS Report (2012) R40532 “Federal Crop Insurance: Background”.
- Glauber, J. W. (2004) “Crop Insurance Reconsidered” *American Journal of Agricultural Economics*, December 2004.
- Glauber, J. W. (2013) “The Growth of the Federal Crop Insurance Program, 1990-2011” *American Journal of Agricultural Economics*, January 2013.
- Glauber, J. W. and Collins, K. J. (2002) “Crop Insurance, Disaster Assistance and the Role of the Federal Government in Providing Catastrophic Risk Protection” *Agricultural Finance Review*, Fall 2002.
- Goodwin, B. K. and Smith, V. H. (1995) *The Economics of Crop Insurance and Disaster Aid* The AEI Press.
- Hueth, D. L. and Furtan W. H. (1994) *Economics of Agricultural Crop Insurance: Theory and Evidence* Kluwer Academic Publishers.
- Moyer, W. and Josling, T. (2002) *Agricultural Policy Reform* Ashgate Publishing Limited.
- Perkins, V. L. (1969) *Crisis in Agriculture* University of California Press.
- Shepherd, G. S. (1947) *Agricultural Price Policy* The Iowa State College Press.
- USDA/ERS (online), Data Sets, <http://www.ers.usda.gov/data/>, 2013 年 3 月アクセス.
- USDA/ERS (1984) “History of Agricultural Price-Support and Adjustment Programs, 1933-1984”.
- USDA/ERS (1985a) “Agricultural-Food Policy Review”.
- USDA/ERS (1985b) “Provision of the Food Security Act”.
- USDA/ERS (1985c) “The 20th Century Transformation of U.S. Agriculture and Farm Policy”.
- USDA/FAS (online) PSD Online, <http://www.fas.usda.gov/psdonline/>, 2013 年 3 月アクセス.
- USDA/RMA (online), Federal Crop Insurance Corporation, Summary of Business Reports and Data, <http://www.rma.usda.gov/data/sob.html>, 2013 年 3 月アクセス.

日本語文献

- コクレン他 (1980) 『アメリカの農業政策, 1948~1973』 上下巻, 吉岡裕訳, 大明堂。
- 服部信司 (1997) 『大転換するアメリカ農業政策』 農林統計協会。
- 服部信司 (2005) 『アメリカ 2002 年農業法』 農林統計協会。
- 服部信司 (2009) 『価格高騰・WTO とアメリカ 2008 年農業法』 農林統計協会。
- 服部信司 (2010) 『アメリカ農業・政策史 1776-2010』 農林統計協会。
- 逸見謙三他 (1987) 『アメリカの農業』 全国農業協同組合中央会。
- 吉井邦恒 (1998) 「アメリカの収入保険制度」『農林水産政策研究』 第 52 巻第 1 号, 農林水産政策研究所。
- 吉井邦恒 (2011) 「アメリカにおける経営安定政策の展開と政府支払い」『欧米の価格・所得政策等に関する分析』 第 4 章, 農林水産政策研究所。

第3章 韓国の農林水産予算と基金

－貿易自由化への対応－

樋口 倫生

1. はじめに

通常、財政が果たす役割として期待されるのは、資源配分の調整、所得の再分配、景気の安定化である。この中で、政府による農林水産部門への支出は、資源配分の調整あるいは所得の再分配に係わるものといえる。資源配分の調整とは、市場の失敗に対応しており、公共財の供給や公益機能の維持などがある。所得の再配分は、市場の自由化が進む中で、他部門から不利益を被る農業部門へ所得を移転させることに関係する。

本稿では、以上の点を念頭におき、政府の財政支出の観点から、市場開放を推進する韓国の国内農業対策を整理する。最初に農林水産部門の財政がどのような構造になっているのかを主要な特別会計と基金を取り上げ説明する。次に 1980 年代後半から実施されてきた農林水産部門に対する投融資計画を観察し、どのような事業に資源が多く投入されているのか、財源はどのように調達していたのか、などについて確認する。最後に、投融資計画と今後の財政について可能な範囲で考察を加える。

2. 農林水産部門の財政支出⁽¹⁾

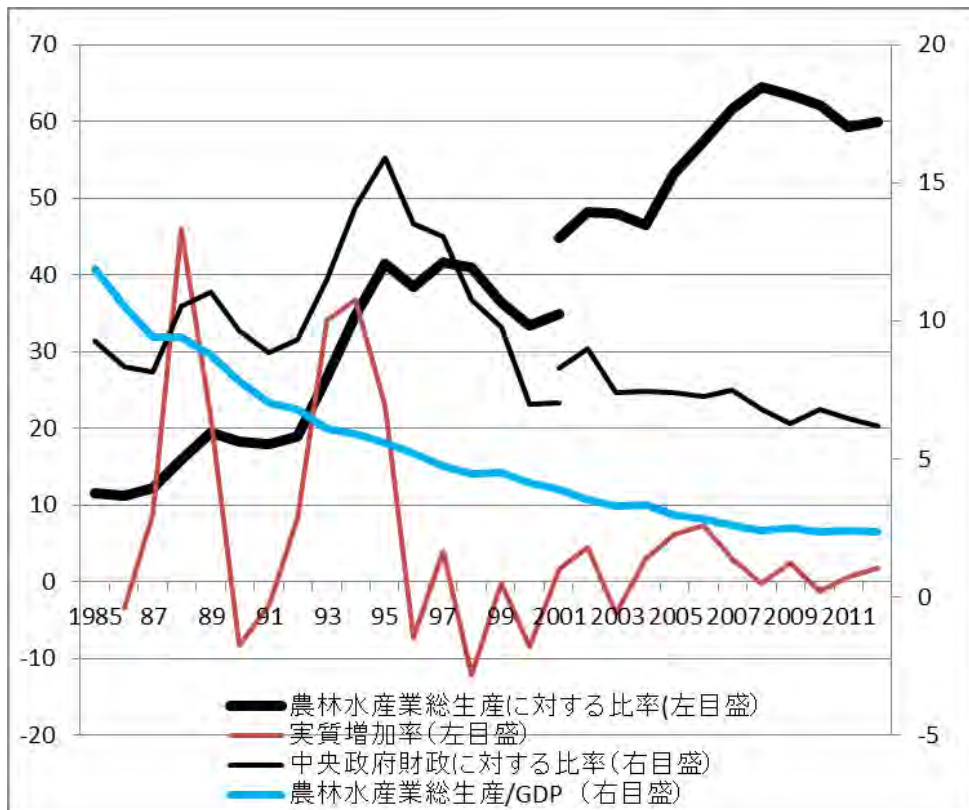
(1) 農林水産部門の財政⁽²⁾

最初に韓国の国家全体の財政規模（予算＋基金）⁽³⁾を確認すると（第1付表。第1～第8付表は章末に掲載）、1970年代半ばから80年代初めまで、GDP対比で20%以上であったが、その後、低下している。1990年代後半から再び20%台になり、近年では22%前後で推移し、2012年に294.3兆ウォンであった。このように、GDPに対する比率をみると、国家全体の財政規模は、1970年以降、ほぼ20%前後で推移しており、急激に増大してきたとはいえない。

農林水産業関係の財政（予算＋基金）について、1985年以降の趨勢を実質増加率で見ると（第1図）、1990年代前半は、ウルグアイラウンド対策のため急増しているが⁽⁴⁾、金融危機に見舞われた1997年前後で数年間マイナスとなっており、その後の増加率もそれほど大きなものではなかった。このような推移を反映して、農林水産部門の財政が中央政府財政全体に占める比率も、1990年代前半は増加傾向にあるが、それ以降、全体財政規模の増加よりも速度が鈍くなり、徐々に低下している。2012年の金額をみると、農林水産部門

が 18.1 兆ウォン，農林水産食品部⁽⁵⁾が 15.4 兆ウォンで，これから他省庁計上分や基金部分を除いた農林水産食品部の予算のみでは 10 兆ウォンほどである（第 3 付表）。

農林水産部門の財政が中央政府財政全体に占める比率は，1980 年代後半以降，農林水産業総生産（付加価値）の GDP 比率より高く，また農林水産部門財政の農林水産業総生産に対する比率は 2000 年代半ば以降，60%前後で推移しており，農林水産部門に対する政府支出は決して小さいとはいえない。



第 1 図 農林水産部門の財政 (%)

資料：第 2 付表，第 3 付表．GDP，GDP デフレーター，農林水産業総生産（付加価値）は，韓国統計庁（2013）。

注(1)2001 年までは予算，2001 年以降は予算と基金の和を利用。

(2)実質化には，GDP デフレーターを利用。

(2) 農林水産食品部の予算と基金

2012 年の中央政府予算には，一般会計に加え，18 の特別会計が設置されている（2014 年も同様）。このうちで，所管部署が農林水産食品部であるのは，農漁村構造改善，糧穀管理の二つである。また農林水産食品部の所管ではないが，革新都市特別会計，広域地域発展特別会計，エネルギー及び資源事業特別会計にも，農林水産関係事業が存在する。第 1 表には，これらの予算額が示されており，2012 年には，農漁村構造改善特別会計の歳出規

模が 12 兆 6 千億ウォンと最も大きく、続いて、広域地域発展特別会計、糧穀管理特別会計となっている。

また基金については⁽⁶⁾、中央政府に 63 件あり、農林水産食品部が管理するものは、第 3 付表にあるように、2012 年に 8 件で、事業費の合計は 5.1 兆ウォンとなっており、農林水産食品部支出の三分の一を占めている。以下では、農林水産食品部が所管する 2 つの特別会計と主要な基金について説明する。

第 1 表 農林水産食品部¹⁾の歳出予算 (単位：億ウォン)

会計名	2011年	2012年
一般会計	33137	52443
特別会計		
農漁村構造改善	76979	126476
エネルギー及び資源事業	1421	1323
広域地域発展	17010	16601
革新都市 2)	1866	1255
糧穀管理	13890	14287
総計 3)	144303	212384

資料：韓国農林水産食品部（2011）。

注(1)農林水産食品部の予算であり、振興庁、山林庁を除く。

(2)革新都市特別会計は、農業関係機関の地方移転に伴う費用支出が大部分となっている。2012 年には、農産物品質管理院や韓国農林水産大学などの移転費が含まれる。

(3)単純合計であり、会計間の重複等が含まれる。

1) 農漁村構造改善特別会計⁽⁷⁾

ウルグアイラウンド交渉が進むなかで、盧泰愚政権は、1991 年に「農漁村構造改善 10 カ年計画」とそれを金銭的に支援する「42 兆ウォン投融資計画」（1992～2001 年）を発表した。農漁村構造改善特別会計は、これらの計画を通じた農漁村の構造改善を実現するために、1992 年に新設された。その後 1994 年に農漁村発展基金を、そして 2007 年には農漁村特別税管理特別会計を吸収し、農漁村構造改善事業勘定、農漁村特別税事業勘定、林業振興事業勘定の 3 勘定からなる現在のすがたになった。

第 2 表 農漁村構造改善特別会計の歳入 (単位：億ウォン)

年	歳入	農地・山林転用 負担金	一般会計から の転入	融資勘定 1)
1992	11219	2500	8719	—
1993	14790	2818	11972	—
1994	27412	1653	11722	14031

資料：韓国企画財政部（各年版）。

注．国債発行（3,026 億ウォン）、財政投融資特別会計借り受け金（7,307 億ウォン）など。

1992年に設置された当初は、第2表から分かるように、歳入の大半が一般会計からの転入金であった。また1994年の歳出（＝歳入）予算の著増は、UR対策としての投融資計画の前倒しによる。

1994年になると、年度途中で農漁村特別税管理特別会計が設置された。ここで農漁村特別税とは、ウルグアイラウンドの妥結を受け、自由貿易が進む中で、農水産業の競争力強化に必要な財源を確保するために、1994年7月から賦課されている目的税⁽⁸⁾である。税収は、1994年7月～2004年6月の10年間で、毎年1.5兆ウォン、合計15兆ウォンを見込んでいた。農漁村特別税管理特別会計は、この税金を効率的に管理するために設置されたもので、これに伴い、農漁村構造改善特別会計も、構造改善財政と農特税転入金財政に区分して運営されるようになった。

第3表 農漁村構造改善特別会計と農漁村特別税管理会計の構成（単位：億ウォン）

項目	1995	1999
農漁村構造改善特別会計		
歳入合計	45285	51468
1. 農漁村構造改善事業勘定		
歳入合計	38077	44670
一般会計からの転入金	16655	
財特会計受け取り金	10545	
2. 農漁村特別税転入金事業勘定		
歳入合計	7207	5297
農漁村特別税特別会計からの転入	7207	5246
3. 林業振興事業勘定(99年より)		
歳入合計	—	1501
一般会計からの転入		1000
農業村特別税管理会計		
歳入・歳出合計	15432	11765
歳入 農漁村特別税	15432	9988
歳出 農漁村特別税転入金事業勘定へ転出	7207	5246

資料：韓国企画財政部（各年版）。

注：韓国企画財政部（各年版）の1995年版には、1994年の予算として農漁村特別税が3,479億ウォンとある。これは追加更正予算として提出されたものである。林業振興事業勘定は、1999年に設置された。

農漁村特別税管理特別会計は年度途中から運用が始まったため、当初の予算には存在しない。しかし1995年の予算からは新設されたこの特別会計を確認することができる（第3表）。

2003年になると、コメ関税化再交渉などがあり、その対策のため、農漁村特別税法を改

正し、2014年6月末までさらに10年間課税を延長した。その後2007年には、先述したように農漁村構造改善特別会計が農漁村特別税管理特別会計を吸収し、3つの勘定が設置された。

2012年における3勘定の歳入合計は13兆6,814億ウォンで、2011年の8兆7267億ウォンから50%以上増額されている（第4表）。予算の概要は第4表のとおりで、農漁村特別税事業勘定の歳入の大部分（2011年89%、12年97.7%）が農漁村特別税からの税収である。2011年にこのうちのほぼ40%が農漁村構造改善事業勘定に転出しているが、2012年には比率が高まっており、転出は59%であった。なお農漁村特別税事業勘定の歳入にある農家所得補填は、後ほど述べるコメ所得補填直接支払い（固定支払部分）や経営移譲直払いなどを指す。

第4表 農漁村構造改善特別会計の予算

主な歳入・歳出項目	2011年		2012年	
	金額 (億ウォン)	歳入・歳出 に占める比 率(%)	金額 (億ウォン)	歳入・歳出 に占める 比率(%)
1. 農漁村構造改善事業勘定				
歳入合計	33566		74146	
一般会計からの転入金	7388	22.0	35423	47.8
農特税事業勘定からの転入金	19108	56.9	33379	45.0
(歳出：FTA履行援基金への転出)			5323	
2. 農漁村特別税事業勘定				
歳入合計	47469		56638	
農漁村特別税	42240	89.0	55339	97.7
歳出合計	47469		56638	
農家所得補填	7736	16.3	8496	15.0
会計基金間転出	8724	18.4	2486	4.4
農漁村構造改善事業勘定へ転出	19108	40.3	33379	58.9
3. 林業振興事業勘定				
歳入合計	6232		6030	
一般会計からの転入	4134	66.3	3363	55.8
法定負担金など	1328	21.3	1352	22.4

資料：韓国企画財政部（各年版）。

最後に農漁村特別税の課税対象と税収実績を確認しておこう。前者に関しては(第5表)、租税減免額（20%）、証券取引金額（0.15%）、レジャー税額（20%）などに賦課される一方、農漁民に対する租税減免は対象外となっている。また2010年までは、法人税法による各事業年度の所得に対する法人税の課税標準金額（清算所得⁹⁾に対する法人税の課税標準金額を含む。）中で、5億ウォンを超える金額に2%の税を課していたが、2010年の

法律改定で削除された。

税収実績（第6表）は、1994～2003年まで、総額14.2兆ウォンでほぼ計画通りであったが、2004年以降、当初予定（毎年2兆ウォン）より大きく膨らんでいることがみてとれる。国税に占める比率も2005年以降、2%を超えている。これは、インフレーションによる増額、GDP成長による増収、企業の設備投資増加に伴う法人税減免税額増加、株式取引増加などに起因すると考えられる。しかし2012年には、景気の悪化で、有価証券市場株式取引代金、法人税減免税額などが減少し、税収実績が、2011年より1兆ウォンほど少なく、また2012年予算（第4表、5.5兆ウォン）よりも1.6兆ウォン低い値であり、国税に占める比率も2%以下となった。

農特税の重要性は、農林水産食品部の予算（＋基金）に占める比率から明らかであり、2011年には30%を超えており、税収が減少した2012年においても、25%と高い比率である。

第5表 農漁村特別税の課税対象

課税標準	税率（%）	備考
租税減免税額		
内国税減免	20	租税特例制限法、関税法、地方税法による所得税、法人税、関税、取得税、登録税減免税額に賦課（農漁民、技術開発などのための減免は除外）
関税減免		
地方税減免		
貯蓄減免	10	税金優待総合貯蓄のみ課税
個別消費税額	10	高級家具、毛皮、ゲーム機などぜいたく品 (ゴルフ場入場30%)
証券取引金額	0.15	上場株式のみ課税
取得税額	10	不動産などの取得者(庶民・農家住宅、農地、車両取得など除外)
レジャー税額	20	
総合不動産税額	20	

資料:韓国租税税制研究院(2013)。

第6表 農漁村特別税の税収実績値

年度	農漁村特別税	国税に占める 比率	農特税が農食 品部財政に占 める比率
	兆ウォン	%	%
1994	0.2	0.4	
1995	1.3	2.3	
1996	1.4	2.2	
1997	1	1.4	
1998	1	1.5	
1999	2	2.6	
2000	1.8	1.9	
2001	1.5	1.6	14.6
2002	2.1	2.0	18.9
2003	1.9	1.7	17.3
2004	2.1	1.8	18.1
2005	2.5	2.0	20.1
2006	3	2.2	22.6
2007	3.8	2.4	28.0
2008	3.8	2.3	27.2
2009	3.8	2.3	26.0
2010	3.9	2.2	26.6
2011	4.9	2.5	33.0
2012	3.9	1.9	25.3

資料：韓国企画財政部（2013a, b）。

注：農林水産食品部財政は第3付表のC+Dを利用。

2) 糧穀管理に関連する特別会計と基金⁽¹⁰⁾

1950年5月に糧穀管理特別会計法が制定され、政府が管理するコメや大麦は、糧穀⁽¹¹⁾管理特別会計を通じて流通させることになった⁽¹²⁾。この法律は1962年に廃止され、1963年12月からは、企業予算会計法⁽¹³⁾を根拠にした糧穀管理特別会計によって糧穀管理が行われている。

その後、米穀年度と会計年度が一致しないため、追加更正予算の編成が不可避となり、また会計年度末に資金運用上、余裕資金が発生しても、これを運用できず償還し、翌年には借り入れするという悪循環が続くといった問題が発生した。それ故1970年に、この問題を改善する目的で、糧穀管理基金が設置され、これに伴い、負債償還と糧穀事業は糧穀管理基金で行い、糧穀管理特別会計では糧穀管理行政費のみを扱うことになった(第7表)。

第7表 会計制度の改変

	1970-93年	94年以降
負債償還	糧穀管理基金	糧穀証券整理基金
糧穀事業費	糧穀管理基金	糧穀管理特別会計
行政費	糧穀管理特別会計	糧穀管理特別会計

資料：韓国農林水産食品部食糧園芸政策官（各年版）。

糧穀管理基金の収入（調達）は、第8表からわかるように、糧穀販売、財政補填、糧穀証券の発行などからなっており、支出（運用）は、糧穀買入費、操作費（加工・保存・運搬費）、糧穀証券の利子と元本償還などで構成されている。

糧穀管理事業のなかで、重要性が高いのはコメの売買であり、これによって全体の欠損がほぼ決定していた。韓国では1969年から国内産米の二重米価制を実施しており、この制度による赤字が発生していたが、73年まで輸入米販売の純収入がより大きく、コメの収支は黒字になっていた。よって全体の欠損もあまり大きくなかった（第9表）。しかし1974年以降、二重価格制による赤字が相対的に大きくなり、表にあるように、糧穀管理基金全体の欠損額も急激に増えていった。

第8表 糧穀管理基金の運用・調達実績（1993年）（単位：億ウォン）

主要項目	金額	主要項目	金額
運用		調達	
糧穀買入費	19470	糧穀販売収入	12429
糧穀証券元利金	44860	コメ	11884
元本	39093	財政補填	5394
利子および手数料	5767	糧穀証券	50585
借款糧穀の元利金	624	借り換え	39093
元本	536	新規	11492
利子	88	その他収入	597
操作費など	4051		
操作費・包装品費	2056		
糧特転出金	264		
借入利子	7		
基金管理等	1724		
合計	69005	合計	69005

資料：韓国農林水産食品部食糧園芸政策官（各年版）。

この糧穀管理基金の欠損は、当初、糧穀証券の発行や韓国銀行借入によって補われており、韓国銀行からの借入に関しては、1970年代に財政インフレーションという副作用を引き起こした⁽¹⁴⁾。1984年からは、韓国銀行からの借り入れに代わって、一般会計からの転入、つまり財政によって補填するようになった。このように韓国銀行からの借入は中断さ

れたが、償還すべき債務（借入残高）は残っており、1984年に1兆6千億ウォン以上であった。この借入は、1988～90年の3年間に、糧穀証券の発行で、すべて償還した。しかしこの償還は、単に、韓国銀行の債務を糧穀証券の債務に移し替えただけであり、1990年代に入ると、今度は糧穀証券の累積負債が、1991年に4兆4,900億ウォン、1992年に5兆500億ウォンと深刻な水準になった。

そこで1993年に、この負債を整理する目的で、「糧穀管理基金法」を廃止しさらに「糧穀証券法」を改訂して、新たに糧穀証券整理基金を1994年に設置した。同基金では、それまで発行した証券を償還する目的以外での証券の発行を全面的に禁止した。なお糧穀管理基金で行われていた糧穀事業は、「糧穀管理特別会計」によるものとなった（第7表）。以上のような変更に伴い、1994年と95年には、財政補填を1兆ウォン以上大幅に増やし、証券発行などによらない方法で、糧穀管理事業の欠損や元本償還に充てた。

1999年になると、「糧穀証券法」にかわって、「糧穀証券整理基金法」を制定し、2000年から糧穀証券の発行を全面的に中断した（第4付表）。そして糧穀証券ではなく、公共資金管理基金で国債を発行して、糧穀証券整理基金が借受金を受け取り糧穀証券の償還を行うことにした（第5付表）。この結果、糧穀証券の債務残高が2004年によりやく0となった。しかし公共資金管理基金への利子支払いと償還は今後も続くことになる。

1984年以降、韓国銀行から借入は行っていなかったが、通貨危機の影響で歳入が減少し、1998年から再び借り入れるようになった。このため借入残高が1999年以降増加しており、2012年には1兆ウォン以上の規模に達している。もちろん2007年以後、前年残高の同額を借入れしてそれを償還に回しているため、貨幣量への影響はないといえる。しかし永久にこのようなことができるわけではなく、どのように今後返済していくのかは、大きな問題である。以上のように、糧穀管理に伴う債務は、依然として存在していることには留意しておくべきであろう。

ところで第9表にあるように、欠損金額については、2007年まで「糧政資料」で公式に報告されていたが、2008年以降掲載されなくなった。この点については、2005年から政府買入制度を中止し、農家への所得補填を行うため、それまで存在した二つの直接支払制度を統合し、新たにコメ所得補填支払制度を実施するようになったことが大きく影響している。つまり二重価格制度による欠損額の大部分が直接支払いによって肩代わりされるようになり、糧穀管理特別会計や糧穀証券整理基金による欠損金額だけでは、食糧管理コストの実態を把握できなくなっているのである。

第9表 糧穀管理事業¹⁾の欠損状況²⁾と補填 (単位：億ウォン)

年	欠損金額	補填計 a+b+c	財政補 填 a	韓国銀行 純借入3) b	韓国銀行 借入残高	糧穀証券 利用4) c	糧穀証券 発行残高
1970	28	0	0	0	0	0	0
71	0	0	0	0	0	0	0
72	22	500	0	500	500	0	0
73	254	360	0	360	860	0	0
74	1250	1600	0	1600	2460	0	0
75	936	2500	0	2300	4760	200	200
76	503	2100	0	1300	6060	800	1000
77	631	1500	0	1500	7560	0	1000
78	1591	2840	0	1540	9100	1300	2300
79	2087	-380	0	-680	8420	300	2600
80	2417	1300	0	1300	9720	0	2600
81	1441	2700	0	2200	11920	500	3100
82	1305	5400	0	2000	13920	3400	6500
83	3370	1966	0	2500	16420	-534	5966
84	4059	5098	3304	0	16420	1794	7760
85	3450	4240	4500	0	16420	-260	7500
86	3730	2700	3500	0	16420	-800	6700
87	3330	4050	2750	0	16420	1300	8000
88	2533	8984	5384	-5000	11420	8600	16600
89	4356	13912	9512	-6000	5420	10400	27000
90	7481	13800	8800	-5420	0	10420	37420
91	10560	13000	5500	0	0	7500	44920
92	13812	12893	7300	0	0	5593	50513
93	18389	16886	5394	0	0	11492	62005
94	19114	13286	15086	0	0	-1800	60205
95	19937	12900	24400	0	0	-11500	48705
96	9350	7838	7838	0	0	0	48705
97	7454	945	945	0	0	0	48705
98	7546	10772	6472	4300	4300	0	48705
99	6118	9211	9811	-600	3700	0	48705
2000 5)	5330	7614	7214	400	4100	-23876	24829
2001 5)	7046	9612	7812	1800	5900	-3568	21261
2002 5)	17424	13569	9969	3600	9500	-10261	11000
2003 5)	20767	14855	14955	-100	9400	-5000	6000
2004 5)	10163	13741	14841	-1100	8300	-6000	0

2005	9510	10185	10185	0	8300	0	0
2006	14344	8143	6371	1772	10072	0	0
2007	12493	8817	7717	1100	11172	0	0
2008				0	11172	0	0
2009				0	11172	0	0
2010				0	11172	0	0
2011				0	11172	0	0
2012				0	11172	0	0

資料：韓国農林水産食品部食糧園芸政策官(各年版)。

注(1)1993年までは糧穀管理基金の欠損。

(2)欠損とは、二重価格制による赤字、操作費、証券、借入利子等の支払いから自体収入を引いたもの。

(3)韓国銀行純借入は、第4付表の韓国銀行借入－償還で計算。

(4)糧穀証券利用は、第4付表の糧穀証券発行額－元本償還額で計算。

(5)2000～2004年は、糧穀証券の償還のため、公共資金管理基金からの借り受け金を利用されており、補填計に糧穀証券利用cを加えていない。

第10表 コメ所得補填直接支払い制度による財政負担（実績） （単位：億ウォン）

年	固定直払金1)	変動直払金2)3)	合計
2005	6038	0	6038
2006	7168	9007	16175
2007	7120	4371	11491
2008	7118	2791	9909
2009	6328	0	6328
2010	6223	5945	12168
2011	6174	7501	13675
2012	6101	0	6101

資料：韓国農林水産食品部食糧園芸政策官(各年版)

注(1)固定直払いは、農漁村構造改善特別会計によって負担。固定支払い制の前制度といえる水田農業直接支払い制度は、2001年から実施されていた。

(2)表の値は前年度産のコメに対する支払いを示す、例えば2006年の値(9007)は、2005年産のコメに対する支払い額である。韓国の会計年度は、暦年同様に1月から12月となっており、t-1年産のコメに対する変動支払はt年度予算による。

(3)変動直払いのみからなる直接支払い制度は2002年から存在するが、2004年まで支払い実績はない。

ここで第10表を用いて直接支払いによる財政負担を確認しておくと、2006年には1兆6千億となっており、変動支払い⁽¹⁵⁾が実施されなかった2012年においても、6,100億ウォンほどの負担が発生している。このように、従来の解釈による糧穀赤字に加え、直接支

払いによる財政負担が発生しており、この点から「糧穀欠損」が公表されなくなったと考えられる。

第 11 表 糧穀管理特別会計の予算

主な歳入・歳出項目	2011年		2012年	
	金額	歳入に 占める 比率	金額	歳入に 占める 比率
	(億ウォン)	(%)	(億ウォン)	(%)
歳入・歳出合計	13890		14287	
歳入				
糧穀販売収入等	7064	50.9	7141	50.0
雑収入	94	0.7	94	0.7
一般会計からの転入	6349	45.7	7051	49.4
歳出				
糧穀買入と管理	13402	96.5	13890	97.2
韓国銀行借入利子償還	488	3.5	397	2.8

資料：韓国企画財政部（各年版）。

第 12 表 糧穀証券整理基金運用状況（実績） (億ウォン)

	10年	11年	12年計画
合計	22191	6093	4383
収入			
自体収入	35	30	3
利子収入	35	30	3
政府内部収入	21723	5274	4300
一般会計からの転入	2928	2574	2300
公資基金1)借受金	18795	2700	2000
支出			
政府内部支出	21402	5787	4300
公資基金借受金償還	18795	3560	2000
公資基金借受金利子	2504	2227	2300

資料：韓国企画財政部（2012）。

注(1)公共資金管理基金借受金利子。

(2)主要な項目のみ示しており、収入、支出ともに合計と一致しない。

最後に、糧穀管理事業の現況を確認しておこう。糧穀管理特別会計に関しては、第 11 表にあるように、歳入の半分近くを一般会計からの転入に依拠している。つまり糧穀買入と販売の差額を、財政で埋めていることを示している。次に、糧穀証券整理基金の運用状況を見ると（第 12 表）、2010 年、11 年には、証券の償還を終えているので、利子支出等の事業費は存在しない。ただし公共資金管理基金への利子支払いがあり、一般会計からの転入金で埋めている。二つの表の値から計算すると、2012 年には、糧穀管理事業のために、9,351 億ウォンが一般会計から投入される予定であった。

3) 自由貿易協定（FTA）履行支援基金⁽¹⁶⁾

FTA 履行支援基金は韓チリ FTA を契機として、2004 年から設置、運営されており、この基金を財源として、農水産物流通公社によって所得補填直接支払いと廃業支援が行われている。基金設置の根拠は、自由貿易協定締結による農漁業者などの支援に関する特別法（第 13 条）である。2012 年計画では（第 13 表）、競争力向上事業に 4,801 億ウォン、直接被害支援に 900 億ウォン割り当てられており、総運営費は 6,270 億ウォンとなっている。

第 13 表 FTA 履行支援基金の造成と運営（実績値と計画値）（単位：億ウォン）

区分	2010実績	2011実績	2012計画
造 成			
政府出えん金 1)	1488	2423	5323
自体収入	519	588	629
負担金	1	4	5
その他経常移転収入	57	14	73
融資元金回収	373	468	403
融資利子回収	55	70	120
予備据置き金利子	33	32	28
造成合計	2007	3011	5952
運 営			
事業費	2778	3169	5701
競争力向上など	2778	3169	4801
直接被害支援 2)	0	0	900
基金運営費	33	33	35
純支出計	2811	3202	5736
余裕資金運用	649	458	534
運営合計	3460	3660	6270

資料：韓国企画財政部（2012）。

注(1)農漁村特別会計からの転入（第 2 図も参照）。

(2)所得補填と廃業支援からなる。2012 年の計画では、所得補填に 600 億ウォン、廃業支援に 300 億ウォン割り当てていたが、実施されなかった。

当初計画では、2004～10年の7年間に総額1.2兆ウォンの基金造成を予定していた。しかし韓米FTA補完対策を実施するため、2008年から基金の運営計画が大幅に拡大され、10年間（2008～17年）で4.1兆ウォン支援することになった。この点は、第3付表で、2007年の1,842億ウォンから2008年に5,162億ウォンになっていることから分かる。しかし基金の純支出（実績）でみると（第14表）、2007年から2008年に2億ウォンほどの増額であり、実績値は計画値よりかなり小さかった。

第14表 FTA 履行支援基金の造成と運営（実績値）				（単位：億ウォン）		
区分	2004	2005	2006	2007	2008	2009
造 成						
政府出えん金	1600	1600	1445	1600	1763	3001
自体収入	4.2	144.0	279.9	284.8	262.8	380.7
負担金	0.1	0.3	0	0.01	0.2	0.3
その他経常移転収入	0	3.1	21.0	60.6	77.9	111.4
融資元金回収	0.9	123.0	218.3	170.3	130.6	203.8
融資利子回収	0	5.2	18.6	21.6	23.5	32.5
予備据置き金利子	3.1	12.5	22.0	32.3	30.6	32.7
造成合計	1604	1744	1725	1885	2026	3382
運 営						
競争力向上	675.9	1153.8	1277.9	1164.4	1367.8	2633.6
果樹競争力向上	675.9	1153.8	1277.9	1164.4	1337.8	1100.9
畜産競争力向上	0	0	0	0	0	1070.4
食糧および園芸競争力向上	0	0	0	0	30.0	462.3
直接被害支援 1)	246.9	530.1	667.9	564.9	366.9	0.0
基金運営費	22.7	35.9	40.7	41.0	37.3	34.0
純支出計	945.6	1719.9	1986.4	1770.3	1772.0	2667.6
余裕資金運用	658.6	682.8	421.3	535.9	789.8	1493.4
運営合計	1604	2403	2408	2306	2562	4161

資料：農水産物流通公社（2009）。

注. 所得補填と廃業支援からなる。韓チリ FTA に関わる廃業支援は2008年で終了。所得補填実績は0。

第 15 表 廃業支援の実績値 (単位：億ウォン)

年	ハウスぶどう	キウイ	もも	合計
2004	72	6	169	247
2005	109	15	406	530
2006	150	17	501	668
2007	106	8	450	564
2008	93	5	269	367
合計	530	51	1796	2377

資料：崔世均ほか（2009）。

造成財源の大部分は、政府出えん金（農特会計からの転入金）であり、基金が設置された当初はほぼ 100%が政府出えん金であった。近年においても 9 割弱で、残りは融資元金の回収などである。なお自由貿易協定締結による農漁業者などの支援に関する特別法の 14 条（2011 年の改正以前は 11 条）に、造成財源として、政府外の者の出えん金または寄付金と記されているが、これまでの実績をみると、2011 年まで 0 であり、2012 年の予算も 0 である。

運営項目については、直接被害支援が 2008 年まで純支出の 2～3 割を占めていた。この直接被害支援は、チリとの FTA 対策のためのものであり、所得補填は一度も実施されずに 2009 年に終了したため、すべて廃業支援（2008 年に終了）にあてられており、大部分がもも農家の廃業に利用されていた（第 15 表）。

廃業支援以外の純支出は、競争力強化事業に配分されている。第 14 表にあるように、果樹関係の既存事業以外に、2008 年から食糧及び園芸関連、2009 年からは畜産関連事業が始まっており、畜舎施設近代化支援、優良子牛の生産肥育施設支援、ブランド牛育成支援等などの 19 事業に活用されている。このように競争力強化事業によって毎年一定額の事業費が発生しており、政府からの出えん金が毎年投入されている。

4) 畜産発展基金

設置根拠は、畜産法であり、1974 年に設置され、1976 年から運営が開始されている。畜産法の第 43 条（畜産発展基金の設置）には、畜産業を発展させ、畜産物需給を円滑にし、価格を安定させるのに必要な財源を確保するために、畜産発展基金を設置する、とある。

第 16 表 畜産発展基金運用・調達計画 (億ウォン, %)

区分	11年計画 (a)	12年計画 (b)	増減 (b-a)	増加率 (b-a)/a
調達(収入)	6415	7370	955	14.9
自体収入	6013	5777	-236	-3.9
負担金	37	37	0	0.0
融資元利金回収	3947	3655	-292	-7.4
財産収入	375	381	5	1.5
馬事会納入金など	1654	1704	50	3.0
余裕資金回収	403	1593	1191	295.9
運用(支出)	6415	7370	955	14.9
事業費	5442	6879	1438	26.4
基金運営費	39	35	-5	-11.7
公共資金管理基金利子償還	56	56	0	0.3
余裕資金運用	878	400	-478	-54.5

資料：韓国政府関係部処合同（2012）。

2012 年において主務部署は農林水産食品部で、農協中央会に基金管理を委託している。主な事業は、畜産業の構造改善及び生産性向上、家畜改良及び経営改善などであり、韓米 FTA 対策関係では、粗飼料生産基盤拡充事業、牛肉生産性向上事業、子牛競売市場近代化支援事業などがある。

基金の収入計画⁽¹⁷⁾は(第 16 表)、2011 年に 6,415 億ウォンであったが、2012 年には、大幅に増額し、955 億ウォン増（14.9%増加）の 7,370 億ウォンとなっている。これは、2012 年に発表された「韓米 FTA 追加対策」における畜産対策事業拡大の方針に基づくものであり、事業費をみると、2011 年の 5,442 億ウォンから 2012 年に 6,879 億ウォンと 1,438 億ウォン（26.4%）の増額となっている（第 8 附表）。

5) 農産物価格安定基金

設置根拠法律は、農水産物流通及び価格安定に関する法律であり、1966 年に設置され、1968 年に運用が開始された。設置目的は、農産物の円滑な需給及び価格安定の企図と農産物の流通構造改善促進で、主務部署は農林水産食品部である。

第 17 表 農産物価格安定基金の収支 (億ウォン)

	10年実績	11年実績	12年計画
合計	25587	28662	26157
収入			
自体収入	21871	23804	22826
政府出えん金	1	—	—
農産物輸入権公 売納入金	1029	763	823
官有物売却代	6200	7386	7140
融資元本回収	13714	14437	13997
余裕資金回収	3716	4852	3299
支出			
事業費	20166	21643	22023
運用費	577	599	625
余裕資金運用	4844	5620	3509
政府内支出	—	800	—

資料：韓国企画財政部（2012）。

支出項目の事業費（第 17 表）を見ると、12 年に 2.2 兆ウォンを計画しており、主要な事業は、農産物価格安定事業などである。この農産物の価格安定は、政府が、貯蔵性が高い農産物を買入れ又は輸入し、備蓄・販売することで実現させている。買入対象国産品は、大豆、唐辛子、ニンニクであり、輸入品は、ゴマ、唐辛子、落花生などがある。

FTA 対策関連では、高麗人参・薬用作物系列化支援事業があり、生産者団体の流通への参加を拡大させ、前近代的な流通構造の改善など行っている。

基金収入は（第 17 表）、10 年実績が 2 兆 5,587 億ウォン、11 年実績が 2 兆 8,662 億ウォン、12 年計画が 2 兆 6,157 億ウォンで大きな変動はない。内訳は、融資元本回収（11 年実績 1 兆 4,437 億、12 年計画 1 兆 3,997 億ウォン）、官有物の売却代（7,346 億ウォン、7,140 億ウォン）、農産物輸入権公売納入金などからなり、政府出えん金はほとんどない。なお官有物の売却代は、先述した備蓄農産物の売却代金を指す。

6) 農地管理基金

この基金は、「韓国農漁村公社及び農地管理基金法」を設置根拠法律として、1981 年に設置された。運営・管理は、農林水産食品部の農地課が、受託管理は、韓国農漁村公社が行っている。設置目的は、営農規模適正化、農地の集団化、農地の造成及び農地の効率的な管理と海外農業開発に必要な資金の調達・供給である。

基金運営の現況をみると分かるように（第 18 表）、2008 年の収入の半分以上が、法的負担金、つまり農地保全負担金であった。2009 年、10 年、11 年には、比率は小さくなるが、6,973 億ウォン、8,926 億ウォン、7,809 億ウォンの負担金収入があった。また 2012 年の計画では、6,689 億ウォンの収入を見込んでいる。

第18表 農地管理基金の収入内訳（実績値と計画値）（億ウォン）

資料：韓国企画財政部（2012）。

The diagram illustrates the flow of special taxes and subsidies for agricultural and fishery villages in Japan. It is organized into three main sections: General Accounting, Special Accounting, and Special Subsidies.

- General Accounting (一般会計):** This section is the primary source of funds. It includes a box for "農漁村特別税" (Special Tax for Agricultural and Fishery Villages), which is highlighted with a blue border. Arrows labeled "転出" (Transfer Out) point from the General Accounting section to several other boxes: "糧穀管理特別会計" (Special Accounting for Grain Management), "糧穀証券整理基金" (Grain Security Fund), "水産発展基金" (Fisheries Development Fund), "農漁村構造改善特別会計" (Special Accounting for Improvement of Agricultural and Fishery Village Structure), "コメ所得補填変動直払い基金" (Rice Income Supplement Variable Direct Payment Fund), "農漁業災害再保険基金" (Agriculture and Fisheries Disaster Reinsurance Fund), "FTA履行支援基金" (FTA Implementation Support Fund), and "広域地域発展特別会計" (Special Accounting for Regional Development).
- Special Accounting (特別会計):** This section is a sub-category of the General Accounting. It includes a box for "農漁村構造改善特別会計" (Special Accounting for Improvement of Agricultural and Fishery Village Structure). An arrow labeled "転出" (Transfer Out) points from this box to the "コメ所得補填変動直払い基金" (Rice Income Supplement Variable Direct Payment Fund).
- Special Subsidies (特別交付金):** This section is a sub-category of the Special Accounting. It includes a box for "農漁村特別税事業勘定" (Special Tax Business Account for Agricultural and Fishery Villages). An arrow labeled "勘定間転出" (Transfer Between Accounts) points from this box to the "農漁村構造改善勘定" (Special Accounting for Improvement of Agricultural and Fishery Village Structure). Another arrow labeled "勘定間転出" points from the "農漁村構造改善勘定" to the "林業振興事業勘定 (山林庁)" (Special Accounting for Forestry Promotion (Forestry Agency)).

The diagram uses a color-coded system: blue for General Accounting, green for Special Accounting, and yellow for Special Subsidies. Arrows indicate the flow of funds, and labels like "転出" (Transfer Out) and "勘定間転出" (Transfer Between Accounts) specify the nature of the transactions.

注. 主要な会計・基金のみ表記.

-78-

て互いに複雑につながっている（第2図）。このため以前から、全体的な財政体系をとらえるのが非常に困難であると韓国国内においても批判されてきた。今後は、予算や基金の透明性を確保するため、財政構造の改善が必要であろう。

3. 市場開放と農業財政⁽¹⁸⁾

(1) 韓米 FTA 対策以前の投融資計画

市場開放化への農業対応策としては、韓米 FTA 対策以前にも、119 兆ウォンの投融資計画などが実施されてきた。本節では、これらの計画について詳述するが、以下の記述での混乱を避けるため、用語（補助と融資）の定義を確認しておく。まず補助とは、投資と補助金のことである。ここで投資は、資本（建物、機械）を増加させるための政府支出であり、補助金は、所得補填など民間への無償支給で、利子補填も含んでいる。一方融資とは、政府による資金需要者への貸付けを指す。

1) 二つの投融資計画⁽¹⁹⁾

ウルグアイラウンド交渉の妥結を控え、韓国農業は、零細構造による低い生産性といった問題を抱えながら、市場開放に直面することになった。このため、農業生産基盤、流通施設などの農業社会資本を整備することが焦眉の急となり、金永三政権⁽²⁰⁾は、「新農政5カ年」を発表し、盧泰愚政権時に立てられた農漁村構造改善のための「42 兆ウォン投融資計画」（1992～2001 年）⁽²¹⁾を、98 年まで前倒し実施することにした（42 兆ウォンは総事業費ベース）。さらに 1993 年末にウルグアイラウンドが妥結すると、既存の 42 兆ウォン投資だけでは、農業農村の十分な発展が望めないと判断し、農漁村特別税による 15 兆ウォン規模の事業を別途に準備した。15 兆ウォン農漁村特別税事業の当初計画では（第 19 表）、既存の競争力強化（9 兆ウォン）ばかりでなく、農漁村環境改善（4 兆 1 千億ウォン）や農漁民福祉（1 兆 8 千億ウォン）など、従来あまり支援されてこなかった部門にも投入する計画であった（農林水産部（1994）p.206）。

第 19 表 農漁村特別税の事業推進計画（1994～2004）（億ウォン）

事業内容	総所要
合計	15000
農漁村競争力強化	90775
農漁村生活環境改善	41040
農漁民福祉増進	18185

資料：農林水産部（1994）pp.307-309.

42兆ウォン投融資計画と農業村特別税による事業（1994～98年）の二つをまとめて便宜上第1次投融資計画と呼ぶことにする（第20表）。第16表の総事業費の計画値をみると、42兆ウォンに農漁村特別税事業が加えられ48.8兆ウォンとなっている。実績ベースもほぼ計画値と等しい48.7兆ウォンであり、国庫のみでは36.2兆ウォンであった。事業内容は（第21表）、コメに対する投融資が最も多く、全体に占める比率が36%ほどであり、次に畜産業で12%であった。

第20表 1992～2003年の投融資計画¹⁾ (億ウォン)

	第1次	第2次	2期間
計画期間	1992-98	99-2004	合計
実施期間	1992-98	99-2003	
総事業費			
計画	487848	450526	938374
実績	486598	409858	896456
財源別実績			
国庫	362499	326272	688771
補助	204746	242810	447556 ²⁾ (65)
融資	157753	83462	241215 ²⁾ (35)
地方費	56113	52071	108184
自己負担	67986	31515	99501

資料：ソ・セウク（2012）。

注(1)15兆ウォン農漁村特別税事業を含めた値。

(2) () 内は、国庫に占める比率（%）。

第1次投融資計画は、結局、構造改善という所期の目標を達することができなかったため、金大中政権時に、「農業・農村発展計画」を土台にした「農業・農村投融資計画」がたてられ、1999～2004年の6年間に総額45兆ウォン（総事業費ベース）の投融資を実施することにした（以下、第2次投融資計画とする）。

第20表の総事業費をみると、実際には、1年早く2003年で終了しており、実績値は41兆ウォンで、国庫のみでみると32兆ウォンであった。事業内容は（第21表）、第1次の内容同様に、コメや畜産に対する投融資が大きい。

第 21 表 第 1 次, 第 2 次投融資計画の品目別実績 (国庫) (億ウォン, %)

	第1次 (1992～1998)	第2次 (1999～2003)	二期計 (1992～2003)
コメ	129599 (35.8)	133321 (40.9)	262920 (38.2)
施設園芸	23499 (6.5)	8486 (2.6)	31985 (4.6)
畜産	43639 (12.0)	27995 (8.6)	71634 (10.4)
林業	20950 (5.8)	16019 (4.9)	36969 (5.4)
水産業	4350 (1.2)		4350 (0.6)
共通	88561 (24.4)	63286 (19.4)	151847 (22.0)
その他	51901 (14.3)	77165 (23.7)	129066 (18.7)
合計	362499	326272	688771

資料: ソ・セウク (2012).

注: () 内は, 合計に占める比率.

2) 119 兆ウォン投融資計画

二つの投融資計画を合わせて, 総事業費 90 兆ウォン, 国庫ベースで 69 兆ウォンの巨額の資金を 1992～2003 年の 12 年間に投入してきたにもかかわらず, 依然として農業の国際競争力を確保できなかった。このため盧武鉉政権下の 2003 年に, 「先対策後開放」の原則により, FTA, DDA 交渉, そしてコメ再交渉に対応できるよう, 期間を 2004～13 年とする「農業・農村総合対策」を用意した。

この対策は, 農業の市場自由化に適切に対応し, 韓国農業を発展させることを企図しており, いくつかの農政課題が挙げられている。例えば, 韓国農業の中心となる専業農を育成するため, コメ産業では 2010 年までに 6ha 規模の専業農 7 万戸を育成する, 園芸産業では産地流通センターを中心にブランド力を持つ共同マーケティングを活性化させる, 畜産業では優秀ブランドを中心に専業化を促進させる, といったものである。

このほかにも, 今後の農業を先導する若い担い手の養成, 農家所得安定を期した多様な直払い制の導入, 農食品の安全性向上のために, 先進国水準の食品安全性を保障する制度を拡充, 消費者が満足する親環境農業の拡大, などが述べられている。

このような総合対策を財政的に後押しするため, 2003 年 11 月に, 国庫補助 89.2 兆ウォン, 融資 30 兆ウォン, 合計 119 兆ウォンの投融資計画を発表した (第 22 表)。前の二つの計画と比べ, 補助の比率を引き上げており, 75%ほどになっている。

第 22 表 119 兆ウォン投融資計画の財源 (億ウォン, %)

	当初計画		増額後	
国庫				
補助	892400	(74.8)	900685	(73.1)
融資	300500	(25.2)	331407	(26.9)
合計	1192900		1232092	
地方費	166300		103039	
自己負担	62100		74708	

資料：ソ・セウク (2012).

注. () 内は, 国庫全体に占める比率.

第 23 表 119 兆ウォン投融資計画の調整（国庫）

（単位 億ウォン）

区 分	2004~13		
	当初	調整	増減
合 計	1192903	1232092	39189
A. 農業競争力強化	570686	633571	62885
1) オーダーメイド型農政推進システム	390	713	323
2) 高齢農家の経営移譲促進	11267	10509	-758
3) 農家の教育訓練	3594	5292	1698
4) 営農規模拡大事業	52676	43163	-9513
5) 施設装備の現代化支援	208472	242044	33572
6) 生産基盤整備	158657	181963	23306
7) 輸出拡大支援	7166	8056	890
8) 成長エンジンの拡充	58862	54643	-4219
9) 山林資源育成	69602	87188	17586
B. 経営および所得安定部門	339443	299201	-40242
1) 主業農の所得安定強化	166507	150193	-16314
2) 需給および価格安定	38753	26936	-11817
3) 経営安定強化	113603	101595	-12008
4) 条件不利・景観保全直接支払い	16929	7205	-9724
5) 輸入被害補填(廃業含む)	3651	13272	9621
C. 農食品安全および流通革新	103202	118295	15093
1) 農畜産物安全管理強化	8751	19082	10331
2) 親環境・高品質農食品	21799	21202	-597
3) 農食品流通革新	66940	74464	7524
4) 食原料および外食産業育成	1088	2010	922
5) 健康な食生活教育広報	4624	1537	-3087
D. 農村福祉および地域開発	179572	181025	1453
1) 福祉環境改善	46832	40777	-6055
2) 教育環境改善	27453	7595	-19858
3) 農村基礎生活環境	21687	45569	23882
4) 面・村単位総合開発	61920	50881	-11039
5) 農村資源産業化	21680	36203	14523

第 23 表 (続き)

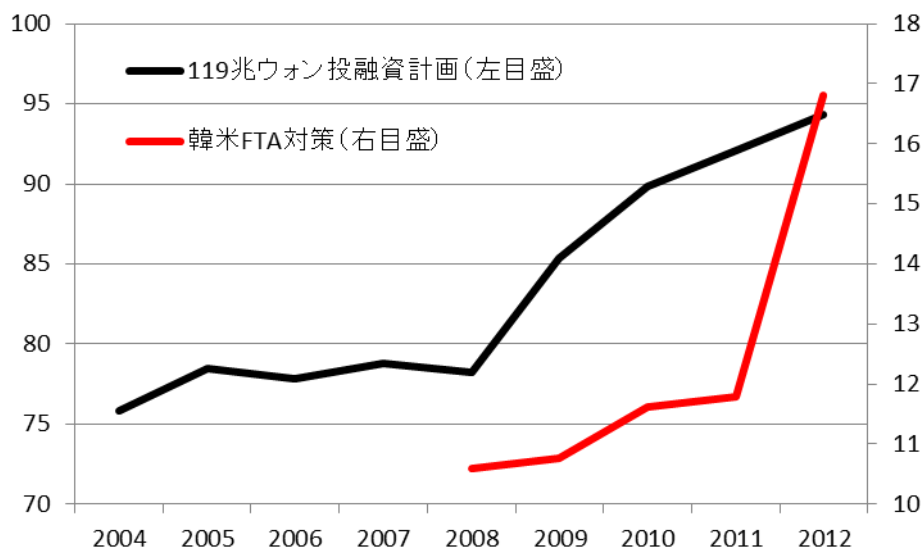
区分	2004~07			2008~13		
	当初	調整	増減	当初	調整	増減
合計	395934	415112	19178	796969	816980	20011
A	203479	225231	21752	367207	408340	41133
1)	390	273	-117	0	440	440
2)	2500	715	-1785	8767	9794	1027
3)	1473	1485	12	2121	3807	1686
4)	16044	16798	754	36632	26365	-10267
5)	67354	78711	11357	141118	163333	22215
6)	71362	79206	7844	87295	102757	15462
7)	2225	1679	-546	4941	6377	1436
8)	17759	16750	-1009	41103	37893	-3210
9)	24372	29614	5242	45230	57574	12344
B	100110	103727	3617	239333	195474	-43859
1)	37554	46508	8954	128953	103685	-25268
2)	15779	10547	-5232	22974	16389	-6585
3)	40550	43309	2759	73053	58286	-14767
4)	3605	1291	-2314	13324	5914	-7410
5)	2622	2072	-550	1029	11200	10171
C	41752	36518	-5234	61450	81777	20327
1)	3249	5553	2304	5502	13529	8027
2)	7130	5498	-1632	14669	15704	1035
3)	29742	24884	-4858	37198	49580	12382
4)	317	125	-192	771	1885	1114
5)	1314	458	-856	3310	1079	-2231
D	50593	49636	-957	128979	131389	2410
1)	13849	11966	-1883	32983	28811	-4172
2)	5695	2724	-2971	21758	4871	-16887
3)	10661	18987	8326	11026	26582	15556
4)	14960	9212	-5748	46960	41669	-5291
5)	5428	6747	1319	16252	29456	13204

資料：韓国農林部（2007c）p.28.

この中長期投融資計画（第 23 表）は、全く新たな計画というよりも、第 2 次投融資計画をはじめとする既存事業の大部分と重複しており、新たな事業はごく一部である（朴ソングェほか（2006））。この点は、第 1 図で農林水産部財政の増加が 2004 年に 3%であり、また第 3 図にあるように、2004~2008 年に毎年の予算と 8 割近くが重複していることから分かる。

しかしながらそれまでの計画に比べ、優先順位や支援方式などで改善がなされており、農業構造調整および所得・経営安定支援分野、農村活力増進のための教育・福祉、地域開

発投資を拡大する一方で、生産基盤整備などインフラ投資を縮小させる計画となっている。特に、所得安定化については、直接支払いの支援が増額されている⁽²²⁾。



第3図 投融資計画が農林水産部予算に占める比率 (%)

資料：119兆ウォン投資計画：韓国農林部（2004b）p.123. 韓米 FTA 対策：第23表。

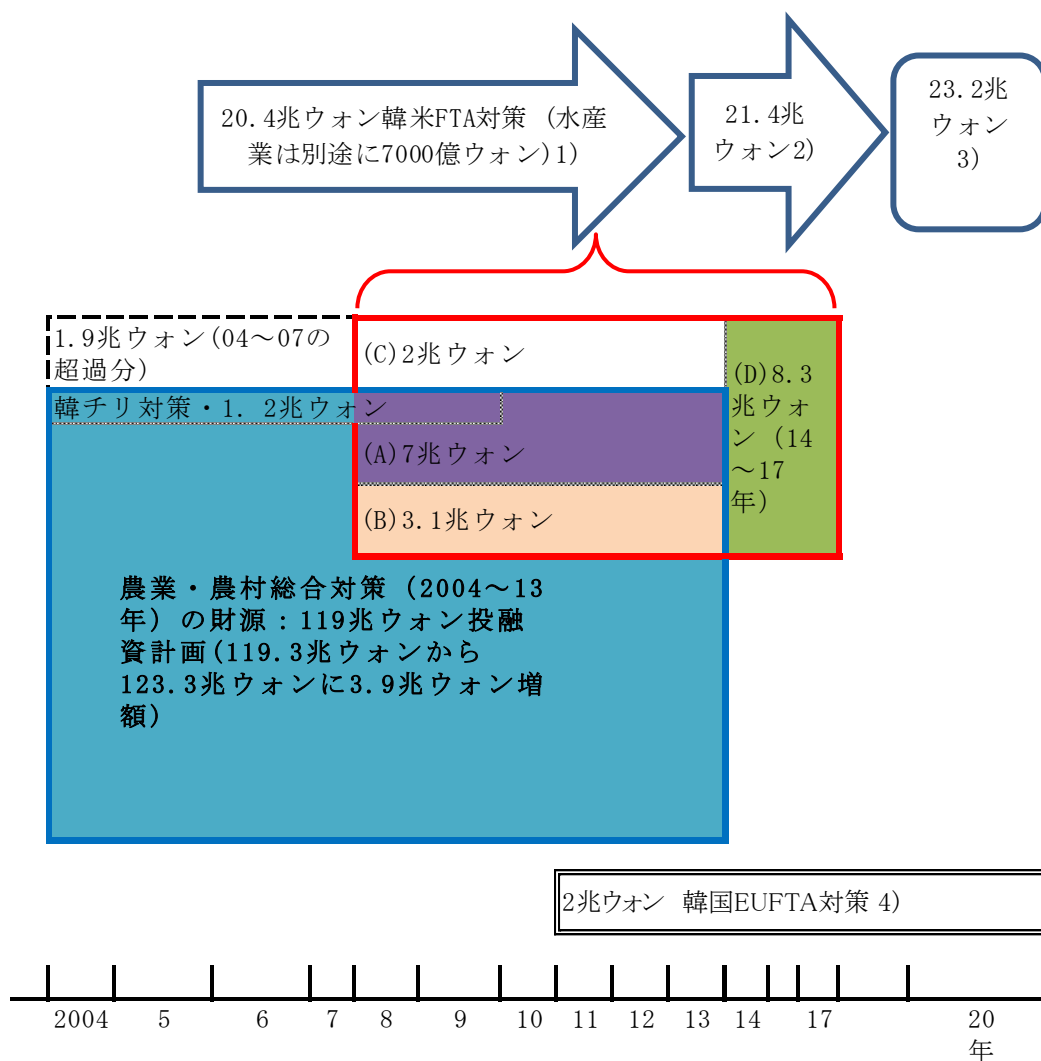
注：各投資計画の毎年の値を農林水産食品部予算で除した。

なお2003年の農漁村税法延長に伴って、事業計画が発表されている（第6付表）。当初は、2005～2014年の10年間で、農漁民福祉増進事業（9.3兆ウォン）、農漁村教育事業（3.1兆ウォン）、農漁村地域開発事業（7.6兆ウォン）に20兆ウォンを集中投資する計画となっていた。事業内容から分かるように、119兆ウォン投融資計画の農村福祉及び地域開発の事業がこれらにほぼ該当する。

（2） 韓米 FTA を受けての国内投融資計画

1） 韓米 FTA 対策

韓米 FTA は、2007 年 4 月に交渉が妥結し、6 月に正式署名を終えた⁽²³⁾。農産物に関する譲許（関税の撤廃・削減等の概要）内容をみると、韓国で最もセンシティブな品目であるコメは、いかなる追加的な市場開放条件なしに譲許対象から除外された。その他のセンシティブな品目についても、関税撤廃までの期間を長くして、その間に生産性を引き上げ、輸入農産物に対応しようとしている。例えば、リンゴは「ふじ」が 20 年間（その他の品種が 10 年間）で、ナシは「東洋ナシ」が 20 年間（その他の品種は 10 年）で関税をなくす。また唐辛子、ニンニク、タマネギなども 15 年間で撤廃することになっている。



第4図 FTA 対策事業と119兆ウォン投融資⁵⁾調整との関係

資料：韓国農林水産食品部（2010a p.336），（2010b）．韓国政府関係部処合同（2011）．

注(1) (A)2008～2013年の119兆ウォン計画に既に含まれている対策事業の規模．(B)119兆ウォン計画で投資実績が不振な事業を減額し，韓米FTA対策事業を増額．(C)119兆ウォン計画への増額分．(D)119兆ウォン計画終了後の投融資支援規模．なお水産業には別途に7000億ウォンの支援が計画されている．

(2)2011年に「総合対策」（韓国政府関係部処合同（2011））で出された数値．水産業への支援額（7000億ウォン）を除く．

(3)「追加補完対策」（韓国政府関係部処合同（2012））の値．水産業支援（9000億ウォン）を含めて24.1兆ウォン．他に税制支援として，29.8兆ウォンが投入される．

(4)畜産分野の追加的な支援規模．既存119兆ウォン投資の不振事業の振り替えがどの程度か明確ではない．

このような韓米 FTA 交渉妥結により農業被害が憂慮される中、第 1 回目の農業部門への影響試算値（対外経済政策研究院ほか（2007））が 2007 年に報告された。この計算結果を受け韓国農林部は、2007 年 6 月 28 日に具体的な国内農業対策案を発表し（以下、「2007 年対策」）、農民団体などとの協議を経て、11 月 6 日に 10 年間（2008～17 年）20.4 兆ウォンの投融資を骨子として修正した補完対策を公表した（韓国農林部（2007b,c））。

第 24 表 20.4 兆ウォン韓米 FTA 対策の財政支援計画（2008～17 年）（単位：億ウォン）

区 分	合計 (A+B)	2008 (A)	2009~17 (B)	主要事業 2)
合計	203627 (21660) 1)	14498	189129	61 事業
品目別競争力強化	69968	6108	63860	33 事業
○畜産分野	46940	3542	43398	17 事業：畜舎施設近代化(14700)、粗飼料生産基盤拡充(8028)、糞尿処理施設(6418)等
○園芸分野	22822	2508	20314	14 事業：高麗人参系列化(6801)、園芸作物ブランド育成(4202)、果樹高品質生産施設の近代化(3856)等
○食糧分野	206	58	148	2 事業：畑作物のブランド(170)、高冷地ジャガイモ広域流通(36)
農業の体質改善	121459 (21660) 1)	6190	115269	26 事業
○オーダーメイド型農政推進	88748	3753	84995	8 事業：農業経営体登録制(690)、経営移譲直払い(17895)、教育訓練(2330)、農機械賃貸(2980)、担い手農家育成(26202)、農家単位所得安定直払い(17200)、災害保険(20719)等
○新しい成長エンジン拡充	32711	2437	30274	18 事業：広域食品クラスター(1000)、親環境物流センター（500）、農林技術開発(8930)、バイオ技術産業化(1320)、海外市場開拓(4046)、韓国料理世界化(480)等
短期的被害補填	12200	2200	10000	2 事業：被害補填直払い(7200)、廃業支援(5000)

資料：韓国企画財政部 FTA 国内対策本部（2008）p.32.

注(1) () 内は農協資金。内数である。

(2) () 内は投融資額。

第 25 表 財政支援の内訳 (単位：兆ウォン)

財源	金額
FTA履行支援基金	4.1
農漁村構造改善特別会計	9.4
畜産発展基金	2.4
農産物価格安定基金	2
その他	0.3
合計	18.2

資料：韓国企画財政部 FTA 国内対策本部（2008）。

注：その他は筆者の計算。

第 4 図にあるように、20.4 兆ウォンの投融資は、既存の 119 兆ウォン投融資計画にある 7 兆ウォン（図の（A））に、実績不振の他事業からの振替分 3.1 兆ウォン（B）と新たな増額分 2 兆ウォン（C）、計画後の 14～17 年分 8.3 兆ウォン（D）を計上したものである。

この計画では（第 24 表）、重点的に推進する事業を 61 選定し、品目別競争力向上（畜産 4.7 兆ウォン、園芸 2.3 兆ウォン、食糧 206 億ウォン）、農業の体質改善（オーダーメイド型農政 8.9 兆ウォン、新しい成長エンジン拡充 3.3 兆ウォン）、短期的輸入被害補填（補填直接支払い 7,200 億ウォン、廃業支援 5,000 億ウォン）に資金を配分する。

20.4 兆ウォンの投融資は、予算、基金から 18.2 兆ウォン（第 25 表）、農協資金から 2.16 兆ウォン（政府が利子差額補填）支援することになっており（第 24 表の注 1 参照）、財源は、その半分が農漁村構造改善特別特会計（9.4 兆ウォン）からのもので、FTA 履行支援基金や畜産発展基金などからも調達する。

2) 119 兆ウォン投融資の増額⁽²⁴⁾

20.4 兆ウォンの投融資が公表された時に、119 兆ウォン投融資計画に関し、2004～07 年の超過確保額（1.9 兆ウォン）を含め、3.9 兆ウォン増額して 123.2 兆ウォンとすることが発表された。

増額内容は第 23 表のようになっており、まず 2004～07 年について、当初投融資計画では 39.6 兆ウォンであったが、1.9 兆ウォンを上乗せして 41.5 兆ウォンとした。これは、2004、05 年は当初計画と実績値にほとんど差はないが、2006 年に 0.7 兆ウォン、07 年に 1.2 兆ウォンの超過執行があったためである。超過執行の理由は、コメ所得補填直払い制が、2005 年に固定・変動直払い制に改編され、2006～07 年のコメ所得補填直払い制予算が当初計画より 1 兆 1,324 億ウォン多く必要とされたためである。また当初の計画に含まれていない新活力事業や奥地開発事業が、2007 年から農林部に移管され、3,016 億ウォン増加した点もある。

2008～13 年の投融資は、当初の 79.7 兆ウォンから 2 兆ウォン増の 81.7 兆ウォンに調整された。農業競争力強化分野は、4.1 兆ウォン増額され 40.8 兆ウォンとなった。高齢農の経営移譲支援は 1,027 億ウォン増やして 9,794 億ウォンとし、畜舎施設・装備現代化は

2.2 兆ウォン，生産基盤整は 1.5 兆ウォン増額し支援を拡大する。なお営農規模の拡大事業が 1 兆ウォンほどの減額となっているのは，農地買い入れ支援などを縮小調整し，農地銀行を通じた貸借の活性化に重点を移したためである。

経営及び所得安定分野は，大幅な減額（4.4 兆ウォン）で，19.5 兆ウォンとなっている。当初，過剰策定された経営安定強化（コメ所得補填など）で 1.4 兆ウォン，条件不利直払い事業で 7,410 億ウォン，主業農の所得安定強化（農家単位所得直払いの施行延期など）で 2.5 兆ウォンの縮小調整がなされたためである。農食品安全および流通革新分野では，農産物安全性調査(8,027 億ウォン増)等の消費者・健康関連分野を充実させ，2 兆ウォン増額の 8.2 兆ウォンとした。

農村福祉・地域開発分野では，2,410 億ウォン増やした 13.1 兆ウォンとした。教育環境の改善で，小・中・高支援事業を地方に委譲して投資額を縮小(1 兆 6,887 億ウォン)させる一方で，農村基礎生活環境を改善させるため 1 兆 5,556 億ウォンと農村資源産業化のため 1 兆 3,204 億ウォン増額した。

（３） 韓 EU 対策と韓米 FTA 対策の上積み

１） 韓 EU 対策における財政⁽²⁵⁾

韓 EU FTA 締結に伴い，韓米 FTA 対策とは別途に，2010 年 11 月に補完対策を実施することを発表した。自由化に伴い打撃が予測される畜産分野での競争力引き上げなどが中心になっており，10 年間(2011～20 年)の投融資額は，補助金 6,000 億ウォン，融資 1.4 兆ウォンの総額 2 兆ウォンである（第 4 図，第 26 表）。

第 26 表から分かるように，畜産部門での競争力を強化するため，生産性向上，衛生安全，流通の改善など生産から販売に至るまで全段階で脆弱分野に増額支援する方針である。

なお被害補填直払いおよび廃業補償金支援のための財源は，既存の韓米 FTA 対策投融資計画に既に反映されている(2011 年に 865 億ウォン反映)。

第 26 表 2 兆ウォンの追加投融資と既存計画との関係

(兆ウォン)

計画事業	今回の追加計画	既存計画1)	合計	追加計画における主要事業と投融資額 2)
生産性向上	0.63	3.2	3.83	畜舎施設近代化(0.37)、市道家畜防疫(0.14)
経営支援	0.32	2.48	2.8	家畜糞尿処理施設(0.33)、韓牛農家の組織化(0.23)
需給安定	0.25	0.46	0.71	加工原料乳支援(0.23)、原乳需給安定(0.02)
流通改善	0.78	2.55	3.33	屠殺加工業者支援(0.44)、畜産物総合流通センター(0.04)
衛生安全	0.03	0.09	0.12	豚肉輸出作業場近代化 (0.04)
合計	2.01	8.78	10.79	

資料：韓国農林水産食品部（2010b）p26.

注(1)既存計画とは、第 24 表の畜産分野競争力強化（4 兆 6,940 億ウォン）に加え、畜産業発展対策（2009～17 年，2.1 兆ウォン）などを含む。

(2)主要事業の投資額合計が追加計画の金額を超えているものがある。これは、事業改編計画などで需要が減少した一部既存事業で減額措置がとられており、これを利用したためと思われる。

2)競争力強化総合対策で 1 兆ウォン上積み

韓米 FTA 対策の 20.4 兆ウォン投融資に関し、専門家から、全般的に農漁業の競争力強化に寄与していると思われるが、一部事業については一層拡充させる必要がある、という評価を受けた。また飲食店での原産地表示制、牛肉履歴追跡制などの制度改善は、国産畜産物需要の増加に寄与しているが、畜舎・園芸施設の近代化事業、拠点流通センターの設置など一部事業は、支援規模が需要に比べて不足しているとの指摘もあった。

農林水産食品部は、以上の評価を考慮し、2011 年 8 月に競争力強化総合対策を発表した（韓国政府関係部処合同（2011））（以下、「総合対策」）。この対策によると、農民の需要が大きい施設近代化事業を中心に支援規模を拡大して、農業への総支援額を 20.4 兆ウォンから 21.4 兆ウォンに増額する計画となっている（水産業支援の 7,000 億ウォンは変更なし）（第 4 図）。なおこの金額は、韓米 FTA 交渉妥結による農水産業部門への影響の再分析結果（15 年間予想生産減少額）の 2 倍（24 兆 4,504 億ウォン）水準になる。

総合対策では、執行状況が芳しくない経営移譲直接支払い事業などの支援規模を、実際の需要にあうよう縮小調整する。また農漁業の体質改善のための制度改善、生産費節減など農漁民の経営安定のための税制支援も並行して推進する。

3) 両国議会批准後の追加支援

2011 年末に韓米両国議会で批准同意案が処理されたのを受け、2012 年 1 月に、韓国政府は「追加補完対策」（韓国政府関係部処合同（2012））を発表した。この対策では、水産業を含めた財政投融資規模を 24.1 兆ウォンに増額している。対策費の毎年の予算比率を

みると（第3図）、2011年までは10%強であったが、2012年からは16.8%まで引き上げられた。

主要事業別の投融資規模は、第27表に示した。2007年当初の計画と比べると（第24表）、品目別の競争力強化については、園芸や食糧分野ではほぼ同額であるが、予想被害額が大きい畜産分野で増額をしている⁽²⁶⁾。このような畜産分野支援のため、「追加補完対策」では、畜産発展基金の拡充が示されており、今後10年間で、畜産発展基金財源に2兆ウォンを追加することにした。事業内容は、粗飼料生産基盤の拡充、種畜施設現代化などで投資規模を拡大するものになっている。

以上のような追加補完対策は、FTAで被害が予想される畜産業に対する支援を大幅に拡大することで、畜産物需給管理の強化及び畜産業の競争力強化に寄与すると期待されている。

第27表 24.1兆ウォン投融資計画 （単位：億ウォン）

区分	2008-2017	2008	2009	2010	2011	2012	2013
合計	241000	14795	15760	17058	17538	25889	29892
品目別競争力強化	93000	6457	7384	7455	7648	11655	13397
畜産分野	62000					8569	9922
園芸分野	22000					1930	1964
食糧分野	200						
水産分野	9000					1156	1511
根本的体質改善	132000	6207	7371	8988	9275	13254	15515
オーダーメイド型	89000					9234	9146
農政推進							
新しい成長エンジン創出	43000					4020	6369
直接被害補填	16000	2131	1005	615	615	980	980

資料：韓国農林水産食品部（2012）。

4. おわりに

本稿では、政府の財政支出という切り口からFTAを積極的に推進する韓国の国内農業対策について整理を行った。本稿で確認できたように、市場開放が進むなかで、政府の投融資の配分は、従来の生産基盤などのインフラ整備から、構造調整を通じた競争力強化や所得補填に力点が移ってきた。

近年において所得補填の重要性が増しているのは、ウルグアイラウンド妥結以降、市場の自由化が進展するなかで農産物の価格が低下している影響が大きい。関税や数量割り当てなどによる消費者負担で支えていた農業付加価値部分を、関税率が下がったため、直接、財政によって維持する必要性が生じているのである。

今後、米国やEUからの輸入農産物に対する関税率が下がり、農業付加価値の低下圧力が徐々に増すことになる。このため従来以上に財政による付加価値支援が必要となるが、

財政支出には一定限度があり、現状の農家のすべてを支えるのは不可能である。

したがって農業財政の観点からも、経営移譲直接支払いや廃業支援による高齢農家や非効率農家の退出を進める一方で、競争力強化政策を通じて、生産を続ける農家の生産性を向上させることは、非常に重要な政策課題である。もしこれらの政策が適切に機能しない場合には、将来の農業財政に甚大な影響を与えることになるであろう。

付録 FTA に対する国内対策 ⁽²⁷⁾

FTA による被害対策は、事前のシミュレーション結果が基礎資料となる。これまで国立研究機関や大学の研究者によっていつかの計算結果が出されており、推計値に相違はあるが、基本的に、経済全体では利益がある一方、農業部門は被害を受けるという内容である。

農業の被害額は、モデルで仮定されている輸入品と国産品の代替弾性値によって大きく左右されるので、推算された数値を評価する際には、適切なパラメータが利用されているかどうかを慎重に見極める必要がある。いずれにせよ、FTA 発効による短期的なコストの大部分は、農業部門が負うことになっており、それ故韓国政府は、貿易で得られた利益で農業部門を補償する政策をいくつか用意している。以下では、そのような中で代表的な政策を紹介する。

(1) 被害補填直接支払制度及び廃業支援

一つは被害補填直接支払制度である。この制度では、FTA によって現行価格が基準値以下になった場合、FTA 協定発効後の 10 年間、下落分の一定部分を補填する。付録第 1 図を用いて例説すると、まず、過去 5 年間の最高値と最低値を除く平均価格を P 、 P の 90% を基準値 ($P_1 = 0.9P$) とする。輸入増加や国内需要の減少などに起因して、図のように実勢価格が $P_A (>P_1)$ になると、基準値 P_1 よりも大きいため補填されない。しかし需給状況が急変し実勢価格が $P_B (\leq P_1)$ となった場合には、 P_1 と P_B の差額の 90% のうちで、輸入増加に由来する下落部分を補填する。

かような補填措置は、韓国で最初に発効した韓チリ FTA の時から設けられているが、実際に発動条件を満たすことがなかったため、これまでは発動されていなかった。しかし 2012 年の韓牛と韓牛子牛の価格や輸入量等が条件を満たしたため、2013 年 4 月に初めてこれらの品目に発動を決定した（付録第 2 表参照）。支払単価は、輸入寄与度 (α , 韓牛 : 0.244, 韓牛子牛 : 0.129) を考慮して、韓牛が 1 万 3,545 ウォン、韓牛子牛が 5 万 7,343 ウォンとなった（付録第 3 表）。

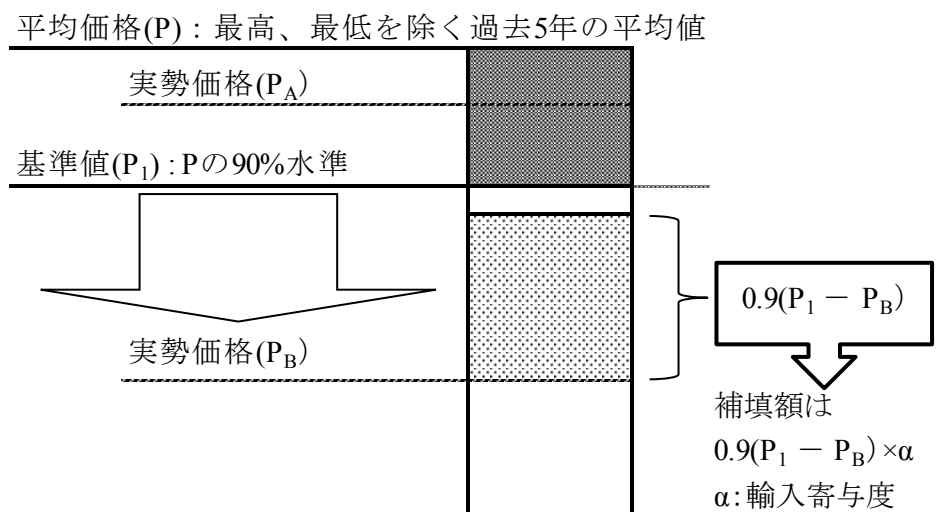
付録第1表 韓国における FTA の進捗状況

相手国	現況	交渉開始	交渉妥結 (仮署名)	正式署名
	発効	(年.月)		
チリ	2004年4月 発効	99.12	02.10	03.2
シンガポール	2006年3月 発効	04.1	04.11	05.8
EFTA	2006年9月 発効	05.1	05.7	05.12
ASEAN(商品分野)	2007年6月 発効	05.2	06.4	06.8
(サービス分野)	2009年5月 発効	05.2		07.11
(投資分野)	2009年9月 発効	05.2	09.4	09.6
インド	2010年1月 発効	06.3	09.2	09.8
EU	2011年7月 暫定発効	07.5	09.10	10.10
ペルー	2011年8月 発効	09.3	10.11	11.3
アメリカ	2012年3月 発効	06.6	07.4	07.6
トルコ	2013年5月 発効	10.4	12.3	12.8
	妥結			
コロンビア		09.12	12.6	13.2
オーストラリア		09.5	14.2	
カナダ		05.7	14.3	
	FTA交渉推進中			
ニュージーランド	2014年2月 第5回交渉	09.6		
インドネシア	2014年2月 第7回交渉	12.7		
中国	2014年1月 第9回交渉	12.5		
ベトナム	2014年3月 第4回交渉	12.9		
日本・中国	2014年3月 第6回交渉	13.3		
	交渉再開への環境調整段階			
日本1)	2012年6月 第3回課長級実務 協議開催	03.12		
メキシコ	2008年6月 第2回交渉	06.2		
GCC 2)	2009年7月 第3回交渉	08.7		

資料:産業通商資源部 (http://www.ftahub.go.kr/kr/situation/settlement/index.jsp?a_id=8)

注(1)2004年11月の第6回交渉後、中断。

(2)湾岸協力会議(Gulf Cooperation Council). 加盟国は、アラブ首長国連邦・バーレーン・クウェート・オマーン・カタール・サウジアラビアの6カ国。



付録第1図 輸入被害に対する補填措置

資料：産業通商資源部資料をもとに，筆者作成。

注．法人 5,000 万ウォン，個人 3,500 万ウォンの支払い上限がある。

付録第2表 被害対象年別の被害補填品目

2012年		2013年	
品目	輸入寄与度	品目	輸入寄与度
韓牛	0.244		
韓牛子牛	0.129	韓牛子牛	0.31
		もろこし	0.134
		ジャガイモ	0.36
		さつまいも	0.0055
		あわ 1)	0

資料：関係資料をもとに筆者作成。

注．輸入寄与度が 0 であるので，実際の補填額は 0。

付録第3表 被害補填直接支払い（2012 年の被害に対するもの）

品目	支払対象			申請現況		申請状況 (B/A)
	頭数 (頭, A)	支払単価 (ウォン/頭)	支払額 億ウォン	頭数 (頭, B)	支払推定額 (億ウォン)	
韓牛	667670	13545	90.48	592975	80.32	88.8
韓牛子牛	337987	57343	193.82	303622	174.11	89.8
合計	1005657	—	284.3	896597	254.43	89.2

資料：農林畜産食品部提供資料(2013)。

この直接支払制度と並行して、農業から退出する農家に対するセーフティーネットが準備されている。一つは、FTA 履行で農業を継続するのが困難な農家に、協定発効後の 5 年間、廃業資金を支給する。対象品目は被害補填直接支払制度の品目選定基準を満たし、かつ施設投資が行われたものとされ、支援金は、純収益額の 3 年分である。2013 年の支援単価（1 頭当たりの純収益額×3 年）は、暫定値であるが、韓牛肥育牛が 81 万 1,000 ウォン/頭、繁殖牛が 89 万 9,000 ウォン/頭となっており（付録第 4 表）、支援金を受け取った農家は、5 年間、その品目の飼育が禁じられる。この他にも経営移譲直払制が実施されており、65～70 歳の高齢農家が離農・引退した場合、75 歳まで、1 ヘクタール当たり月に 25 万ウォン支給される。

付録第 4 表 韓牛に対する廃業支援（2013 年末の暫定値）

2013年予算 億ウォン(A)	申請対象 (頭)	申請状況		支払単価 (千ウォン/頭)	支払推定額 億ウォン(B)	備考 (B/A)
		申請農家 戸	頭数 (頭)			
300	2671089	14875	246903	繁殖牛(899) 肥育牛(811)	2111.02	703.7

資料：農林畜産食品部提供資料（2013）。

これまでみた再分配的な政策以外にも、畜産、園芸、穀物・林産といった主要品目別に、比較優位性を確立しようとする産業政策が準備されている。具体的には、生産・加工・流通段階の脆弱な部分を補完して効率性を向上させ、優秀ブランド育成による品質の高級化、差別化を推進することなどである。

（２）被害補填直接支払の細目

ここでは、韓米 FTA における被害補填直接支払いの詳細を説明する。支払の発動対象となり得る品目は、韓米 FTA により関税の削減・撤廃される品目すべてであり、また対象期間は、韓米 FTA 発効後の 10 年間（2021 年 6 月 30 日まで）である。

付録第 5 表 モニタリング対象品目

品目名
大麦、小麦、とうもろこし、あわ、コウリヤン、鳩麦、ジャガイモ、さつまいも、大豆、緑豆、小豆、クルミ、くり、朝鮮松の実、ぎんなん、ナツメ、牛肉(韓牛、肉牛、子牛)、豚肉、鶏肉、鴨肉、牛乳、タマゴ、蜂蜜、ゴマ、チェリー、キウイ、ミカン、ブドウ、チシャ、ニンジン、キュウリ、メロン、イチゴ、玉ネギなど

資料：KREI.

発動対象品目に関しては、韓国農村経済研究院（KREI）が行うモニタリングによって付録（１）で説明した価格要件が評価・決定される。モニタリング対象は、①輸入関税引き下げの有無，②国内生産の有無と輸入規模，③市場価格存在の有無，などを考慮して選定される。韓米 FTA 発効初年（2012 年）のモニタリング対象選定の結果は付録第 5 表にある品目をはじめとする 62 品目であった。

モニタリングの方法は、畜産業については、「畜産物品質評価院」が農水畜産物流通情報に対し収集した農家受取価格の年間平均値を利用する。農家受取価格がない品目は、農業協同組合中央会が調査・発表する畜産物価格と需要・供給資料上の産地価格の年間平均値を利用する。

2013 年 4 月に被害補填直接支払いの発動が決定された韓牛及び韓牛子牛の場合、モニタリングの結果、2012 年の輸入量及び価格が下記のとおりとなったため、発動要件を満たすものとされた。

- ① 総輸入量（牛肉）が，基準総輸入量（過去 5 年間で最小，最大を除いた平均値）より超過
→基準値 20 万 7 千トンより 15.6%大きい，24 万トンの輸入
- ② 協定対象国（米国）からの輸入量（牛肉）が，基準輸入量⁽²⁸⁾を超過
→基準値 5 万 5 千トンより 53.6%大きい，8 万 4 千トンの輸入
- ③ 実勢価格（2012 年）が，基準値以下⁽²⁹⁾
韓牛： 基準値 472 万 5,000 ウォン/600kg より 1.3%低い 466 万 4,000 ウォン/600kg
韓牛子牛： 基準値 201 万 1,000 ウォン/頭より 24.6%小さい 151 万 7,000 ウォン

（３）2014 年の被害補填直接支払（2013 年の被害に対する補填）及び廃業支援

韓国農林畜産食品部（2014）によると，2014 年においては，もろこし，ジャガイモ，さつまいもといった食糧作物について 2013 年に被害があったものと認められ，初めて被害補填支払い金が支給される（付録第 2 表）。2013 年に被害補填支払いの対象となった韓牛子牛に対しては 2014 年も引き続き補填が行われる。一方韓牛は，2012 年と異なり 2013

年に付録（2）で示した3つの条件のいずれかを満たさなかったため、2014年には補填支払いは行われない。

実際の支払い額算定に必要な輸入寄与度は、もろこし 0.134, ジャガイモ 0.36, さつまいも 0.0055, 韓牛子牛 0.31 となっており、これらを反映させて直接支払い金が渡される。

廃業支援金に関しては、韓牛子牛のみに適用される。これは、廃業支援の選定基準が、被害補填直接支払い対象品目であり、かつ廃業支援金を支給することが適当だと認められた品目であることによる。ここで支給が適当である品目とは、①投資費用が大きく、廃業時投資費用を回収するのが困難、②栽培・飼育・養殖期間が2年以上で短期間に収益を得にくい、などの条件を満たすものを指す。したがって、ジャガイモ、さつまいもは、この条件を満たさないため、廃業支援金は支給されない。なお韓牛子牛への廃業支援は、繁殖牛飼育農家がすべての牛を処分する場合に限り実施される。

今回の被害補填品目選定で問題となりそうなのが、あわ（粟）に関してである（付録第2表）。あわは、もろこしなどと同様に、被害補填発動条件（価格の下落など）をすべて満たしていたが、輸入の寄与度が0となったため、補填対象から外されたという経緯がある。それ故輸入寄与度の計算などに対し、農家側から問題提起される可能性がある。

第1付表 中央政府統合財政規模¹⁾ (兆ウォン)

年度	財政規模	GDPに対する 比率(%)	年度	財政規模	GDPに対する 比率(%)
1973	0.8	15.7	1993	50.7	18.3
1974	1.4	18.7	1994	60.4	18.7
1975	2.2	21.1	1995	71.6	17.9
1976	2.9	20.8	1996	84.4	18.8
1977	3.7	20.4	1997	100.3	20.4
1978	5	20.6	1998	115.4	23.8
1979	6.2	20	1999	121	22.8
1980	8.5	22.4	2000	129.3	21.4
1981	11.4	24	2001	136.8	21
1982	12.3	22.6	2002	136	18.9
1983	12.5	19.6	2003	164.3	21.4
1984	14	19.1	2004	173.5	21
1985	15.2	18.7	2005	186.6	21.6
1986	15.9	16.8	2006	203.6	22.4
1987	18.6	16.7	2007	206.6	21.2
1988	21.5	16.2	2008	234.9	22.9
1989	26.2	17.7	2009	268.4	25.2
1990	34	19	2010	254.2	21.7
1991	41.5	19.2	2011	273.7	22.1
1992	45.5	18.5	2012	294.3	22.1

資料：韓国企画財政部（2013c）。

注．中央政府統合財政規模とは、政府部門(一般会計、特別会計、基金)の支出規模から、内部取引、債務償還などを差し引いて算出。支出(経常支出+資本支出)と純融資(融資支出－融資回収)の和。

第2付表 農林水産関係予算と国家全体規模に占める比率 (億ウォン, %)

年度	農林水産部門の予算	国家全体規模に占める 比率	年度	農林水産部門の予算	国家全体規模に占める 比率
1985	11772	9.3	94	71563	14.1
86	11844	8.3	95	94448	15.9
87	13512	8.1	96	91933	13.5
88	21042	10.5	97	99254	13.1
89	27022	11.0	98	91456	10.8
90	27352	9.6	99	90337	9.8
91	29199	8.9	2000	83446	7.0
92	34056	9.3	2001	88098	7.0
93	48533	11.5			

資料：韓国農林水産食品部（各年版）をもとに筆者計算。

注(1)農林水産部門の予算は一般会計と特別会計の純計。国家全体規模は第1付表の値。

(2)会計間の重複を除いた純計。1996年以降は、水産部門の予算を含まない。

第3付表 農林水産部門（外庁含む）の年別予算（億ウォン）

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
農林水産部門 B+D 比率(%) 1)	113225 8.3	122193 9.0	121316 7.4	128849 7.4	137720 7.4	147703 7.3
農林水産食品部:C+D 比率(%) 1)	102897 7.5	111253 8.2	109793 6.7	116334 6.7	124374 6.7	132789 6.5
予算 B	80509	84647	84566	85433	93386	96439
農林水産食品部 C	70181	73706	73043	73120	80257	81730
農村振興庁	3201	3550	3862	4154	4346	4756
山林庁	7127	7390	7661	8159	8783	9953
基金 D	32716	37546	36750	43214	44117	51060
農産物価格安定基金	20693	20717	21145	20694	19052	18732
畜産発展基金	5015	6313	5639	7459	7064	6731
農地管理基金	5552	7461	7227	7131	9172	8742
コメ所得補填変動直払い基金	-	-	15	979	1399	9134
FTA履行基金	-	-	-	1580	1649	1993
農作物災害再保険基金	-	-	-	-	264	205
糧穀証券整理基金 2)	1406	2468	2142	3988	0	0
水産発展基金	50	587	582	1383	5517	5523

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
農林水産部門 B+D 比率(%) 1)	155147 7.5	159240 6.8	168745 6.3	172730 6.8	176514 6.4	181480 6.2
農林水産食品部: C+D 比率(%) 1)	135539 6.6	139548 5.9	146363 5.5	146738 5.8	148644 5.4	154083 5.2
予算 B	103476	107778	118812	121545	122987	129432
農林水産食品部 C	86307	89082	97277	96209	95328	102757
農村振興庁	5129	5509	6315	9128	10917	8724
山林庁	12040	13187	15220	16208	16742	17951
基金 D	49232	50466	49085	50529	53316	51326
農産物価格安定基金	18418	19152	20366	20756	21760	22648
畜産発展基金	6075	7212	8753	5788	5481	6914
農地管理基金	7880	7845	9450	8815	8500	9508
コメ所得補填変動直払い基金	9537	5367	726	6024	8068	696
FTA履行基金	1842	5162	3873	3698	3816	5737
農漁業災害再保険基金 3)	-	-	-	294	106	87
農作物災害再保険基金 3)	215	235	235	-	-	-
糧穀証券整理基金 2)	0	0	0	0	0	0
水産発展基金	5265	5493	5632	5154	5584	5736
養殖水産物災害再保険基金 3)	-	-	50	-	-	-

資料：韓国農林水産食品部（各年版）。

注(1)中央政府統合財政規模に対する比率。

(2)基金の金額は経常事業費（発行証券の利子償還など）から算出しており，2005 年以降，基金自体が廃止されたわけではない。詳しくは，「糧穀証券管理基金」の項を参照。

(3)「農作物災害再保険基金」と「養殖水産物災害再保険基金」は，2010 年に統合され，「農漁業災害再保険基金」となる。

第 4 付表 韓国銀行借入れと糧穀証券発行

(単位：億ウォン)

年	韓国銀行			糧穀証券		
	借入	償還	償還残高	発行額	元本償還額	発行残高
1972	500	0	500	0	0	0
73	500	140	860	0	0	0
74	1600	0	2460	0	0	0
75	2300	0	4760	200	0	200
76	1300	0	6060	1000	200	1000
77	1500	0	7560	1000	1000	1000
78	1540	0	9100	2300	1000	2300
79	2000	2680	8420	2600	2300	2600
80	1300	0	9720	2600	2600	2600
81	2200	0	11920	3100	2600	3100
82	2000	0	13920	6500	3100	6500
83	2500	0	16420	5966	6500	5966
84	0	0	16420	7760	5966	7760
85	0	0	16420	7500	7760	7500
86	0	0	16420	6700	7500	6700
87	0	0	16420	8000	6700	8000
88	0	5000	11420	14500	5900	16600
89	0	6000	5420	22000	11600	27000
90	0	5420	0	26420	16000	37420
91	0	0	0	28500	21000	44920
92	0	0	0	34093	28500	50513
93	0	0	0	50585	39093	62005
94	0	0	0	49785	51585	60205
95	0	0	0	37705	49205	48705
96	0	0	0	25200	25200	48705
97	0	0	0	13200	13200	48705
98	4300	0	4300	20085	20085	48705
99	0	600	3700	29517	29517	48705
2000	4100	3700	4100	0	23876	24829
2001	5900	4100	5900	0	3568	21261
2002	9500	5900	9500	0	10261	11000
2003	9400	9500	9400	0	5000	6000
2004	8300	9400	8300	0	6000	0
2005	8300	8300	8300	0	0	0
2006	10072	8300	10072	0	0	0
2007	11172	10072	11172	0	0	0
08-12	11172	11172	11172	0	0	0

資料：韓国農林水産食品部食糧園芸政策官(各年版)。

第5付表 糧穀証券整理基金運用実績の推移 (単位：億ウォン)

	1994	95	96	97	98	99	2000	2001	2002	2003	2004
合計	60022	57163	30649	15569	26042	37548	28531	15416	15319	24405	19932
収入											
政府内部収入	6787	17428	3357	945	5313	7983	28424	15302	14933	24296	19277
一般会計からの転入	1200	12500	0	945	5313	7983	5148	4242	4672	5025	6677
財特会計からの転入	5587	4928	3357	0	0	0	—	—	—	—	—
公資基金1)借入金	—	—	—	—	—	—	23276	11060	10261	19271	12600
借入金											
債券発行	49785	37705	25200	13200	20085	29517	—	—	—	—	—
支出											
政府内部支出	—	—	541	113	150	113	937	10079	2532	16759	9904
公資基金借入金償還	—	—	—	—	—	—	—	7500	—	14271	7500
公資基金借入金利子	—	—	—	—	—	—	814	2466	2429	2385	2301
借入金											
糧穀証券元金償還	51585	49205	25200	13200	20085	29517	23876	3568	10261	5000	6000
糧穀証券利子	6193	6100	6083	1594	5753	7808	3620	1406	2409	2142	3988

注 1) 公共資金管理基金.

注 2) 主要な項目のみ示しており，収入，支出とも合計と一致しない.

第 6 付表 2005～2014 年農特税事業別投融資計画 (単位 : 億ウォン)

事業名	総所要	比率(%)
合計	200100	100
農漁業者福祉増進事業	93151	46.6
農漁民年金	11028	
農漁民健康保険料	21470	
農漁村医療サービス	4948	
農林水産業者信用保証基金出えん	13000	
農業者災害共済および保険	11762	
乳幼児・子女養育費	2595	
女性農業者センターおよび農家漁家補助	1428	
農漁村福祉環境改善など	26920	
農漁村教育事業	30929	15.4
農漁村学生給食費および学資金	4522	
農漁村教育環境改善	24000	
農漁民職業訓練	140	
農林水産系学校への支援	1367	
農漁村公共図書館建設	900	
農漁村地域開発事業	76020	38
農村総合開発	50340	
緑色農村体験活動	840	
農工団地造成	4100	
条件不利直接支援	8640	
漁村総合開発および国庫旅客船建造	3670	
山村総合開発	2733	
地域開発関連インフラ構築など	5697	

資料 : 韓国農林部 (2005) p.125.

第7付表 24.1 兆ウォンの財政支援計画（2008～17年）（単位：億ウォン）

区分	投融资規模	主要事業
合計	241000	
品目別競争力強化	93000	
○畜産分野	62000	畜舎施設近代化事業、家畜改良事業、牛肉履歴追跡システム、粗飼料生産基盤拡充など
○園芸分野	22000	果樹高品質生産施設現代化、農産物ブランド育成、高麗人參・薬用作物系列化支援、果樹園営農規模化事業など
○食糧分野	200	畑作物ブランド事業など
○水産分野	9000	条件不利水産直払い制、環境親和型配合飼料支援、養殖施設現代化事業など
根本的体質改善	132000	
○オーダーメイド型農政推進	89000	経営移譲直接支払い、農業者教育訓練、優秀農業経営者追加支援、農地買入備蓄事業など
○新しい成長エンジン創出	43000	親環境農業の基盤構築、生命産業技術開発、施設園芸農産物品質改善事業、Golden Seedプロジェクトなど
直接被害補填	16000	被害補填直接支払い、廃業支援

資料：韓国農林水産食品部（2012）.

第 8 付表 畜産発展基金事業計画

(億ウォン, %)

事業名	11年計画 (a)	12年計画 (b)	増減 (b-a)	増加率 (b-a)/a
○事業費	5442	6879	1438	26.4
畜産物需給管理	1218	2052	834	68.5
畜産物需給管理	419	1418	999	238.7
原乳需給安定	551	420	-131	-23.8
畜産自助金	248	214	-34	-13.8
畜産業競争力向上	1807	2135	328	18.1
畜産経営総合資金(融資)	1240	1396	156	12.6
飼料産業総合支援(融資)	400	600	200	50.0
馬匹育成	85	67	-18	-20.9
牛肉生産性向上支援	30	25	-4	-15.0
屠殺場構造支援	25	21	-4	-14.3
小牛競売市場現代化(融資)	5	10	5	100.0
家畜・鶏卵輸送特別車両支援	8	15	8	100.0
農畜産展示・体験広報館	15	0	-15	-100.0
畜産技術普及	481	581	100	20.7
種畜場専門化支援	112	247	135	119.7
家畜改良支援	344	327	-17	-4.8
畜産総合指導	18	0	-18	-100.0
畜産物衛生専門家養成	7	7	0	-6.9
親環境畜産	1308	1482	174	13.3
粗飼料生産基盤拡充	1065	1240	174	16.3
自然循環農業活性化	242	242	0	0.0
畜産物衛生安全性	279	324	45	16.1
畜産物履歴制	154	165	11	7.2
畜産物等級判定	91	96	5	5.5
屠殺検査員運営	34	37	2	6.8
(新規)畜産物HACCPコンサルティング	0	26	26	
家畜防疫	349	306	-43	-12.3
家畜衛生防疫本部	222	198	-24	-10.8
家畜病気根絶	127	108	-19	-14.9

資料：韓国政府関係部処合同（2012）。

注．表中の畜産自助金事業は，畜産生産者団体等が自発的に納付する資金で受給を調節しており，これを支援することを指す。

注(1)本節の記述にあたっては，李俊求（2011）を参考にした。

(2)財政とは，広義には，国・地方公共団体がその目的を達成するために行う経済活動を指す。また狭義には，政府が予算に基づき活動することを意味する。

(3)中央政府の財政は，予算（一般会計＋特別会計）と基金に区分される。

- (4)1988年の急増は、新設された財政投融资特別会計による。財政投融资特別会計は、資金管理特別会計を改編して1988年から運営開始。
- (5)2013年の行政機関改編に伴い、農林畜産食品部が新設され、水産業務が海洋水産部に移管された。しかし本稿では、主に2012年までの政策を扱っており、特に言及しない限り、名称などの変更を加えていない。なお水産業務については、1996～2008年においても、海洋水産部が担当していた。
- (6)基金は、予算と違い、国会の議決を経ずに運用計画の変更ができるため、特定資金を弾力的に運用する必要があるときに利用される。
- (7)農林水産食品部だけでなく、他の省庁の予算も含む。
- (8)特定用途にのみ使用する租税。他に交通・エネルギー・環境税、教育税がある。
- (9)清算期間中に資産の譲渡等により実現した所得。
- (10)本節は、金へ胆沢（2004）、韓国農林水産食品部食料園芸政策間（各都市版）を参考にした。
- (11)糧穀とは、糧食用の穀物のこと。
- (12)韓国の会計年度は、1954年度まで4月1日基準であったが、1957年度から1月1日基準となった。なおこの変更の際に、1954年度（54年4月1日～55年6月30日）、1955年度（55年7月1日～56年12月31日）とされ、1956年度は存在しない。
- (13)この法律は、鉄道や専売などの政府企業に適用。
- (14)財政会ほか（2011）p.92。
- (15)なお変動支払部分は、コメ所得補填変動直払い基金で負担している。コメ所得補填変動直払い基金は、2003年に、「コメ所得などの補填に関する法律」を根拠として設置され、収入の大部分は、農漁村構造改善特別会計（農漁村特別税事業勘定）からの転入金である。2012年の予算では、2137億ウォンの転入金があった。また2005年から輸入米の利益金も収入となる。
- (16)FTA国内対策については、付録を参照。
- (17)実績値は、2008年8645億ウォン、2009年7138億ウォン、2010年7836億ウォン、2011年8269億ウォン。
- (18)本節は、朴ソンジエほか（2006）、ソ・セウク(서세욱)（2012）に大きく依拠している。
- (19)本節は、農林部（2004 p277-280）を参考にした。
- (20)盧泰愚以降の大統領在任期間。盧泰愚（1988年2月25日～1993年2月24日）、金泳三（1993年2月25日～1998年2月24日）、金大中（1998年2月25日～2003年2月24日）、盧武鉉（2003年2月25日～2008年2月24日）、李明博（2008年2月25日～2013年2月24日）、朴槿恵（2013年2月25日～）。
- (21)第2節の（2）1）を参照。
- (22)毎年の投融资計画に占める比率をみると、以下のようにになっている。農家所得・経営安定：2003年20.7%→2012年30%。農村福祉・地域開発：2003年8.6%→2013年17.2%。生産基盤整備：2003年32.6%→2013年8.8%。直接支払い事業：2003年9.4%→2013年22.9%。
- (23)発効は、2012年3月。
- (24)韓国農林部（2007c）p.26を参考にした。

- (25)韓国農林水産食品部（2010b）を参考にした。
- (26)主要事業については、第 7 付表参照。
- (27)韓国の FTA の進捗状況は、付録第 1 表を参照。
- (28)過去 5 年間で最大、最小値を除いた 3 年平均値に輸入発動係数をかけて算出。なお輸入発動係数は、関税法施行令にある農林畜産物に対する特別緊急関税基準発動係数を参考にして、市場占有率別に決められている。() 内を市場占有率とすると、輸入発動係数は、1.15（10%未満）、1.10（10%以上 30%未満）、1.05（30%以上）となっている。
- (29)肉牛は、二つの輸入条件を満たすが、実勢価格（304 万 8000 ウォン/600kg）が、基準値（251 万 2000 ウォン/600kg）以上であったため、発動されなかった。

〔引用文献〕

- 韓国農林部（1994）『1994 年度 農業動向に関する年次報告書』
- 韓国農林部（2004）『2004 年度 農業動向に関する年次報告書』
- 韓国農林部（2004b）『農業・農村発展基本計画』
- 韓国農林部（2005）『2005 年度 農業動向に関する年次報告書』
- 韓国農林部（2007a）「韓米自由貿易協定締結による農業部門補完対策（案）」
- 韓国農林部（2007b）「韓米自由貿易協定締結による農業部門補完対策」
- 韓国農林部（2007c）「韓米自由貿易協定締結による農業部門の国内補完対策」
- 韓国農林水産食品部（各年版）『農林水産食品主要統計』
- 韓国農林水産食品部（2009）「韓 EUFTA（自由貿易協定）仮署名」報道資料
- 韓国農林水産食品部（2010a）「2009 年度農漁業・農漁村および食品産業に関する年次報告書」
- 韓国農林水産食品部（2010b）「韓 EUFTA 締結に伴う国内産業の競争力強化対策」
- 韓国農林水産食品部（2011）「2012 年度予算内訳書」
- 韓国農林水産食品部（2012）「13 年韓米 FTA 補完対策事業の財政投融资計画」
- 韓国農林畜産食品部（2014）「FTA 被害補填直接支払制 食糧作物に初めて発動」報道資料
- 韓国農林水産食品部食糧園芸政策官（各年版）「糧政資料」
- 韓国租税財政研究院（2013）「税別租税制度 農漁村特別税」
- <http://www.kipf.re.kr/TaxFiscalPubInfo/Tax-SpecialTaxForRuralDevelopment>
- 韓国統計庁（2013）「KOSIS」<http://kosis.kr/>
- 韓国企画財政部（各年版）「予算概要参考資料」
- 韓国企画財政部 FTA 国内対策本部（2008）「韓米 FTA 産業別の補完対策案内」
- 韓国企画財政部（2012）『2012 年度 基金現況』
- 韓国企画財政部（2013a）「財政統計 国税収入」
- https://www.digitalbrain.go.kr/kor/view/statis/statis04_11_01.jsp?code=DB010411
- 韓国企画財政部（2013b）「2012 年国税収入実績」
- <http://www.mosf.go.kr/news/news01.jsp?boardType=general&hbnBulletRunno=60&cvbnPath=&>

sub_category=&hdnFlag=&cat=&hdnDiv=&&actionType=view&runno=4016367&hdnTopicDate
=2013-02-08&hdnPage=1

韓国企画財政部（2013c）「財政統計」

https://www.digitalbrain.go.kr/kor/view/statis/statis04_01_01.jsp?fscl_yy=2012&rpt=&code=DB0104&x=15&y=6

韓国政府関係部処合同（2011）「FTA 環境下での農漁業などに対する競争力強化総合対策」

韓国政府関係部処合同（2012）「韓米 FTA 批准に伴う追加補完対策」

ソ・セウク(서세욱)（2012）『農業・農村の中長期投融资計画の運用現況と改善課題』国会予算政策処

韓国対外経済政策研究院ほか（2007）「韓米 FTA の経済的効果分析」（国会韓米 FTA 特委報告資料）

朴ソンジェほか（2006）『農林投融资事業の透明化と農業金融の安定化課題』韓国農村経済研究院

崔世均ほか（2009）『農業部門の FTA 履行の影響と補完対策評価』韓国農村経済研究院

金秉澤（2004）『韓国のコメ政策』ハヌル

農水産物流通公社（2009）『FTA および農安基金の運営現況』内部資料

財経会（2011）『韓国の財政 60 年(健全財政の道)』毎日経済新聞社

李俊求（2011）『財政学 第 4 版』茶山出版社

第4章 カントリーレポート：ベトナム

岡江 恭史

はじめに

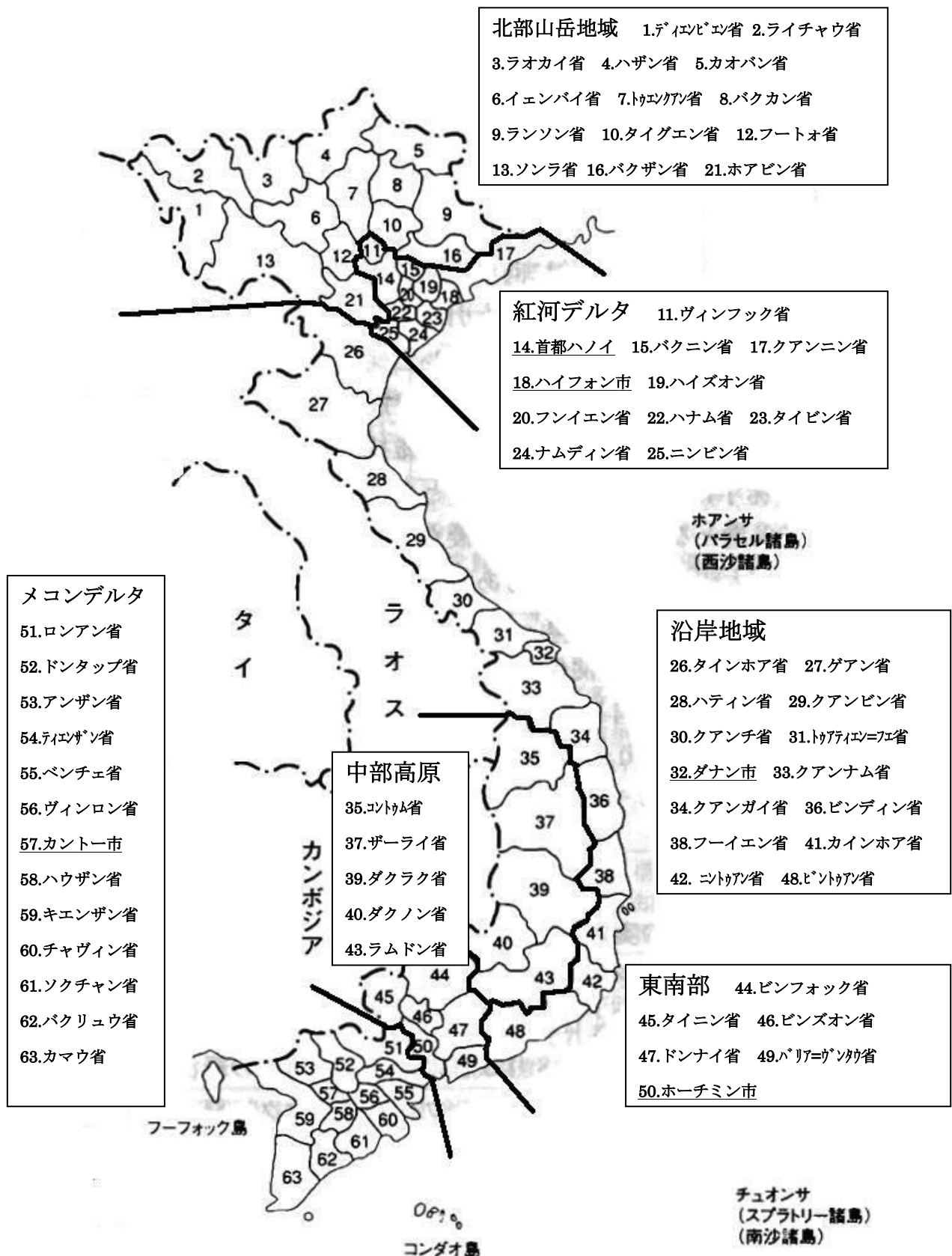
ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示し、2007 年 1 月には WTO（世界貿易機関）の 150 番目の加盟国となった。さらに現在 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に参加している。ベトナムは現在、安い人件費・高い教育水準・若い人口構成・良好な対日感情などから日本にとっても有望な投資先として注目を浴びている。またベトナム側からもアセアンの枠組み以外で最初の FTA（自由貿易協定）対象国として日本を選び（2009 年 10 月に日越経済連携協定 JVEPA 発効）、TPP 交渉参加国の中で初めて日本の参加支持を打ち出すなど日本を重視する姿勢を示している。

農林水産分野では、コメの大輸出国であり 2012 年は過去最高の輸出量を達成して長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。今後とも世界市場においても日本市場においても重要な位置を占めるものと思われる。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第 1 図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北 1650km の細長い国土（東西の幅は最も狭いところで 50km もない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムでは Bien Dong（東海）と呼ぶ）をはさんでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。なお南シナ海のパラセル諸島（ベトナム名；ホアンサ（Hoang Sa）群島、中国名；西沙諸島）は中国と、スプラトリー諸島（ベトナム名；チュオンサ（Truong Sa）群島、中国名；南沙諸島）は中国・台湾・フィリピン・マレーシア・ブルネイとベトナムは領有権を争っている。

ベトナムの国土面積は 331,051km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は 88,773 千人（2012 年）、合計特殊出生率（total fertility rate、一人の女性が一生に産む子供の平均数）は 2.05（日本は 1.41）でありまだ人口増加傾向にある（TCTK（2013））。国土のほとんどが山地であり、平地は南北両デルタ（紅河・メコン）とそれを結ぶ南シナ海沿いの狭隘な小平野のみである。民族区分では人口の 8 割以上を占めるベト族⁽¹⁾が主に平地に居住し、少数民族が山地に多く居住している。

地方行政組織としては 63 の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する⁽²⁾が、複数の省をまとめて、「紅河デ



第1図 ベトナムの地域区分

資料：寺本・坂田(2009)のベトナム地図に筆者が加筆。

注. 下線が省と同格の中央直轄市。

第1表 ベトナム各地域の面積と人口（2012年）

	全国	紅河 デルタ	北部山 岳地域	沿岸 地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
全面積 (km ²)	33,095	2,105	9,527	9,584	5,464	2,360	4,055
うち農地 (%)	30.7	36.8	16.5	19.4	36.3	57.4	64.1
林地 (%)	46.5	24.6	59.9	57.4	51.8	21.7	7.5
人口 (千人)	88,773	20,237	11,400	19,174	5,380	15,192	17,391
人口密度 (人/km ²)	268	961	120	200	99	644	429

資料：TCTK (2013)。

ルタ (Dong bang song Hong)」「北部山岳地域 (Trung du va mien nui phia Bac)」「沿岸地域 (Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung)」「中部高原 (Tay Nguyen)」「東南部 (Dong Nam Bo)」「メコンデルタ (Dong bang song Cuu Long)」という地域区分も用いられる。

紅河デルタはベトナム国家発祥の地であり、ベトナムの王朝はここを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げて行った。人口密度は 961 人/km² とベトナムの中でも飛び抜けて高く、現在でも紅河デルタの農村から南部（特に中部高原やメコンデルタ）への移住が行われている。紅河デルタは、コメ・野菜・養豚などの主産地である。北部山岳地域は林地が約6割と全国で最も多くの割合を占め、農地の割合は最も少ない。また民族的にはタイ系の少数民族の居住地である。南北両デルタを結ぶ沿岸地域は農地として利用可能な土地が南シナ海に面した地域に限られている。特に台風常襲地帯である沿岸地域北部は国内でも最貧困地帯である。北部山岳地域の少数民族が栽培しているたばこや沿岸地域の貧農が収入源としている砂糖は社会政策として輸入制限措置がとられてきたが、これらは WTO 加盟交渉の中で関税割当へと移行せざるをえなくなった（岡江(2010)）。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部（特に紅河デルタ）からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン）周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業分野でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。メコンデルタは、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

本章の構成は以下の通りである。まず「1. ベトナムの歴史と農村社会」において、ベトナム歴史と社会についての基礎知識を整理する。続く「2. 農政動向」において、ドイモイ政策に基づく農政改革の流れと農家の経営基盤を強化するための重要政策（農地・農協・金融）を解説する。「3. 農業生産・貿易動向」において、近年の農業生産・貿易の動向を主食のコメを中心に報告する。

1. ベトナムの歴史と農村社会⁽³⁾

本節ではベトナムの歴史と農村社会の構造を主に中国と対比させながら記述する。中国と対比する理由は、ベトナムが元々中国領であり独立後も中華文明の影響が強く、さらに現在でも共産一党支配体制下で市場経済を進めるという点で類似点が多いため、中国と何が同じで何が違うかを明確にすることで、よりベトナムの特徴が明らかになるからである。

(1) ベトナム国家の成立

前 2000 年ころから大陸部東南アジア一帯に水稻農業が始まったと言われている。紅河の自然堤防上においても大規模な集落が築かれ、周囲の湿地を水田とし石鍬や木製農具を使った水稻農耕が行われた。ベトナム北部（紅河デルタ）においては、前 1000 年頃に雄王（フンヴオン）の文郎（ヴァンラン）国が、続いて安陽（アンズオン）王の甌雒（アウラック）国が存在したことになるが、我が国における神武天皇以上に伝説的な存在であり、どこまでが史実か今となってはつまびらかではない。

中国では紀元前 221 年に秦によって初めて統一されるが、始皇帝の死後まもなくして滅ぶ。その秦末の混乱に乗じて、趙佗が南越（ナムベト）国（首都は現在の中国広東省広州市）を建国し、さらに北ベトナムにも侵攻して上記の甌雒国も滅ぼし併合した。その後、南越国は前 111 年に前漢の武帝によって滅ぼされ、北ベトナムは以後約 1000 年にわたって中華帝国の一部となった。この時代をベトナム史では「北属期」という。

中国において中央集権的な行政システム（郡県制）が本格的に導入されるのは、ちょうど南越国が滅ぼされた、紀元前 2 世紀の前漢武帝期である。形式的には末端まで行政的に統一編成されていたが、末端行政単位の里は、旧来の邑（集落）もしくは邑内の居住集団を引き継ぐ相互に独立性をもった社会集団であった。その後後漢末の戦乱で集住と共同の単位であった里が崩壊し、さらに魏晉南北朝の軍事的混乱を経て、隋唐以降は居住関係とは別に戸数編成による行政編成が作られた。王朝権力が中央集権化の過程で地方の政治権力の排除を目指し、隋代には科挙が導入され、郷里から官吏を推薦するシステムが廃止された。

7 世紀に隋によって北ベトナムを治める交州総管府として開発されたのが、現在でもベトナムの首都となっているハノイである。交州総管府は唐代には安南都護府と改称され、遣唐留学生として大陸に渡った日本人の阿倍仲麻呂も一時期、長官である都護を務めた。隋唐帝国がハノイを開発したのは、この地がちょうど東南アジアから雲南を経由して都（長安）に物資を運ぶルート上にある重要拠点であったからである。

中国では唐が 907 年に滅亡し、五代十国の分裂時代に入った。その過程でそれまでの貴族階級が没落し、その後再び中国を統一した宋（960 年建国）では、皇帝独裁とそれを支える士大夫（科挙官僚）の支配へと移り、市場経済・商工業の顕著な発達がある等、中国社会の構造が根本的に変化した（内藤湖南の提唱した「唐宋変革論」）。この時代に完成し

第2表 ベトナム史年表（仏領期まで）

中国 王朝	ベトナム		
	政治上の出来事	時代区分	農業・農村の状況
秦	前 1000 頃？ 雄王の文郎国 前 3 世紀 安陽王の甌雒国 前 207 趙佗が広東に南越国建国，北ベトナムも支配下に	伝説・初期国家	前 2000 頃 水稻農耕の始まり
漢	前 111 漢の武帝が南越国を滅ぼす	北属期	
隋	604 隋が交州総管府（現ハノイ）設置 →唐代の安南都護府		
唐	907 唐滅亡→中国は五代十国の分裂時代に 938 呉権が南漢（広東）を破り，自立		
宋	1009 李公蘊が即位 1010 首都を昇龍（現ハノイ）に移す。 1054 国号を「大越」とする。 1174 南宋から「安南国王」に冊封。	李朝 ：最初の長期政権	冬春作（乾季作）米が自然状態で限界まで拡大。小規模な人工堤防建設。
元	1225 李朝外戚の陳氏が即位 1288 白藤江の戦い（元軍撃退） 1400 胡氏による皇位篡奪（陳朝滅亡） 1406 陳朝復興を口実に明軍侵攻	陳朝	各地の王族が田庄（庄園）を構え，私兵を雇う。 輪中堤防建設，ムア作（雨季作）米の栽培が増加。
明	1428 明軍を撃退した黎利が即位 （南のチャンパを破り国土拡大） 1528 莫氏による皇位篡奪 （阮淦が黎朝王族を擁立して抵抗→娘婿の鄭検に受け継がれる）	黎朝（前期）	1428 順天均田例（公田制に関する初めての史料） 1486 洪徳均田例（公田の所有権は国家，国家规定による割替期限の設定）
清	1592 鄭松（鄭検の子）がハノイ奪取・黎朝再興（莫朝はカハソン山中で 1677 年まで存続） 1599 鄭王府開設（朝幕併存体制） 1627 阮淦の一族の広南阮氏自立 1786 西山の乱により黎朝滅亡	黎朝（後期） ：ハノイの鄭氏とフエの阮氏の南北対立	1711 永盛均田例（村落の公田管理が一部認められる）
	1802 広南阮氏の阮福暎即位（嘉隆帝） 1804 清から「越南（ベトナム）国王」に封ぜられる。 1820 明命帝即位 1887 仏領インドシナ連邦発足	阮朝	1804 嘉隆均田例（村落による公田管理を追認）

資料：石井・桜井編(1999)，桜井(1987)，桜井・桃木編(1999)より筆者作成。

た中央集権的な行政システムでは、官僚は一元的に中央から任用され土着社会から乖離しており、実際の末端行政は社会的に規制されない私的な請負によって担われた。農村内でも組織的な労働交換制度が無かったため、農繁期の労働も市場を通じて購入された。封建領主がおらず財政も中央権力によって統一されていたこともあり、中国では広域的な流通や貨幣経済が早くから形成されていた。

唐滅亡後の混乱はベトナムに独立の機会をもたらした。938年に呉権（ゴー・クエン）が五代十国の一つ南漢（広東省・広西チワン族自治区・ベトナム北部を支配した地方政権）を破り、王を自称した。これ以後はもはや長期にわたってベトナムが中国の直接支配下に入ることはなくなった。呉権の死後しばらく不安定な状態が続き、その混乱に乗じて中国の宋（北宋）軍が北ベトナム再占領をめざして侵攻してきたが、黎桓（レー・ホアン）に撃退された。その後1009年に、李公蘊（リー・コン・ウアン）が即位し初の長期政権である李（リー）朝（1009～1225年）が誕生した。李朝以降ベトナムの王朝は「大越」国を自称し、その君主は国内的には皇帝と称し独自の元号を使うなど中華帝国とは独立した国であることを主張する。1174年には南宋から「安南国王」に冊封され、中華帝国からも直轄領ではない朝貢国（中華皇帝と当該国君主が名目的な君臣関係をともなう外交関係をもった国）であることを公認された。この時代の中国の対東南アジア貿易は南シナ海から広東省・揚子江を経るルートが主流となり、中国側にとっても多大なコストを投じてまで北ベトナムの直接支配にこだわる必要がなくなったのである。

農業生産の面では、李朝期には冬春作（乾季作）米が自然状態で限界まで拡大し、小規模な人工堤防が建設された。続く陳（チャン）朝期（1225～1400年）には、紅河とダイ川に挟まれた西沱濫原に長大な輪中堤防を建設し、それまで雨季に冠水していた地域が水田として活用できるようになった。このムア作（雨季作）米の栽培が増加したことによって食料生産が増加し、人口も爆発的に拡大した。

国家としては独立したもの、李・陳朝期のベトナムは儒教的な家族原理・王位継承や律令制・官僚制といった中国的な社会・行政システムはまだ浸透しておらず、国家の直接支配が及ぶ範囲も都の周辺に過ぎなかった。中国的な官僚制の整備は次代の黎朝期に行われた。

（２） 反中国のための「中国化」ーベトナム国家のアイデンティティ

陳朝期には元軍の侵略を受けたが、これを自力で撃退できるほどの実力を独立国ベトナムはもつようになった。1400年に胡（ホー）氏による皇位篡奪によって陳朝が滅亡すると、陳朝復興を口実に明軍が侵攻してきたが、この侵略も黎利によって撃退された。この黎利（レー・ロイ）が1428年に即位し、黎（レー）朝が成立した。この時代のベトナム王朝は、中華帝国からの自立のために中華文明（特に儒教と科挙官僚制度）を積極的に摂取して中華帝國的な集権的な国家体制を築きあげていった。この「反中国のための中国化」という態度は一見矛盾しているようにもみえるが、明治維新以降の我が国が欧米諸国の植民地

にならないためにその文明を吸収して急速に近代国家を築きあげていった過程と似た環境だと考えるとわかりやすい。この時代からベトナムは北の中華帝国と対等なもう一つの文明国であるとの自負をもっていた。

神話伝説はそれ自体史実ではないが民族の自画像を知る上で有用である。ベトナム（ベト族）の建国神話は以下の通りである。中国の神話伝説時代の帝王である神農の三代目の子孫である帝王には二人の子供がいた。帝王は賢い弟（禄続，ロクトク）に位を譲ろうとしたが，禄続はこれを固辞した。仕方なく帝王は，兄を北方の王に，禄続を南方の王にした。禄続は洞庭君の娘と結婚し，貉龍君（ラクロンクワン）が生まれた。貉龍君は成長して，山人の仙女である嫫婁（アウコ）と結ばれ，100 人の男の子が産まれた。子供たちが大きくなると貉龍君は 50 人の息子を率いて海岸の平野へ，嫫婁は残りの 50 人の息子を率いて山地へ行き，別れて暮らすことになった。貉龍君に随った 50 人の息子の中から，雄王という王が出て，（1）で前述したベトナム最初の国家とされる文郎国を建国した。神話の前半部分で，自分たちは漢族（中国人）と同祖の文明人であることが主張される。後半部分では周辺諸民族と自分たちは同じく血を分けた同胞であるとして，ベト族が漢族とは別の文化・習俗を持つことを主張している。この建国神話が体系化されるのは，ベトナムの国家のアイデンティティが確立した 15 世紀頃のこととされる。

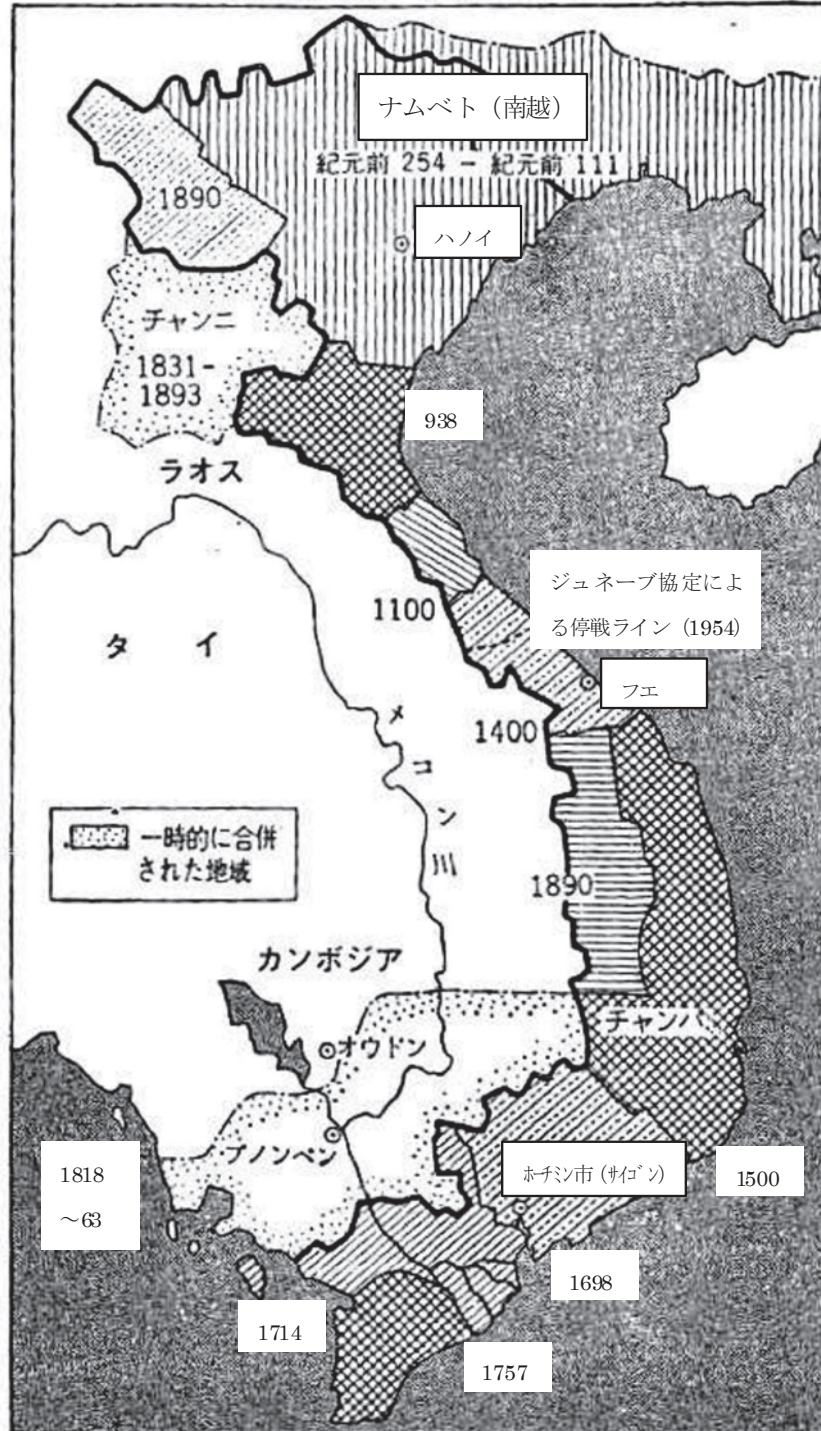
ここで周辺諸民族（現在の北部山岳地域に住む少数民族）に対するベト族の王朝の対応をみておく。北部山岳地域の東部は「越北地方」とも呼ばれ，中国と接することからベトナムの安全保障にとって重要な地域である。そのためベト族の王朝は，この地域のタイ族系の土侯に王女を嫁がせるなどして積極的に結びつきを強くしていった。越北地方のタイ系民族は現在タイ（Tay）族と呼ばれ，文化面でもベト族への同化が進んでいる。なお 2001 年から 10 年近くベトナム共産党書記長（党のトップ）を務めたノン・ドゥック・マイン（Nong Duc Manh）は，越北地方のバクカン省（第 1 図の 8.）出身のタイ族である。これに対して北部山岳地域の西部（西北地方）は，はるかに緩やかな結びつきであった。この地域の土侯の中にはベト族の王朝と現在のラオスにあったランサン王国に双方に朝貢するものも多かった。西北地方のタイ系民族は現在ターイ（Thai）族と呼ばれている。

黎朝聖宗（在位 1460～97 年）期にベトナムでは科举官僚制が定着したが，聖宗没後 30 年で，（3）で後述のように莫氏による篡奪によって黎朝は事実上解体した。その後南北分裂にともなう戦乱・混乱を経て，19 世紀に阮朝がベトナムを再統一し再び中国的な科举官僚制導入を行うが，わずか半世紀後にはフランスの侵略を受け，安定的な中央集権体制を築けないままフランスの植民地となった。

（3） ベトナム的村落共同体の成立とその特徴

黎（レー）朝の開祖黎利（レー・ロイ）が即位した 1428 年に出された順天均田例は公田制に関する初めての史料である。公田とは黎朝が税金を徴収するために，陳朝の田庄（王族の庄園）や戦乱で荒廃した無主の民田を帰休兵士に分給して耕作させた土地である。

ベトナム帝国国境 紀元前111年～紀元1863年まで



第2図 ベトナム南進地図

資料：フォール（高田訳）(1966).

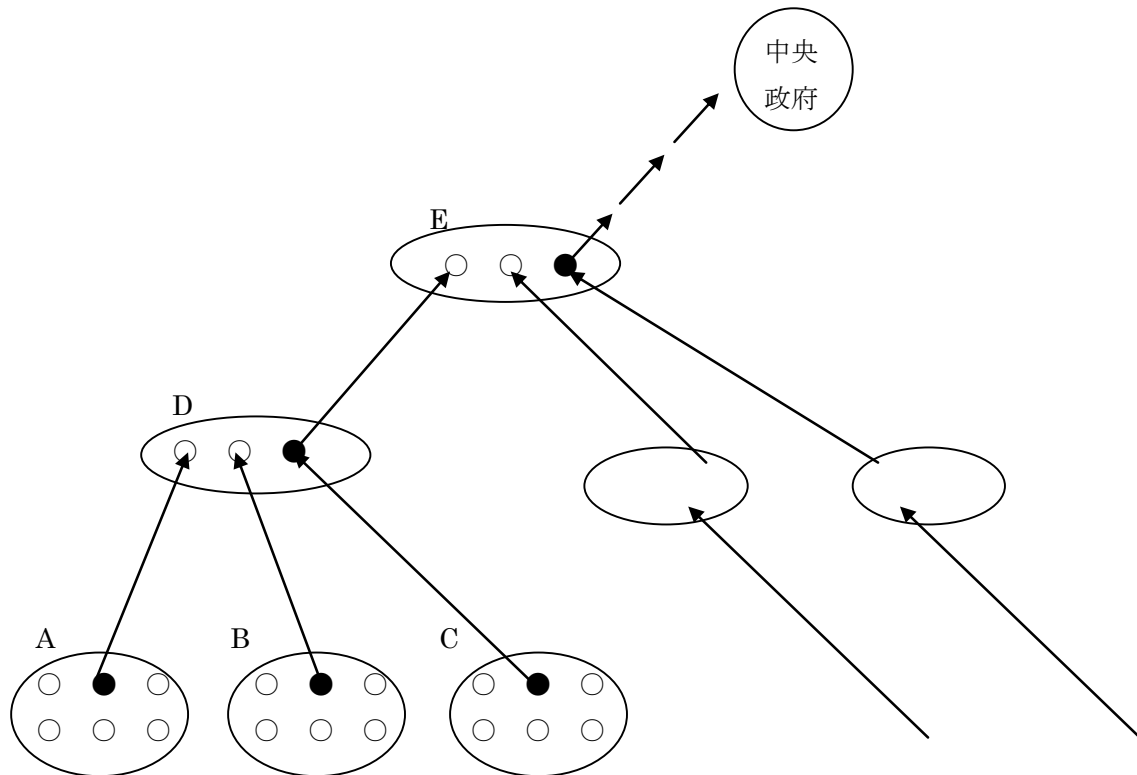
1486年の洪徳均田例は国家の公田支配を明確に規定している。公田の分給と割替強制は中央から派遣された地方官が行うことを規定し、給田の持ち分を決定する等階が詳細に示されている。府県官が、公田を管理する社（行政村）の責任者として村落の有力者を社長として任命し、社長は戸籍（公田割替と同じく6年ごと）・田簿を作成して提出する。税の徴収は府県官の責任とされた（桜井(1987)）。

なおこの当時のベトナム（大越国）は現在のベトナム全体の北半分しかなく、その南（現在の沿岸地域南部および中部高原）にはチャンパという民族系統も異なる国が存在していた。黎朝はこのチャンパを破り次第に南方へ領土を拡張していった。第2図はベトナムの南方への領土拡張（南進）の過程を図示したものである。

1528年に莫（マク）氏によって皇位が篡奪され黎朝が一時滅亡するが、阮淦（グエン・キム）が黎朝王族を擁立して抵抗し、この運動は娘婿の鄭検（チン・キエム）に受け継がれた。1592年に鄭松（チン・トゥン、鄭検の子）によって都ハノイが奪還され黎朝は形の上では復興するが、実際には鄭氏一族が実権を握り日本の朝幕併存のような二重権力体制が存在していた。南部（首都フエ、第1図の31.）には実質的に阮氏（阮淦の一族）による独立王国が存在し、以後約200年に渡ってベトナムはハノイの鄭氏政権とのとフエの阮氏政権の南北に分裂した⁽⁴⁾。

東南部とメコンデルタはもともとクメール族（カンボジア人）の居住する地域であったが、17世紀以降阮氏政権が支配をすすめてベト族を入植させていった（第2図参照）。1771年、阮氏の支配する西山（タイソン、現在のビンディン省（図1の36.）の西部）で農民反乱が起き、この西山反乱軍はフエの阮氏政権とハノイの鄭氏政権の双方を滅ぼし、介入してきた清軍も撃退して一時的にベトナム全土を統一した。その後結局、阮氏一族の阮福暎（グエン・フオック・アイン）がベトナム全土を再統一した（1802年即位）。阮福暎は清に「南越」国王に封じられることを希望したが、清は現在自領となっている広東・広西を支配したかつての南越国と同じ名を許さず、結局1804年に文字を逆にした「越南」という国名を許した。この阮（グエン）朝時代の国名「越南（Viet Nam, ベトナム）」が現在でも使われる国名「ベトナム」の由来である。

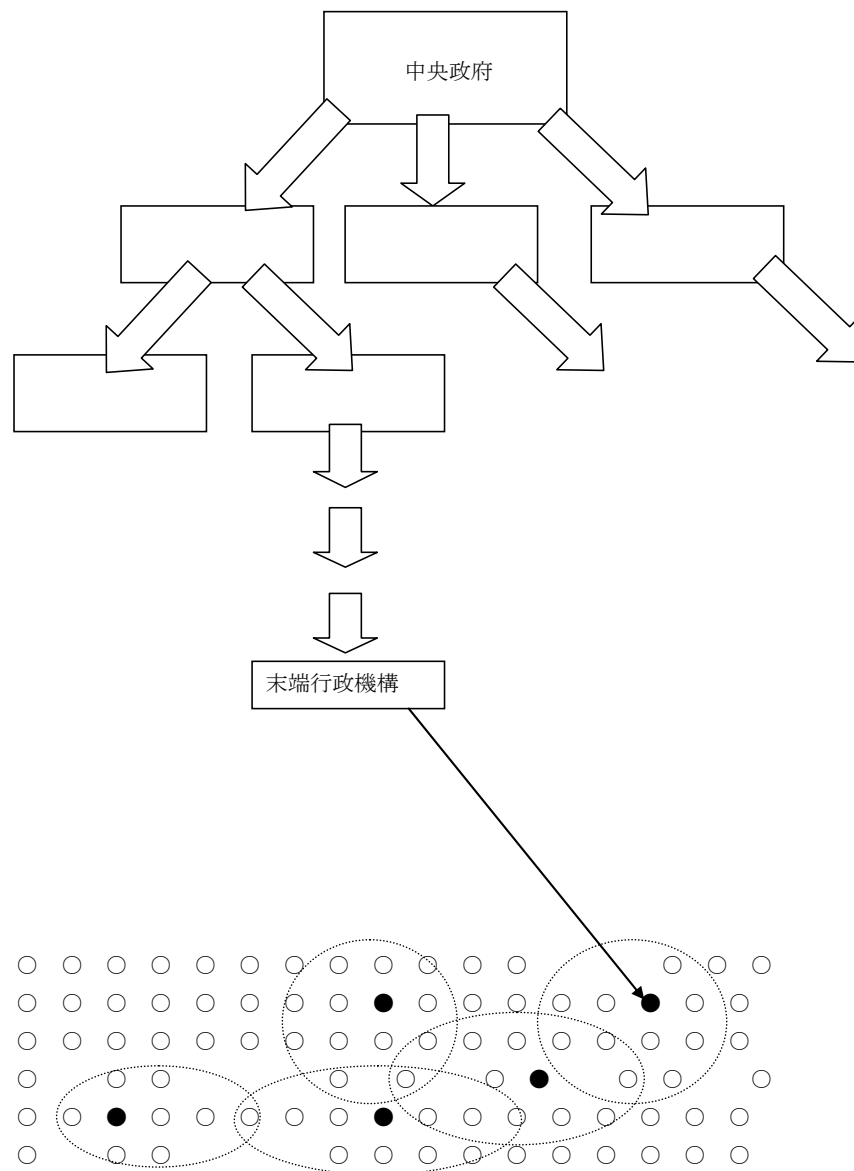
上記のような戦乱の中で、かつて政府の命令で国有地（公田）を管理する単位だった「社」が特に紅河デルタにおいては自立した村落共同体として成長していった。史料的な裏付けとしては、ベトナムが南北に分裂した黎朝後期（1711年）に出された永盛均田例において村落の公田管理が一部認められるようになり、さらに阮朝の1804年に出された嘉隆均田例においては村落による全面的な公田管理が追認されるようになった（桜井(1987)）。数百年にわたる公田管理の伝統を持つ紅河デルタの村落は、ベトナム戦争のために戦場へ兵士を抛出し銃後の家族の生活を保障するための装置としての合作社を支える基礎となった。



第 3-1 図 日本社会の構造

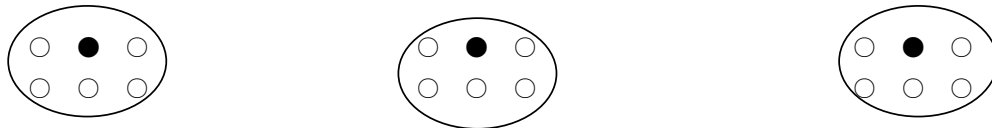
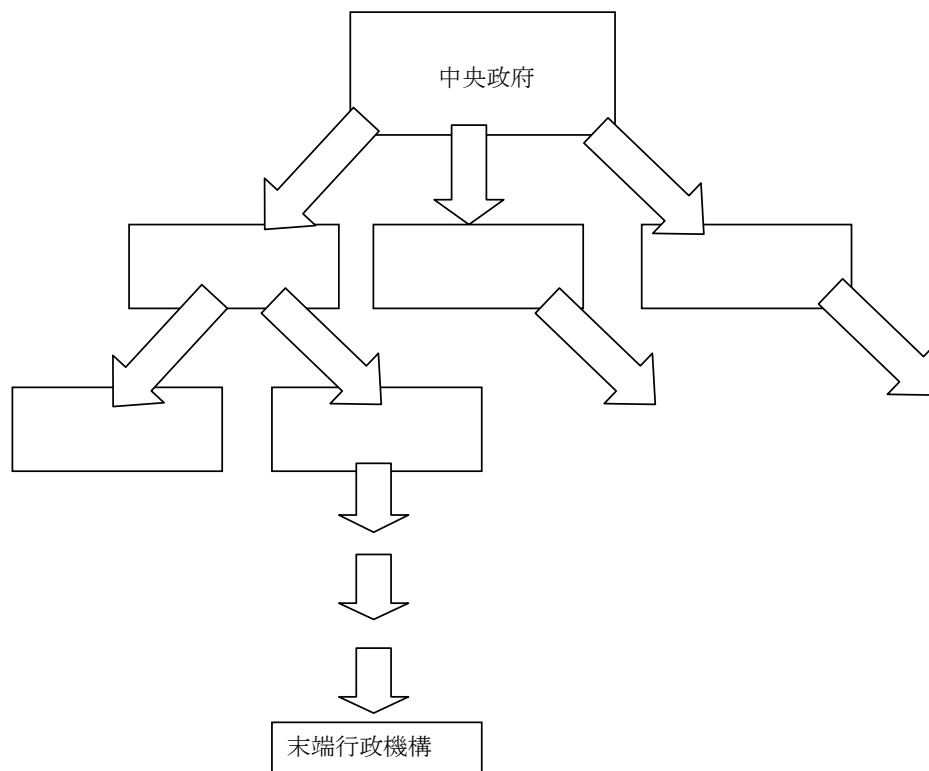
上記の時代に成立したベトナム農村社会の構造を明確にするために、日本・中国を交えた 3 ヶ国の社会構造を中根千枝の「タテ社会」論（中根(1967)(1978)）を参考に比較検証する。

日本社会（第 3-1 図参照）において個々の人民は、日常的な接触が可能な範囲で単一の末端集団（共同体）を形成し、複数の共同体には原則として所属しない。末端集団（図では楕円 A, B, C）はより高次の活動の発展のために、それぞれのリーダー（各楕円内の●）が統合の組織（楕円 D）を形成する。D はそれぞれのメンバーが代表する共同体の利益を調整する場であるとともに、より上位の統合組織（楕円 E）に対しては自らの利益を代表するリーダーを選出する。このように下から組織がタテに幾重にも積み重なって最終的に頂点（行政機構では中央政府）までつながっている。このような数珠つなぎ構造は、系統農協を典型例として現在でも日本の多くの組織で見られる。



第 3-2 図 中国社会の構造

これに対して中国社会（第 3-2 図参照）では、中央政府から科挙官僚が地元の人民とはまったく無関係に派遣され、末端行政機構は人民とは直接接触をもたず、行政事務請負の胥吏や徴税請負の包攬人といった私的な請負によって人民管理が担われた。集団とは影響力のある個人とそれに服従する人々の範囲としてのみ成立する。よって、リーダーが欠けたり能力を失うとすぐに集団は消滅する。日本のように自分を守ってくれる安定した所属集団（共同体）が存在しないため、人民の側もリスク回避のために複数の集団に所属する。また末端行政機構に所属する者や関係者自身がリーダーとなって集団を形成する場合もある。元々人民の側に閉鎖的な集団が存在しないために、有力であり利益をもたらすと見なされれば、よそ者であっても集団のリーダーとして受け入れられる。



第 3-3 図 ベトナム社会の構造

ベトナム社会（第 3-3 図参照）は日中の折衷型である。行政機構自体は中国の科举官僚制をまねて中央集権的だが，末端の人民は日本と同様の閉鎖的な村社会（明確な境界とメンバーシップ，共有財産，自治機能という類似点）を形成している。しかし前述の第 3-1 図のように日本では下から数珠つなぎのように連続する構造をしており，権力者と人民も中間の階層で統合の組織（一種の共同体）を形成する。日本の近世村落を例にとると，人民は権力側に貢租や夫役の納入を行う反面，権力側も灌漑整備や技術普及などを行う（「御救」「撫民」）など双務的な関係であった（大鎌(2012)）。これに対して，ベトナム村落が自立した 17～18 世紀は，戸籍の改訂が 50 年ごとにしか行われずその間税負担が不変であった（上田(2010)）。このように権力側は事実上村落行政を放棄し，日本のように双務的な関係を築けなかった。

(4) 独立運動と共産革命

阮朝越南国発足後まもなくフランスのベトナム侵略が始まり、ラオスとカンボジアとともに仏領インドシナ連邦となった。現在ベトナム最大の農業地帯となっているメコンデルタはフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓された。植民地政府は土地をフランス人及び対仏協力ベトナム人に払い下げ、当地域における大地主制が成立した。20世紀初頭、急速な近代化によって白人帝国主義国に勝利（日露戦争）した日本の経験に学ぼうとベトナム独立運動家の間で日本への留学運動（東遊運動）が起き、日本でも犬養毅らが留学生受け入れに尽力した。だが日本政府がフランス政府の要請に基づいてベトナム独立運動家の国外退去を命じたことから、その後はソ連の支援を受けた共産主義者が独立運動の中核を占めるようになった。1930年10月にはコミンテルン（ソ連の指導下に活動した共産主義の国際組織）の正式な支部として仏領インドシナ全域の革命を目指すインドシナ共産党が結成された。1940年に日本軍がフランス（親独ヴィシー政権）との合意の下に仏領インドシナに進駐すると、翌41年にインドシナ共産党の指導の下でベトミン（ベトナム独立同盟）が結成された。

1945年8月、日本軍の降伏によって生じた軍事的空白という千載一遇の独立の好機を利用して、ベトミンが蜂起し権力を奪取した（8月革命）。翌月2日にハノイでベトナム民主共和国の樹立が宣言されるが、ベトナムの独立を認めないフランスとの間で戦争が行われた。ディエンビエンフーの戦いでベトミン軍がフランス軍を破ると、フランスは北ベトナム撤退を余儀なくされることになる。一方南部ではフランスの再占領が成功し、1949年に阮朝最後の皇帝バオダイ（Bao Dai）による親仏政権（ベトナム国）が樹立された。結局1954年7月のジュネーブ停戦協定によって、フランス軍の撤退と2年後の南北統一選挙の実施が合意された（当協定による停戦ラインは第2図参照）。当協定によって一時の平和を得た共産政権は、北部において土地を地主から取り上げて貧農に分配する土地改革（caï cach ruong dat）を実施した。土地改革によって一人あたり土地面積はほぼ平準化し、食料生産も増大した。

その後北ベトナムでは中国と同様に農業集団化が行われた。しかし、中国の場合は人民公社が集団農業生産組織と末端行政組織を兼ね（政社合一）、共同食堂のように個々人のプライベートな領域まで公権力が介入してきたのに対して、ベトナムの場合は集団農業生産組織としての農業合作社と末端行政組織である社（王朝時代の社より広範囲）は別々の組織であり、村落自治の伝統を持つ農民社会のプライベートな空間は残された。

(5) 冷戦下のベトナム

1949年の中国における共産政権の誕生（中華人民共和国成立）と翌年の朝鮮戦争によって、アメリカは「共産主義封じ込め」を世界戦略として、ベトナムにおいても共産政権を敵視することになった。1955年、アメリカの後ろ盾を得た南ベトナム（ベトナム国）首相

ゴ・ディン・ジェム (Ngo Dinh Diem) はバオダイ帝を廃位して自らが大統領となり (ベトナム共和国成立), ジュネーブ停戦協定によって実施が予定されていた南北統一選挙を拒否して共産政権との対決を深めた。東西冷戦構造の中で東側陣営の一員としての立場を鮮明にせざるを得なくなった北ベトナムでは, 1959 年にベトナム労働党⁽⁵⁾ 第 15 回中央委員会拡大総会を開いて南部親米政権の武力による打倒を決定した。その実施のため翌年には南部における親共勢力を結集して南ベトナム解放民族戦線⁽⁶⁾ を結成させた。当初南ベトナム親米政権への経済軍事援助のみに徹していた米国は 1964 年に北爆 (北ベトナムへの軍事攻撃) を開始し, 北ベトナムも東側諸国の軍事支援を受けて対抗した。結局ベトナム戦争は, 1975 年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収するという形で終結した。

翌 76 年統一ベトナム (ベトナム社会主義共和国) が発足したが, 共産政権による中央計画経済体制は, ハイパーインフレーション・食糧不足・工業の停滞・失業者の低下などベトナム経済の破綻をもたらした。アメリカという共通の敵を前に団結していた中越両国は, ベトナム戦争末期の米中接近 (72 年のニクソン米大統領訪中), 74 年の中国の南シナ海のパラセル諸島 (それまで南ベトナムが実行支配) 占領によって対立が激化していった。さらにベトナム戦争後の 77 年にはカンボジアの波尔・ポト政権⁽⁷⁾ がかつてベトナムに奪われたメコンデルタを奪回しようと攻撃を開始すると, 中国はこれを支援した。これに対してベトナムは反波尔・ポトのヘン・サムリン派を擁してカンボジアに侵攻し, 79 年 1 月に首都プノンペンを制圧して親越政権を樹立させた。中国は 2 月, 「懲罰」と称して自らベトナム北部へ軍事侵攻を行うも, ベトナム軍に撃退された (中越戦争)。翌年に制定されたベトナム社会主義共和国憲法 (三宅(1983)) は, その前文で「中国覇権主義」の侵略から祖国を防衛したことをベトナム共産党の功績として高らかに歌い上げ中国敵視を鮮明にした。

厳しい国際環境と経済情勢の中でベトナム共産政権は, 集団農業生産の修正をせざるを得なくなった。1981 年 1 月 13 日共産党中央書記局は 100 号指示 (DCSVN(1981)) を出し, これまでの生産隊単位による共同作業から, 各世帯を単位とする農業生産へ移行した。100 号指示によって農家世帯は, 合作社からの請負契約量以上の生産物は自由に処分する権利を得た。この改革は農家の意欲を刺激し, 多くの農家が請負を完遂したうえにさらに 5~20% の余剰生産をなした。100 号指示に始まる農政改革はその後のドイモイ政策による経済自由化を先取りするものであった。

(6) ドイモイ体制下のベトナム

1981 年の 100 号指示によって食糧供給に関する不安を取り除いたことによって, その他の部門における自由化も進めやすくなった。翌年のベトナム共産党第 5 回大会から重工業中心の旧ソ連型開発モデル⁽⁸⁾ からの転換が図られるようになった。フランス及びアメリカ「帝国主義」から祖国を「解放」したことを統治の正統性としているベトナム共産党にとって, 資本主義への転向と批判されうる市場経済の導入には理論武装が必要であった。

当大会では、封建社会・植民地主義から解放されたばかりのベトナムは「農業的・小規模生産の社会」であり、資本主義を経過せず直接に社会主義社会を建設すべきだが、そこに至るまでには長期の「過渡期」が存在し、その前期においては食料品・消費財・輸出品の増加を目的とする発展戦略を取るのが適切である、と主張された。消費財の一部と輸出品の大部分の原材料は農産品であり、そのために農業の発展を最重要課題としたのである。この戦略は経済の窮状を打開するための一時的なものであったが、86年の第6回党大会ではこれが正式に継続され、さらに外国直接投資の積極的導入が主張された。これがいわゆるドイモイ（Doi Moi）政策と呼ばれる今日までの市場経済化路線を決定づけた。続く第7回党大会（91年）ではさらにドイモイ路線を推し進め、国有部門の主導性を前提（「主要な生産手段の公有」）としながらも私有制を含む多様な所有形態も認められるようになった（トラン(2003)）。

1980年代から始めた一連の大胆な経済改革—農業の脱集団化、価格の自由化、民間経済部門の促進、貿易及び投資の自由化、為替レート的一本化、等—によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを移行経済⁽⁹⁾の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告（World Bank(1996)）が出されたのが1996年である。だが市場経済化の進行とともに貧富の格差が拡大するのは避けられず、上記報告書が出された正にその年に開かれた第8回党大会では、社会的公正の即時実現が主張された。当大会で採択された1996～2000年経済開発戦略には、①さらなる高度成長への志向②雇用促進と各地域の均等開発（特に後進農山村・地域への社会政策の強化）という2つの特徴が現れている（竹内(1997)）。①とは国内における市場経済化と貿易・投資の対外開放（事実上の資本主義化）であり、②は社会的公正の実現（理念としての社会主義）である。ドイモイ政策はこの両者のバランスを取りながら進められることになった。

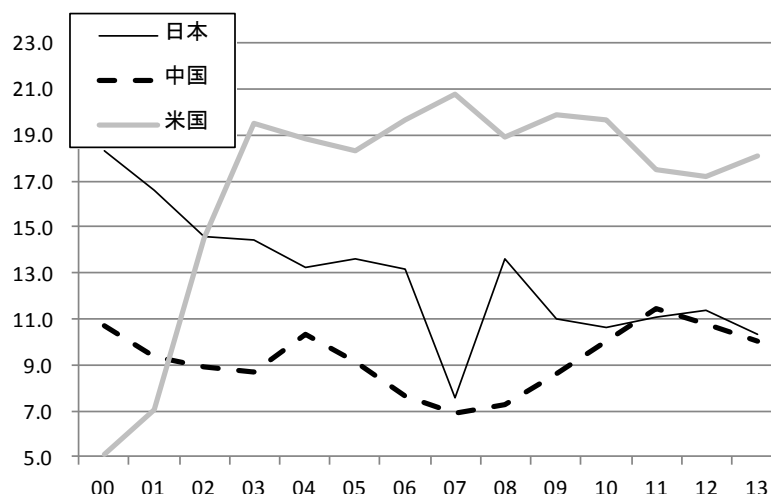
中国では市場経済化を進めた改革開放の開始（1978年党第11期3中全会）から市場経済化がもたらした問題の解消を目指した和諧社会建設の提唱（2004年第16期4中全会）まで26年間かかったのに対して、ベトナムではドイモイ開始以降わずか10年で行われたことは注目に値する。特に上記②は単なる貧困層や条件不利地域対策だけではなく、少数民族の国民統合という問題を含む重要問題である。先に豊かになれる地域から発展した中国に対して、ベトナムは地方間格差の是正に敏感である。これは前述のようにベトナムは安定的な中央集権体制を築けないままフランスの植民地となったため、地方により配慮しなければ国家の運営ができないことを意味している。

1990年代以降はかつての敵国であった西側諸国や中国との関係を急速に改善した。対東南アジアでは、ベトナムはアセアンに95年7月に加盟し翌96年1月にはアセアン自由貿易地域(AFTA)の共通効果特惠関税(CEPT)スキームにも参加した。2006年にはほとんどの品目の域内関税が5%以下となった。対米では、94年2月にアメリカは75年より続けてきた対越経済制裁を全面解除し、95年8月には国交正常化条約に調印した。そして2001年12月には米越通商協定が発効した。対日では、92年11月に日本は79年度以降見合わせてきた円借款の再開を決定し、2004年12月には日越投資協定が発効した。2009年10

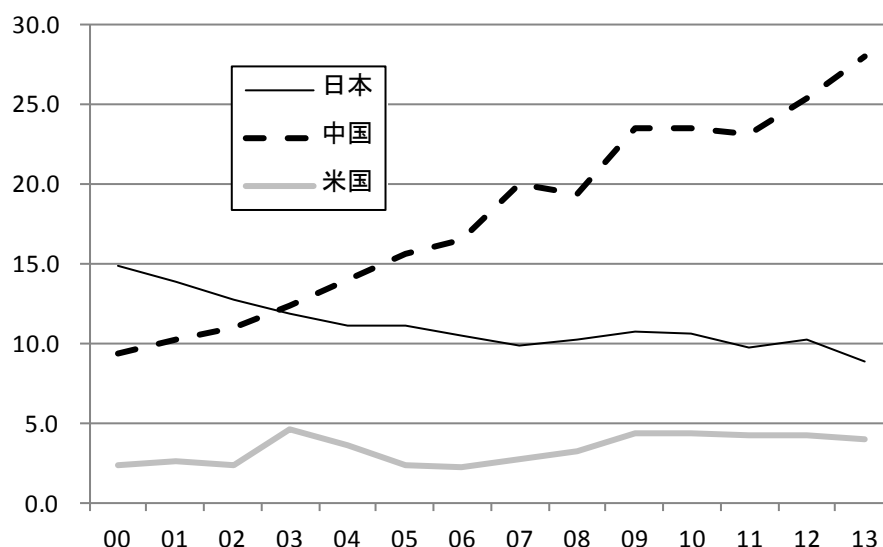
月には日越経済連携協定（JVEPA）が発効した。対中では、91年11月に国交正常化し後述のように近年は経済関係も緊密になっている。上記のような全方位外交によって WTO 加盟国の合意を徐々に得ることができた結果、2006年11月に WTO 一般理事会はベトナムを 150 番目の加盟国・地域として承認することになった。ベトナムは 1995 年1月の WTO 発足時より加盟申請を行っていたが、あしかけ 12 年をかけて国際社会・経済への参入の総仕上げともいえるべき WTO 加盟を果たした。

2006 年には APEC の、2010 年には東アジアサミットの議長国を務めるなど、ベトナムは経済面だけではなく政治の面でもアジア太平洋地域において存在感を増している。特に 2010 年 10 月 30 日に開催された第 5 回東アジアサミットにおいて、それまで「ASEAN + 6（日中韓印豪・ニュージーランド）」だったサミットメンバーに、翌年からさらに米露の二カ国を加えることを決定したのは、当地域が中国一カ国の圧倒的な影響下に置かれることを恐れる東南アジア諸国（特にベトナム）の意向が背景にあると考えられる。

第 4-1、4-2 図はベトナムの輸出入金額に占める日本、アメリカ、中国の割合である。輸出についてみると 2000 年時点では日本が圧倒的 1 位だったが、米越通商協定が発効した 2001 年移行はアメリカへの輸出額が急増し、いまやアメリカが圧倒的な 1 位となっている。日本は徐々に比率を下げ、現在では中国と同じ水準にまで落ちている。輸入に関しても 2000 年時点では日本が 1 位だったが、中国が急成長して今や圧倒的な 1 位となっている。輸出に比べてアメリカのシェアはずっと少ない。なお中越間では、ベトナムから中国へは原材料を輸出し、中国からベトナムへは加工品を輸出するという構造が年々強まってきている。対中警戒心の強いベトナムにとって、このような中国の経済的植民地に陥っている状況は非常に憂慮すべきことであろう。ベトナムが現在 TPP への参加に意欲を示している経済上の理由として、世界第一位の経済大国であるアメリカの市場が開放されることによって中国との間で発生している貿易赤字を解消したいという目論見もあると考えられる。



第 4-1 図 ベトナムの輸出金額に占める日米中の割合（2001～13 年，％）



第 4-2 図 ベトナムの輸入金額に占める日米中の割合（2001～13 年，％）

資料（第 4-1, 4-2 図とも）：ベトナム統計総局・税関総局（ジェトロ・ハノイセンターから入手）。

2. 農政動向

（1） ドイモイ路線による農政改革

「1.（6）ドイモイ体制下のベトナム」で前述した様に、ベトナムの経済改革には①市場経済化と対外開放（事実上の資本主義化）と②社会的公正の実現（理念としての社会主義）という 2 つの柱があった。農業は地理条件に左右されることから、特にその改革にはこの 2 つを満たすように慎重に進められた（第 3 表参照）。

重工業中心から農業重視への転換を決めたベトナム共産党第 5 回大会の前年（1981 年）には、各農家世帯を生産単位として公認する党中央書記局第 100 号指示が出され、すでに実質的な脱集団化は始まっていた。この改革は農家の意欲を刺激したが、農業合作社による集団生産管理が依然として残り、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのがわずか 20%であった。さらに 88 年の党政治局第 10 号議決（DCSVN(1988)）では、農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。この結果、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのが 40%と倍増し、翌年からはコメの輸出国に転じた。93 年の土地法改正によって、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた（後述（2）1）参照）。

ここまでは上記①の方針に基づくものであり、これによって農業生産の量的拡大をもたらした。前述のような順調な経済発展に貢献した。だが経済発展に伴う弊害への対策が主張

されるようになった第8回党大会（96年）の前後の時期からは、①に加えて②に基づく社会的公正をもとめる政策も目立ち始めてきた。例えば、93年には価格安定基金（Quy Binh On Gia）が設立された。95年には政府（労働・傷病兵・社会省が中心）が作成する貧困ラインに該当する世帯への低利・無担保融資を手がける貧民銀行（Ngan Hang Phuc vu Nguoi ngheo）が設立された（後述（2）3）参照）。これに加えて少数民族・山岳地域委員会（省と同格の政府組織）を主管とする新たな貧困対策プログラムが98年7月31日付首相決定第135号（CPVN(1998)）によって始められた。このいわゆるプログラム135号は対策を要する地域を社（行政村）レベルまで指定（その多くが山岳少数民族地域）し、当該地区における土地無し農民に未開墾地を優先的に分配したり国有地に優先的に契約できる権利を与えるなど、より直接的な支援を行うことになっている。さらに99年には重要な経済プロジェクト及び条件不利地域の開発において優遇金利貸付・利子補給・債務保証の3業務を行う開発支援基金（Quy Ho Tro Phat Trien）が設立された。

これに対して①の方針に基くものとして、96年には合作社法が制定され、合作社は市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した（後述（2）2）参照）。2000年には海外向けの高品質な農林水産物の生産を促すための農業発展戦略として政府議決第9号（CPVN(2000)）が出された。具体的には、新技術の導入・生産と加工販売との効果的結合・農村内インフラ整備・外国市場の情報収集とマーケティング能力開発・商業的農産品販売に備えた行政の効率化などである⁽¹⁰⁾。これは①の路線上にはあっても、それまでの量的拡大一辺倒からは方針が修正されている。

2001年の第9回党大会において採択された「2001～2010年の経済・社会発展戦略」においては、アセアン（1995年加盟）・米越通商協定（2000年調印）に続く目標としてWTO加盟を掲げる（藤田(2006)）とともに、貧困削減・社会保障拡充・山岳地域における医療施設整備などの社会政策の強化も同時に打ち出している（石田(2002)）。これに沿うように、2002年には前述の貧民銀行を改組して社会政策銀行（Ngan Hang Chinh sach Xa hoi）が設立された。

上記の自主的な農政改革に加えて、WTO加盟に際しては貿易制度の改変や輸入関税の引き下げ等、既存加盟国からの要求に基づいて呑まざるを得なかったものも多かった。そのような厳しい条件下であったにも関わらず、ベトナムは重要な品目に関してはできるかぎり防衛の努力を行った。特に国内の条件不利地域で栽培されている砂糖などの品目では、関税割当による輸入の歯止めをかけることができた（岡江(2010)）。

第3表 ドイモイの2つの柱とベトナムの農政改革

共産党大会及び重要な事件	ドイモイの2つの柱	
	①市場経済化と対外開放 (事実上の資本主義化)	②社会的公正の実現 (理念としての社会主義)
1976. 統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）成立 1982. 第5回党大会 （農業重視。市場経済導入。） 1986. 第6回党大会（外資導入推進。ドイモイ路線確定。） 1991. 第7回党大会（私有制を認める）。対中国交正常化。 1995. WTO 設立（ベトナム加盟申請）。アセアン加盟。対米国交正常化。 1996. 第8回党大会 （社会的公正の実現を明記） 2001. 第9回党大会（少数民族出身のマイン書記長選出）。米越通商協定発効。 2006. 第10回党大会（ズン首相就任） 2007. ベトナムの WTO 加盟。 2011. 第11回党大会（主要な生産手段としての公有制を非明記）	1981. 党中央書記局第100号指示（各農家世帯を生産単位として公認） 1988. 党政治局第10号議決（集団農業体制解体） 1993. 土地法改正（実質的な農地私有制） 1996. 合作社法制定（合作社を市場経済下の協同組合に） 2000. 政府議決第9号（海外向けに農産品の高品質化促進） 2003. 土地法改正（農地集積と民間農場の奨励） 2005. 首相決定第150号	1993. 価格安定基金設立 1995. 貧民銀行設立（貧困世帯向け低利融資） 1998. プログラム135号（条件不利地域への援助） 1999. 開発支援基金設立（同上） 2002. 社会政策銀行設立 2003. 農地使用税撤廃

出典：筆者作成。

注．ベトナムの各農業政策の①②の分類はどちらの要素が強いかによる便宜的なものであり、実際には各政策のいずれも①②双方の要素が含まれている．例えば 1996 年の合作社法は脱集団化の完成という視点で見れば①の面が濃厚であるが、反面市場経済下において農民の価格交渉力を付けるという点では②の要素もある．また 1995 年設立の貧民銀行も、その融資対象者はあくまで「労働力と生産活動を行う能力がありながら資金が不足している」農家であり、市場経済下における農業経営体育成という面で見れば①の要素も存在する．

（２） 重点政策の解説

本項では、ドイモイ政策の下で個々の農業経営体の経営基盤を強化することを目的とした３つの重要な政策（農地・農協・金融）を取り上げ解説する。

１） 農地政策

（i） 土地法改正

「１．ベトナムの歴史と農村社会」で前述したように 1980 年代に農業の脱集団化が行われ、93 年には土地法が全面改正された。93 年土地法（QHVN(1993)）は、土地の所有権は国家に属するとの原則を維持しながら、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利を個人世帯に与えた（第 3 条 2 項）。また農林水産用地の使用期間に関しては、一年生作物地および水産養殖地は 20 年間・多年生作物は 50 年間の長期使用を認め使用期間終了後も違反行為等がなければ継続使用を認める事とした（第 20 条）。また土地面積に関しては、一年生作物地は 3 ha まで、それ以外は政府の規定によるものとした（第 44 条）。この 93 年土地法から土地権利証書の発行が始まり現在ではほぼすべての農家に交付されている。

その後 98 年に 93 年土地法の一部の条文が補足・修正された。98 年における特に重要な改正点として、第 22 条において 98 年改正の発効以前から制限面積枠を超えて農地を使用している場合には土地交付期間の 2 分の 1 の期間中は追加納税によって継続使用が許可され、継続使用期間終了後または 98 年改正発効以降の超過面積も「借地」という形で許可され、93 年土地法第 44 条の制限面積以上の農業経営も事実上認められるようになったことである（QHVN(1998)）。その後 2001 年の改正を経て、93 年土地法改正以来の全面改正である新土地法（QHVN(2003a)）が 2003 年 11 月 26 日に国会で可決され、2004 年 7 月 1 日より施行された。

93 年土地法第 44 条では個人世帯の長期使用が認められる一年生作物以外の土地面積は政府の規定によるものとされていたが、2003 年土地法では多年性作物地はデルタ地域で 10ha・山岳地域で 30ha までと法律で明記された（第 70 条第 2 項）。また高収量・高品質な水稻栽培専用農地への国家による補助・インフラ整備・新技術の導入策をとることを規定した（第 74 条第 1 項）。そして水稻栽培専用農地の工芸作物・養殖・非農業への転換を規制した（同第 2 項）。国が民間農場（後述(ii)参照）への奨励策をとることも規定された（第 82 条第 1～2 項）。これは 2000 年 9 号議決における生産性の低い水田の転換奨励策と表裏一体をなすもので、国際市場参入をめざして農地の専門化を促すものである。

ベトナムでは上記のように 1993 年土地法で実質的な私有化を認めた。これに対して中国の場合は、農地は国有ではなく集団有であり現在でも抵当権は認められていない。ベトナム（特に北部の紅河デルタ）では農地が農家にとって水田は生存維持のために必須のもの

であり、その私有化が認められたことは農民福祉の面では評価できる。しかし後述のように分散錯圃状態で大規模化が難しいことから政策拡大の面では課題が残る。

(ii) 農地の交換分合と民間農場の発展

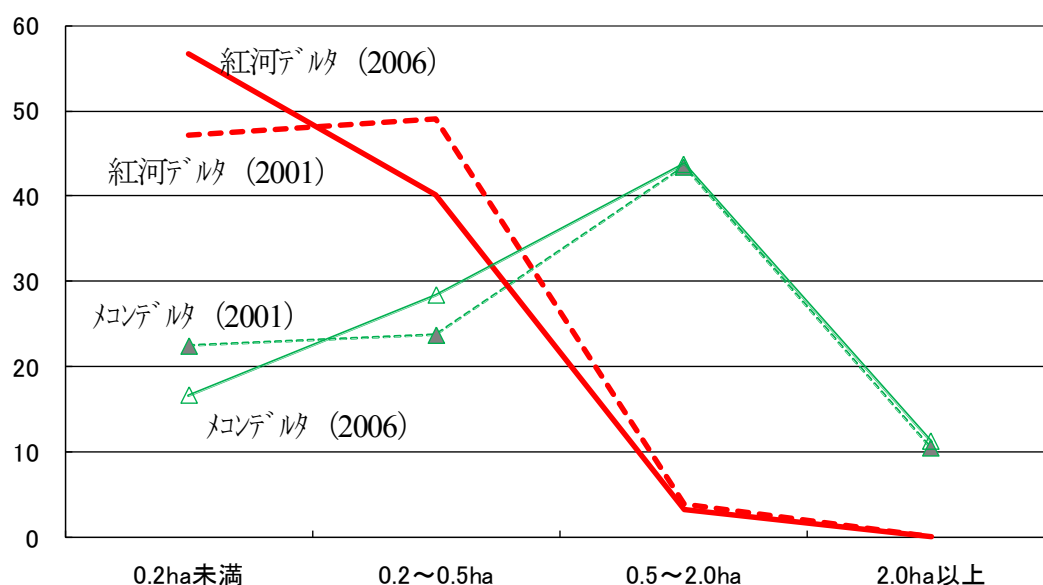
第5図は、2001年及び2006年に行われた『農村・農業・水産業センサス』(TCTK(2003)(2007))からベトナムの南北両デルタにおける経営規模(農用地面積)別に見た農家世帯の分布を計算したものである。両デルタを比較してみると、紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等であるのに対して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きい土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。また2001年から2006年の変化を見ると、紅河デルタでは「0.2ha未満」層の割合が上がる反面、「0.2～0.5ha」層の割合が下がってきている。これまで一番大きかった中間層「0.2～0.5ha」層にいた一部農民が最零細層の「0.2ha未満」層に転落しており、比較的均等であった紅河デルタにおいても市場経済化の流れの中で格差が広がってきていることがわかる。一方メコンデルタでは逆に「0.2ha未満」層の割合が下がり「0.2～0.5ha」層の割合が上がっている。これは2000年9号議決以降の生産適地への集中という方針を受けて狭小な農地が耕作放棄されたことを示しているのであろう。紅河デルタでは水田耕作の主目的が農家自身の食用にあるためこのような耕作放棄があまり起きていないと思われる。

紅河デルタでは元々村落共同体的結合が強い上に独立後の土地改革で地主が追放されたため、脱集団化においても農民に土地が均等に分配された。分配に際しても単に一人あたりの農地面積を均等にするだけではなく土地等級(地味)ごとの平等性も追求されたため、さらに細分化された。例えば筆者が調査したナムディン省(第1図の24)とハイズオン省(第1図の19)の村では一世帯あたりの約2反の零細経営であり、それがさらに5～10筆程度に分かれていた。この土地分配は脱集団化の初期においては農家の生産インセンティブを刺激しコメ生産の労働集約的な発展をもたらしたが、国際市場への全面参入を迎えて効率性を追求するために農地の交換分合(don dien doi thua)が行われた。これは借地や土地使用権の譲渡ではなく各農家世帯が使用権を有する農地面積を維持したまま各農家間の農地を交換して集積させる政策である。上記の両調査村では2003年の交換分合によって一世帯あたり4筆以内に収まるようになった⁽¹¹⁾。

これに対してメコンデルタでは、脱集団化において元の持ち主に農地が返還される事が多かった。市場経済化・国際化の中で経営規模拡大を推進したい政府はこのような土地の不平等を黙認しつつ、民間農場⁽¹²⁾(trang trai)による農業生産を支援する政策を推進している。2000年2月に政府議決3号によって民間農場は法的な地位を確立し、さらに前述のように2003年土地法では国が民間農場への奨励策をとることが明記された。

「1.(6)ドイモイ体制下のベトナム」「2.(1)ドイモイ路線による農政改革」で前述した様に、ベトナムの経済改革(ドイモイ政策)は、①市場経済化と対外開放(事実上の資本主義化)と②社会的公正の実現(理念としての社会主義)の両立を図りながら進められてきた。農地の交換分合と民間農場の奨励という①の路線の政策が行われた2003年

においても、②の路線にあたる農地使用税の減免措置が行われた。これは自らが使用権を持つ農地もしくは農業合作社や農場から請け負っている農地を使用する農家には農地使用税を 100%免除する一方、メコンデルタ等で発生しつつある不在地主は減免税対象にはならず、土地法の定める制限面積以上は 50%の減免措置として、社会的弱者にも配慮している。



第5図 南北両デルタにおける経営規模別農家世帯分布（2001，2006年）

資料：TCTK(2003) (2007)。

注：単位は%。

2) 農協政策

(i) 合作社法

「1. ベトナムの歴史と農村社会」で前述したように 1980 年代から農業経営の決定権が合作社から徐々に農家個人世帯へ委譲され，農業生産における合作社の役割は著しく縮小することになった。ベトナム政府は，ソ連型集団農場モデルに代わる新しい位置づけを合作社に求めるようになり，それが 1996 年の合作社法（QHVN(1996)）制定につながった。

96 年合作社法第 7 条には組合員の自由加入の原則（1 項）・民主的運営の原則（2 項）・自治独立の原則（3 項）・出資額もしくはサーヴィス利用高に応じた剰余金分配の原則（4 項）・合作社間協力の原則（5 項）が明記されている。さらに 2003 年の改正で第 5 条 2 項に公開の原則が追加された（QHVN(2003b)）。これらの原則は ICA（国際協同組合同盟，International Co-operative Alliance）の協同組合原則にほぼ沿っている（第 4 表参照）。

つまり、合作社はかつての社会主義的集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合⁽¹³⁾へとその法的位置づけが根本的に転換したのである。

これに対して中国の場合は、2006 年になってやっと農民專業合作社法が制定された。土地法・合作社法など、一見ベトナムの方が中国より法整備が進んでいるように見えるが、必ずしも現実の経済状況を反映したものではなく、合作社（農協）も実際には中国の方が発展している。ベトナムは、コメコン崩壊（1991 年）によって旧東側の援助が打ち切られたことから、先進資本主義（旧西側）諸国の援助に依存し、価格自由化や国有企業のリストラなど急進的な改革を飲まざるを得なかったのである。

第 4 表 協同組合原則とベトナム合作社法

協同組合原則	ベトナム合作社法（1996年・2003年）の条項
第 1 原則：自由加入・公開の原則	自由加入の原則（1996年法第 7 条 1 項） 公開の原則（2003年法第 5 条 2 項）
第 2 原則：民主的運営の原則（一人一票制）	1996年法第 7 条 2 項および第 28 条 3 項
第 3 原則：剰余金処分の原則（利用高に比例しての組合員への分配）	1996年法第 7 条 4 項
第 4 原則：自治独立の原則	1996年法第 7 条 3 項。 2003年法では、96年法第 11 条の合作社内の共産党細胞の記述が削除され、自己の利益を侵害する行為に対して合作社自身が申立する権利（第 6 条 11 項）が追加。
第 5 原則：教育促進の原則	1996年法第 9 条 10 項
第 6 原則：協同組合間協力の原則	1996年法第 7 条 5 項
第 7 原則：地域共同体への貢献の原則	

資料：ベトナム合作社法は 1996 年法（QHVN(1996)）および 2003 年法（QHVN(2003b)）原文より。

(ii) 合作社の類型

合作社法施行⁽¹⁴⁾以降、集団農業生産時代に設立された農業合作社は解散もしくは合作社法に適合するように転換した上で存続しているが、それら以外の新しい合作社も誕生してきている。ここでは合作社の現状を把握する枠組みとしてグエン・ターイ・ヴァンの分類法（Nguyen Thai Van (2002), 第 5 表参照）を取り上げる。その理由は、第一に合作社法施行以降に設立された新しい合作社も含む幅広い合作社を対象にしていること、第二に明確な定義によって合作社を類型化していること、第三にヴァンがベトナム農業省第一幹部養成学校（Truong Can bo quan ly nong nghiep va phat tren nong thon I）に所属しており政策決定に近い今後の動向を把握する上で有益であることである。

ヴァンはまず農業関連の合作社を、旧合作社から転換した「転換型合作社」と合作社法

第5表 現代ベトナム合作社（農協）の類型

合作社の類型	転換型合作社	新設合作社	
		再結成型合作社	独立型合作社
ヴァンによる定義	旧農業合作社が合作社法に適合するように転換した合作社	合作社法施行（97年）以降に設立された合作社	
		旧合作社を解散・清算して再結成した合作社	旧合作社とは全く独立に設立された合作社
2002年末現在の総数 (BNNPTNT(2003))	6,852	2,039 (再結成型・独立型の内訳は不明)	
組合員となる農民	旧来からの組合員 (管轄内の大多数の農民)	合作社結成時に出資金を出した農民（一部の裕福もしくは経験や運営能力のある農民だけ）	
サービス提供対象	組合員である農民	管轄内のすべての農民	組合員である農民
サービス内容	旧合作社から引継いだサービス ^注	水利または給電のみの合作社が多い	設立目的である単一事業（酪農・養殖など）
ヴァンから見た利点	なし	所有関係や目的が明確で組合員のモチベーションが高いので効率的な運営（特に独立型は活動的）	
ヴァンから見た問題点	市場動向への未対応，所有関係が曖昧，地方政府からの干渉，など	非組合員農家による合作社サービスのただ乗り	農民間の不平等化を促進し，農村内の火種となる可能性

資料：合作社数は BNNPTNT(2003)，その他は Nguyen Thai Van (2002)。

注. Nguyen Thai Van (2002) では具体的な記載はないが，一般的には水利・給電・種籾供給・技術指導など。

施行以降に設立された「新設合作社」の二つに大別している。転換型合作社の多くは業務が活発とは言い難い。具体的には，市場動向を把握して農民に対して情報提供や作物指導などの適切な対応を取れる合作社幹部が少ない，出資額やサービスの利用高に応じた分配が行われていない など，旧合作社から名目的に転換しただけのところが多い。また名前も同じ「合作社」で幹部の顔ぶれも集団農業生産時代と変わらないために，地方政府の方も意識改革がなされておらず，旧来同様に行政の干渉を受けやすい。ヴァンはもう一方の新設合作社をさらに，旧合作社を一旦解散した上で新たに設立された「再結成型合作社」と旧来からの農業合作社とは全く独立に設立された「独立型合作社」に分類している。再結成型合作社は，旧合作社を一旦解散（その際に資産を評価して債権債務関係を清算）した上で新たにに出資金を出した農家だけを組合員として設立される。この型は，旧合作社のように管轄内のすべての農民ではなく一部の裕福もしくは経験や運営能力のある農民だけを組合員としている（但しサービスは管轄地区内の全農民が対象）ため，生産隊のような下部組織を通さず執行部が直接サービスを実施している。またサービスの種類は非

常に少なく、多くは水利・給電のみに限定されている。独立型合作社は、特定の目的のために新たに設立されたものなので、多くは一種類のサービスに特化（酪農・野菜加工・養殖など）している。この型は中央政府の指示ではなく、農民の実際の要求や市場の需要に応じて設立されたため、非常に活動的であり利潤追求の面で効率的である。再結成型・独立型ともに新設合作社は、出資金を含む合作社財産の帰属と所有関係が明確である、合作社の事業目的（サービス内容）が明確である、組合員が加入するときに必ず出資をしなければならないのでモチベーションが高い、等の理由で転換型合作社よりも運営が効率的に行われている。その反面問題点として、再結成型合作社は組合員ではない農民が水利などの合作社サービスを無料で使用（ただ乗り）すること、独立型合作社は一部の裕福な農民だけを組合員としているため農村内の新たな対立の火種となる可能性があること、が挙げられる。

(iii) 合作社の将来

ベトナム（特に北部の紅河デルタ）では村落自治の伝統があり、集団農業時代の歴史的背景を有する「転換型合作社」は、日本農協の大きな特徴として指摘されている、①事業における総合主義（多目的事業の兼営）、②組織における属地主義（ゾーニング）と網羅主義（全戸加盟）、③機能における行政補完という3点（太田原(1992)）をほぼ満たす。そのため、開発援助の実践に関わる日本人農業経済学者の中にはベトナムこそ「日本型総合農協」の発展の可能性があると期待する者もいる（泉田(1999), Cho(2001)）。しかし、「3）農業金融政策」で後述するようにベトナムの合作社は日本農協の主要業務である信用事業を担っていない。

上記の通り、ヴァンの認識では新合作社法以降に新しく設立した「独立型合作社」が最も評価が高い。ベトナム政府は合作社法を制定する際して FAO の協力を得、ベトナム農民組織の目指す方向性として基本的には欧米型専門農協（「独立型合作社」）をモデルとしてきた。さらに前述の 2000 年 9 号議決においてもこの種の合作社の育成が明記されているように、ヴァンの認識はほぼ現在のベトナム政府の農協政策を代弁するものといつてよい。だがこのタイプの合作社はまだ数が少なく、市場対応できる農民組織の発展には課題が多い。

中国ではかつて集団農業生産を率いた人民公社が完全に解体され、改革開放後に農民専門合作社（農協）が新たに設立されている。その実態は、農産物加工企業や農産物販売業者といった非農家が主導して取引先の農家に結成させるものが多い（苑(2013)）。市場経済で常に競争している事業者が核となっているためこういった農協は市場対応能力は高い。ベトナムにおいても、外部の非農家と連携して市場対応すべきだが、その受け皿となる農民の結束が狭いムラ社会のために阻害している。例えば日本では、自治村落の上に行政村があり、郡があり、県があると数珠つなぎ構造になっている（前掲第 3-1 図参照）が、同じく村落自治の伝統があるベトナムの場合は、村落とその上の行政レベルとの連携がうまくいっていないため（第 3-3 図参照）に、村を越えるリーダーシップの形成が難しい。逆

に村落自治の伝統がなくても、中国の場合のように行政による働きかけや個々人の関係があれば、組織形成は可能である（第3-2図参照）。現在の中国では、村の幹部や郷鎮企業の経験者らが農民專業合作社のリーダーにもなっている事例が見られる（田原(2009)）。

市場經濟化を進めるベトナムでは国家が直接流通を管理したり特定組織に独占権を与えることは最早できない。今後は、政府（特に地方政府）が広域の農民が交流する場を設けたり、有能で意欲のある農民を都市の流通業者や企業に紹介するなど、農民組織形成に結びつく政策を地道に一步ずつ進めていくしかないであろう。

3) 農業金融政策

1980年代の脱集団化によって農家世帯が生産の基本になり、また市場經濟化の進展によって農家世帯への経営支援のための金融制度の整備が重要になってきたことから、90年代以降農家個人世帯への貸付が行われるようになった。

(i) 農業金融機関の種類

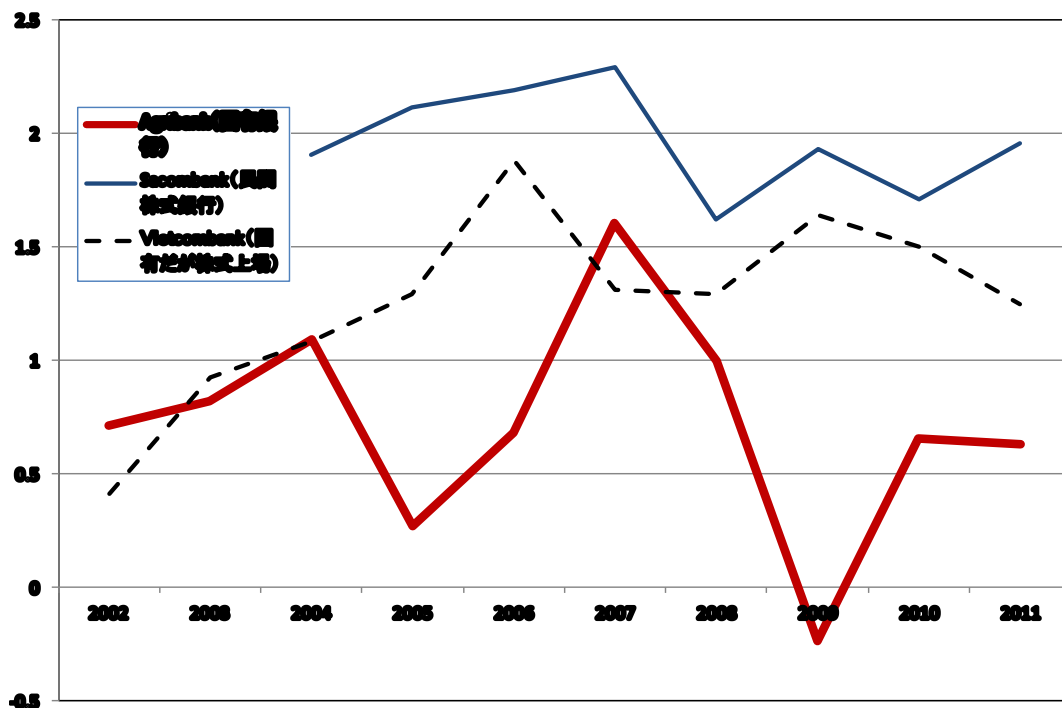
現在ベトナム農村で活動している金融機関のうち、最も大きな地位を占めるのが、農業農村開発銀行（Ngan hang nong nghiep va phat trien nong thon）である。同銀行は1988年に中央銀行であるベトナム国家銀行から独立した。2011年現在、貸付金額の総計は443兆4,760億ベトナムドン（NHNNPTNT(2012)）である。元々は合作社や国営企業のような組織中心の貸付であったが、90年代から個人への貸付を増やしている。ハノイに本店があり、各地方レベル（省、県、社）に支店がある。基本的には独立採算であり、その資金源は自らが調達した預金・公社債である。また貸付に際しては担保を取るのが基本だが、1999年3月30日付け政府首相決定第67号（CPVN(1999)）によって個人の借入は1,000万ドンまで無担保になり、さらに2010年4月12日付け政府議定第14号（CPVN(2010a)）によって5,000万ベトナムドンまで無担保となった。

また、農業農村開発銀行の貸付を受けられない貧困世帯への政策的低利貸付を目的に貧民銀行（Ngan Hang Phuc vu Nguoi ngheo）が設立され貸付が96年から開始された。貧民銀行は本部はハノイにあるものの、地方においては自らの支店をもたず農業農村開発銀行の支店に業務を委託していた。また農業農村開発銀行の副支店長が貧民銀行の支店長を兼任していた。貧民銀行業務が農業農村開発銀行にとって財務的に負担になっていることもあり、貧民銀行は2002年に社会政策銀行（Ngan Hang Chinh Sach Xa Hoi）に改組され2003年から業務が開始された。社会政策銀行はこれまでの貧困世帯に加え、各種の政策的な融資（条件不利地域への優先的貸付、農村の水質改善、学生への奨学金など）も手がける（NHCSXH(2003)）。社会政策銀行になってから地方に独自の支店を持つようになった。2011年現在、貸付金額の総計は103兆7,310億ベトナムドンとまだ農業農村開発銀行よりは少ない。またその資金源も改組以降は預金を集めるようになったが、2011年の負債のうち預金の割合はわずか3.2%にしか過ぎず、国家銀行（中央銀行）からの借り入れが30.6%、政府保証債権が20.9%（NHCSXH(2012)）と事実上政府の補助によって運

営されている。貧民銀行とその後身の社会政策銀行の貸付対象となる「貧困世帯」は、労働・傷病兵・社会省（Bo Lao dong thuong binh va Xa hoi）の定める貧困基準による（NHCSXH(2003)）。

（ii）二つの国有銀行の問題

現在ベトナム農村では、上記の二つの国有銀行以外の民間の金融機関は農村には浸透していない。旧貧民銀行の社会政策銀行への再編は、貧民銀行業務による農業農村開発銀行の負担を軽減し、政策金融は社会政策銀行が専門に行い農業農村開発銀行は商業金融を行うという方針のもとに行われたはずだが、最近はまだこの分化が怪しくなっている。農業農村開発銀行は2010年政府議定第14号によってまた政策融資を行うようになり、市場より低金利な分は政府による利息補助がある。農業農村開発銀行は独立経営が建前だが、国有銀行ということもあり、政府からの干渉から守れず、農業農村以外の融資も禁じられている。また社会政策銀行も、貧困世帯以外の準貧困世帯への融資や雇用創出のための企業・組織への融資を手がけるようになり、農業農村開発銀行の融資範囲にも手をつけるようになった。



第6図 各銀行のROA（総資産利益率）（%）

資料：各機関の Annual Report.

第6図は、国有銀行の農業農村開発銀行（Agribank）と純粋民間の Sacombank と国有銀行だが株式を上場している Vietcombank の各 ROA（総資産利益率）をグラフ化したもので

ある。この中で純粋民間の Sacombank はもっとも ROA が高く且つ安定している。Vietcombank の ROA は上昇傾向にある。国有銀行とはいえ株式を上場するために財務内容を明確にする必要があることから効率的な経営が目指されているのだろう。これに対して国有銀行の農業農村開発銀行はもっとも ROA が低く且つ不安定である。国有銀行であることから経営が政府の介入を受け自主的な経営判断ができないことが背景にあると思われる。

(iii) 政策金融の実施体制

社会政策銀行の農村部における個人向け無担保融資は集落単位の農民会 (Hoi Nong Dan) や婦女連合会 (Hoi Lien Hiep Phu Nu) を通じてもたらされる。

第 6 表は、社会政策銀行の貧困融資の債務残高に占める貸倒償却の割合を図示したものである。「1. ベトナムの歴史と農村社会」で前述したように紅河デルタでは元々村落共同体的結合が強い。紅河デルタの方がメコンデルタよりも貸倒率が低いのは、村落共同体的な相互監視がもたらしているものと思われる。

第 6 表 貧困融資の債務残高に占める貸倒償却の割合 (%)

	2009	2010	2011	2012
紅河デルタ	0.175	0.116	0.059	0.034
メコンデルタ	2.186	1.679	1.272	1.508
全国	0.608	0.440	0.275	0.352

資料：筆者自身による社会政策銀行本部での聞き取り。

なお、農民会や婦女連合会はベトナム祖国戦線 (Mat tran To quoc Viet Nam) に属する組織である。祖国戦線はベトナム共産党の意思を代弁して選挙の際に候補者を推薦するなど地方における共産党の重要な翼賛組織である。ベトナム政府が祖国戦線の組織を通じて農民へ貸付を行っているのは、今後の政治的多元化を見据えて農村部における共産党の影響力を保持するためである (岡江(2004))。そのため、日本の場合と違ってベトナムの合作社 (農協) が政策金融に関与できる可能性は低い。

3. 農業生産・貿易動向

(1) 農業生産・食料消費の現状

ベトナム経済に占める農業・農村の位置を知るために、農林水産業の GDP・輸出金額・就業人口に占める割合と農村に居住する人口の割合を第7表に示した。いずれの数値も経済成長に伴って年々減少傾向にあるが、GDP の割合が現在では 20%弱であるにもかかわらず、就業人口では今なお約半数が農林水産業に従事している。ベトナムの多くの農家が零細な農地で自給的な農業を営んでいることがわかる。

さらに人口の面では、今なお7割以上の人口が農村に居住している。このことは農村内の非農業セクターの占める割合が多いことを示している。これは「1. (6) ドイモイ体制下のベトナム」「2. (1) ドイモイ路線による農政改革」で前述した、①さらなる高度成長への志向と②雇用促進と各地域の均等開発の両立というドイモイ政策の要求をみたすために、1990～2000 年代に地方都市に工業団地を建設し農村部から雇用吸収をはかったことが背景にある。北部の紅河デルタにおいては農民は水田を手放そうとしないが、このことは農業生産の向上という面ではマイナスでも、農村工業化の面では安価な労働力提供(村からの工場日帰り通勤なら食費・宿舎費は不要) という点でプラスになっている。

第7表 ベトナム経済に占める農業・農村の割合

	1990	1995	2000	2005	2010
GDP に占める農林水産業の割合 (%)	38.7	27.2	24.5	19.3	18.9
就業人口に占める農林水産業の割合 (%)	73.0	71.3	68.2	55.1	49.5
人口に占める農村居住者の割合 (%)	80.5	79.3	75.9	74.5	72.0

資料：TCTK(1994, 2002, 2013).

ベトナム農業の中心となるのは稲作である。およそ8割の農家が稲作に携わっている (Nguyen Ngoc Que(2009))。また消費カロリーの面でも、2009 年現在コメの割合が 51.7% (日本は 21.3%) と依然として極めて高い (FAO (online))。またベトナムは 1996 年以降はタイに次ぐコメ輸出国となっており、輸出品としてもコメは重要である。

コメの生産のほとんどは、北部の紅河デルタ (2012 年の生産量の 15.7%) と南部のメコンデルタ (55.6%) で行われている (TCTK(2013))。この両デルタ以外のベトナムの各地域 (第1図参照) では、コメは常にギリギリ自給できるかもしくは不足の状態にある (Nguyen Ngoc Que(2009))。北部ではおおむね2期作、南部では3期作でコメが栽培されている。ベトナムではコメの3作期を冬春作 (Lua dong xuan)・夏秋作 (Lua he thu)・ムア作 (Lua mua) と呼んでいる。

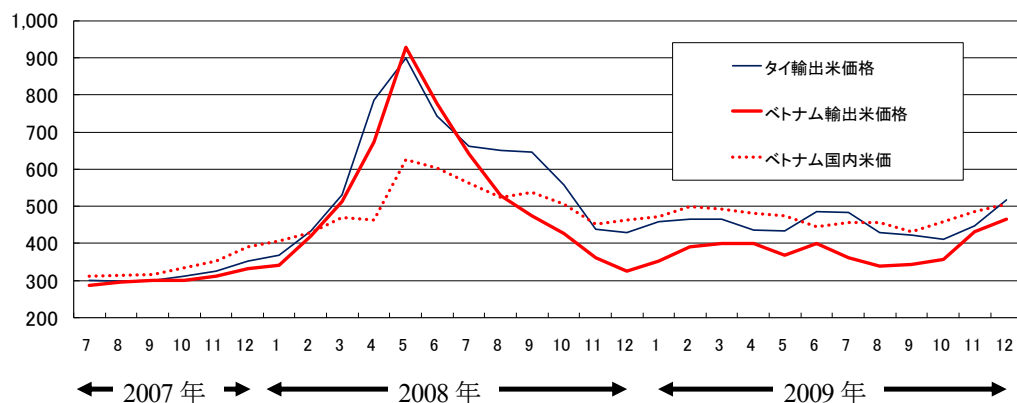
（２）コメ輸出の概況

ドイモイ以前のベトナムでは、すべての輸出入活動は輸出入貿易国営会社によって行われ、また輸出品を生産する会社もそれぞれの担当官庁（例えばコメは農業省）によって管理されてきた。また何をどれだけ生産・輸出するかは国家計画委員会の指令によって決定されていた（トラン(1996)）。ドイモイ政策導入後は徐々に規制緩和が図られ、2001年4月4日付け第46号首相決定（CPVN(2001)）によってコメの輸出割当が廃止された。しかし同決定は政府間契約の輸出米については、商務省（現商工省）が輸出を行う企業を指定すると同時に契約の一部の量（輸出の権利）を各地方省に割り当て、各省は省内企業に輸出量を割り当てることを規定している。政府間契約の輸出米に占める割合の大きさ（8割程度）から、実質的には2001年以降も実質的には輸出割当制度と同様の政府による規制が続くことになった。

さらに民間契約でもコメ輸出を行う業者は一件ごとにベトナム食糧協会に届け出をして、協会からの承認書がなければ税関を通せないことになっている。食糧協会は1989年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体であるが、協会に参加している業者のほとんどは南北食糧総公司⁽¹⁵⁾及びその傘下の国有企業であり、コメ輸出を独占するとともに政府の下請け事業を行っている。協会の承認はほぼフリーパスとはいえ、輸出企業への監視は常時行える体制となっている（伊東(2007)）。

（３）世界食料危機への対応とその影響

2008年にベトナムが深刻な食糧不足に陥った訳ではないにもかかわらず食糧価格の高騰に至った最大の理由は、コメが重要な輸出品であるために国際価格と国内米価とが密接にリンクしていることである。第7図は国際価格（タイ輸出米価格）とベトナムの輸出米価格・国内米価の2007後半～09年における変動をグラフ化したものである。2008年3月までの間は3者がともに上昇傾向にあり、強い相関関係にあることがわかる。コメは国民の圧倒的な主食であるために、コメ価格の急騰により食糧価格全体も急騰することになった。国内の物価高騰への対策の一環として2008年3月に6月末までの間は新たにコメ輸出の契約は行わないことを決定した。それによって、3月以降の国内米価は抑えられたが、反面ベトナムの輸出米価格が急上昇し、コメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった。



第7図 2007年後半～09年におけるタイ輸出米価格・ベトナム輸出米価格
・ベトナム国内米価

資料：価格は CCPDTV(2010), TTPNN (2009)より。

注．輸出米価格は両国とも 25%碎米価格。ベトナム国内米価は、メコンデルタのカントー市（第1図の 57.）における通常米（Gao te thuong）価格。単位はいずれも米ドル/t.

2008年におきた世界食料危機がベトナムのコメ生産に与えた影響を知るために、第8-1, 8-2表に作期ごとのコメの作付面積・単収を危機前の2007年と最新の2012年で比べてみた。これをみると両地域ともほとんどの作期で作付面積・単収の双方で上昇させていることがわかる。特に顕著なのは、メコンデルタにおける夏秋米の作付面積の拡大が著しい。これは農民が市場動向に敏感に反応し、まず最も単収の高い冬春作で限界まで面積を拡大し、その後その次に単収の高い夏秋米の作付面積を拡大したことを物語るのであろう。

第8-1表 作期ごとのコメの作付面積・単収（2007年）

	紅河デルタ（北部）			メコンデルタ（南部）			全国	
	栽培期間	作付面積	単収	栽培期間	作付面積	単収	作付面積	単収
冬春作	12～翌5月頃	553	5.8	11～翌4月頃	1,507	6.0	2,989	5.7
夏秋作	（栽培していない）			4～8月頃	1,800	4.6	2,205	4.6
ムア作	7～11月頃	559	5.6	8～11月頃	378	3.5	2,008	4.4
合計		1,112	5.7		3,684	5.1	7,201	5.0

資料：TCTK(2008).

注．作付面積の単位は千 ha, 単収の単位は t/ha.

第 8-2 表 作期ごとのコメの作付面積・単収（2012 年）

	紅河デルタ（北部）			メコンデルタ（南部）			全国	
	栽培期間	作付面積	単収	栽培期間	作付面積	単収	作付面積	単収
冬春作	12～翌 5 月頃	565	6.6	11～翌 4 月頃	1,580	6.9	3,124	6.5
夏秋作	（栽培していない）			4～8 月頃	2,213	5.3	2,660	5.3
ムア作	7～11 月頃	574	5.5	8～11 月頃	388	4.6	1,969	4.8
合計		1,139	6.0		4,181	5.8	7,753	5.6

資料：TCTK(2013).

注. 作付面積の単位は千 ha, 単収の単位は t/ha.

（４） 世界食料危機後の新政策とその後の影響

世界食料危機を受けて、農業問題が 2008 年 7 月に開催された第 10 期ベトナム共産党中央執行委員会第 7 回総会において議論され、それは翌 09 年 12 月 23 日公布の「国家食糧安全保障に関する政府議決 63 号」（CPVN(2009b)）として政府の今後の食糧政策の方針として正式に決定された。さらにそれを執行するために政府議定 109 号（CPVN(2010b)）が 2010 年 11 月 4 日に公布（施行は 2011 年 1 月 1 日）された。この二つの政府文書から、新しく導入された政策を以下に紹介する。

１） 価格支持策

2009 年 3 月 9 日に首相府において第 78 号通達（CPVN(2009a)）が公布された。同通達で出された方針はコメ生産費のうち少なくとも 30%は生産者の利益となるように南北食糧総会社は買取価格を設定し、関係機関・銀行はそれを支援するために総会社への優遇策を取るというものである。これはドイモイ以降市場の変動にさらされてきた稲作農家にとっては、画期的な価格支持策の導入であった。稲作生産費の 30%を生産者の利益とする方針は、同年 12 月 23 日の政府議決 63 号にも盛り込まれた。

さらに 109 号議定によって、2011 年からは新たに国内の下限価格（基準買取価格）と上限価格（放出価格）、さらに輸出最低価格を設けたシステムへと整備された。基準買取価格の計算方法は以下の通りである。各期初に財務省が稲作生産費の計算方法を公表する。それに応じて各地方省がその地域の平均的な稲作生産費を計算する。各地方省から上がってきた数値を元に財務省が稲作生産費の 30%を生産者の利益となるように計算して基準買取価格を決定する。収穫期になって市場価格が基準買取価格より下になるようであれば、政府（農業農村開発省・財務省・商工省・国家銀行・食糧協会）はコメの販売価格が下がらないような策を講じることになっている。さらに財務省は各期に国内外の市場等を勘案して最低輸出価格を定めることになっている。また買取りの上限価格（放出価格）も各期に設定し、国内市場価格が放出価格を上回ったら業者に備蓄米を国内市場に放出させる規

定も設けた。

63 号議決で保証されている稲作生産費の 30%という数字の意味を考えてみるために、アンザン省（第 1 図の 53.）の冬春作（雨季作）の利益率を計算してみると、2006 年は 54%、2007 年は 46%、2008 年は 39%と減少している（TTPNN(2008) (2009)）。確かに 2007 年末以降米価は急騰したが、それ以上に肥料などの生産資材の価格高騰のため取り分が減少して農家の不満がたまっていたのであろう。これをみれば、30%の保障は所得移転というほどの水準ではなく、タイにおける導入当初の担保融資制度と同様、季節変動による買いたたきを防ぐための最低価格保障というに過ぎない。

2) 国内備蓄の強化と業者選抜

ベトナム国内のコメ流通・加工業者の多くが零細で設備が整っておらず貯蔵施設も未整備のため、ベトナムはコメの大生産・輸出国にも係わらず国際的な価格変動が国内の需給逼迫に直結するという問題を抱えている。前述の臨時備蓄用米の買い取り政策も価格支持だけではなく、国内備蓄を潤沢にして国際米価の変動による国内物価へのショックを和らげることも意図しているのであろう。

さらに 109 号議定では、政府が要求する基準を満たす事業者のみがコメ輸出業者として許可されることになった。具体的な基準は、5,000 トン以上のコメの収容能力がある倉庫と 1 時間当たり 10 トン以上の処理能力がある精米所を所有していることである。認可を求める業者について各地方省の商工局が検査を行い、条件に適合すると判断されたら商工省が 5 年間有効の認可証を交付することになっている。認可された輸出業者はさらに過去 6 カ月間の輸出量の 10%のコメを貯蔵し続けることも義務づけられている。その上、業者はコメの買い付けごとに品質と種類ごとの価格を地方省の人民委員会に知らせる義務がある。地方省人民委員会は担当地区の農民が不当に業者から買いたたかれぬように、その価格情報を公開することになっている。さらに業者は四半期ごとに輸出量と備蓄量を報告する義務がある。

ベトナム政府がこのような乱暴な業者淘汰を 2011 年から導入した背景として、WTO 加盟交渉時に国有企業によってコメ輸出が独占されていることが既存加盟国から問題視され、コメの国家貿易を 2011 年までしか維持しないことを約束させられてしまったこともあるのではないか。この約束に違反しない形で外資参入をできるだけ阻止するために、川上から川下までの流通ネットワークを持つ国有企業に有利な規定を設けたのであろう。

3) 新政策の影響

ベトナム政府が新政策を導入した最大の動機は、インフレ問題の解決であろう。都市住民もふくめた国民全体の生活を守るためであり、農民への利益誘導とまではいえない。そのためコメの在庫量を増やしてコメの価格ひいては国内物価を安定させることを意図したものである。

第 8 図は食料危機が起こる前の 2007 年からのベトナムのコメ在庫量をグラフ化したも

のである。確かに 63 号議決が出された 2009 年以降は在庫量は上昇しており、それなりに効果はあったことがわかる。しかし、63 号議決は容量 400 万トンの貯蔵施設の建設を 2012 年までに完成させるプロジェクトを早急を実施するよう政府に求めているにもかかわらず実際の在庫量はその目標に遠く及ばない。多くの在庫を抱えることは営利事業者にはリスクが大きく、ベトナム政府が本気でこの目標を達成しようとするれば、行政指導だけではなく財政支出を伴う政府の直接的な関与が必要であろう。



第 8 図 2007 年以降のベトナムのコメ在庫量（千 t）

資料：USDA(Online)。

（５） 最新の動向

１） 2013 年の新政策

「２．（２）(ii) 農地の交換分合と民間農場の発展」で前述したように、2003 年頃に、国際競争力強化のために規模拡大を目指す政策が実施されたが、同時に農地使用税の減免措置がとられて社会的弱者にも一定の配慮があった。それから 10 年が経った現在、2013～14 年にかけて再び農地の交換分合が行われており、さらに 2013 年 10 月 25 日には「大規模農業経営と農産物販売と連携の奨励に関する首相決定第 62 号」（CPVN(2013)）が發布（施行は 12 月 10 日）され、大規模農家・民間農場への優遇策が導入された。今回は特に同時に社会的弱者に配慮するような政策は同時には出されずに大規模農家への優遇策を大々的に表明したことは画期的といえる。

しかし同決定の具体的内容をみると、大規模農家・民間農場が農協と協力して販売事業を行う場合、土地免税・工事費や技術普及費用の補助などを政府が行うとあり、農地の集約それ自体を政府が推進するものではない。前述のように、ベトナムの土地法では土地国有の建前のもと土地の「使用権」（事実上の私有権）を個人世帯に与えている。農地の交換分合でも、農家間で農地を交換させるだけであって、借地や農地使用権の譲渡を通じ

て一部の農家へ集積するものではない。また土地法による制限面積の改正も行われていない。同決定の文面で「大規模農家・民間農場」についての具体的定義（経営面積何 ha 以上など）は記載されておらず、借地による規模拡大や複数の農民の共同経営を想定していると思われる。また具体的な条件は地方政府が責任を持つことになっており、南部のメコンデルタ等で行われている大規模経営を追認する以外に、この政策が農地の大規模化に大きく寄与することは期待できないであろう。

2) 最新の政策・貿易動向

2008 年の世界食料危機以降ベトナムのコメ輸出は拡大を続け、2012 年は過去最高の輸出量を達成し、長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。しかしこれはもっぱらタイがコメの担保融資制度によって米価を高騰させたことによるものであり、上記のようにベトナム自身が生産・輸出刺激的な新政策を導入したのではない。2013 年にタイの輸出米価が下がると、ベトナムのコメ輸出量は昨年比 18%減となった。今後はミャンマーがベトナムよりさらに安い価格のコメを輸出する可能性があることから、ベトナムの市場競争力にはきびしいものがある。

2013 年も政府の指示で冬春作と夏秋作の 2 回、臨時備蓄米として支持価格で業者に買い取らせた。しかし営利業者に市場価格以上で買い取らせることに不満も出ており、食糧貿易を行う業者団体の食糧協会は、2010 年 109 号議定をもっと効果的なものとするよう改正を建議している（Xa Luan(2014)）。実際「(4) 3) 新政策の影響」で前述したように、コメ在庫量は政府の目標には達していない。

おわりに

ベトナムは 1980 年代からの脱集団化・経済自由化政策（ドイモイ政策）によって、世界有数の農林水産物輸出国に躍り出た。ドイモイ政策には、①市場経済化と対外開放（事実上の資本主義化）と②社会的公正の実現（理念としての社会主義）の両立という方針がある。これは先に豊かになれる者・地域から豊かになった中国の改革開放政策と比べて、ベトナムの特徴といえる。

2007 年の WTO 加盟は、これまで保護されていた品目の関税化や関税引き下げ等痛みをも伴うものであったが、それによって世界中の加盟国に輸出市場を開拓することができ、加盟後はますます輸出を伸ばすことになった。さらに現在 TPP 加盟交渉に参加しており、今後ますますアジア太平洋において存在感を増すことになろう。

昨今の世界食料危機を経て、ベトナムは価格支持や業者選抜など新しいコメ政策を導入した。さらに大規模農業経営による効率化も目指されている。しかし、農家にとって水田は生存維持のために必須のものであり、政府が強制的に農地を回収すれば農民の激しい抵抗を招く。また上記の②社会的公正の実現というドイモイの方針にも反する。そのため現時点では大規模経営に対する優遇措置（各種補助）に止まり、農地の集約それ自体を政府

が推進するものではない。国際市場への一層の参入にむけて今後ともベトナム政府は難しい舵取りを迫られるであろう。

注(1)ベトナムではキン（Kinh, 京）族と呼ばれるが、本稿ではわかりやすくベト族と記載する。

(2)本稿において「各地方省」という場合には、この中央直轄市も含める。なお 2008 年に首都ハノイ市の市域が拡大され、旧ハタイ省のほぼ全域とヴィンフック省・ホアビン省の一部を吸収し、面積で約 3.6 倍、人口は約 1.9 倍になった（寺本・坂田(2009)）。また地域区分では 2008 年度の統計年鑑からクアンニン省（第 1 図の 17.）が紅河デルタに区分けされた。本稿において 2007 年までの紅河デルタの数値はクアンニン省を含まない。

(3)本稿の記述における歴史記述は特に本文中に断りがない限り、ベトナム前近代史は石井・桜井編(1999)、桃木(2011)、ベトナム近現代史の情報は古田(1995)、Nguyen Sinh Cuc (1995)、中国史の情報は足立(1998)によるが、本稿における歴史認識はあくまで筆者個人の見解である。

(4)なお 1592 年にハノイを追われた莫氏は越北地方のカオバン（第 1 図の 5.）で明の支持のもと 1677 年まで独立王国を存続させたので、正確にはこの時まではベトナムは 3 つの政権に分裂していたことになる。

(5)仏領インドシナ全域を範囲としていたインドシナ共産党は三カ国（ベトナム・ラオス・カンボジア）独立に伴い分離を決定し、ベトナム一カ国を範囲とするベトナム労働党が 1951 年に誕生した。

(6)ベトナム語では「Mat tran Dan toc Giai phong mien Nam（直訳すると南部解放民族戦線）」。

表向きは自由主義者も含む幅広い反政府勢力の結集を標榜したが、実際には北の共産政権の指導のもとで南ベトナム軍や米軍へのゲリラ活動を展開した。

(7)ポル・ポト率いるクメールルージュは、毛沢東主義に影響を受けて原始共産主義の達成を目指し、反対する国民を容赦なく弾圧した。ベトナム軍の侵攻による権力崩壊までに虐殺した人間は数百万にのぼると言われている。

(8)速水佑次郎は、旧ソ連型中央計画経済体制を消費財部門を最小限に抑え、投資財部門に資源を集中し、高蓄積・高成長を図る「開発モデル」の一種であったと分析している（速水（1995））。

(9)「移行経済（transition economy）」とは旧ソ連型中央計画経済体制から市場経済へ移行しつつある経済のことで、世銀の報告書では共産政権崩壊後の旧ソ連・中東欧、共産政権下で市場経済化を進める中国・ベトナムが取り上げられている。ベトナム共産党第 5 回大会（1982 年）で提唱された社会主義への「過渡期」とは字面は似ているがその意味するところは異なる。もっとも第 8 回党大会（96 年）では「社会主義への道」の概念について「日増しに明確に確定される」としてその確定を事実上先送りにした（竹内(1997)）。さらに第 9 回党大会（2001 年）からは「社会主義への過渡期」は「社会主義志向の市場経済化」とも称されることになったが、第 10 回党大会（2006 年）においてもその定義を明確に示さなかった（坂田(2006)）ことから、共産党指導部自身が「社会主義への過渡期」論をどこまで本気で考えているかは疑問である。

(10)2000 年 9 号議決の路線は 2005 年の第 150 号政府首相決定（CPVN(2005)）によってさらに補強された。同決定は、①2003 年土地法に沿った農地政策執行と農地交換分合推進②AFTA と WTO 加盟交渉のための国際的合意事項遵守③品目ごとの生産適地特定と生産集中、といった点が新たに付

け加えられている。

- (11)ナムディン省の調査村では、一人あたりの農地使用面積が平等になるよう、人口が減った世帯から農地をとりあげて人口が増えた世帯へ多く分配されている。これは 1993 年土地法で保障された個人の土地使用权（事実上の所有権）を侵害する行為であるが、村落による公田管理の伝統が長い当地では大きな支障もなく行われたようである。
- (12)ベトナム語の”trang trai”を本稿であえて「民間」農場と訳したのは、この新しい形の農場の他に集団農業時代からの国営農場（Nong truong quoc doanh）が北部を中心に存続しているからである。国営農場では、農場が土地と生産資材を管理し農民を労働者として雇って国の指令で生産を行っている。
- (13)合作社法は協同組合（合作社）全体を規定した法であり、現代のベトナムには農業とは無関係な合作社（運輸合作社・工業合作社など）も存在する。本稿において「合作社」とは農業関連の合作社のみを指すこととする。
- (14)合作社法は 1996 年 3 月に国会を通過したが、施行は 97 年 1 月である。
- (15)食糧総公司是 1984 年に主に食糧輸入を行う国家食糧総公司として設立され、1995 年に北部食糧総公司和南部食糧総公司に再編された。南北食糧総公司是自ら貿易業務を行うとともに、地域の国営食糧公司を傘下に置くことにより、国内のコメ流通にも影響力を及ぼしている（坂田(2003)）。

[引用・参考文献]

日本語文献

- 足立啓二（1998）『専制国家史論—中国史から世界史へ—』、柏書房
- 泉田洋一（1999）「ヴィエトナムの農村金融改革」、石川滋・原洋之介編『ヴィエトナムの市場経済化』、東洋経済新報社
- 石井米雄・桜井由躬雄編（1999）『東南アジア史. 1(大陸部)』、山川出版社
- 石田暁恵（2002）「ヴィエトナムにおける移行過程の社会政策」、石田暁恵（編）『2001 年党大会後のヴィエトナム・ラオス—新たな課題への挑戦—』、アジア経済研究所
- 伊東正一（2007）「ベトナムのコメ経済及びコメ輸出メカニズム」『平成 18 年度海外農業情報分析事業アジア大洋州地域及び中国地域食糧農業情報調査分析検討事業実施報告書』、国際農林業協力・交流協会
- 上田新也（2010）「ベトナム黎鄭政権における徴税と村落」『東方学』第 119 号
- 苑鵬（2013）「中国農民專業合作社の発展の現状・問題と今後の展望」、『農林金融』、2013(2)
- 大鎌邦雄（2012）「日本における小農社会の共同性」、杉原薫・他編『歴史の中の熱帯生存圏（講座生存基盤論 第 1 巻）』、京都大学学術出版会
- 太田原高昭（1992）『系統再編と農協改革』、農山漁村文化協会
- 岡江恭史（2004）「ベトナム農村金融における集落の役割」『農林水産政策研究』第 6 号、農林水産政策研究所
- 岡江恭史（2010）「WTO 加盟とドイモイ農政の新展開—グローバリゼーションと社会主義ベトナム—」『東南アジア —歴史と文化—』第 39 号、東南アジア学会
- 坂田正三（2003）「ベトナムのコメ流通—流通構造からみたドイモイの再評価—」高根務編『アフリカと

- アジアの農産物流通』, アジア経済研究所
- 坂田正三 (2006) 「2006～2010 年の経済発展の方向性」, 坂田正三 (編) 『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』, アジア経済研究所
- 桜井由躬雄 (1987) 『ベトナム村落の形成』, 創文社
- 竹内郁雄 (1997) 「ベトナム共産党第 8 回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』第 38 巻第 8 号, アジア経済研究所
- 田原史起 (2009) 「農業産業化と農村リーダー—農民専門合作社成立の社会的文脈—」, 池上彰英・寶劔久俊編『中国農村改革と農業産業化』, アジア経済研究所
- 寺本実・坂田正三 (2009) 「2008 年のベトナム」『アジア動向年報 2009』, アジア経済研究所
- トラン・ヴァン・トゥ (1996) 『ベトナム経済の新展開：工業化時代の始動』, 日本経済新聞社
- トラン・ヴァン・トゥ (2003) 「ベトナムードイモイの成果と課題—」, 渡辺利夫 (編) 『アジア経済読本 (第 3 版)』, 東洋経済新報社
- 中根千枝 (1967) 『タテ社会の人間関係』, 講談社
- 中根千枝 (1978) 『タテ社会の力学』, 講談社
- 速水佑次郎 (1995) 『開発経済学—諸国民の貧困と富—』, 創文社
- フォール, バーナード (高田市太郎訳) (1966) 『二つのベトナム』, 毎日新聞社
- 藤田麻衣 (2006) 「ベトナムの WTO 加盟への歩み」, 坂田正三 (編) 『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』, アジア経済研究所
- 古田元夫 (1995) 『ベトナムの世界史』, 東京大学出版会
- 三宅優 (1983) 「<翻訳>ベトナム社会主義共和国憲法：1980 年 12 月 18 日採択」, 『熊本短大論集』第 34 巻第 2 号, 熊本短期大学
- 桃木至朗 (2011) 『中世大越国家の成立と変容』, 大阪大学出版会
- 英語文献・ベトナム語文献 (書籍, 講演及びウェブサイト)
- CCPD TV (Cong ty Co phan Phan tich va Du bao Thi truong Viet Nam, ベトナム市況分析予報株式会社) (2010). *Bao Cao thuong nien Nhang hang lua gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010* (2009 年度のベトナムおよび世界のコメおよび次年度の展望に関する年次報告)
- Cho, Kenji (2001) “New Agricultural Cooperatives in Vietnam – Discussions Based on the Japanese Experience”, CHO Kenji and YAGI Hironori (eds.) *Vietnamese Agriculture under Market-Oriented Economy*, Agricultural Publishing House
- FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations) (online), FAOSTAT (<http://faostat3.fao.org/faostat-gateway/go/to/home/E>), 2014 年 3 月 11 日アクセス
- Nguyen Ngoc Que (2009) ‘Rice production and food policies in Vietnam’, Agricultural Policy Seminar on “Food Security Policy in ASEAN Region and Individual ASEAN Member States”, 5 March 2009, Tokyo
- Nguyen Sinh Cuc (1995) *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995* (1945～1995 年のベトナム農業). Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)
- Nguyen Thai Van (2002) “Cac loai hinh hop tac xa nong nghiep (農業関連合作社の各類型)”. *Nghien*

- cuu Kinh te* (経済研究) 第 285 号. Vien Kinh Te Hoc (経済学研究所)
- NHCSXH (Ngan Hang Chinh Sach Xa Hoi, 社会政策銀行) (2003) *Dieu le ve to chuc va hoat dong cua Ngan Hang Chinh sach xa hoi* (社会政策銀行の組織および活動に関する定款). NHCSXH
- NHCSXH (2012) *Bao cao thuong nien 2011* (2011 年年次報告). NHCSXH
- NHNNPTNT (Ngan Hang Nong nghiep va Phat trien Nong thon, 農業農村開発銀行) (2012) *Bao cao thuong nien 2011* (2011 年年次報告). NHNNPTNT
- TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (1994) *Nien Giam Thong Ke 1993* (1993 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke
- TCTK (2002) *Nien Giam Thong Ke 2002* (2001 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke
- TCTK (2003) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San 2001* (2001 年農村・農業・水産業センサス). Nha Xuat Ban Thong Ke
- TCTK (2007) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2006* (2006 年度農村・農業・水産業センサス). Nha Xuat Ban Thong Ke
- TCTK (2008) *Nien Giam Thong Ke 2007* (2007 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke
- TCTK (2013) *Nien Giam Thong Ke 2012* (2012 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke
- TTPNN (Trung tam Thong tin Phat trien Nong nghiep - Nong thon, 農業農村開発情報センター) (2008) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2007 va Trien vong 2008* (2007 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)
- TTPNN (2009) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2008 va Trien vong 2009* (2008 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)
- USDA (United States Department of Agriculture) (online) PSD Online (<http://apps.fas.usda.gov/psdonline/psdQuery.aspx>), 2014 年 3 月 11 日アクセス
- World Bank (1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University
- Xa Luan (2014) 2014 年 1 月 14 日付け記事「Nam 2014: Chua bo chinh sach tam tru lua gao? (コメ臨時備蓄政策は 2014 も維持するか?)」, (<http://www.xaluan.com/modules.php?name=News&file=print&sid=793212>), 2014 年 1 月 20 日アクセス
- ベトナム語文献 (共産党・政府文書)
- BNNPTNT (Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon, 農業農村開発省) (2003) *Bao Cao Thuong Nien Nganh Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon Viet Nam Nam 2002* (ベトナム農業農村開発 2002 年年次報告). Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)
- CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) (1998) So:135/1998/QD-TTg, *Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu phe duyet Chuong trinh phat trien kinh te - xa hoi cac xa dac biet kho khan mien nui, vung sau, vung xa* (特別困難な状態にある山岳地域・僻地各社の社会経済発展計画承認に関する政府首相決定 135 号). 1998 年 7 月 31 日公布
- CPVN (1999) So:67/1999/QD-TTg, *Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve mot so chinh sach tin*

dung Ngân hàng phục vụ phát triển nông nghiệp và nông thôn (農業農村開発のための若干の銀行貸付政策に関する 1999 年 3 月 30 日付け第 67 号政府首相決定) . 1999 年 3 月 30 日公布

CPVN (2000) *So:9/2000/NQ-CP, Nghi quyết của Chính phủ về một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thụ sản phẩm nông nghiệp* (農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府議決 9 号) . 2000 年 6 月 15 日公布

CPVN (2001) *So:46/2001/QĐ-TTg, Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về quản lý xuất khẩu, nhập khẩu hàng hóa thời kỳ 2001 – 2005* (2001～2005 年における物品の輸出入管理に関する第 46 号政府首相決定) . 2001 年 4 月 4 日公布

CPVN (2003) *So:129/2003/ND-CP, Nghi định của Chính phủ về Quyết định chi tiết Nghi quyết số:15/2003/QH11 ngày 17 tháng 6 năm 2003 của Quốc hội về miễn, giảm thuế sử dụng đất nông nghiệp* (2003 年 6 月 17 日付農地使用税の減免税措置に関する第 11 期国会 15 号議決の細目の決定に関する政府議定 129 号) . 2003 年 11 月 3 日公布

CPVN (2005) *So:150/2005/QĐ-TTg, Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt quy hoạch chuyển đổi cơ cấu sản xuất nông, lâm nghiệp, thủy sản cả nước năm 2010 và tầm nhìn 2020* (2010 年及び 2020 年までの全国農林水産業生産構造転換計画の承認に関する政府首相決定 150 号) . 2005 年 6 月 20 日公布

CPVN (2009a) *So:78/TB-VPCP, Thông Báo Kết luận của Thủ tướng Nguyễn Tấn Dũng tại cuộc họp với Tổng công ty Lương thực miền Bắc và Tổng công ty Lương thực miền Nam* (南北食糧総会社との会合におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達) . 2009 年 3 月 9 日公布

CPVN (2009b) *So:63/2009/NQ-CP, Nghi quyết của Chính phủ về đảm bảo an ninh lương thực quốc gia* (国家食糧安全保障に関する政府議決 63 号) . 2009 年 12 月 23 日公布

CPVN (2010a) *So 41/2010/ND-CP, Nghi Định của Chính phủ về chính sách tín dụng phục vụ phát triển nông nghiệp, nông thôn* (農業農村発展用信用事業の政策に関する政府 14 号議定) . 2010 年 4 月 12 日公布

CPVN (2010b) *So: 109/2010/ND-CP, Nghi Định của Chính Phủ về kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出事業に関する政府議定 109 号) . 2010 年 11 月 4 日公布

CPVN (2013) *So: 62/2013/QĐ-TTg, Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về chính sách khuyến khích phát triển hợp tác, liên kết sản xuất gắn với tiêu thụ nông sản, xây dựng cánh đồng lớn* (大規模農業経営と農産物販売と連携の奨励に関する首相決定第 62 号) , 2013 年 10 月 25 日公布

DCSVN (Đảng Cộng Sản Việt Nam, ベトナム共産党) (1981) *So: 100/CT/TW, Chỉ thị của Ban Bí thư Trung ương Đảng về cải tiến công tác khoán, mở rộng “khoán sản phẩm đến nhóm và người lao động” trong Hợp tác xã nông nghiệp* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局 100 号指示) . 1981 年 1 月 13 日公布

DCSVN (1988) *So:10/NQ/TW, Nghi quyết của Bộ Chính trị về đổi mới quản lý kinh tế nông nghiệp* (農業经济管理におけるドイモイに関する共産党政治局 10 号議決) . 1988 年 4 月 5 日公布

QHVN (Quốc Hội Việt Nam, ベトナム国会) (1993) *Luật Đất đai năm 1993* (1993 年土地法) . 1993 年 7 月 14 日可決

QHVN (1996) Luat Hop Tac Xa (合作社法) . 1996 年 3 月 20 日可決

QHVN (1998) Luat sua doi, bo sung mot so dieu cua Luat Dat Dai nam 1998 (1998 年における土地法のいくつかの条文についての修正・補充) . 1998 年 12 月 2 日可決

QHVN (2003a) Luat Dat Dai nam 2003 (2003 年土地法) . 2003 年 11 月 26 日可決

QHVN (2003b) Luat Hop Tac Xa nam 2003 (2003 年合作社法) . 2003 年 11 月 26 日可決

第5章 カントリーレポート：アフリカ

草野 拓司

1. はじめに

アフリカ大陸の人口は増加を続け、2013年に11億人を超え、世界の16%を占めるまでになっている。また、脆弱な農業生産体制を背景に、経済成長に伴って購買力が増した結果、穀物の輸入量拡大が続いており、国際市場における影響力も次第に大きくなっている。そのためアフリカにおける食料需給（特に穀物需給）を正確に捉えることが求められている。

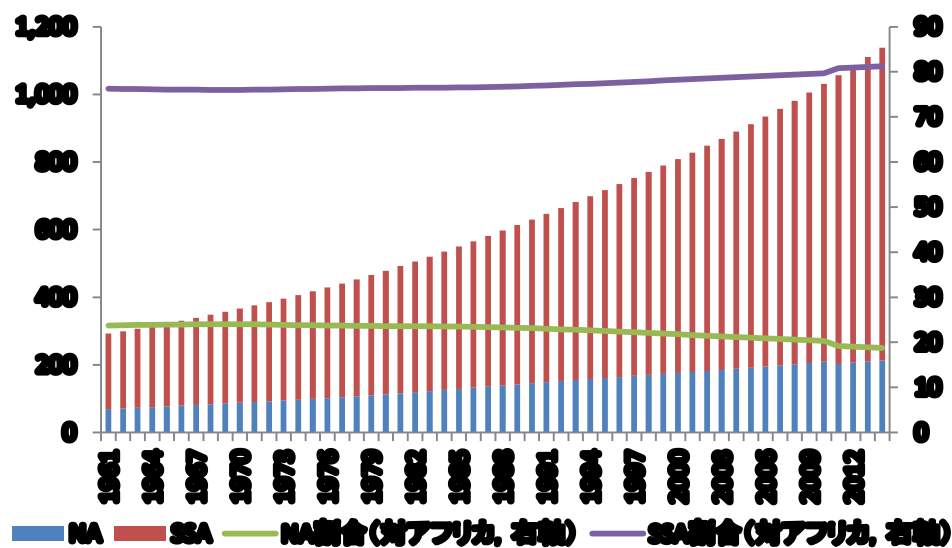
そこで本稿では、昨年度に引き続き、アフリカにおける穀物需給について整理するが、昨年度はサブサハラ・アフリカ⁽¹⁾（以下、SSA）を取り上げて食料需給等を検討したため（事例国はタンザニア）、本稿では北アフリカ⁽²⁾（以下、NA）の穀物需給に焦点を当てる。NAとSSAにおける穀物需給状況を比較検討することで、NAの特徴を明らかにしたい。国別には、NAの中で最も重要なエジプトを取り上げて検討を行う。

以下の構成は次の通りである。2節において、NAにおける穀物の需給等の特徴について、SSAとの対比によって明らかにする。3節では、穀物需給においてNAで最も重要であるエジプトに話題を限定する。ここでは、最初に同国の貿易に関する情報を紹介する。その後、NAにおけるエジプトの穀物生産・消費・輸入の位置づけを整理する。そして、同国において最も重要な主食作物である小麦を取り上げ、その需給動向を整理した後、小麦の生産と貿易（輸入）について、農業政策との関係から検討する。最後に、4節でまとめを行う。

2. 北アフリカにおける穀物需給の特徴－輸入依存型の北アフリカ－

（1）人口

最初に、アフリカの人口の推移を第1図で確認しよう。アフリカの人口は増加を続け、2013年には11億1,064万人に達し、世界に占める割合は16%となっている。NAでも人口は増加しているものの、アフリカ全体に占める割合は19%程度である（SSAは81%）。SSAの方が人口も大きい上に、増加も急速である。



第1図 アフリカの人口（単位：100万人，％）

資料：FAOSTATより筆者作成。

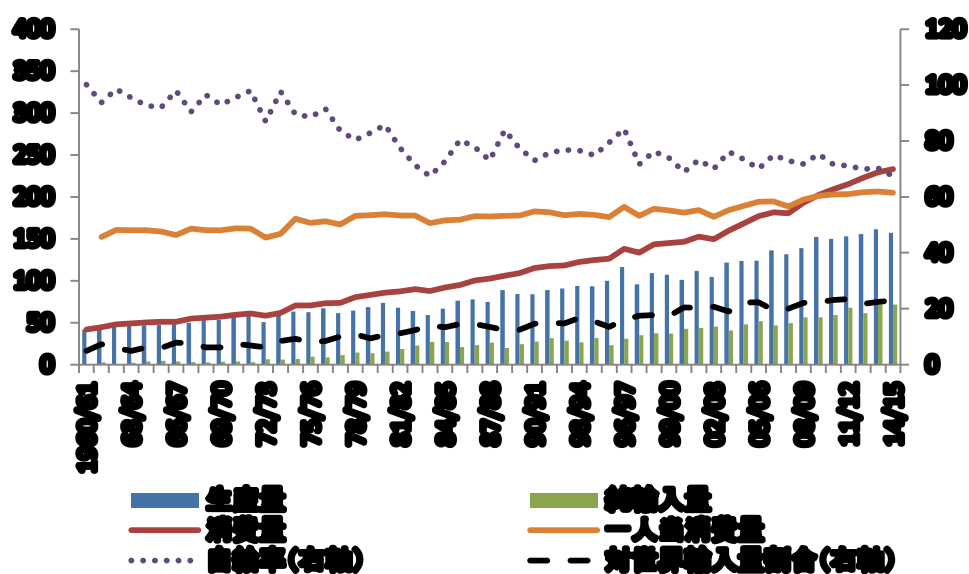
注. 2014年は推定値。

（２） 主要穀物の需給

アフリカにおいては、最大の主食穀物は伝統的にトウモロコシであるが、近年では経済成長に伴って小麦やコメの需要も拡大しており、穀物の重要度がさらに増している。そこで、穀物の需給動向について、穀物全体をみたあと、主要穀物であるトウモロコシ、小麦、コメの順に整理していこう。

１） 穀物全体

第２図でアフリカにおける穀物の需給をみると、人口増加に加え、2013/14年までに一人当たり消費量が206kgに増加したことにより、消費量が2億2,924万トンまで急増している。生産量も同年には1億6,115万トンまで増加しているものの、消費量の増加に追いつかないため、純輸入量が7,172万トンまで増加し、自給率は70%まで低下している。世界全体に占めるアフリカの穀物輸入量は増加を続け、22%に達している。

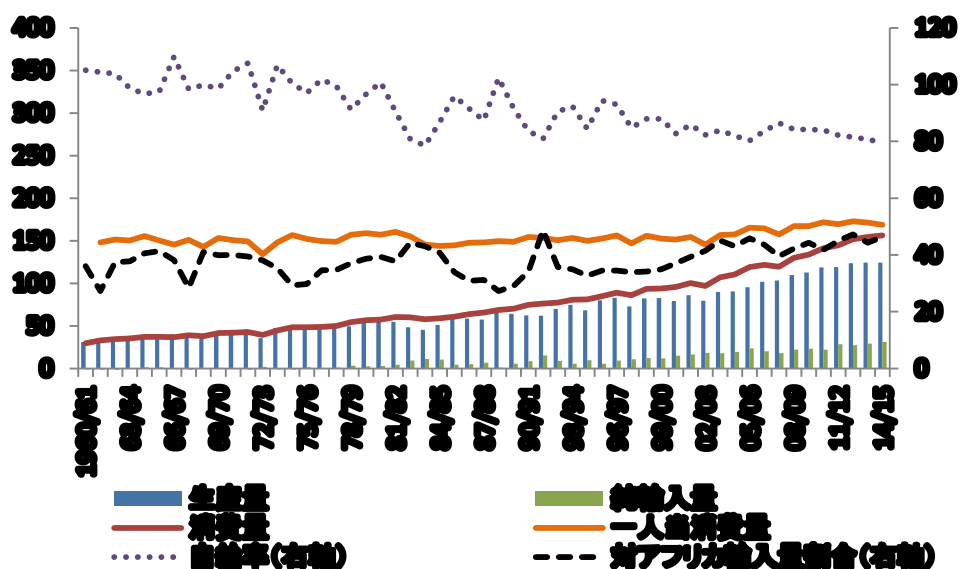


第2図 アフリカにおける穀物の需給
(単位：100万トン，kg/年，%)

資料：USDA (PSD Online)およびFAOSTATより筆者作成。

注. 2014/15年は推定値。

第3図でSSAにおける穀物の需給をみると、人口増加に加え、2013/14年までに一人当たり消費量が171kgまで増加したため、消費量は1億5,431万トンまで増加している。生産量も1億2,445万トンまで増加したものの、消費量を下回っているため、純輸入量は2,938万トンまで増加し、自給率は81%に低下した。輸入量のアフリカ全体に占める割合は緩やかに増加し、44%となっている。



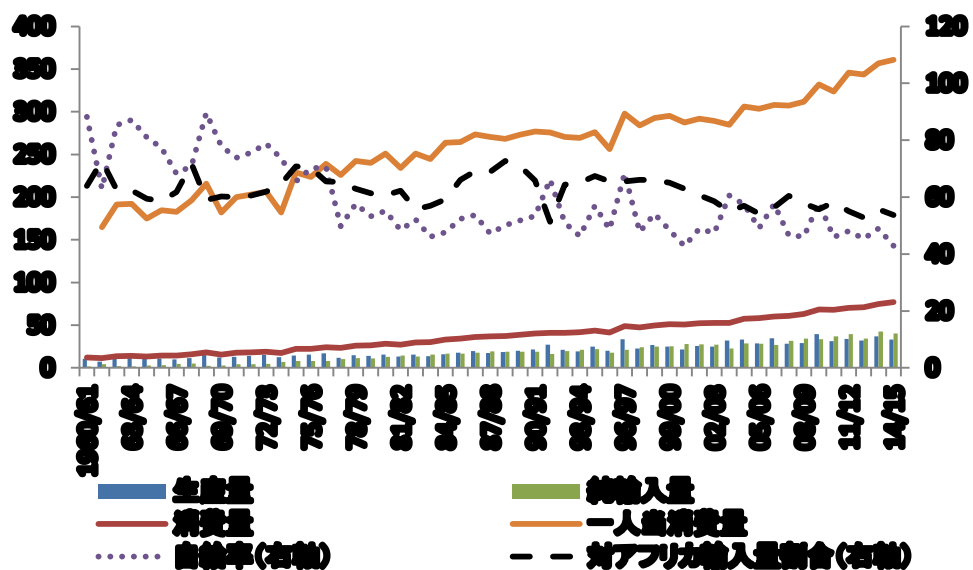
第3図 SSAにおける穀物の需給
(単位：100万トン，kg/年，%)

資料：第2図と同じ。

注. (1)2014/15年は推定値。

(2)純輸入のマイナス値(＝純輸出)は省略したが、1960年代から1970年代半ばにかけて数十万トン～180万トンの純輸出があった。

第4図でNAにおける穀物の需給をみると、人口増加に加え、2013/14年までに一人当たり消費量がSSAの2倍以上の357kgまで増加したため、同年の消費量は7,493万トンまで急増している。生産量も3,670万トンまで増加しているものの、消費量との差が拡大を続け、純輸入量は4,235万トンに達し、自給率は49%まで低下している。輸入量のアフリカ全体に占める割合は緩やかに減少しているものの、56%と半分以上を占めている。アフリカにおける人口比率が19%程度でしかないNAが、アフリカの穀物輸入の半分以上を占めているのである。



第4図 NAにおける穀物の需給
(単位：100万トン，kg/年，%)

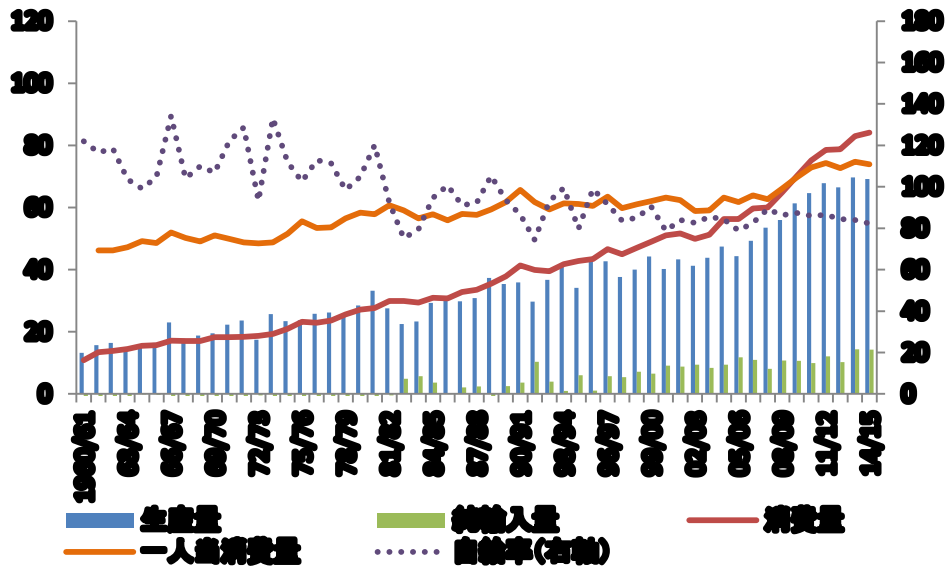
資料：第2図と同じ。

注. 2014/15年は推定値。

次に、穀物の中でも重要なトウモロコシ、小麦、コメについて、品目別に需給をみていこう。

2) トウモロコシ

アフリカで最大の主食穀物であるトウモロコシの需給について、第5図でみていこう。アフリカ全体でみれば、人口増加と一人当たり消費量の増加により、2013/14年の消費量は8,298万トンとなっている。生産量も増加して6,965万トンとなっているものの、消費量の増加を下回っているため、純輸入量は1,441万トンまで増加し、自給率は84%程度まで低下している。



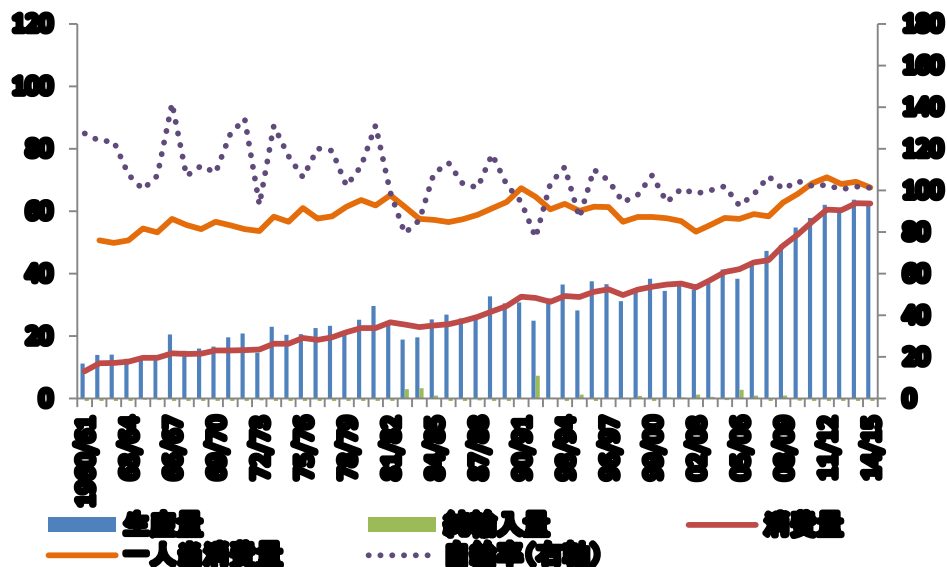
第5図 アフリカにおけるトムロコシの需給
(単位：100万トン，kg/年，%)

資料：第2図と同じ。

注. (1)2014/15年は推定値。

(2)純輸入のマイナス値(＝純輸出)は省略したが、1960年代から1970年代には数十万トン～数百万トンの純輸出があった。

第6図でSSAにおける需給をみると、人口の増加に加えて一人当たり消費量が緩やかに増加して消費量(2013/14年は6,253万トン)が増加しているが、生産量(同年6,365万)が消費量を上回ることが多いため、純輸入はほとんどなく、おおむね自給が達成されている。



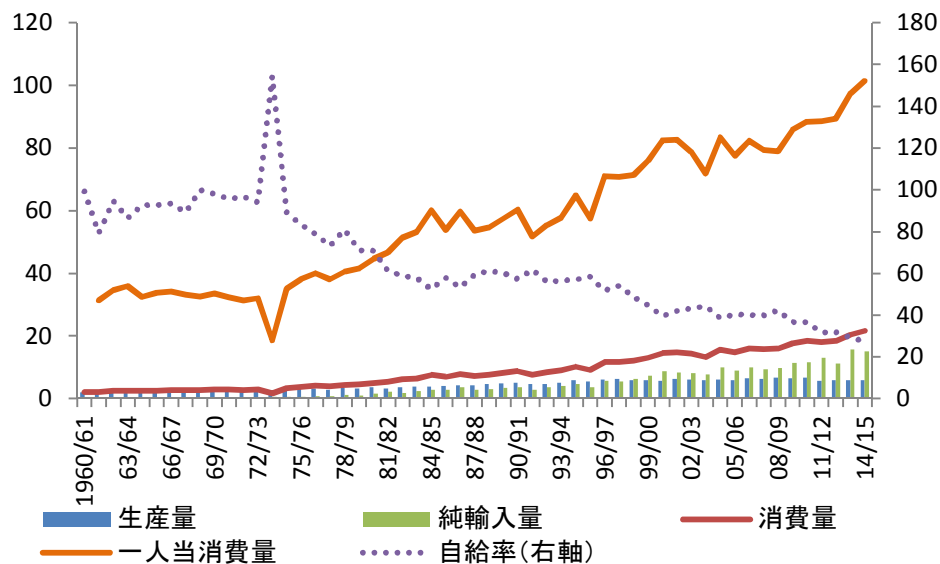
第6図 SSAにおけるトムロコシの需給
(単位：100万トン，kg/年，%)

資料：第2図と同じ。

注. (1)2014/15年は推定値。

(2)純輸入のマイナス値(＝純輸出)は省略したが、1960年代から近年まで数十万トン～数百万トンの純輸出があった。

一方、第7図でNAにおける需給をみると、人口増加と一人当たり消費量の増加により消費量は拡大を続け、2013/14年には2,045万トンとなっている。生産量の増加が緩やかなこともあり（同年で600万トン）、純輸入量が1,580万トンまで急増しており、アフリカにおけるトウモロコシ輸入のほとんどはNAによるものとなっている。自給率は低下を続け、29%と非常に低くなっている。



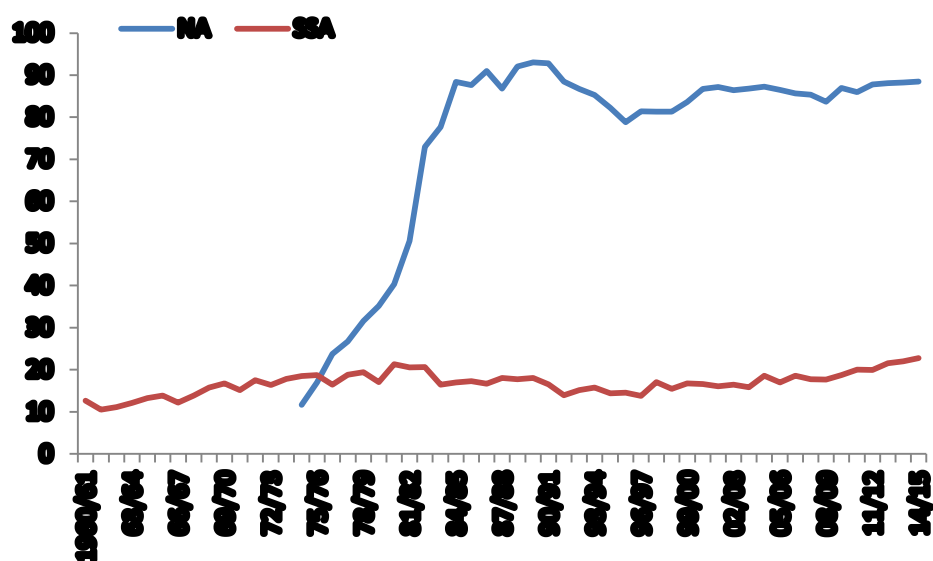
第7図 NAにおけるトウモロコシの需給
(単位：100万トン，kg/年，%)

資料：第2図と同じ。

注：2014/15年は推定値。

このように、アフリカで最も重要な主食穀物であるトウモロコシは、純輸入が拡大し、年々自給率が低下している。その主因は、NAにおける生産量と消費量のギャップが拡大していることによるのである。

ただし、第8図にあるように、SSAにおけるトウモロコシ消費の80%程度が食料用であるのに対し、NAにおけるトウモロコシ消費量の80~90%は飼料用である。このことから、NAにおける飼料用の需要に生産が追いつかないことが、アフリカにおけるトウモロコシ自給率の低下を招いているということである。

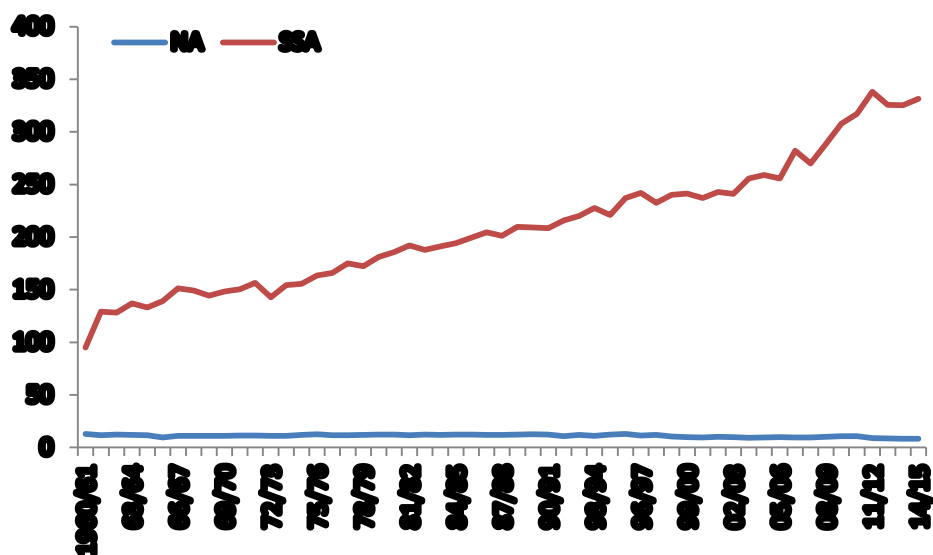


第8図 NAとSSAにおけるトウモロコシの飼料割合
(単位：%)

資料：USDA (PSD Online)より筆者作成。

注. 2014/15年は推定値。

なお、両地域におけるトウモロコシの増産方法は対照的である。第9図で収穫面積の推移をみると、SSAは大きく増加させ、2013/14年には3,252万ヘクタールに達している一方、NAでは収穫面積の拡大はみられず、わずかに83万ヘクタールしかない。

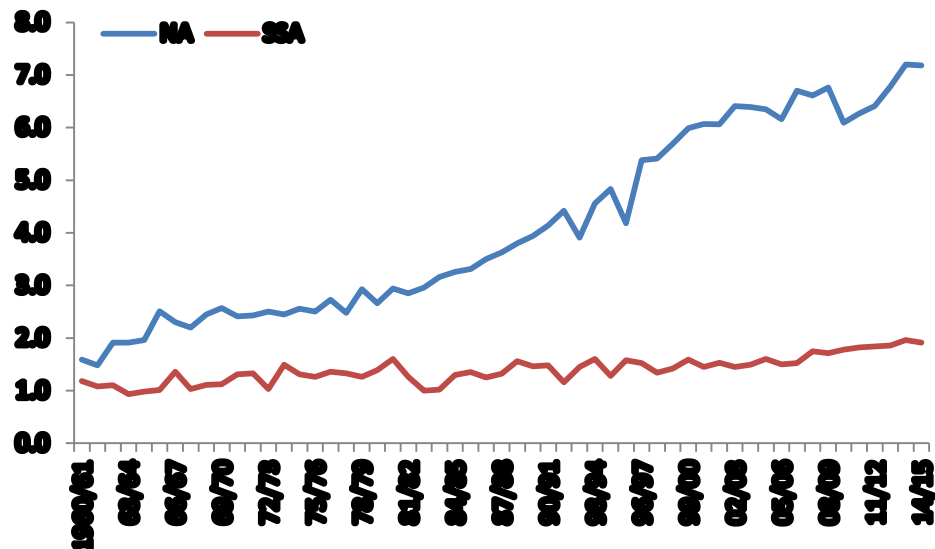


第9図 NAとSSAにおけるトウモロコシの収穫面積
(単位：10万ヘクタール)

資料：第8図と同じ。

注. 2014/15年は推定値。

第10図で単収をみると、SSAは2013/14年でも2.0トンと低水準にとどまっているのに対し、NAは急増し、7.2トンまで増加している。トウモロコシの増産は、SSAが収穫面積の拡大に依存しているのに対して、NAは単収に依存していることが分かる。



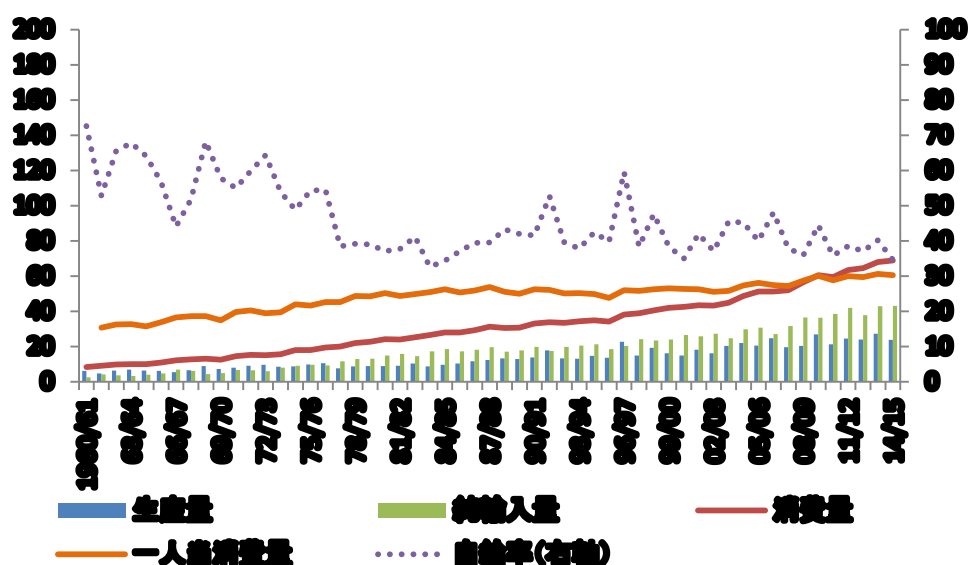
第10図 NAとSSAにおけるトウモロコシの単収
(単位：トン/ヘクタール)

資料：第8図と同じ。

注：2014/15年は推定値。

3) 小麦

NAで最大の主食穀物であり、近年の経済成長によりアフリカ全体で需要が拡大している小麦についてみていこう。第11図でアフリカ全体をみると、人口の増加に加え、2013/14年までに一人当たり消費量が61kgまで増加したため、消費量が急増し6,791万トンに達している。生産量も増加し、同年までに2,727万トンに達しているものの、消費量の増加を大きく下回っているため、純輸入量が4,283万トンまで増加し、自給率は40%まで低下している。

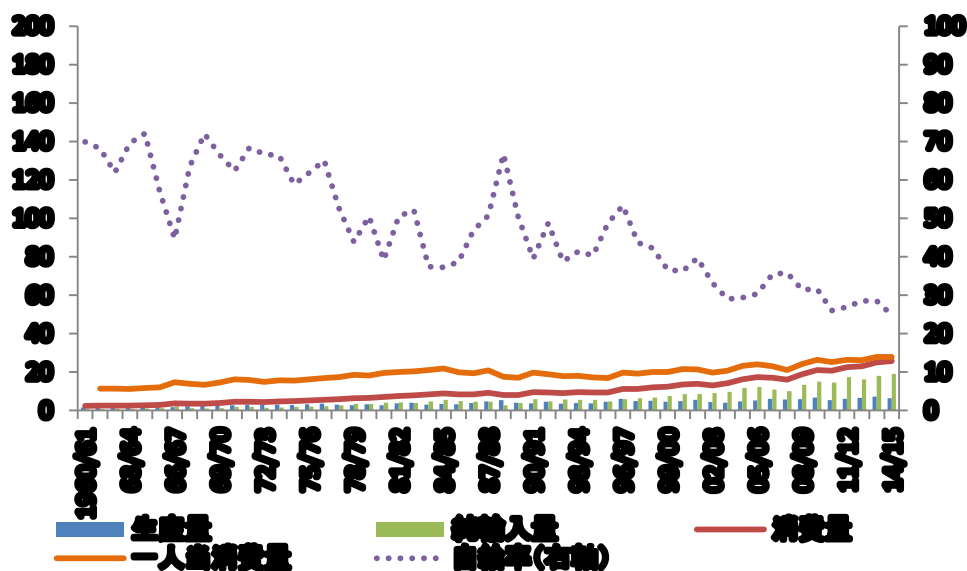


第11図 アフリカにおける小麦の需給
(単位：100万トン，kg/年，%)

資料：第2図と同じ。

注. 2014/15年は推定値。

第12図により、SSAの需給をみると、人口の増加に加え、一人当たり消費量の緩やかな増加（2013/14年に28kg）があるため、消費量が増加し、同年には2,509万トンに達している。生産量はきわめて緩やかな増加で、715万トンでしかないため、大量の輸入が必要となっており、純輸入量は1,809万トンに達し、自給率は28%まで低下している。

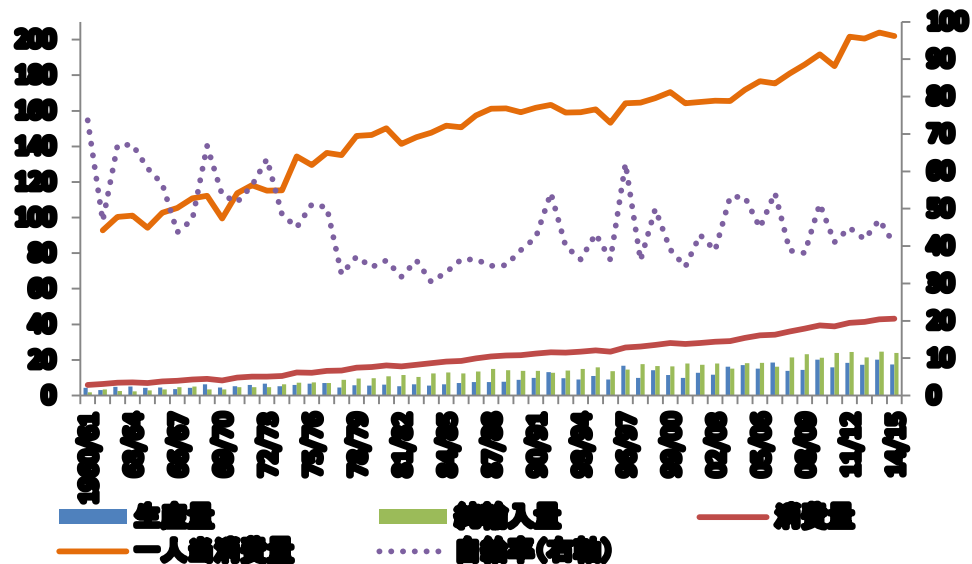


第12図 SSAにおける小麦の需給
(単位：100万トン，kg/年，%)

資料：第2図と同じ。

注. 2014/15年は推定値。

一方、第 13 図により NA の需給をみると、人口の増加に加え、一人当たり消費量の急増（2013/14 年に 204kg）があるため、消費量が急増し、同年には 4,282 万トンに達している。生産量も増加しているが（2,012 万トン）、消費量との差は拡大するばかりであるため、純輸入量は 2,474 万トンまで膨れあがり、自給率は 47%となっている。



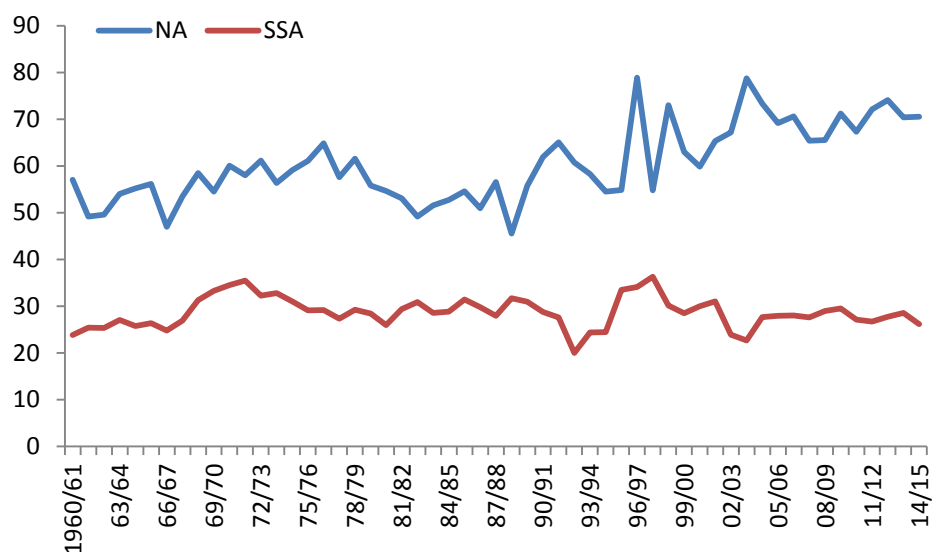
第13図 NAにおける小麦の需給

（単位：100万トン，kg/年，％）

資料：第2図と同じ。

注. 2014/15年は推定値。

では、生産面にはどのような特徴がみられるだろうか。第 14 図で収穫面積をみると、1960/61 年当時では、SSA が 238 万ヘクタールだったのに対し、NA は 570 万ヘクタールで、NA の方が 332 万ヘクタール多かった。その後、2013/14 年までに SSA は 48 万ヘクタールしか増加させていないのに対し、NA は 133 万ヘクタール増加させたので、NA が SSA よりも 420 万ヘクタール多くなっている。

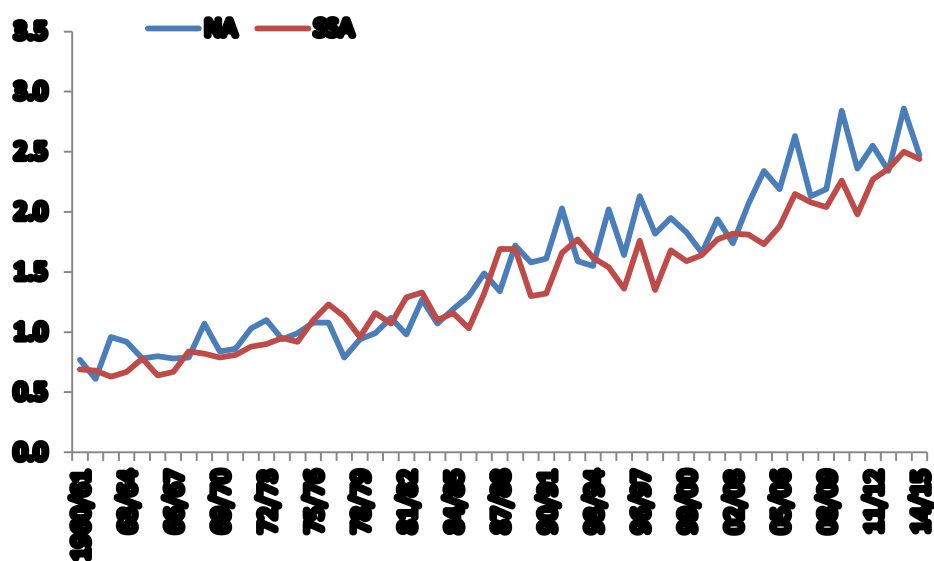


第14図 NAとSSAにおける小麦の収穫面積
(単位：10万ヘクタール)

資料：第8図と同じ。

注：2014/15年は推定値。

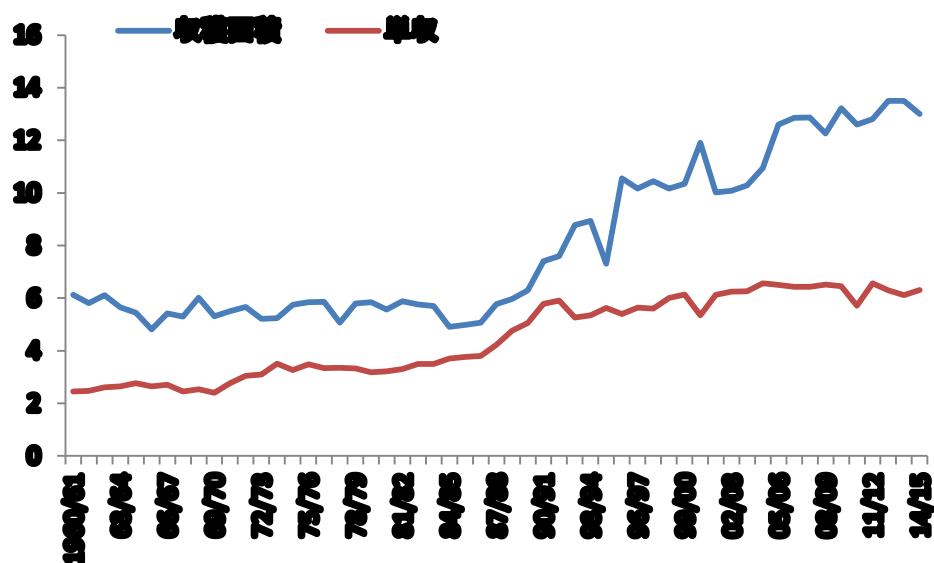
第15図で単収をみると、2013/14年のNAは2.9トンで、SSAの2.5トンとほとんど差がない。ただし、この値には注意が必要である。次節の第28図で少し詳しくみるが、エジプトにおける穀物生産量の対NA割合は、トウモロコシはほぼ100%、コメは90%台後半で、そのほとんどがエジプトで生産されていることが分かる。トウモロコシとコメの生産については、エジプトにおける特徴がほとんどそのままNAにおける特徴となるのである。しかし、小麦は異なる。エジプトにおける生産量は、NAの50～60%であり、エジプト以外の国の影響が強く出てくる。これら諸国の小麦単収は軒並み1.5トン程度と非常に低いため、NA平均では単収が低く表れるのである。第16図でエジプトにおける小麦の単収と収穫面積の推移をみると、近年の単収は6トンを超えており、世界的にみても非常に高い水準にある。収穫面積も1980年代後半以降拡大し、2013/14年には135万ヘクタールとなり、1986/87年の2.7倍となっている。



第15図 NAとSSAにおける小麦の単収
(単位：トン/ヘクタール)

資料：第8図と同じ。

注. 2014/15年は推定値。



第16図 エジプトにおける小麦の単収と収穫面積
(単位：10万ヘクタール, トン/ヘクタール)

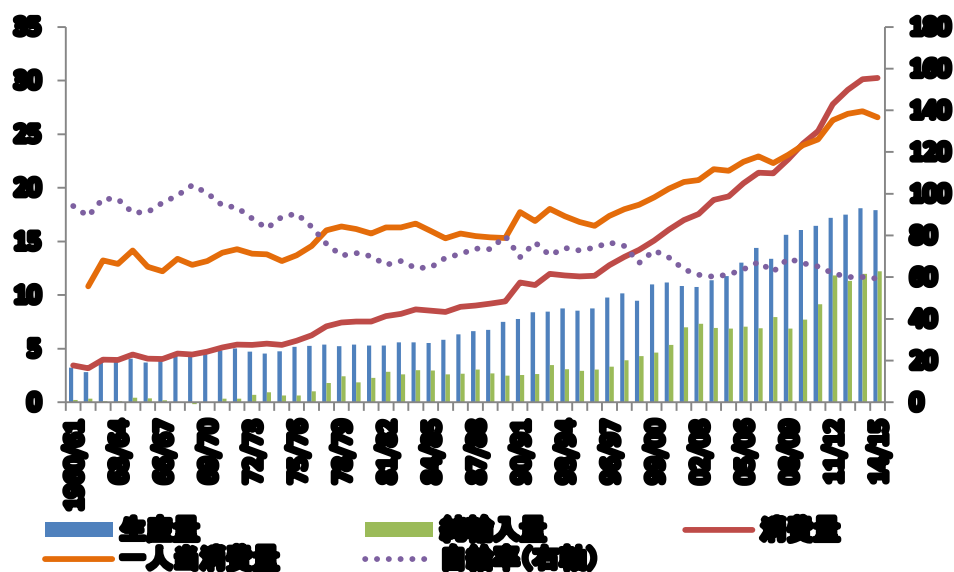
資料：第8図と同じ。

注. 2014/15年は推定値。

4) コメ

コメは、小麦と同様、近年の経済成長に伴って需要が急速に拡大している。特に、西アフリカを中心として需要の拡大が顕著であり、小麦よりも適地が多いことから、換金作物としても注目が集まっている。

第 17 図でアフリカ全体の需給をみると、人口の増加に加え、一人当たり消費量の増加（2013/14 年に 27kg）があるため、消費量が急増し、同年には 3,012 万トンに達している。生産量も増加し、1,808 万トンに達しているものの、消費量との差は拡大を続けている。そのため、純輸入量が 1,196 万トンまで増加し、自給率は 60%まで低下している。



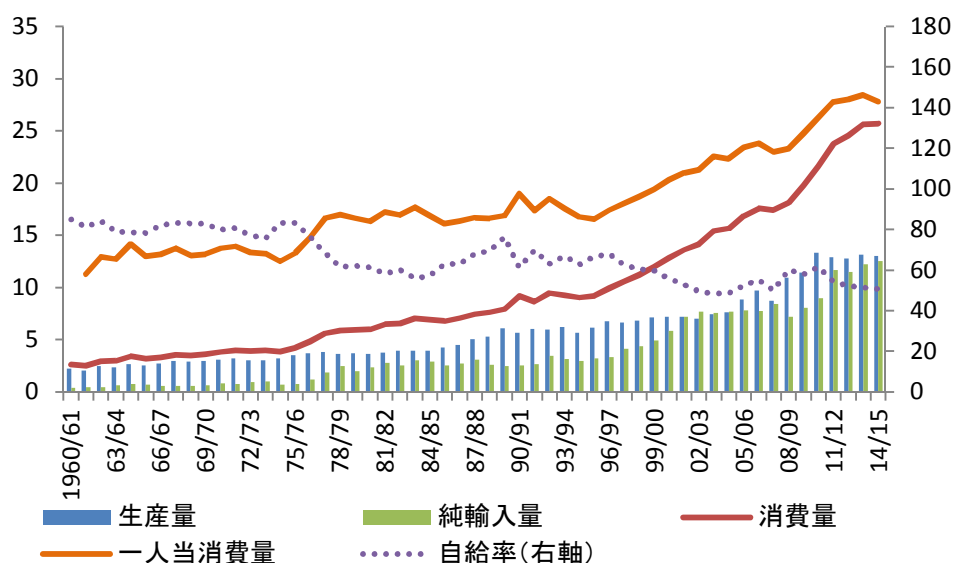
第17図 アフリカにおけるコメの需給
(単位：100万トン，kg/年，%)

資料：第2図と同じ。

注. (1) 2014/15年は推定値。

(2) 純輸入のマイナス値（＝純輸出）は省略したが、1968/69年には18.3万トン、1969/70年には1.7万トンの純輸出がある。

第 18 図で SSA における需給をみると、人口の増加に加え、一人当たり消費量の増加（2013/14 年に 28kg）があるため、消費量が急増し、同年には 2,562 万トンに達している。生産量も増加し、1,316 万トンに達しているものの、消費量を大きく下回っている。そのため、純輸入量が 1,227 万トンに達し、自給率は 51%まで低下している。

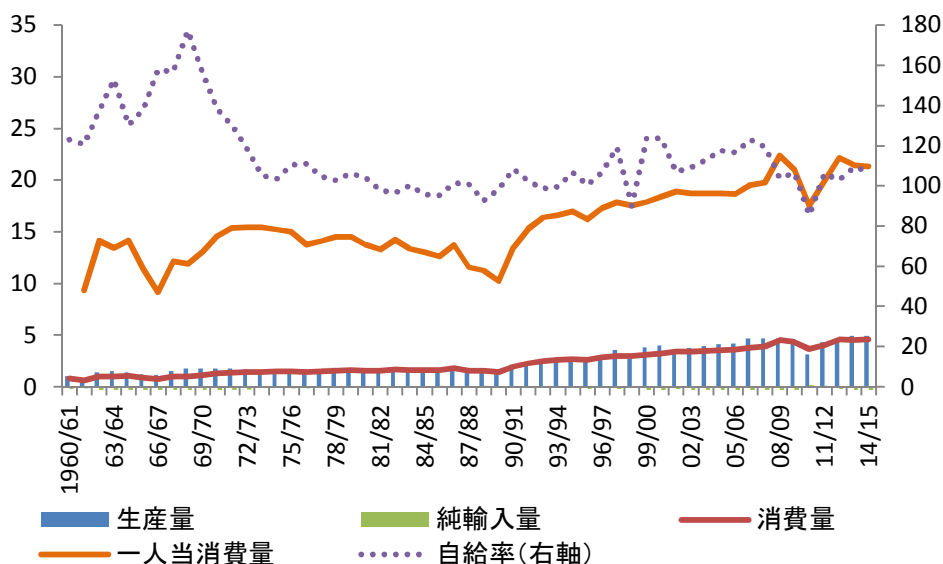


第18図 SSAにおけるコメの需給
(単位：100万トン，kg/年，%)

資料：第2図と同じ。

注：2014/15年は推定値。

一方、第19図でNAをみると、人口の増加に加え、一人当たり消費量の増加（2013/14年に21kg）があるため（ただし、SSAに比べるとペースは緩やか）、消費量が増加し、同年には451万トンに達している。ただし、SSAとは異なり、生産量の増加が消費量の増加を上回っているため、毎年数十万トンではあるが純輸出を行っており、自給率はおおむね100%を超えている。



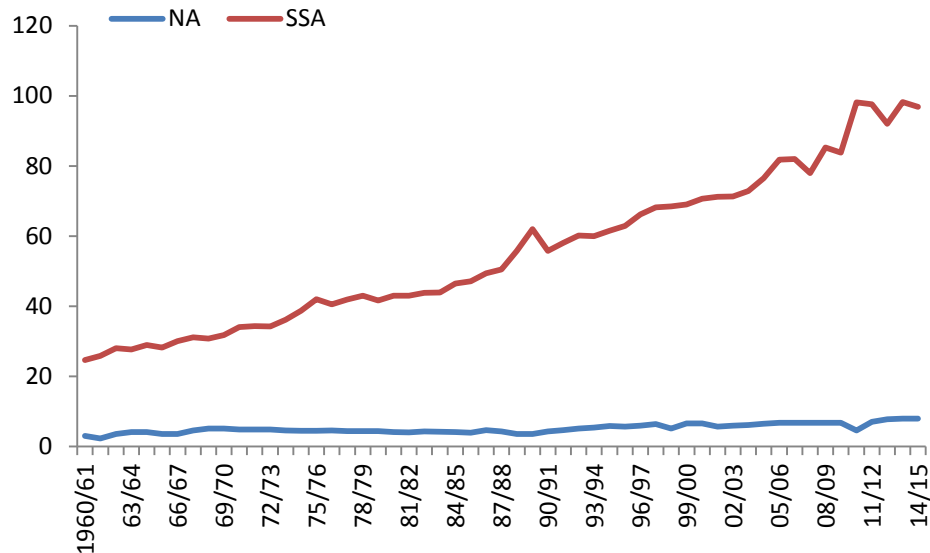
第19図 NAにおけるコメの需給
(単位：100万トン，kg/年，%)

資料：第2図と同じ。

注：(1) 2014/15年は推定値。

(2) 純輸入のマイナス値（＝純輸出）は省略したが、1960年代から近年まで数万トン～数十万トンの純輸出があった。

次に、コメの増産要因をみていこう。第 20 図で収穫面積をみると、SSA では着実に増加しており、2013/14 年には 983 万ヘクタールとなっている。一方、NA では増加はみられず、80 万ヘクタールしかない。

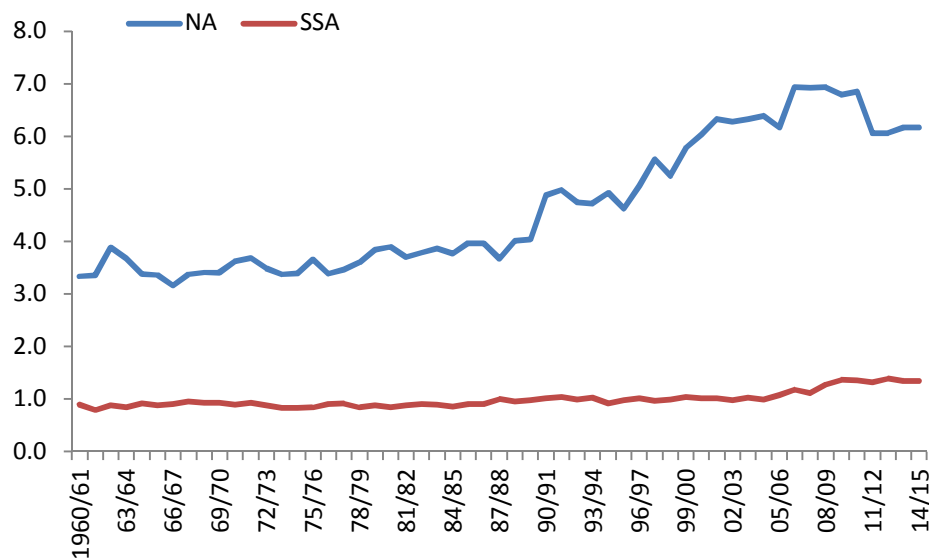


第20図 NAとSSAにおけるコメの収穫面積
(単位：10万ヘクタール)

資料：第8図と同じ。

注．2014/15年は推定値。

第 21 図で単収（精米ベース）をみると、NA は特に 1990 年代以降着実に増加させ、近年は 6 トン超となっている。一方、SSA は停滞しており、2013/14 年でも 1.3 トンでしかない。トウモロコシと同様に、コメの増産要因は、SSA が収穫面積の増加に依存しているのに対して、NA は単収に依存していることが分かる。



第21図 NAとSSAにおけるコメの単収
(単位：トン/ヘクタール)

資料：第8図と同じ。

注：2014/15年は推定値。

以上、トウモロコシ、小麦、コメの需給と生産の動向を整理した結果、NAにおける穀物需給の特徴は以下のようにまとめられる。

アフリカの穀物輸入においては、NAが重要な位置を占めている。特に、トウモロコシは1,581万トン、小麦は2,524万トンであり、それぞれ、2013/14年のアフリカ全体の輸入量の87%と57%を占め、アフリカの輸入量を規定する主因になっている。コメについては、NAは一人当たり消費量があまり伸びていないことなどを背景に、増産が消費量を上回るペースとなっており、自給を達成しているため（輸出量は数十万トンと多くはない）、国際市場に影響を与える可能性という意味では、NAにおけるトウモロコシと小麦の需給が重要な意味を持つ。

また、生産（増産）の特徴としては、トウモロコシとコメにおいては、SSAが収穫面積の増大に依存しているのに対して、NAは単収の増大に依存していることが確認できた。小麦については、SSAと大きな差は生じていないものの、やはりNAでは単収の増加が増産要因になっており、それはエジプトにおける単収増が主因であった。

SSAが収穫面積を拡大させることによって増産を達成してきた理由は、それらの地域におけるインフラが未整備であるため、効果的な出荷先を見つけられない農民の増産インセンティブが働きにくいことに加え、SSAは労働力や資本に比べて土地が相対的に豊富なため、土地拡大の方が投入財を増大させるよりも経済的にみて合理的な選択になっているためであると考えられる。

一方、NAにおけるトウモロコシやコメは、単収の増加によって増産を達成してきた。それは、NAにおいて、収穫面積を増加させるよりも投入財を増大させることの方が合理的で

あったためと考えられる。小麦の場合、NA と SSA に大きな差は見られなかったが、主産地であるエジプトでは、世界でも最高水準の単収により増産を達成していた。これは、同国が農地や気候等の自然条件に加え、比較的経済が発展しており、インフラが整備され、肥料や灌漑等の投入財を増大させることができたためであると考えられるのである。

3. 事例分析：エジプト

エジプトは、NA の穀物生産・消費・輸入などにおいて、最も大きなシェアを占めていることから、NA の穀物需給をさらに掘り下げてみようとするとき、最も重要な位置にある。そこで本節では、エジプトを事例として、特に重要な品目である小麦を取り上げ、需給動向やその背景にある農業政策等について整理していくこととする。

以下では、最初に同国の貿易に関する情報を紹介し、農産物貿易の位置づけを確認する。その後、エジプトの穀物消費・生産・輸入と NA における位置づけを概観し、続いて同国において最も重要な主食作物である小麦を取り上げ、その需給動向を確認する。最後に、小麦の生産と貿易（輸入）について、関連する政策も含めて簡単に整理したい。

(1) エジプトにおける貿易

1) 貿易全般

最初に、簡単にエジプトの貿易を紹介しよう。第1表をみると、2013年の輸出総額は1,977億エジプト・ポンド（1ドル＝6.9エジプト・ポンド）で、品目別で輸出額が最も大きいのは鉱物性燃料・同製品(26.4%)で、その後に化学品・薬品(12.4%)が続く。伝統的な輸出品目である綿花・繊維製品・衣類は3番目で、10.8%を占めている。

輸入をみると、総額は4,578億エジプト・ポンドで、2,601億エジプト・ポンドの輸入超過となっている。品目別で最も大きいのが機械機器(21.9%)で、次いで鉱物性燃料・同製品(14%)である。農産品の輸入額も521億エジプト・ポンドと大きく、第4位を占めている。

第1表 エジプトの主要品目別輸出入（通関ベース）

(単位:100万エジプト・ポンド, %)									
	輸出(FOB)					輸入(CIF)			
	2012年		2013年			2012年		2013年	
	金額	金額	構成比	伸び率		金額	金額	構成比	伸び率
鉱物性燃料・同製品	61,065	52,116	26.4	△14.7	機械機器	96,234	100,450	21.9	4.4
化学品・薬品	24,371	24,516	12.4	0.6	鉱物性燃料・同製品	89,935	63,922	14.0	△28.9
綿花・繊維製品・衣類	20,065	21,376	10.8	6.5	金属・同製品	61,313	57,574	12.6	△6.1
農産品(綿花除く)	17,209	19,292	9.8	12.1	農産品(綿花除く)	57,346	52,095	11.4	△9.2
金属・同製品	17,257	17,871	9.0	3.6	化学品・薬品	40,151	41,987	9.2	4.6
機械機器	10,964	11,295	5.7	3.0	綿花・繊維製品・衣類	20,079	22,087	4.8	10.0
加工食品	8,791	9,743	4.9	10.8	加工食品	21,280	18,740	4.1	△11.9
書籍、製紙	3,291	2,815	1.4	△14.5	書籍、製紙	9,294	9,570	2.1	3.0
家具・同関連製品	2,277	2,601	1.3	14.2	家具・同関連製品	1,704	1,980	0.4	16.2
皮革・同製品	835	1,214	0.6	45.5	皮革・同製品	407	414	0.1	1.7
合計(その他含む)	186,769	197,714	100.0	5.9	合計(その他含む)	441,936	457,849	100.0	3.6

資料：日本貿易振興機構(2014)からの引用（原資料は、エジプト中央動員統計局）。
注：再輸出を含む。ドル・ベースをエジプト・ポンドに換算（1ドル＝6.9エジプト・ポンド）。

農産物の輸出額は 193 億エジプト・ポンドなので、328 億エジプト・ポンドの輸入超過となっている。

第 2 表で貿易国をみると、輸出はイタリア(9.4%)、インド(7.4%)、トルコ(6.1%)などとなっており、我が国は 1.6%である。輸入は、中国(10.5%)、ドイツ(7.9%)、米国(7.8%)と続いており、我が国は 2.2%となっている。

第2表 エジプトの主要国・地域別輸出入（通関ベース）

(単位:100万エジプト・ポンド, %)									
	輸出(FOB)					輸入(CIF)			
	2012年	2013年				2012年	2013年		
	金額	金額	構成比	伸び率		金額	金額	構成比	伸び率
イタリア	14,363	18,562	9.4	29.2	中国	41,293	48,093	10.5	16.5
インド	12,785	14,663	7.4	14.7	ドイツ	29,100	36,034	7.9	23.8
トルコ	9,776	11,992	6.1	22.7	米国	33,243	35,786	7.8	7.6
米国	13,018	8,120	4.1	△37.6	イタリア	21,469	24,374	5.3	13.5
英国	5,254	6,661	3.4	26.8	ウクライナ	24,218	21,650	4.7	△10.6
フランス	6,521	6,624	3.4	1.6	トルコ	21,540	18,037	3.9	△16.3
韓国	1,715	4,874	2.5	184.7	ブラジル	17,964	15,649	3.4	△12.9
ドイツ	3,997	4,386	2.2	9.7	インド	14,024	15,578	3.4	11.1
スペイン	6,307	4,366	2.2	△30.8	フランス	14,332	14,619	3.2	2.0
日本	6,166	3,137	1.6	△49.1	日本	10,896	9,957	2.2	△8.6
合計(その他含む)	186,769	197,714	100.0	5.9	合計(その他含む)	441,936	457,849	100.0	3.6

資料：第1表と同じ。

注：再輸出を含む。

2) 農産物貿易

第 3 表で農産物貿易をみると、輸入額は小麦が最も多く、2011 年には 32 億ドルとなっている（輸入量は 9,800 万トン）。第 22 図で小麦の輸入元国をみると、ロシアが最大で、米国、ウクライナ、フランスが続いている。小麦に次いで輸入額が大きいのがトウモロコシやパーム油である。

第 4 表で輸出をみると、オレンジが最も多くなっている。伝統的な輸出品目であるコットンなどが続いている。

第3表 エジプトの農産物輸入

			(単位: 1,000ドル, トン)		
2010年			2011年		
	金額	輸入量		金額	輸入量
小麦	2,598,263	10,593,506	小麦	3,199,207	9,800,061
トウモロコシ	1,271,480	6,170,460	トウモロコシ	2,179,859	7,047,864
パーム油	1,195,098	1,263,531	大豆	936,340	1,115,797
大豆	780,762	1,752,302	パーム油	860,420	509,060
牛肉(骨なし)	568,926	146,671	砂糖(Raw Centrifugal)	802,318	1,144,346
砂糖(Raw Centrifugal)	540,695	1,074,541	牛肉(骨なし)	657,635	152,001
ヒマワリ油	372,799	403,939	大豆油	533,290	350,101
タバコ(未加工)	346,419	77,514	ヒマワリ油	482,015	262,764
大豆油	298,938	312,118	大豆粕	347,867	988,144
茶	262,270	87,194	茶	312,156	100,423

資料：第1図と同じ。

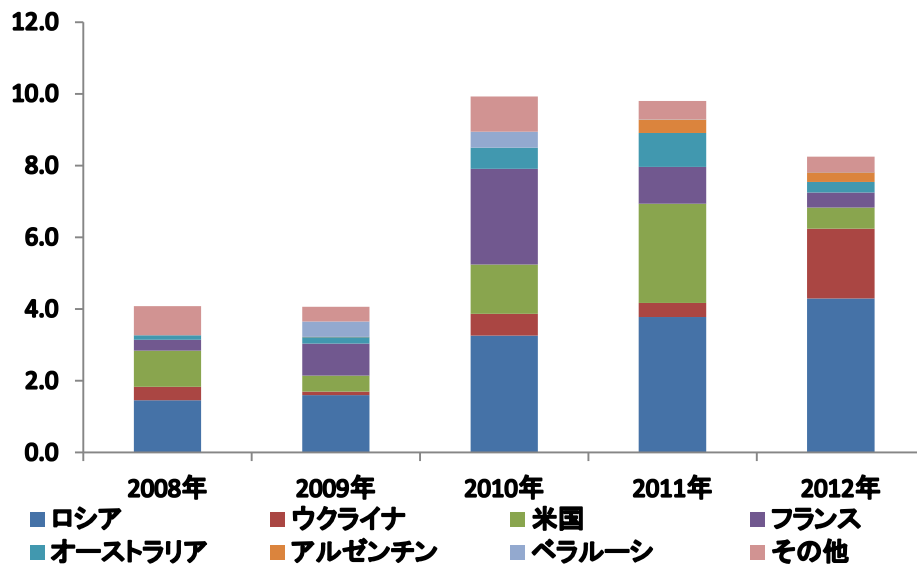
第4表 エジプトの農産物輸出

(単位:1,000ドル,トン)

2010年			2011年		
	金額	輸出量		金額	輸出量
オレンジ	397,519	636,273	オレンジ	538,156	1,042,291
乾燥タマネギ	170,396	407,835	コットン・リント	264,332	61,217
コットン・リント	137,353	54,638	砂糖(Refined)	258,291	277,176
ジャガイモ	129,562	298,557	チーズ(乳牛ミルクチーズ)	256,632	117,662
Food Prep Nes	116,933	28,062	ジャガイモ	250,654	637,434
ブドウ	115,011	52,857	プロセス・チーズ	225,050	62,282
プロセス・チーズ	69,120	19,387	乾燥タマネギ	215,617	490,922
グリーンピース	55,559	28,845	ブドウ	210,060	62,332
チーズ(乳牛ミルクチーズ)	53,834	22,879	ヒマワリ油	154,589	57,890
砂糖(Refined)	53,695	85,614	冷凍野菜	154,033	117,696

資料：第1図と同じ。

注．Food Prep Nesとは、主にスープ、ケチャップ、調味料、薬味、食用酢、イースト、ベーキングパウダーなどのこと。



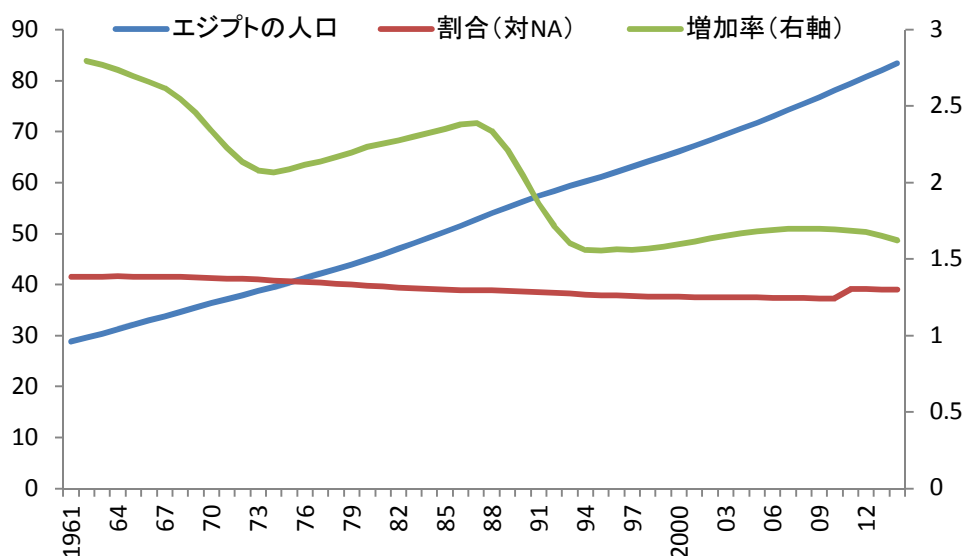
第22図 エジプトの小麦輸入元国（単位：100万トン）

資料：UN comtradeより筆者作成。

(2) エジプトの穀物需給と関連政策

1) エジプトの人口

エジプトの人口は、1990年代以降ペースはやや緩やかになったものの、それでも年率1.6～1.7%で増加を続け、2013年には8,206万人に達している。NAにおける割合では、大きな変動はなく、現在は39%程度である。



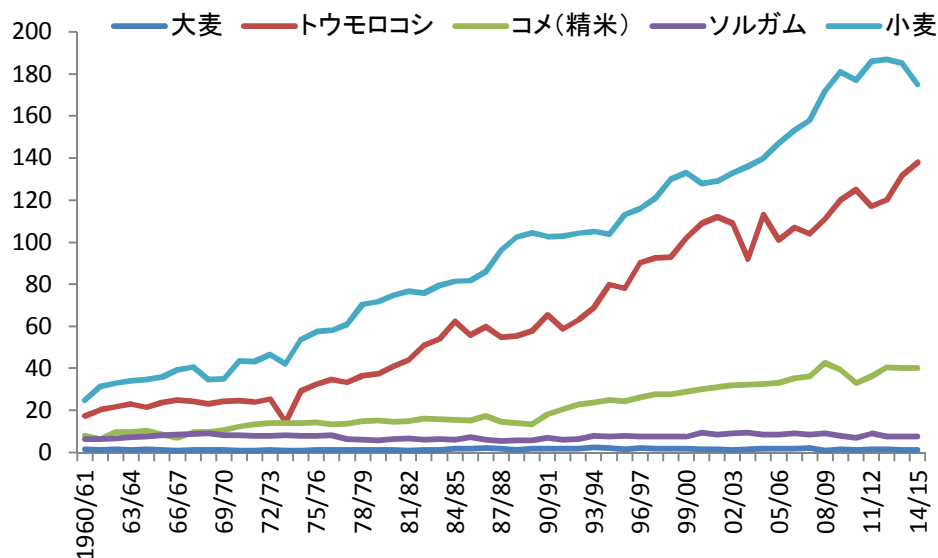
第23図 エジプトの人口（単位：100万人，％）

資料：第1図と同じ。

注．2014年は推定値。

2) エジプトにおける穀物の消費・生産・輸入

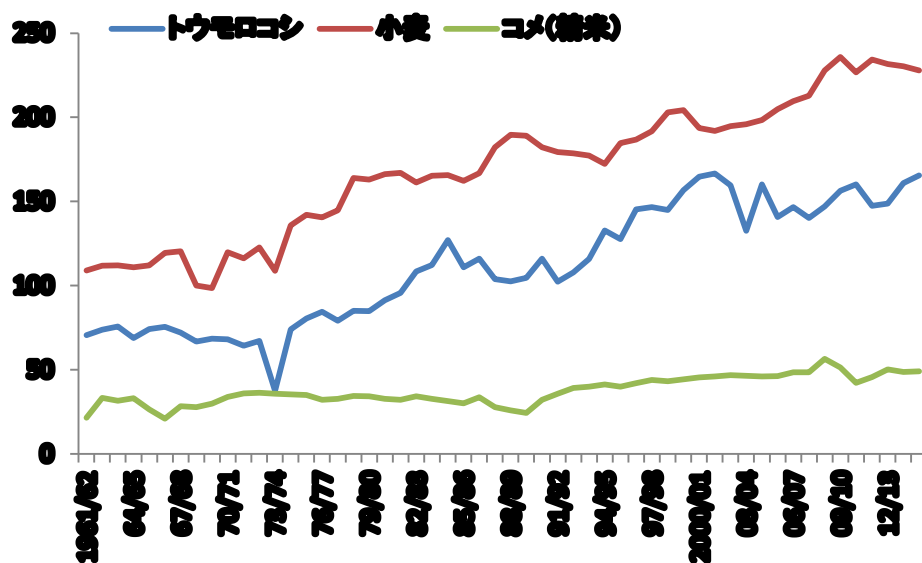
エジプトにおける穀物消費量の推移を示したのが第24図である。この図をみると、小麦が最も大きく増加し、2013/14年には1,850万トンとなり、同国で最も多く消費される穀物となっている。次いでトウモロコシが多く、1,320万トンである（既述の通りこの大半は飼料用である）。3番目に多いのがコメの400万トンである。年間一人当たり消費量（第25図）では、最も多い小麦が230kg、トウモロコシが161kg、コメが49kgとなっている。



第24図 エジプトにおける主要穀物の消費量
（単位：10万トン）

資料：第8図と同じ。

注．2014/15年は推定値。

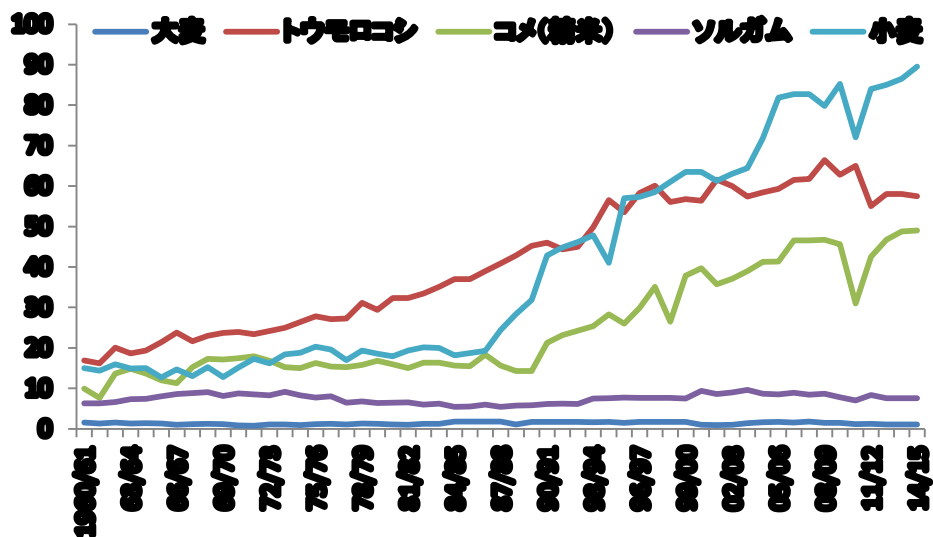


第25図 エジプトにおける主要穀物の一人当たり消費量
(単位：kg/年)

資料：第2図と同じ。

注. 2014/15年は推定値。

第26図で主要穀物の生産量をみると、小麦、トウモロコシ、コメが重要であり、中でも、近年は小麦の生産量が急増していることが分かる。ただし、2013/14年の小麦生産量は865万トンであり、第24図の消費量と比較すると、1,000万トンほど不足している。トウモロコシも800万トンほど不足している。

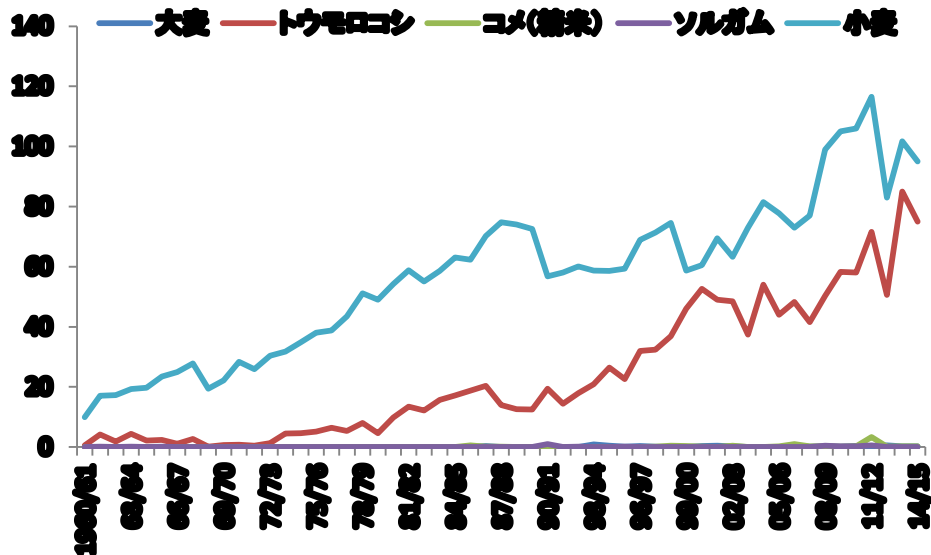


第26図 エジプトにおける主要穀物の生産量
(単位：10万トン)

資料：第8図と同じ。

注. 2014/15年は推定値。

そのような不足は輸入で補われている。第 27 図をみると、小麦とトウモロコシの輸入量が急速に拡大している。2013/14 年には小麦が 1,017 万トン、トウモロコシが 850 万トンの輸入となっている。



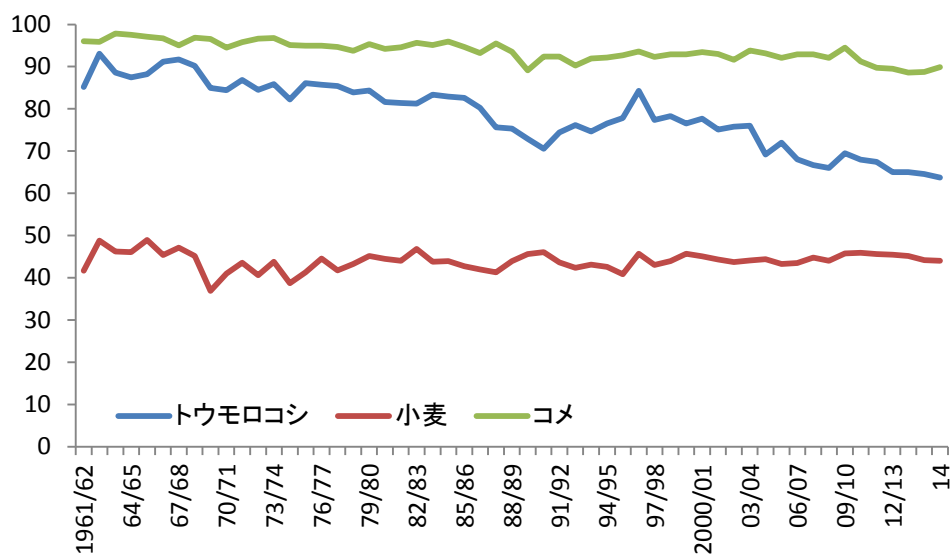
第27図 エジプトにおける主要穀物の輸入量
(単位：10万トン)

資料：第8図と同じ。

注. 2014/15年は推定値。

3) NAにおけるエジプトの位置づけ

第 28 図で NA における主要穀物の消費量に占めるエジプトの割合をみると、トウモロコシは低下傾向にはあるが近年は 65%程度で、小麦は 45%程度を維持している。コメは 90%程度と非常に高い。

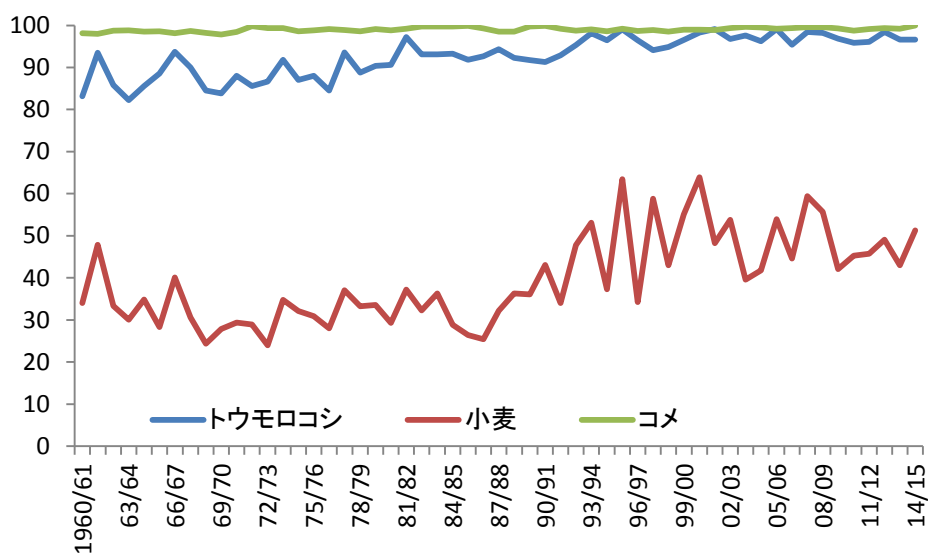


第28図 エジプトにおける主要穀物消費量の対NA割合
(単位：%)

資料：第8図と同じ。

注. 2014/15年は推定値。

第29図でNAにおける主要穀物の生産量に占めるエジプトの割合をみると、コメとトウモロコシはほとんどがエジプトで生産されていることが分かる。小麦は、近年は40～60%程度ではあるが、やはりNA最大の生産国となっている。

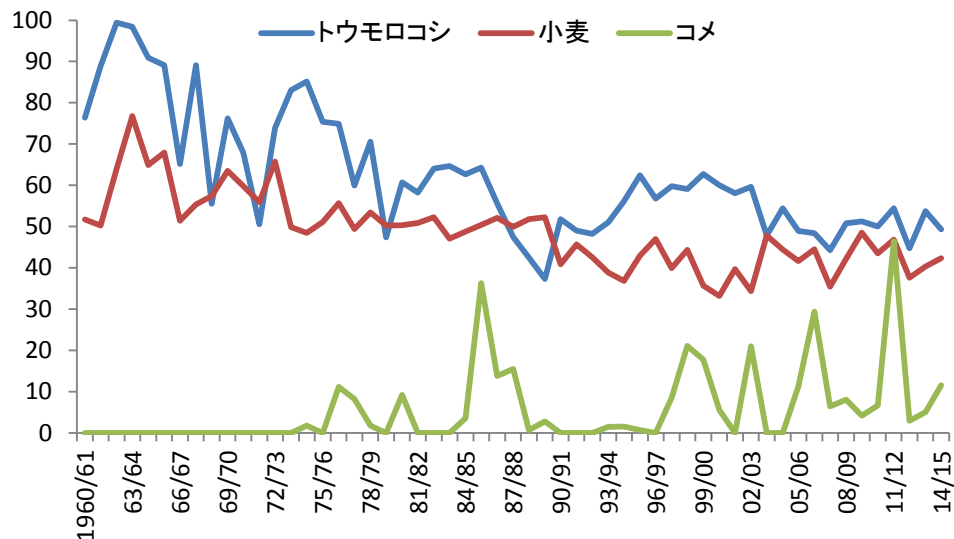


第29図 エジプトにおける主要穀物生産量の対NA割合
(単位：%)

資料：第8図と同じ。

注. 2014/15年は推定値。

第30図でNAにおける主要穀物の輸入に占めるエジプトの割合をみると、コメの輸入は少ないが、トウモロコシと小麦は、1990年代以降40%程度で推移しており、NA最大であるだけでなく、アフリカにおいて国際市場に影響を与えうる最大の国となっている。



第30図 エジプトにおける主要穀物輸入量の対NA割合
(単位：%)

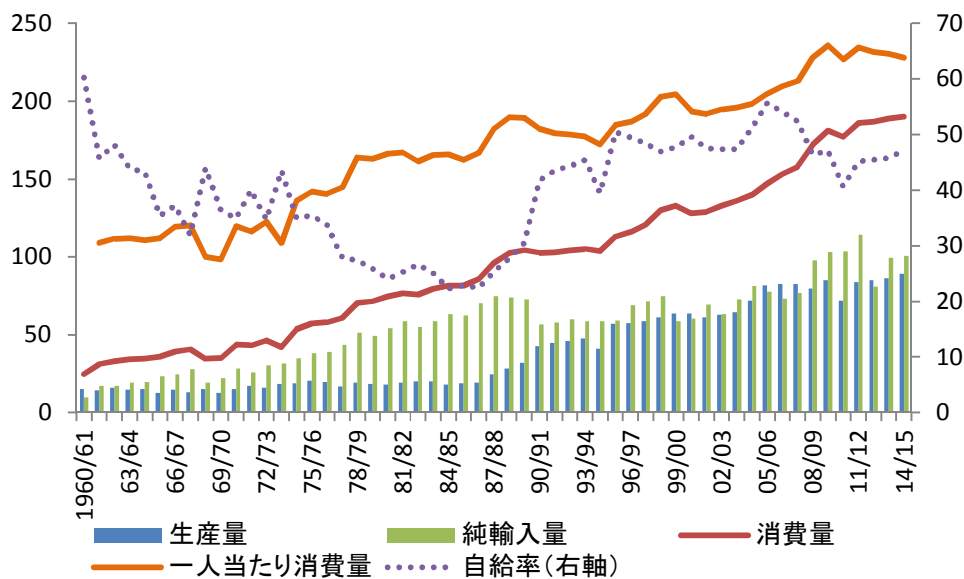
資料：第8図と同じ。

注：2014/15年は推定値。

4) エジプトにおける小麦の需給と農業政策－生産拡大と輸入確保に向けて－

ここまでみてきたように、エジプトでは小麦が最も重要な主食穀物である。小麦の一人当たり消費量が増加を続けているだけでなく、年率1.6%ほどで人口増加が続いているため、今後も消費量の増大が見込まれる。エジプトにおける小麦の輸入量は世界有数であることから、このような状況に対して、どのような政策が行われているのかを捉える必要がある。そこでここでは、話題を小麦に限定し、需給動向を整理した後、その背景にある政策を紹介していきたい。

はじめに、第31図で小麦の需給をみると、人口増加に加え、一人当たり消費量が急増したことにより（2013/14年に230kg）、同年の消費量が1,890万トンまで増加している。生産量の増産も続いているが（865万トン）、その差は拡大を続け、純輸入量が996万トンまで膨れあがっており、自給率は46%となっている。このように、エジプトにおいて小麦は最も重要な穀物であるが、年々、消費量と生産量の差が拡大するため、純輸入量も増加を続け、世界有数の小麦の輸入国になっているのである。



第31図 エジプトにおける小麦の需給
(単位：100万トン，kg/年，%)

資料：第2図と同じ。

注．2014/15年は推定値。

繰り返しになるが、小麦の増産要因については、単収と収穫面積の両者の増加が重要になっている（前掲第16図）。ただし、国土の95%以上が砂漠で、農地面積が4%以下（350万ha程度）と言われるエジプトは、土屋(2008)が「ナイル川の氾濫によってもたらされた肥沃な沖積土、日照時間が長く安定した気候、発達した灌漑システムにより生産性の高い農業が可能となり」と言うように、単収の増加が重要であると言えるだろう。

これまで収穫面積・単収ともに伸ばしてきたエジプトであるが、この先も増加は続くのであろうか。こうした点を中心として、USDA(2014)からの引用により、生産と輸入の最近の状況を確認しよう。

エジプトでは、土地の改良、水の利用方法の改善、高収量をもたらす新たな品種の導入などにより、2013/14年期の単収が増加した。小麦の単収は、El Sharkia 県で25%、Assiut 県で17%増加し、El Sharkia 県の農民は灌漑水を20%減少させている。

また、ICARDA(International Center for Agricultural Research in Dry Areas)とARC(Agriculture Research Center)のフィールド・クロープ・リサーチャーは、エジプトが、ポストハーベスの方法および輸送と保管の改善によりロスを最小限にし、新しい干ばつ耐性のあるこれまでよりも収量の多い高収量品種を利用することにより、平均単収6.4～6.5トンから、9～10トンに増加させようとしている。

MALR(Ministry of Agriculture and Land Reclamation)が、2013/14年にNational Wheat Campaignを実施したことも、単収増加による生産量の増加をもたらしたと言える。

政府によって補助される窒素肥料等への投入財のコストは、2009/10年の150ドル/トンから、2013/14年には230ドル/トンに増加している。

以上のようにエジプト政府や関係機関が単収の増大に力を入れる一方、限られた耕地を少しでも拡大しようとする動きもみられる。FAO(Food and Agricultural Organization)は、エジプトにおける小麦栽培は 175 万ヘクタールまで拡大することが理想だとしている（現在は 130 万ヘクタール）。

政府による買取価格を上げることで、農民の生産インセンティブを上げ、増産しようとする動きもある。2008 年から、GASC(General Authority for Supply Commodities)は、MY2012/13（エジプトの市場年度(MY)は 7 月から 6 月）における価格が 150kg 当たり 380 エジプト・ポンドとなるように、150kg 当たり 20 エジプト・ポンド（3.6 米ドル）のプレミアムを付し、国際価格以上の買取価格を出している。そして政府は、MY2013/14 の買取価格を 150kg 当たり 420 エジプト・ポンドと発表した。政府による高い買取価格は、農民に対して、小麦の面積を追加させようとするインセンティブを与えている。

また、融資体制の強化による増産政策もある。エジプト政府は、MY2013/14 における小麦の生産量を 900 万トンと概算し、MY2014/15 における小麦の生産量を 950 万トンと見込んでいる。MARL と GASC は、PBDAC(Principal Bank for Development and Agricultural Credit)による小麦のマーケティングの新しい戦略に基づき、MY2013/14 に農民からの買い上げ量を 400 万トンと概算している。その戦略とは、小麦の供給シーズンの前に農民が融資にアクセスできるよう、PBDAC が農協に融資することを約束するものである。農協は、小麦を販売した後、アドバンス（前貸し）の借入金を返済する。

以上のように、エジプトでは増加する一方の消費量を補うため、小麦増産のための様々な政策が行われている。しかし、現実的には、農地面積が大きく制約されていることや、最近では水の問題もあること、既に高水準の単収を達成していることから、増産によって自給を達成することは不可能であると言える。急増する人口と一人当たり消費量の拡大により今後も消費量の増加は避けられず、それに対応するためには輸入を行う以外に方法はない。そのため、エジプトにおいては、十分な量の小麦をいかに上手く調達するかが、きわめて重要な政策課題となっている。そこで、小麦の輸入に関する政策を USDA(2014)のレポートから紹介しよう。

最近、MoSIT(Ministry of Supply and Internal Trade's)は、全国的なスマートカードパイロットスキーム⁽³⁾の実施が、次の財政年度において、輸入量を 100 万～150 万トン減らすかもしれないと発表した。これは素晴らしい目標ではあるが、“baladi”パンシステム⁽⁴⁾の複雑さなどのため、小麦の輸入がそのように減少すると予想するのは非現実的である。エジプトでは年率 1.6%程度で人口増加が続いており、水資源が限定され、耕作適地がきわめて少ないことなどから、今後も輸入小麦への依存は強く残るだろうと予想される。

もしエジプト政府が小麦の流通過程等で民営化を実現することができれば、小麦輸入が効率化され、輸入量の減少が達成される可能性はある。また、アルジェリアやサウジアラビア等の小麦バイヤーと GASC を比較すると、GASC の入札は不必要に複雑でコストのかかるものとなっているので、それをスマート化することも効果的かも知れない。

4. まとめ

アフリカは、人口が 11 億人を超えたことに加え、近年の経済成長による購買力向上などを背景に、穀物の国際市場のかく乱要因になりうる。実際、穀物の輸入量は 7,800 万トンを超え、世界の輸入量の 22%を占めるまでに拡大しているため、需給等の現状を把握することが必要となっている。

本稿においては、まず SSA と NA を比較しながら、アフリカの穀物需給を概観した。そしてアフリカの穀物輸入においては、NA が重要な位置を占めていることが分かった。特にトウモロコシと小麦の輸入量は合わせて 4,100 万トンを超えており、アフリカの輸入量を規定する主因になっていた。また、穀物生産（増産）の特徴としては、トウモロコシとコメにおいては、SSA が収穫面積の増大に依存しているのに対して、NA は単収面積の増大に依存していることが確認できた。小麦については、SSA と大きな差は生じていないものの、NA では単収の増加が増産要因となっており、それはエジプトにおける単収の増加が主因であった。

エジプトを事例とした分析では、小麦に焦点を当てた。小麦の増産は急速に進んでいるが、消費量の拡大に追いつくことはできず、純輸入量が拡大を続けている。増産は単収の増大と収穫面積の増大によってもたらされており、特に単収は 6 トン/ヘクタールを超えるまでになっているものの、国土面積のわずかに 4%程度しか耕作ができないため、増産にも大きな制約があった。

そのような状況下、エジプトでは、単収増加のためにいくつかの政策が実施されていた。それは、土地の改良、水の利用方法の改善、高収量をもたらす新たな品種の導入などであり、その他にも、窒素肥料導入のための補助金政策、買取価格の高水準での設定、融資体制の強化などによって、小麦の増産が図られていた。

小麦の輸入については、流通過程の民営化や GASC の入札方法の改良など制度の効率的な運用を通して輸入量をある程度削減できる可能性が指摘されているが、急速な人口増加や水不足、農地の大幅な拡大が困難といった基本的な状況の下でどの程度の効果を生み出すことができるかは不透明である。

注(1) サハラ以南アフリカのこと。アフリカ大陸における北アフリカを除く地域。

(2) アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、スーダン、チュニジア、西サハラを指す。

(3) 井堂(Online)によると、基礎食糧品（砂糖・食用油・茶・コメ・小麦）にスマート・カードが導入され、配給制限対象となっている。補助金付パンのパラディ・アイーシュ（1 枚 5 ピアストル）だけが販売所の長蛇の列に並べば誰でも購入が可能な状態が続いてきたが、現地報道によるとこれも今後スマート・カード配給対象になるとのことである。

(4) エジプトにおけるパンの配給制度のこと。

[引用文献・参考文献]

- 畑明彦 (2013)「エジプトの農業－民主化を背景に」『国際農林業協力』Vol.35・No.3。
- 平野克己 (2002)『図説アフリカ経済』。
- 平野克己 (2004)「農業と食糧生産」北川勝彦・高橋基樹編著『アフリカ経済論』。
- 平野克己 (2009)「アフリカ農業とリカードの罫」『アフリカ問題－開発と援助の世界史－』。
- Ibrahim Soliman, Jacinto F.Fabiosa, and Halah Bassiony (2010) *A Review of Agricultural Policy Evolution, Agricultural Data Sources, and Food Supply and Demand Studies in Egypt*.
- 井堂有子 (Online)「エジプトの内閣改造劇：賃金問題とストライキの波」
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Seisaku/pdf/1404_idou.pdf (2014 年 11 月 20 日 参照)
- 掛谷誠・伊谷樹一 (2011)『アフリカ地域研究と農村開発』。
- 国際協力総合研究所 (1997)『サブ・サハラ・アフリカにおける農業開発協力のあり方に関する基礎研究報告書』
- 日本貿易振興機構 (2014)『ジェトロ世界貿易投資報告 (各国版) 2014 年版』。
<http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2014/pdf/2014-eg.pdf> (2014 年 11 月 20 日参照)
- 櫻井武司・Irene K. Ndavi (2008)「カンントリーレポート：サブサハラ・アフリカ-経済自由化政策下の食料安全保障-」『平成 19 年度カンントリーレポート インド, サブサハラ・アフリカ』。
- 清水徹朗 (2011)「変貌するアフリカ・中東の食料需給」『農林中金』第 64 巻第 7 号。
- 土屋一樹 (2008)「農業政策の変容と農業生産の現状」『アジ研選書 13 エジプトの政治経済改革』。
- 土屋一樹 (2004)「変革期を迎えたエジプトの小麦流通－小麦流通構造と食糧補助制度の変遷－」『現代の中東』No.35。
- USDA (2014) “Egypt, Grain and Feed Annual 2014, Wheat Demand Expands, Corn Stays Steady and There’s Continued Reluctance to Export Rice” , *Gain Report*.
- USDA (2013a) “Egypt, Egypt’s Current Food Supply Situation” , *Gain Report*.
- USDA (2013b) “Egypt, Grain and Feed Annual, Forex Availability Impacts Grain Imports” , *Gain Report*.
- USDA (2012) “Egypt, Grain and Feed Annual, Wheat and Corn Production on the Rise” , *Gain Report*.
- 山野明男 (2010)「ナイル川に依存するエジプト農業の一考察」『愛知学院大学教養部紀要：愛知学院大学論叢』58(1)。

2014（平成 26）年 3 月 31 日 印刷・発行

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料 第 3 号

平成 25 年度カントリーレポート アメリカ，韓国，ベトナム，アフリカ

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600
